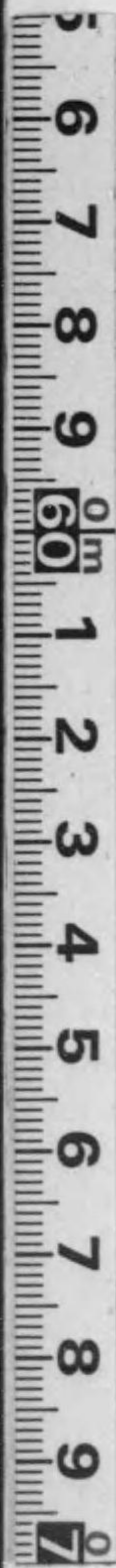


343

417



始



工卜W-63

343

4は

通航一覽

第五

大正
2.5.28
贈球

通航一覽第五目次

卷之百八十二……………一
南蠻阿媽港國、部一、○入津拜禮呈書御返簡并獻上、

卷之百八十三……………二六
南蠻阿媽港國、部二、○御誅伐并渡來停止、

卷之百八十四……………三五
南蠻阿媽港國、部三、止、○放流并漂流、

卷之百八十五……………四
南蠻伊新把爾亞國、部、○入津并渡來停止、南蠻新伊新把爾亞國、部、○漂着入津并御書、○渡海、

卷之百八十六……………五
南蠻波爾社瓦爾、部一、○入津并渡來停止、

卷之百八十七……………五
南蠻波爾社瓦爾國、部二、止、○入津并渡來停止、

卷之百八十八……………二
南蠻亞大里亞國、部一、○西齊利亞人渡來并扱方、

卷之百八十九……………三
南蠻亞大里亞國、部二、○邏媽人渡來并扱方、

卷之百九十……………四
南蠻亞大里亞國、部三、止、○邏媽人渡來并扱方、

卷之百九十一……………七
南蠻總括部一、○入津通商并扱方、○拜禮并獻上、○漂着、

卷之百九十二……………八
南蠻總括部二、○切支丹禁制、

目次



卷之百九十三.....二六

南蠻總括部三、○切支丹禁制、

卷之百九十四.....一五

南蠻總括部四、○切支丹禁制、附并別、來停止

卷之百九十五.....一八六

南蠻總括部五、○切支丹禁制、宗門奉行、同改役、目明并山屋敷、

卷之百九十六.....一九五

南蠻總括部六、○切支丹禁制、刑律并、穿鑿筋、

卷之百九十七.....三二

南蠻總括部七、止、○切支丹禁制、證文并、踏繪、○渡海御朱印、

卷之百九十八.....三五

○唐國總括部一、○渡來扱方、○拜禮獻上物并術伎上覽、

卷之百九十九.....三九

○唐國總括部二、○商賣規定并御用物持渡物等、

卷之二百.....二五二

○唐國總括部三、○漂流并漂着扱方、○潛商御刑罰、

卷之二百一.....二六八

○唐國總括部四、○潛商御刑罰、

卷之二百二.....二六七

○唐國總括部五、○潛商御刑罰、○唐商御咎并御褒美、

卷之二百三.....二九九

○唐國總括部六、○町宿并唐館、附制令、

卷之二百四.....三七

○唐國總括部七、止、○町宿并唐館、附制令、○唐船并唐館非常、附荷物藏、

卷之二百五.....三七

○唐國福建省泉州府、附廈門、部一、○渡來通商、○僧渡來住職、○漂着、

卷之二百六.....三六

○唐國福建省泉州府、附廈門、部二、○漂流、

卷之二百七.....三六

○唐國福建省泉州府、部三、○入津拜禮御朱印奉書來簡等、

卷之二百八.....四

○唐國福建省泉州府、部四、○僧渡來住職并拜禮獻上、

卷之二百九.....三五

○唐國福建省泉州府、部五、○僧渡來住職并拜禮獻上、

卷之二百十.....三三

○唐國福建省泉州府、部六、○漂着并難船、

卷之二百十一.....三六

○唐國福建省臺灣府、附鹿耳門、部七、○渡海御朱印、○入津并通商拜禮、

卷之二百十二.....三九

○唐國福建省臺灣府、部八、○鄭氏援兵願等、附風說、

卷之二百十三.....四三

○唐國福建省臺灣府、部九、○鄭氏援兵願等、附風說、

卷之二百十四.....四四

○唐國福建省臺灣府、部十、○鄭氏援兵願等、附風說、

卷之二百十五.....四九

○唐國福建省臺灣府、部十一、○漂着、○漂流、

卷之二百十六.....四五

○唐國福建省漳州府、部十二、○入津通商、○僧渡來住職、○漂着、

○唐國福建省汀州府、部、○儒醫渡來獻上并臨時信牌願、

卷之二百十七……………四六

唐國福建省福寧府嶼港部十三、○漂流、

卷之二百十八……………四四

唐國福建省福寧府嶼港部十四、○漂流、

卷之二百十九……………四七

唐國廣東省廣州府廣州府部十五、○渡來御朱印并給牌御用物持渡等、○漂流、○漂着、

卷之二百二十……………五〇八

唐國廣東省雷州府并肇慶府部十六、○漂流、

唐國廣東省潮州府部、○御答筋、○漂着并漂流、

卷之二百二十一……………五二

唐國廣東省瓊州府部十七、○漂流、

卷之二百二十二……………五三

唐國廣東省惠州府部十八、○漂流、

卷之二百二十三……………五五

唐國浙江省杭州府并金華府部十九、○渡來呈書、○儒

醫并技藝之者渡來、○僧渡來住職并漂着、

卷之二百二十四……………五五

唐國浙江省紹興府部二十、○儒渡來、

卷之二百二十五……………五七

唐國浙江省湖州府部二十一、○漂流、

第五目次終

通航一覽卷之百八十二

南蠻阿媽港國、部一

按するに、阿媽港、臥亞、二國ともに亞細亞洲の中にあり、舊みな波爾杜瓦爾に屬す、阿媽港また亞媽港に作り、本邦にては天川と記し、彼の來書にもまた天川と書す、康熙御撰輿圖に、此邊海を天河海と記したれば、支那にも天河といへるに似たり、全く和呼のみにはあらざるへし、今采覽異言等普通の字面を用ふ、亞媽港紀略に、此國北緯二十一度餘と記し、華夷通商考に、本邦より海路九百餘里とあり、黒船燻沈記に、俗に天川と稱し、日本之西南に在り、肥前國長崎を去る事海路八百里、或はいふ九百四十里、此津港は大明の海濱にして、南蠻人、阿蘭陀、占城、暹羅、呂宋、甘波邪、交趾等、商船の湊る所なりと載す、噶蘭新譯地球圖說に、またアマカンドもいふ、古稱なるへし、今はバラゴアといふと記し、嘆咏餘話には、蠻呼マカヲといふ、唐山廣東府香山縣の南海に斗出する一小島にして、波爾杜瓦

爾人交代して永住す、伊斯把備亞と同類同宗の地なりといふ、六本長崎記に、此國及び呂宋の邊を西洋とも稱すといへり、其事渡海御朱印の條に辨す、其產物はハアレンテインといふ西書に、黃白糸、織物、陶器、山歸來、麝香の類とあるよし、亞媽港紀略に載す、臥亞は御書及び彼國よりの呈書等にも五和に作り、或は哥阿とあれども、支那の書に臥亞に作れるをもて、これに従ふ、萬國夢物語に、北緯二十二度許とあり、四夷八蠻船行記に、長崎よりの海路三千六百五十里といひ、華夷通商考には、三千九百里或は四千里と記す、采覽異言等によるに、此國印度中麻辣機爾諸州の内にして、埗甘瀨會の地、洋船の湊る所なり、印度志に、波爾杜瓦爾より併有する印度諸國中、第一の都城にして、波爾杜瓦爾より置所の小王これに居し、其所屬東方諸國の事を指揮すといふ、近代翻譯の西書に、デカン國の西邊にありて、我明和の頃、嘆人の爲に併せらるると記す、產物は華夷通商考に、毛氈、木綿、織物等とあり、此國の記載混淆して分ちかたければ、今臥亞も此部に附す、また此船渡來のはしのは、甚た古き事にて、

本邦より南蠻國と稱せしものは、此二國なるよし、采覽異言、外蕃通書等に論し、外國通信事略にも、二國の事は、波羅多伽兒より官人を臥亞に置、臥亞よりして阿媽港を兼治む、我邦にて南蠻人といひ、其船を黒船とも稱せしは、是なりと見ゆ、然れば南蠻とのみあるものは、此部に收むへしといへども、呂宋等をもまた南蠻と稱せしものあれば、必ずそれとも定めかたし、よて別に南蠻總括の部を建て、南蠻とのみあるものは、概して其部に收む。

○入津拜禮呈書御返簡并獻上

慶長十四己酉年、阿媽港人來朝して、爾後日本人其國に渡海するを禁せられん事を請ふ、官本當代記に、こゝし黒船二艘長崎に着岸あり、阿媽港船も其内なるへし、よて七月、官本當代記は、南蠻總括之部に載せ見るへし、よて七月、禁制の御朱印を賜はる、こゝし十二月十二日、有馬修理大夫晴信に命し、此國の船を肥前國長崎の海上に於いて燔沈せしめらる、事は御誅伐の條にあり、

慶長十四己酉年七月廿日晚、學校へ上州より使者あり、天川へ御朱印被仰遣之、日本人天川へ參候事迷惑に付て、御停止之御朱印也、文言相談申、御右

筆へ申渡す、

日本人、天川津へ寄船候に付て、其處迷惑之由尤に候、於其儀者、堅令停止了、若於背此旨者、如其地法度、可致成敗者也、

慶長十四年七月廿五日

御朱印

天川湊年寄中

右御右筆庄九左衛門書之、七月廿一日御朱印被押候也、異國日記、

慶長十五庚戌年、阿媽港より東魯訥といふもの來朝し、臥亞の海船總兵官東適我が書を捧げ、物を獻して、去年其國の船を燔沈せられし故を問ひ、再び御朱印を賜はり、舊に仍て通商せん事を請ふ、また東適我及び阿媽港諸耆老より、本多上野介正純、後藤庄三郎にも書牘を贈る、同十六辛亥年七月、東魯訥を駿府に召て拜謁を許され、正純及び庄三郎に命して回翰を贈らしめらる、次條に載る東魯訥の書牘に、彼また江戸に其月日等、異國日記に、九月にいたりて御朱印を賜はり、其請ふ所を許容し給ふ、長崎奉行長谷川左兵衛より副書あり、呈書、及び正純、庄三郎の來書ともに見えし、また正純、庄三郎、即左兵衛の書牘、みな林道春の手に成る、外國入津記、大三川

志等には、東魯訥、入津を十六年の事とす、今長谷川左兵衛の書を推考して、續本朝通鑑による、

慶長十五年庚戌、蠻人東魯訥及阿媽港人來、本多正純承神君之旨、答南蠻船主、又諭阿媽港人、續本朝通鑑に、正純、回答を今年一記せしは杜撰なり、

慶長十六辛亥年七月、阿媽港より東魯訥といへる者長崎に來り貢を獻し、西域國海船總兵官東適我がいふ者より、書簡を以て先年阿媽港の黒船罪せられたる事を問て、御朱印を賜り、商賣前々の如く相違なからん事を請ふ、東魯訥は彼國の貴族なりといへるを以て、渠を駿府に召て、神君へ拜謁する事を許され、御朱印を賜り、按ずるに、御朱印を賜はりしは九月なれども、こゝは總記せしなり、且本多上野介、後藤庄三郎か許より、東適我并阿媽港の耆老の許へ書牘を贈らせ、按ずるに、大三川には、林道春に命して、本多正純、後藤庄三郎に、藤光次、書を作らしむとあり、以後商船長崎へ入津に於ては、貨物交易違議あるへからざる由を諭さる、外國入津記、大三川志、武徳編年集成、

慶長十六辛亥年、本多正純復南蠻船主東適我書

日本國執事上野介正純、謹復書西域國海船總兵官

東適我大人、按ずるに、續本朝通鑑には大夫に作る、館下、今玆行人東魯訥遠

跨鯨海、重譯而來、親捧鯉素、執謁而見、茲審當時黑

船燔燒之事、於今足下似訴其罪之有無、蓋域異路隔、而不得其情乎、殆抵牾乖戾、而不識其真乎、往歲、阿媽港殺我專价節幹、何也、貴國人以此港、爲私權之處、不欲使我民知之、相逐相來、將塞來路、而殺無事之我民、斯事以聞我主君、我主君、一則以悲我蠻民之無罪而趣死地、一則以怒彼蠢蠻之有惡而設禍、於是乎、會黑船來于長崎津、僉云、向之殺我人者、今之船頭加昆且爲之最矣、津吏上言我主君、我主君慕征葛之意、存復讐之禮、仍以命津吏、召船頭加昆且、不肯出至、又以問之、不肯奉答、至于再、至于三、終不肯應國命、於是乎、而後船頭之有罪也愈信矣、不亦明白乎、仍命有司、加昆且一人有大事、而諸人無訝執一人、而千萬人悅之、則古之人行之、津吏奉命、遣士以問加昆且之罪、船頭即發大鳥銃、燒破我數船、將截纜而驅去、官士於是懼國法之不慢、而乃構艦而乘之、船頭忽放火而防之、遂衣寶玉而自焚、而船又沉、初只執欲加昆且一人問之而已、何殺其餘者乎、況復於船而何燒乎、事實如此、足下宜知測焉、母爲恠惟幸、方今東魯訥一介遠到、吾儕爲之先容而執贖、而使殿一見、事已成、是非無惠於

足下也、亦今我主君不念舊惡、既往不咎、以商賈之往還通市、爲國家之給足餘裕、而不厭諸船之出入、然則來夏、仍舊黑船來于長崎、則通市隨意、而有大利焉、必無拘滯、所待在茲耳、當其時、若我官吏及諸商、有苛擾喧雜之事、則必宜告訴、依法施行、照驗有在、勿爲猶豫、事々難罄于楮面、併附以東魯訥之口舌、不宣、按するに、此書年月を記さ、れども、阿媽港知府に贈る書中、詳在寄東適我回書中記載たれば、同時の書たる事推して、

本多正純復阿媽港知府書

日本國執事上野介藤原正純、謹復書阿媽港中知府諸者會長等所、遠枉手書、近似面稟、住歲烏船燒溺之故、如今諄々而言之、前船主雖自速辜、而其愛惜之情亦可憐焉、其罪迹、詳在寄東適我回書中、姑舍是、然今貴港早悔前非、爲修舊好、庶幾風船按するに、艦には、風を風に作りて、船の字なし、遲還、商賈開通之路、永以不廢也、其意於理無害、然則我邦雖有不拒來不追去之意、而又通外國、柔遠人之義、不能不有也、因以聞我主君、我主君有允容之命、於貴港不亦幸乎、夫以貴港之入貢於我邦、數十年于茲矣、今一旦舉而不棄之、蓋我主君善鄰之意、念茲在茲、然則來歲隨例、以烏船之

到于長崎而爲期、莫違約、仍商市難還、而交易獲福、有如昔日、勿爲狐疑、不宣、

慶長十六年辛亥秋七月十五日

後藤光次與阿媽港諸老書

日本國臣後藤庄三郎藤原光次、謹致書阿媽港中知府諸者老等館下、茲承總兵官東適我惠書、主復莫措、況又專价魯東訥來享、相看有欣悅乎、前年黑船回祿、陽候爲之祟、蓋其船頭在貴港、時殺我民人、而騙我欺我、以爲不知者、而來于長崎、事發覺、以聞我君、我君命有司曰、收船頭加毘且者、以訊正之、於是馬修理某、受命而往、以爲加毘且一人取來、則一船無恙、且告、有罪即已、無罪蓋下船而來謁、然加毘且遂不可之、而亂發巨銃、射我船、多爲焚破、後張帆斬纜將奔去、修理恐辱君命、樓船急接、船頭乃發巨銃、放炬而拒之、餘船逃散、終燁燁而沉淪、夫一人之有罪、而若干人命、若干貨財、悉爲燬燼、初雖非其船裏諸客之本意、而胡越同舟同命、至如此矣、真可嘆哉、火炎崑岡、玉石俱焚、船頭罪能大也、其生而幸存者、多皆調送而還之、何欺乎今也、來歲烏船來款之事、其悃求不忘昔日、余甚憐察、是以上言我君、我

賈買法度以下、如前規可無相違者也、若違亂之輩於有之者、可處其罪、宜可承知此旨也、

慶長十六辛亥季秋日

御朱印

黑船

右之御朱印、圓光寺被相認、傳は按するに、傳は傳傳の略稱なり、下同し、所勞故、於以內、慶長十六九月廿一日に案書披見也、異國日記、

慶長十六年、長崎奉行長谷川藤廣與阿媽港父老書日本國臣使船司長谷川左兵衛藤廣、呈書阿媽港諸者老足下、黑船依舊到來、相待在茲、商賈交市、爲兩國之利、何有疎隔哉、前日五和國使者東魯訥、來于吾邦、時藤廣在長崎、故吾主君不與殊書印于魯訥、今藤廣爲請之、於是允有允容、而賜殊書、蓋爲貴港不怠舊盟者耶、明夏必埃烏船之維繼於長崎、勿作猶豫、再拜不宣、羅山文集、

慶長十七壬子年七月廿三日、阿媽港の商船肥前國長崎に入津す、考證に、黑船着津とのみありて、阿媽港といはざれば、前年波來の恩許を蒙りしと、駿府到着拜謁等の事を參考して、八月廿八日駿府に來着、九月朔日登營して拜謁し、臥亞國官人等の書牘を呈し方物を獻す、こは前年御朱印を賜はり、かつ東魯訥の懇遇蒙りし

君許可之、然則來歲烏船到于長崎者、相埃有日矣、長崎者、是吾邦西海道中之一良津、而諸市之所輻湊也、然今來書所云、奉行長谷川左兵衛及村山等安、按するに、等安は長崎御代官なり、耽構利之貪心、且口宣此二人、使貴港人作賂銀之債券云云、風聞事也、真僞不可知之、適口召二人至于此、兩辭具考、而得當其法、蓋片言匡折獄之故也、彼此甲乙相對、而後白于我君、及其時也、我國法必有所置、然則來歲黑船至長崎時、吾輩愈勸諫二人者、不令爲貴港作阻隔、莫使爲黑船成拘滯、無使爲諸市做煩擾、宜安貴慮、且又留貴港官人一兩輩、實于我駿府、其所乞是亦尤有謂矣、駿府者我君輦轂之下也、然則長崎奉行等、彌憚君邊、而無枉事、今之來价東魯訥、以其貴族者、親拜趨我君、於魯訥不亦幸乎、唯我君前話每及烏船之事、余既爲應答之職、旁人設有譖愬、余能爲之肩蔽、此事之調護、唯在余之思愛貴港耳、萬萬勿勞遐想、今借貴港諸老之唇吻、達之於總兵官所惟幸、不克別裁回東、及東魯訥還、而仍附以余之中情、拜不宣、羅山文集、

慶長十六年九月
自五和使者到來、黑船欲來朝之由、不可有異議也、

を謝し奉るなり、時に台徳院殿にも書を奉り、また本多上野介正純、後藤庄三郎にも來書あり、同月廿五日御返簡を出され、別に御朱印一通を遣はさる、正純、庄三郎よりも回答す、此年八月、島津少將家久よりも阿媽港四國老、漂民、彼國にて救護せしを謝する所なり、及び其船主に答ふる書あり、こは去年薩摩の

慶長十七壬子年八月四日、自長崎飛脚到來申云、去月廿三日按するに、駿府政事録、武徳編年集成に廿二日とし、又三川志に十二日と記す、共に追書の誤りなるべし、又官本當代記、創業記等に、此月のはしめ、黒船到着と記したるは、御聽に達せし日次と混し誤りにや、黒船着津、白糸十四萬斤、其外段子等多來云々、後藤庄三郎於御前申之、駿府記、

慶長十七年八月、始黒船至長崎着、去々年來朝黒船、悉被打果の間、按するに、黒船を焼沈められしは、自是慶長十四年にて、去々年来らざるべし、自是以後、來朝不實の由、人みな思設處、長崎の住僧彼國人たるに依て、此一兩年依相調來朝云々、其外小船共多着岸、狸々皮、毛氈、卷物、糸如山來ること云云、官本當代記、慶長十七年八月廿八日、此度黒船の唐人駿府へ參着、創業記、慶長十七年九月朔日、黒船の船主等、於駿城御禮、

上様袴肩衣、上壇曲録に御座、進物羅列、目錄在左、奏者柳原伊豆守也、縁限鴨居之内疊之上にて船主作拜、本多上野介書持參於御前、上様入御之後、右之書、上州被渡於傳、傳請取而歸、書三通、銀之方盆に居へ、木具之臺に載て御前へ披露也、傳へ請取時は、銀之方盆者不請也、上州奥へ被擧之乎、茶屋之又四郎、長谷川忠兵衛方盆奥へ被持入、右之書三通之案在左、

西域國署五和壬事雷羅令所徳大奥六謹頓首、致書大日本國王御前、君處東海、寡人處西、惟是百萬里風濤、音信難度、情緒間濶、然神交者心自相貫也、常念敵國百姓之貴邦、感君殊遇、如家人父子、傳頌盛徳、大名到敵國、寡人遙瞻拜、嘉頂戴無窮、特差將官彌格兒幾蘇沙庇蒙徳兒、帶書到天川港刻、令副將阿維舍羅烈稱、將書詣闕、告修舊好、君其納之、幸甚幸甚、寡人思、去歲貴百姓在天川港、與敵百姓相殺、聞之心甚驚怖、遂差東適我、往審確處分以謝、繼而東適我書至、說安直黎弼梭人船財貨、俱焚溺於貴津之海中、吁可嘆哉、一何慘也、乃東適我克終君命、轉差東魯訥、攜書告白、東魯訥仍被光寵、蓋王矜無

罪、故施不次之恩、煨燼之餘、厚完以歸、君王之心、依原光霽、煨燼答謝、初不之省故也、惠徵福於敵邑、御恩銘刻、死且不朽、惟是告諭天川港敵百姓、要承奉如初、不可失墜、再尋舊盟、願勿相塞、倘敵百姓於貴津有無狀、君其使告加毘旦、即責以謝、若貴百姓有不然、君亦當圖之、允若茲、兩情相通、更無渝好、雖千百世可無事也、然內交既固、外患必除、紅毛英圭黎者、按するに、阿蘭陀、敵邑之患也、彼在海上流劫、安得有貨至貴國、是皆誑詞、若安泊貴津、終是芒刺、其長驅之、使無止宿、外憂既除、內親益固、聖保廟備須甫伴天連諸大士、在貴國者、深沐君王眷顧、惟祈始終如一、寡人更荷天慈、君王苟有所願於敵邑、敬將唯唯聽命、蓋兩相好、兩相願、雖各天猶一也、狀惟、焔亮不宣、

判

右書唐紙折本之如經、外題亦紙押之、上に正之字一字書之、架籠赤紙、上に外題有、表書云、

西域國署五和壬事雷羅令所徳大奥六致書傍注、是に書、大日本國王御前、傍注、是者真中之上之真中に次目有り、外題之下之明たる所書之、謹封傍注、是者架籠之

西域國臣總兵巡海務事彌格兒幾蘇沙庇蒙徳兒薰沐頓首百拜、謹以口詞、上啓大日本國王陛下、五和署西域國王事主者、聞得燒船之變、至於不相往來、蓋職敵邑之由、遂遣東適我、至澳詳察、責敵百姓、且因以謝過、適我用是、差東魯訥持書、詣王所與百執事前、表暴敵邑之心、請納交繼修前好、亦視電書之得不得、以決船之來不來也、及臣至嘛喇略、路遇魯訥歸、出所賜良刀與殿下二三執事之書示臣、臣始知陛下之大有造於敵邑、恩與天地並、向事實非陛下之本心、乃讒言之以但不信舊書稿、不登印信、衆心終是躊躇、臣今至亞媽港、接王璽書與長谷川左兵衛手札、臣拜手登讀、真知陛下與百執事之無二三其德也、又接我備須甫來書與伴天連微施代律口彌噴噴、王有深愛、惠徵敵邑有加、敢不惟命是聽、遂命商船滿載、以來主是事者、加毘旦伯祿兒物知氏、而來將阿維舍羅烈稱、是我王家之裔、曾與貴邦舊識、此謹慎人也、敵邑肝膽腸胃、盡付此人舌尖、有密心腹、儘可傾瀝、今願竊有請焉、前交曾有璽書、彼年在船燒燬、其稿尚存、王臣一張、實明其事、若有敵邑之心、請乞騰寫二本登印、一存照本港、一隨船往來、則

梯航年年、及瓜聽命、茲聞有紅毛投貴國、此是海上劫船之賊、恐不利於敵邑、持備兵船一隻護送、惟祈蚤發買賣、仲秋風便、得以言旋、來年孟夏、商船必蚤至矣、是乃兩國之利也、敢布腹心、臣不勝悼慄之至、謹奉小東一通、以聞、

于時

大明萬曆四十年夏六月

判按するに、萬曆四十年は、我慶長十七年

右書之牒、架籠等同前、但書之上に外題に、正之一字、是も同前、架籠之表書云、

西域國臣總兵巡海務事彌格兒幾蘇沙庇蒙德兒致書

傍注、是右之限に書之、

大日本國王陛下傍注、是者真中之外題上に書之、

謹封同前、

西域國臣奉行天川港知府事交會華殊、臣機所功沙訥、臣衛視奠昂涼陸、臣彌格兒黎等、蒙御賜良刀硃書、召回通好、謹奉表稱謝者、伏以、寶氣騰毫光、輝煌牛斗、玉篆涵膏澤、溫潤區寰、恩自天來、眷溢望外、臣等誠懼誠忭、稽首頓首、竊惟天下一家、隆古太平景象、梯航輻湊、淑世富疆規模、天地之大德曰生、神聖以不殺爲武、好生洽於人心、光被遍乎四表、茲蓋

伏遇、陛下量同天地、明並日月、陽光烘翳霧、讒人無事乎、鴟張羅網開三面、用命得賴以生活、消融不識蠢愚之愆、軫念人船燒淪之苦、寵謝罪之使、特賜良刀魯訥、何幸也、歎鳥船之至、欽降璽書、闔湧欣勤焉、天語榻前叮嚀、咸頌聖主之慈、御書遠至招徠、益增人民之喜、許買賣如前規、嚴違犯之逆徒、轉枯稿歸陽春、兩成福利、斬荆棘爲大路、心無罣碍、蓋王視我如己民、故我親王即吾王、茲重恩謝之舉、特選老成之人、來者阿雅舍羅烈稱、即王室之胃、在敵邑稱爲小心謹慎、與貴邦原有交遊舊識、用是道達誠意、敢藉可托寄腹心、伏願心貫始終、德無二三、撫綏之政常新、歸依之期如故、浸仁恩、淪肌浹髓、祈福祚、地久天長、臣等無任瞻天仰聖激切屏營之至、謹奉表稱謝、以聞、

于時

大明萬曆四十年壬子夏六月

判

右書之牒、架籠已下同前、但書之上之外題に、表之一字書之、架籠之表書に云、

西域國臣奉行天川港知府事文會華殊等謹奉表

傍注、是右之限に書之、

日本國王陛下傍注、是者外題之次目、外題之下之明たる所に書之、 在判傍注、架籠之上 謹封

右三通之書、同時に寫置者也、此三通之外に、南蠻字之書雖有之、不及披緘也、

西域國臣奉行天川港知府事文會華殊、機所功沙訥、衛視奠昂涼陸、彌格兒黎等、謹致書日本國本多上野介相公大人閣下、客總承惣兵東適我、遣副將東魯訥、携書請罪、賴足下不厭卑鄙爲之先容、引見便殿、恩禮有加焉、尙方寶刀、佩歸本國、以章王寵、光昭敵邑之君臣、雖王錫其大德、實足下之推撰之力也、手書教云、通市隨意、必無拘滯、敵邑人民不違尊命、悉索敵賦、以來船貨會于貴浦之長崎津、足下無忘舊德、視我如子、彌縫其闕、而匡救其災、則敵邑人民獲庇於天高地厚、世世子孫不能忘也、來使阿雅舍羅烈稱、王裔敵且邑之良也、曾與貴國諸君、比肩交遊、稱爲謹慎、用是推側左右、藉足下之靈、而惠徵之、拜手稽首、願王之德業配天、併三祝於足下、而因以少白焉、前年之變、皆罪我之由、固有大謬、不然者破舟流離、居因吾資、饑食吾粟、厚施而不報、又因以爲仇、似於怨德之理未稱、藉死者爲名、快心於一逞、

主持結構、至於此極、若而宛抑幾無伸矣、幸有聖天子賢宰相、區別涇渭、遂使六十年之交離而復合、敵邑之福也、苟暗藏機括、陽和而陰蠶、則敵邑又斐禍矣、調護扶持、於足下重有望焉、然敵港處貴百姓、情最厚也、明官府惡留貴百姓而至於亂、推究窮詰、動至費用、終不忍貴百姓陷明官府之手、則是我有大造于東也、兩相愛而兩相護、乃見交情、毋尋干戈於同室、惟足下先杜其實、幸甚幸甚、

大明萬曆四十年壬子夏六月

判

右之書之牒、如經折本にして、外題赤紙、外題之上に、書之一字有之、架籠赤紙、架籠之上に外題有之、同赤紙也、架籠之上に書付有之、左にあり、

西域國臣奉行天川港知府事文會華殊等致書傍注、是右之限に書之、

日本國本多上野介相公館下傍注、是は外題之上に書之、之下はつれに、謹封之二字有之、

又五和之一番之帥大將東適我より、上野介殿へ上書、其書南蠻字にて未分明故、通事消息にのべて、上別へ上る也、左に有案也、去年ドンヌウギヨ差渡申候付而、以書狀申入候處、

江戸にて誰人書候も不存候、右者上様より五和國へ之返事被成間敷と御詮候へ共、長谷川忠兵衛從江戸登、直に將軍様御返書之儀被申上候に付て、其様子は國大名への御書の趣に候と被申上候、然は其通に御返書調候へと被仰出候故、御書相調候、案紙如左、

日本國源家康、報章五和國刺史麾下、手簡披閱、殊方物領之、不堪忻感、委悉附上野介正純筆舌者也、

慶長十七龍集壬子九月日

御印

右之書、下繪の間に合鳥子、半分に切たるか、自上野殿來也、其に書付候、架籠常の鳥子、上に續目有上書に云、

日本國源家康報章、傍注、右五和國刺史麾下、之方、

封傍注、續目之上に書之、

黑船并南蠻人之船、着岸于長崎、市易賣買、可爲如前前也、於志日本渡海之船者、若逢難風、櫓楫摧損、雖寄着何之湊、船荷物等、不可有相違者也、

慶長十七壬子年九月日

御朱印

右之御朱印、白黑船望申故、忠兵衛、庄三郎被申上被遣之、大鷹二枚に書之、上包鳥子、但無架籠也、

右兩通之書者、忠兵衛に渡之、九月廿五日に渡之、

日本國臣上野介藤原正純、復章天川港知府事文會

華殊等足下、來書發紙、薰誦圭復、雖未遂拜寵、實如

對床話、滿意莫大自是、去歲五和之使介東魯訥來

朝、便聞吾日本國主源君、拜禮采納、依使介之懇求、

商船來着、不可有踈志之趣賜印札、而不日揚歸帆、

早着岸貴津、依之當年黑船來着于長崎湊、船之長阿

雜舍羅烈雅、到于駿城、對顏如故、吾源君受拜禮、幸

事無他、載船之寶物、市易之利、可任商主之意旨、以

源君之命、示于船長、聊不可有紛紜、彌年年商船往

來、互可通國寶者、何善政如焉、自五和國主、方物惠

現、感佩多幸、雖菲薄、綿衣背面、雜色十領獻之、宜

被進達、餘附船長之舌端、保齋不備、

慶長十七壬子歲九月日

在判

右下繪無之、間に合鳥子に書之、架籠如常、上書に

云、

日本國臣上野介藤原正純復章

謹封

天川港知府事文會華殊等足下

自五和國、方物如目錄、九色獻吾日本國主源君、采納惟幸、

慶長十七壬子年九月日

日本國臣上野介藤原正純

在判

呈投天川湊執事申

右之書、右之架籠へ加入、

鷹札落手、抑去歲貴國之使節東魯訥來朝、面會恰如

舊交、所示諭之旨趣、聞吾日本國源主君、特賜印札

矣、急揚歸帆、而着岸天川港之告報、歡欣無他、依之

當年黑船來着于我邦長崎津、船之長迺到駿城、詣源

君閣下、拜禮采納爲幸、寶物市易、任商主之心、不可

有參差趣、以源君之命示船長、宜安心莫怪、彌年年

商船往來、爲國爲人、何幸如之、緒餘付船長之口陳、

不宣、

慶長十七歲在壬子九月日

日本國臣上野介藤原正純

在判

呈投五和軍將東適我足下

右之書も有架籠、上書等同前、

手教披閱、去歲來朝、面會多幸、吾邦之風化、足下之

所見也、特賜我日本國主源君之印札、不日歸着天川

津、依之當年黑船來着于長崎津、船主忽適來駿城、

以故開源君、拜禮采納、特所被下市易無紛紜、可任商

主之心之命也、聊不可有參差、東適我亦見煩手札、

足下口陳、悉聞取之旨被示曉、即載答書投之、彌年

年商船往來、豈有隔礙乎、莫訝、餘事期來音、心緒束

閣之、不宣、

慶長十七歲壬子九月日

在判

日本國臣上野介藤原正純

呈覆五和軍將東魯訥足下

右之書も有架籠、上書等同前、

日本國後藤庄三郎光次、復章天川港知府事文會華

殊等閣下、所賜之芳劄、發紙窺嚴旨、哀哀之詞華、銘

肝銘膽、任吾日本國主源君印札、黑船如元來着長崎

津、船主來謁、拜寵實成舊時看者、忻感有餘、迺到源

君尊前、拜禮整正矣、載船之貨物、任船主之意、可得

市易之利者、吾源君之許命也、勿思慮、彌年年往來、

互可通國寶者、兩國之幸事無若之、如予亦聊不可有

隔礙、若有所懇求、以件件可被示諭、速承命可調達、

餘付船主之舌端矣、誠惶頓拜、

慶長十七歲在壬子九月日

右之書、間に合鳥子、無下繪、架籠上書已下右と同前也、右以上、五和天川へ之返書之分也、仍而返書共、九月廿五日相濟相渡也、以上、異國日記、慶長十七年八月

薩摩少將義久答南蠻船主書

去歲拜別之後、不問安否、非敢怠之、海雲萬里、使不的也、不意賜一書信、匪翅拜視吾子之書信、國司四老亦辱賜數行書音、蠻字件件重譯、以煩解其理、未敢不為憐矣、去春我國商船、將赴安南、大洋遇風、橋傾檣摧、幸而到於廣東之地、辱蒙蠻君之深恩、修橋與楫、前月回於我日本肥州五島、雖未回我州、舟和無恙、是亦出於蠻君之仁心、且復有絲緞之賜、何以謝之、即憑仗吾子、以呈報書於四老、吾子其詳認之、自今以往、若有求於我者、使通事者報之、我亦有來於貴邦者、他日使一价以告之、貴邦安泰、陋邦亦無事、珍重、不宣、

壬子八月日

島津少將家久

南蠻船主大肆長寓席

答南蠻四國老書

胡越天涯、未通音書、不意芳信數行、蠻字不知其旨

趣如何、使人重譯、以漸解其理者、十而一二、其八九未能解之、是故無由詳謝之、去春我國商船、將赴安南、路遇黑風、飄墮於廣東之邊地、幸蒙國司四老之深恩、舟人無恙、前月回日本肥州五島、是亦國司仁心之所及也、仄聞、貴邦上下各得其所、我陋邦亦士農工商之四民、不闕其一、貴邦商客之所得而能知之也、今也雖欲諄然說之、夷語難酬、仗乞亮察、

壬子八月日

島津少將家久

南蠻國司四老閣下

元和七辛酉年、阿媽港知府より、執事土井大炊助利勝に書牘を來して、渡來の黒船、海上賊船の妨害ある事を訴ふ、よて利勝より、日本近海は嚴制を加へられしよしの報章を贈る、

元和七辛酉年九月廿四日、土井大炊助殿より楠加兵衛使に被越候、天川より上様へ使を上候、則大炊殿の書狀來候とて、案を見せに被下候、案左に留之、

乍恐一書申上候、然者去年、以使札御禮申上候處に、上様へ御懇之御取成故、御服など拜領仕、外聞

糸押買之由に候、左様之儀、當國にては無之候、如前々に候に付、可有其心得候、猶口上に申宣候、恐恐謹言、

九月廿三日

大炊助利勝

天川年寄中

此心を文章に直し、返書調候様にとの儀也、心得申候、明日持參可申由、口上に返事申候て、楠加兵衛戻す也、

日本國臣大炊助藤原利勝、報章天川港知府事三員、披芳帖窺來意、眷眷之志趣、已見于辭矣、使節來謁、諸臣相與奏吾日本國主大樹源君、而面禮肅爾、去歲之來使蒙恩榮、而歸鄉各滿懷、尤珍重、抑黒船之渡海、先自是雖無寇讐之妨、至近年者、賊船數艘、相浮于海上、大船之往來不任其心、并白糸之賣買、欲及押奪之示諭、日本近近之海上者、依國主之命、堅制止海寇矣、付市易之利潤、宜任商主之心、聊不可成非義之趣、先制已嚴重也、國中爭有違犯輩哉、莫訝、餘付使節之口陳矣、不備、

元和七歲在辛酉九月日

大炊助藤原利勝朱印

右之下書、翌日廿五日に大炊殿へ持參對面、文牒入

と申、忝次第に奉存候、殊更御手前様より、御懇之御書被下候、致拜見、皆々忝奉存候、當年も使札進上仕候、就夫先年は黒船渡し候得共、近年はオランダのばはん船十三艘、海中にうかめ居申候に付而、大黒船は不能成、小舟にて渡し、何共迷惑仕候間、同しくはばはん舟、平戸に不召置候様に被仰付被下候は、忝可存候、オランダはばはん計仕候に付而、餘國には置不申候故、平戸に居申候、又白糸なども、近年はおしかり候様に罷成、迷惑仕候、右之通被開召分候様に、天川中奉仰候、恐惶謹言、

西六月廿五日

天川年寄 三人

土井大炊助様

右之書之返書を、楠加兵衛手跡に而、大炊殿御内存之通書付、持參被申候、案左にあり、芳札披覽珍重候、仍去年使者被指上候處、御目見、特に吳服被下儀、辱之旨得其意候、然者當年も、使者被差越候、各申談遂披露候處、御前へ被召出、仕合殘所無之候、次先年者黒船被渡候へ共、近年オランダ洋中に浮候故、大黒船不成渡海由、被中越候、日本近所にては、ばはん不仕様に被仰付候、將亦白

御意、數刻茶話、同晦日荒木虎之助使に而、右之下書に、このみも無之に付、清書頼候由申來、則間に合鳥子に書之、以上十三行也、架籠如常相調、十月朔日に清兵衛に持せ、大炊殿へ進候也、異國日記、亞媽港臥亞へ我邦の船通せし事は、慶長の初よりの事歟、書と物とを奉りて、其使を引見せられし事は、慶長十七年より始る、按ずるに、慶長十六年、臥亞の官は、慶長十七年より始る、人東魯訥拜謁せり、然れば十七年より始るに記せしは疎漏なり、元和七年の後、其使來りし事、また開えず、外國通信事略、

通航一覽卷之百八十二終

用の書、其記載各異同あり、中に就き有馬傳記は其家に使ふる所なれば、稍其實を得たりしもの歟、慶長十五庚戌年四年己巳に作る是なり、十二月十二日、於長崎、有馬修理大夫晴信黒船取候次第根元は、家康公より、チャンパン國のさやら御尋被成候、按ずるに、黒船沈記に、占城天竺國之郡邑在日本國坤、去肥州長崎海路千三百里、所謂伽羅香木土產地也とあり、其頃長崎奉行左兵衛へ被仰付候へとも一圓無之、不差上候、然處晴信才覺にて少し進上仕候故、御機嫌に思召候、其後チャンパンへ手遣仕、伽羅御買被成度候間、修理大夫手前より才覺可仕旨被仰出、銀子六十貫目按ずるに、黒船沈記には、并鏡金屏風など御渡し被成、修理大夫自分にも色々進物等遣候、就夫わさど唐船を仕立、長崎において、チャンパンの案内も存候あんじ、按ずるに、黒船沈記に按司といへるもの蠻族、久兵衛と申ものに、道具の者三人、夫二人相添遣候處、天川へ無恙令着津、チャンパンへの順風待居候、然處修理大夫捕り候黒船のかびたんの者と、右六人ものものと天川の町にて致喧嘩、かびたんの者共を餘多討殺申候に付、其晩久兵衛宿へ黒船のシンニヨロども七十人をしかけ、久兵衛をはしめ六人と不殘討果し、按ずるに、外國入津記には、蠻船の長加飛丹商者の長眞如處管議しけるは、日本の商船年々

通航一覽卷之百八十三

南蠻阿媽部一

○御誅伐并渡來停止

慶長十二戊申年、肥前國日野江の城主日野江城は、高有馬修理大夫晴信、仰をうけて香材を求めんかため占城國に商船を渡せしか、阿媽港にて蠻人等、悉くこれを燒害せしよし上聞に達す、此事、安南國の部渡海御朱印并然るに同十四己酉年、彼蠻船長崎に入津せしかは、晴信及ひ長崎奉行長谷川左兵衛に誅戮すへき旨命せらる、よて晴信左兵衛計策を廻らし、十二月十二日遂にこれを海に燒沈む、左兵衛の弟長谷川忠兵衛も功あり、同十五庚戌年正月十五日、晴信駿府城に登り拜謁して其始末を言上す、御感ありて腰刀及び海上に浮ぶ所の蠻物を賜ふ、晴信また本多佐渡守正信に書牘を贈りて、台徳院殿にも告げ奉りしかは、同廿二日正信奉書をもてまた御感のよしを告ぐ、此時長谷川左兵衛、長谷川忠兵衛にも其功勞を賞せられ、蠻船關所の金帛を賜ふ、此時海底に沈む所の白銀、願人ありて、永寛十三年の六百貫目候、承應二年、また三百貫目取揚たり○引

阿媽港へ來らば、吾輩長崎へ往とも其利を得たりとて、有馬晴信を財利をさらせ、是を謀り、一所に呼入、三百人悉く燒死す阿媽港に六年本多正純より阿媽港請書を、剩御銀其外のものも悉く奪取申候、右のあんじはかりは南蠻人にて候に付、其場を逃さる、唐の地へ渡り、其年九月日本に歸り、晴信の家奴三人は逃れ歸るに記す、晴信へ右の様子具に申達し候、即あんじを召連駿河國へ參觀仕り、本多上野介を以、旨趣言上仕候處、曲事者に候條、黒船のかびたん討候様に御評定相窮候、然處翌年右のかびたん、爲賣買日本へしのひ渡り候、かの黒船可召取候人數修理大夫へ被仰付へき由上意之處、修理大夫御請に、私一人に被仰付候様に奉望候處、かの黒船は大船の事に候間、其方小身にて一人として取損候時は、其方は覺悟のまへにて候得とも、日本の名折にて候間、餘人をも可被差加の由上意に候處、重ての御請に、私に似合敷相手に御座候條、一人に被仰付は彌辱可奉存旨、達而言上仕候に付、於其儀は一人に被仰付由に而御暇被下、在所へ十二月六日に下着、翌七日、手廻三十人はかり召連長崎へ罷趣、長谷川左兵衛と相談仕り、かびたんを庄屋所へ召上せ、切殺し申談合にて、かびたん方へ左

兵衛より使を遣はし、庄屋所へ参り候へ、相談の事有之由、申遣候得とも、御成敗被成儀を前にかびたん承候子細は、其時代上方筋、關東筋までも切支丹宗門の寺所々に有之候に付、船中其覺悟任、一人にても陸へ下し不申、かびたんも上り申間敷由申に付、翌八日重て使を差遣はし、少も別條無之儀に候間是非に上り候へ、無左候は、切支丹寺のためにも不能成儀のよし申遣候得共、黒船近く使の船を寄不申、重て使被下まじき由返事致し、其上船拵仕可致出帆體に相見候、然共其節西風吹申候に付、風の止間を相待居候故、最早可致様無之、林田作野右衛門、野池按するに、黒船沈記九郎右衛門と申もの、此度此黒船討留不申候へは、切腹いたすより外無之候間、兩人へ使申付候、此節之儀に候間、九腰にて懐に脇差をさし、かびたんに致面談、差違候へと申合候、兩人共に畏入、即黒船に参候處、石火矢をかまへ中々近邊寄付不申候、色々斷候へとも、承引不仕候、此上は船共に可打捕由にて、西古賀村山田兵部居申所迄召寄置候足輕大將四五人、其外高來郡に居候侍雜兵共に不殘罷越候様にと申付、按するに、黒船沈記

記には、本城日野江の諸士輕卒等、外城空閑邑の山田兵部丞并附屬する家士少卒に至るまで、不殘召参むとす、其後風もすこしやみ申候ゆゑ、出船申候處、沖はいまた風強く候に付、深堀と申候處迄、按するに、黒船沈記外國入津記には深堀高針に、三里参り碇をおろし掛り候に付、小船六艘上乘、有馬右衛門、結城彌平次、安富河内、井上藏人、按するに、黒船沈記及び外國入津記には、此人を關安富越中を載せ、越中後徳圓と號すあり山田和泉、按するに、黒船沈記爲名代有馬備中を申付、修理大夫も小早船に乗、津口まで罷出候、翌九日長崎浦の燒船數艘に、燒草在家の家をこほち、茅を積、火を付て風上より黒船に流しかけ候へとも、存の儘に不流掛少々は流れかゝり候へとも押除候へは、さして役に立不申候、其後十五六端帆の船二艘もやひ、井樓を黒船の高さに組上、十一日には高來より人數こゝとく馳参り、翌十二日井樓にのり浮候、上乘は谷川角兵衛、高橋主水、久能善右衛門、竹富勘右衛門、黒船と井樓船の間、十七八町ほこにかゝり居候處に、十一日の夜修理大夫井樓船に申付候は、明日夜明に可討取候條、面々可得其意由申渡候、井樓より谷川角兵衛、高橋主水請に、明日夜明には人々寐おびれ候て心もそろひ申間敷候、其上夜中に風なき

候へは出船仕る儀も可有之候間、唯今可討取之由申に付、尤に候早々責かゝるへきのよし申付候、右之兵船六艘取楫面楫に三艘充上、矢を打候様に申付、十二日戌の刻に井樓船を黒船の艦に押かけ、相輪役林田助市相かきかけ申候、又あたけ船一艘上乘鷹屋七之丞、井上藏人、林田作野右衛門、是も黒船に相かきかけ、一同に乗うつり申處に、黒船より鎗にて防ぎ、鹽硝を掛火瓶を投付働き候、然る處此方へ掛候火瓶の火、帆に燒つき、燃あかり、火煙甚し、敵味方ともに働き不能成候ゆる、井樓船へ乗うつり申候、追付鹽硝瓶に火うつり可申候間、修理大夫船も先退き候様に申候處、如案鹽硝より火うつり、十二日亥の刻過に黒船燒沈候、按するに、黒船沈記に十二日の子の刻許りに、遂に船主加毘且寶玉を衣て自焚て船に共に海に沈ゆ、船裡に蠻人燒溺する者二百有餘、白銀二十餘萬兩、白絲二十餘萬斤、金鑲環劍錦綺綾羅布帛等の器財珍寶其數をしらす、皆水中に腐り、吾邦の諸商手を空くして還るさあり、又燒沈之烏船圍籠四十八尋、横十八尋、高九尋、但、潮上見ゆる方幅四十八尋、帆綿布、但、煉鐵脂發煙員數三、其以十六位有、但、取綱十八位構之、面綱十八位構之さあり、其以後長谷川左兵衛、其場へ罷出候中途にて修理大夫參會、黒船討果申候、荷物其外積荷物海上不見分様に浮上り候、御爲に成可申間可然様に可有下知候、

私は在所へ罷越候由届、翌十三日歸城仕候、晴信長崎出立日見時に着到付申候處、雜兵共に都合七千人と記す、黒船にて討死の人數は安徳宮内、久能善右衛門、北按するに、黒船沈記市之丞、平井佐兵衛、鷹屋按するに、黒船沈記四郎兵衛、村田按するに、黒船沈記彌六郎、馬場右衛門八、林田久八郎、結城傳七郎、按するに、黒船沈記蘆塚茂助、馬場七郎右衛門等なり、按するに、黒船沈記馬場其助二人を載す、足輕には林三助、西郷五郎右衛門、金子助作、渡邊庄次郎、嶺安助、道具のもの右衛門作、按するに、黒船沈記以上なり、同十五日修理大夫在所發足駿河へ罷越候て、右之旨趣言上仕候處、按するに、武徳編年集成、大三川志に、家康公御腰物御直に修理大夫拜領、其上黒船の荷物以下まで被下候由上意に御座候、秀忠公へ言上のため、本多佐渡守迄以使札申達候處に、披露即佐渡守より紙面、猶以御誼之旨、能々御守其元諸事御奉公肝要之大御所様より被仰付候、黒船御成敗候て參府被成

候處、御所様御悅被思召、御腰物御直に拜領、猶又黒船之荷物以下迄被下置候由、蒙仰候、誠不成、方御事難申謝候、其通將軍様へ披露仕候處、不大形御祝若御悅被思召、一段之御仕合共に御座候、委細期後音之時候、不能一二候、恐惶謹言、

正月廿三日

本多佐渡守正信

有馬修理大夫様

御報有馬傳記、黒船沈没記、外基業、三才雜錄○按するに、黒船沈没記、御書の下文に如斯、幕府君より賞美の奉書拜戴ありて、晴信に歸府の暇を賜はり、駿府を發駕し、本州日野江城に歸着ありて、烏船攻撃有功の諸士等に抽賞感嘆しけり記す、又武徳編年集成、東遷基業載る所の正信の奉書、これと異なり、おそらくは偽作なるへければ載せず。

慶長十四年有馬修理大夫晴信、大權現の嚴命をかうふり、長崎にをもむき、南蠻の商船をうちやふり、これを海に沈む、寛永有馬晴信傳、

長谷川權左衛門、祖父長谷川左兵衛長崎奉行御役仕候剋、慶長十四年天川黒船背御法度成敗可仕旨、被仰出、有馬修理亮左兵衛兩人に而、黒船を乗取申處、南蠻人船の火を懸燒刻、爲御褒美船中より海上に浮出候白絲之分、修理亮拜領、船中之金銀考海底へ沈候へとも、左兵衛拜領仕候由、權左衛門父眞休

右之品承傳、致覺書指置申候、眞享稻葉丹後守書上載、長谷川權左衛門書上京都六角堂前町に罷在、長谷川新平祖父長谷川忠兵衛儀、權現様台徳院様へ御奉公仕候、慶長四年佐渡國御用忠兵衛兄長谷川波右衛門に被仰付、忠兵衛差添罷越相勤候、其以後波右衛門長崎奉行被仰付候處、無程病死、波右衛門兄左兵衛に跡役被仰付候、同十四年黒船御追討之節、忠兵衛儀相應之御奉公仕候、其後攝州御代官多田銀山奉行被仰付、大坂兩御陣御供仕候、病氣罷成台徳院様御代御役義訴訟申上、御免被爲成候、黒船御闕所之節之御黒印拜領、于今所持仕候、

御物之覺 一さや七十端 一ころくしま二
百一端 一たふたらふらた九十二端 一下の
いさ百端 一けごろめん六間二尺 一もんじや
七端 一からもめん六十六端但三ひ 一くろもめ
ん三百十五端 以上
慶長十五年戊閏二月八日
長谷川忠兵衛
家康公
御黒印
權現様より右之品、忠兵衛御領仕、于今致所持候、幼少之節親果候に付、由緒等具成儀は不奉存候、忠兵

衛儀京都六角堂前町有之屋敷拜領、諸役御免許に而代々住居仕候、眞享稻葉丹後守書上、載長谷川新平書上

慶長十四年十二月九日、按するに、此書を初め諸記、九日の日と混同せ、去年九州長崎之有馬修理被官共遣明朝、按するに、占城は明の屬藩なれば、天川へ爲商渡海之處、彼所かくはいへるなるへし、天川へ爲商渡海之處、彼所之シンニヨロ自注、商人人并カピタン、船頭、是は天川之賣買之様子、日本人知なは重而黒船長崎へ難着船、難得利由存、日本人三百人餘一所へ呼入、悉燒害畢、爲此相當此船之者共可討害由、自駿河有馬修理に云ふ、殊日本人燒害したりしシンニヨロ、カピタン來朝之間、幸儀彼船を雖計呼、終不上陸地間、不及了簡、船をからくり、以干戈討果用意あり、是を黒船唐人見知して、今日九日俄に船を出し、十二三里程漕歸ける處、風忽起て十里程吹返して、硫黄といふ所へ黒船上る、然る處有馬修理此間からくりし船を漕寄、勢樓をあげ黒船に漕寄、素有案内者鹽硝の有ける所へ、火矢を射ける間、忽燒亡の條、黒船沈み滅却畢、前代未聞之次第也、黒船被打果し時、長谷川忠兵衛と云者、別而令計略、按するに、慶長見聞録案紙、慶長小説には、此

中間に小船に乗り黒船へ乗移り、安仁を討取候、安仁は黒船の主也とあり、是は駿河より長崎へ毎年着船の賣買の檢使絲已下之事、專取行左兵衛か弟也、此忠兵衛も同使也、按するに、同書には今度、黒船退治の時、小船二艘もやび、町屋を買取て、せいろふにして、黒船の下へ漕入へき謀なり、先黒船に近付時、石火矢の無之方へ廻り、黒船之下に我船を乗入、則黒船へ乗移アンジンを打取、自注、是黒船は先年日本之船の者悉殺害せしは、此アンジンか業なり、右黒船水の上計燒、水へ漫る所は、沈て于今有、二十五尋程沉船の分有、以來海士共を召寄、此船に綱を附可被引上可有計敷、銀は三千貫目程可有、印子は何程可有之も不知、然は少々浮上げるを取て駿府使持參、官本當代記、

殊に去年日本人を殺候、しんによる、かびたんも來候間、何卒彼船を目にかけ可討取由、修理はかり事をめくらし候へとも、唐人も用心仕不上陸地、様子を見て居申候、修理不及是非、兵船を以責打可申用意いたし候て、様子を見せ候得者、黒船は殊の外大船にて、此方の船より見上れば、小山の上を見るごとく鎗も届きかたし、船をからくり候はんと、いろ／＼用意仕候を見て、唐人も心得、今日九日俄に船を出し、十二三里ほど漕歸りける、然とも唐人惡逆天に背きけるにや、風忽に起て十里程吹歸して、ゆわうと云處に黒船止まる、然とも逆風頻に吹て不叶、いかりをおろして留ける、有馬方よりかつきの上手の蚤夫を入れて、水中にていかりを切けれども、鐵のこごとく何と切ても不切、修理此間からくり船を漕寄、勢樓をあげ、黒船へ漕寄責候得とも、黒船は高し、唐人鐵砲半弓上手にて、先陣之味方之兵十五六人討死令迷惑處に、長谷川左兵衛、樓船多用意して寄來、有馬修理大に歡ひ、樓船に乗り移り責た、かふ、其間に修理方に黒船のわりを委しく存知候牢人あり、此者計事を以て彼船の内のわりを

つもり候て、大將分の在處、又玉藥の在處を能かんかへ候て、合戦にもかまはず、たてにて上をよくかこひ、小船を用意して黒船へ乗寄、船をほらせ、玉藥をほりつけ、火をさして船を漕のけ候へは、藥に火入焼申候、聲は一響天地にひびき、唐人三百人ほど焼死、水中に入申候、彼牢人も遁れずして忽焼亡する條、黒船沈み滅却、前代未聞の次第なり、無罪南蠻人少々船にて送り返す、諸國より集る町人手を空くして歸る、慶長年録、慶長見聞録、坂氏慶長古日記、慶長小説、公方様より被遣候入唐船を、洋中にて黒船奪取候、其以後其黒船長崎高はこへ入津仕居候、此時有馬修理大夫、日本船を奪候船とは不被存候て、武器杯を此船へ遣候處、此黒船之事相知れ、日本へ御敵仕候船へ通路仕候事、御にくみ被成候、過代之御内意やらん、此黒船を乗取候様に、有馬修理大夫へ被仰付候、乗取候時分、一番乗高屋七之丞、平井左兵衛と申候、高屋は一番乗と名のり候て本船へ乗戻り候、平井は黒船に乗入候て相果候、有馬勢都合百人餘、かきがねをかけ黒船へ乗るといひ、火瓶に火をつけ、此方へ打出し申候内に、平井をはしめ

乗入候て働き候處に、火瓶あやまりて黒船の帆に抛込候故、帆に焼付、船中の火瓶ともへ火移り焼出、和漢の人共に不殘沈候由、生殘候もの高屋をはしめ、又者ともに五六人有之候よし、高屋は親以來功有ものなり、有馬ふね二艘にて候由、酒井家所藏書、慶長十三年、按ずるに、十四年の誤りなり、阿媽港の蠻船一艘長崎湊に來着す、修理大夫於江戸聞之、御暇を願ひ、夜を日に繼て長崎に到着あり、然るに修理大夫領内の土民に邪宗門の者ありて、此趣を蠻人に内通せり、仍て蠻人共急に財物諸具を船に載せ、出帆の支度を成す、折節東北の追風なれば、帆を引揚て海上遙に駛り出たり、修理大夫早速兵船に取乗追掛しに、大船に順風を得て、殊更日暮に及びければ、可追附様もなく、空しく打守り居たる處に、俄に西南の風に吹替り、彼蠻船沖の方より湊の方に眞逆に吹戻され、香焼島の外海に漂ひ來て碇を卸せり、船中用心稠しく、火矢鐵砲を數多備へ置たれば、輒く可近付様も無之、是に依て有馬氏、香焼島の内海より外海に數十間の地を日夜に掘通し、小船に燒草を多く積載せ、蠻船の繋り居たる後より急に漕付け、火

を放ちければ、彼蠻船に燃付て、防くへき方術もなく、一船悉く焼亡し、蠻人共不殘溺死せり、修理大夫思儘に仇を報して歸城せり、或説に蠻船吹戻されし時、修理大夫自身彼船に乗り、蠻人共を過半討捨られしに、船中騒亂し、誤て鹽硝の器に火移りて、一船忽ち破裂し、船中の者不殘焼亡せり、修理大夫は船具に取附、漸く我本船に乗り移り、危き命を遁れ歸れり云々、船中用心稠しく火矢鐵砲を備へ置しかば、容易に蠻船へ乗移る事は甚難かるへき事なり、殊更鹽硝に火移りて、一船破裂し、蠻人悉く焼死する程ならば、修理大夫人數も安穩に通れ歸るへきの理これなし、此説尤信用し難し、於今其節掘切し跡あり、其後寛永十三丙子年、去る慶長十三年香焼島外海にて、燒討有し南蠻船に積み居るたる銀二千六百貫目程海底に有之由、長崎之好運京都之水學此兩人、工夫を以て取揚たき旨、願之通御免に付、からくり之方術にて仕掛けの器を以て、銀六百貫目餘取揚之、然る處兩人爭論の事出來せし故、取揚る事制止せらる、承應二癸巳年、又町田市左衛門と云者相願ふに付、御免有

之、又々才覺方術を以、當年より數箇年の内、三百貫目餘取揚る、漸々泥深くなり難取揚由にて相止、但銀千七百貫目餘于今可有之由、風聞なり、長崎志、慶長十四年十二月十二日、阿媽港船主往年我商船を掠、今年入津、奉命有馬修理大夫討黒船沉海、林道春長崎逸事を作る、柳登年表秘録、如官日簿抄、

長崎逸事自注、慶長十五年作

余去歲秋赴駿府、孟冬澄弟往長崎、長崎者番船所湊買客所集、而一都會也、可不謂吾邦之神應港乎、五六十十年前蠻船初來、或黒船一二隻或白船一二隻有每歲來焉、有間一二歲來焉、來以六七月、去以十月、若明年二月、是其番風之恒也、其徒以事天爲法、謂之耶蘇號天主、爲陡斯、其書旁行革編爲帙、綠業生死爲教、疑是回祖國之種族歟、屢勸吾民俗、愚而好恠者便於市利者、多奉其法、誠可憎哉、逐末者由之貨殖、頃年官置吏以監察之、征賦之法、辜權之利、將大行也、諸客患之、仲冬余旋洛、而得澄弟消息、聞其無它、喜而不寐、荆樹風吹棘棠春、好骨肉之恩手足之愛、誠不可揜也、先是四三歲、余幼蚩々之民、貿易於彼、因思其曾所經歷路遠、且修乘霽而輕櫓數聲、踰幾山

島、順風而征帆一片、過數州郡、若逢怒潮狂瀾、則囊無徐長卿、奈注船之患何哉、既而達於赤目關、於是涉海則有蘆屋松浦之險、若其箕伯示祟、陽侯爲賊、則漂于三韓乎、流于蠻貊之邦乎、沉於龍蛇鯨鯢之窟乎、不可知也、行陸則有八町千栗之難、馱重而疲馬不畏鞭策、短裝矮笠以禦甚雨、盱食朝夕腹不果然、僮僕亦脚不近我而行、晨雞祝祝而起、暮鴉閃閃而宿、漸而抵於長崎、賈胡與居黑斯共遊往來、狼戾言語嘈雜、真夷中之夷也、百千里之艱苦、許多日之勞煩、驛旅行李之懷、亦可想矣、詩云、兄曰嗟予弟、天倫之情、不亦厚乎、冬末京師傳云、今茲船頭殺日本商人數十人于阿媽港、奪其貨財、事發覺、有馬修理者受官旨、將取蠻船、是月九日發卒擊船、船主拒之、而去里許、風逆而不能帆、於是下斫而泊、因購蠻夫持刀潛行纜繩、互擊而如鐵不能截焉、放薪舟欲燒之、船衆發鳥銃而中之薪舟、自退而焚、官吏長谷川氏泛樓船將攻戰、而激勵有馬修理、十二日修理乞樓船、而又與輕艦相進、及夜樓船接船尾、敢死者先登數十人、短兵急迫、船中大譟、嘖嘖呼囉喇叭鑼鼓銃炮之聲聞數里、最後火聲爆迸、散入于銃藥箱、時一聲動天地、船主遂自焚、而與

船共入海、蠻人死者二百餘、白銀二十餘萬兩、白絲二十餘萬斤、金銀環釧繡羅布帛等器財不知其數、皆腐於水中、吾邦諸商空手而還、如行者之迷家、如農夫之遇潦旱、似赤子之失恃怙、信可惜哉、上元之晚澄弟歸來、且稿且話、於是知傳聞之爲實矣、初船主防銅發鐵砲飛矢長槍、以束絲爲楫、及船沈、其絲數千把、浮於海濱、拾集而爲堆、官有旨賜有馬修理、其蠻客器財在陸者、皆籍沒納之官、官吏長谷川氏上言、擇無罪之蠻人、載諸小船而遣之、庶幾阿媽港之不塞、而來歲之入又依舊也、官聽其言矣、方今吾商客通外夷者殆二十國、自有吾邦以來、未有如今日之多且盛也、昔唐帝思海南市舶之利、楊範臣一言格君心之非、開元之美談不在茲乎、吾聞西南洋中有三佛齊國、番船往還之要路也、諸蕃來過而贈獻者以爲常、若不然則巨艚艤出戰奪番船、由此觀之、諸蕃必以吾邦與三佛齊同其類乎、嗚呼澄弟無恙、東龜有喜、是行也余何傷哉、屠羊說未嘗失屠所也、庚戌仲春涉筆於浮山之洞天、羅山文集、

を發して長崎に赴き、八月五日彼地において、阿媽港人に其命を傳へ、同六日唐人阿蘭陀人にも其よしを告げ、歸府の時、周防國上關、熊毛郡に播磨國室津に_{攝西郡に}中國四國諸大名の家人をまねき、もし蠻船所領の地に着岸せば、番人を附置、速に注進すへき旨傳達す、長崎志等に此事を十五年とせば誤りなり、此時諸大名に渡せし奉書に、周防國上關、播磨國取扱方、南蠻船の條に出す、また細川家譜に、此春長崎奉行馬場三郎左衛門、大河内善兵衛を長崎につかはさる、事を載せたるは、此事によりてなる寛永十六己卯年、命遣馬場三郎左衛門利重、大河内善兵衛政勝於肥前長崎而、使越中守忠利、高力攝津守忠房、山崎甲斐守宗治、置早船一艘於長崎、爲之資用、信綱忠秋重次奉命、寄書於忠利告之、馬場三郎左衛門、大河内善兵衛、今度長崎へ被差遣付而、早船一艘、高力攝津守、山崎甲斐守相談に而、彼地可被差置候、委細從兩人可被申候、恐々謹告、二月十八日 阿部對馬守 阿部豐後守 松平伊豆守 細川越中守殿

同年太田資宗爲上使至長崎、制禁蠻夷耶蘇賊徒、
而召集九州諸侯郡主家臣等、示諭其政令、
忠利亦遣其臣長岡是季、加加山主馬可正於長崎、聞
其命、細川定譜、

寬永十六年六月、耶蘇宗門阿媽港船著岸長崎、至江
戶而注進焉、同廿七日太田備中守資宗、奉命出江戸
赴長崎、八月五日於長崎召阿媽港人、自今以來娥流
陀船日本渡海停止之旨傳之、其翌日召唐人并阿蘭
陀人而告耶蘇宗門固制禁之旨、既而資宗歸路之時、
於防州上關、播州室津、召中國四國諸大名家來、傳命
曰、向後若異國船至所領之地、則速可言上云々、九州
之面々者於長崎傳之、老臣執事各以連署達、峨流陀
船主、其詞曰、

條々

一日本國御制禁之吉利支丹宗門之儀、乍其趣存、弘
彼法之者、密々指渡事、一宗門之族、結徒黨企邪
儀、則御誅罰之事、一件天連同宗旨之者、隱住處自
彼國續物送與之事、

右因茲自今以後カレウタ渡海之儀、被停止之畢、此
上於差渡者、破却其船、并乘來者速可處罪科之旨、被

仰出也、仍執達如件、

卯七月

對馬 阿部重次

伊豆 松平信綱

讚岐 酒井忠勝

掃部 井伊直孝 紀年錄

寬永十六年七月五日

覺

一切支丹宗門之儀、堅御制禁之上、彌守其旨、伴天
連并宗旨之者、不可乘來、若致違背候者、其船中悉
可爲曲事、自然隠し載來においては、同船之者たり
といふことも可申上之、急度御褒美可被下之者也、
是者、唐船に乘來族へ相傳之覺書、

覺

一切支丹宗門之儀、堅御制禁之上、彌守其旨、弘彼
法者不可乘來、若致違背候者、其船中悉可爲曲事、
自然隠し載來るにおいては、同船の者たりといふ
ことも可申上之、急度御褒美可被下之者也、
是者、阿蘭陀人へ相傳之覺、

右四通太田備中守持參之覺書之字也、按するに、四通
の内諸大名の奉

書は、本文に注するごとく、附録海防之部、異國船扱方、南蠻船
の條に出す、大成令、慶應記、慶延令條、令條記、兼山堂叢書、

寬永十五戊寅年、太田備中守長崎に被差越、向後南
蠻人、日本渡海一切御制禁被仰出、則在津の黒船同
出島在留の蠻人共一人も不殘、歸國被仰付、向後決
して渡り來るまじき旨、嚴しく被仰聞、尤去る天正
年中邪宗門は御制禁にて、商賣一偏に來る事は御
免にて、猶又去々年より、蠻人を出島屋敷に被差置
之處、一圓邪宗門の餘黨斷絶せず、剩今度島原一揆
及籠城事、其宗門之者共なる故、右之通被仰出之由
也、此時出島明屋敷なる、長崎志、六本長崎記、長崎志

寬永十七庚辰年五月十七日、阿媽港船一艘長崎に入
津して、再び渡來御免を請ふ、奉行馬場三郎左衛門江
戶に注進するにより、大目付加々爪民部少輔、御目付
野々山新兵衛を彼地に遣はされ、禁制を背き渡來せ
しを咎められ、六月十六日、蠻人七十四人の内六十一
人を誅し、蠻船荷物も焼沈め、十三人助命ありて、民部
少輔より諭書を授け、小船を與へ七月十七日歸帆せ
しむ、此時海底に沈める銀子及び銀道具等、寬文三年長崎の町年寄
及び地下に賜はりて取揚たり、其揚る所の石火矢四挺は、藥
師寺又三郎に預けらる、同年八月宗門奉行井上筑後守政重より、明
商にも耶蘇嚴制の諭書を授く、また西國中國四國の

輩及び大坂町奉行に、大老老中より奉書を贈りて、自
後蠻船何れの浦に渡來することも、上裁を待すして誅
伐すへき旨を達す、西國の奉書は、六月三日中國四國、及び大
坂町奉行の奉書は同十八日なり、其奉書み
な附録海防之部、異國船扱
方南蠻船の條に出す、此年薩摩國甌島にて、甌島郡に捕ふ
る所の伴天連五人、宗門の日本人二人を、長崎にて斬
罪せらる、こはまた阿媽港より渡來するものなり、同
十八辛巳年耶蘇三章の高札を長崎港に書らる、貞享二
年六月
二日、伊勢の漂流民を護送してまた長崎に來たりし、異事なり、
より、再び來るまじき旨を諭して歸帆せしめらる、其事放流并漂流の
條に出す

寬永十六己卯年南蠻人、日本へ渡海御停止被仰付、
翌十七庚辰年五月十七日、阿媽港より日本渡海御
訴訟として、使者船一艘、人數七十四人乘入津す、依
之爲上使加加爪民部少輔様、六月十四日申時御着
被成、被仰渡候は、前年御停止被仰付候處、不相守令
渡海候段、不届に被思召上、依之同十五日、右之人
數入籠被仰付、同十六日辰刻、六十一人は西坂にて
斬罪被成、船は同日西泊前す、れの沖にて被燒沈、
自注、西坂に南蠻塚とて有之は、
此六十一人を埋めし塚なり、相殘十三人は、小唐船一艘
被下、七月十七日歸唐仕、尤飯米酒肴新等迄被下

之、右之船に積沈候銀、寛文三卯年當地焼失の後、町年寄其外諸役人致拜領、内外乙名一人充出合、右の銀を揚爐柏町にて灰吹仕、銀座に致兩替、相應に御割附被下候、長崎覺書、

寛永十七年六月二日、御制禁之かれうた船、今度至長崎、着岸之旨、馬場三郎左衛門注進之、爲上使彼表へ加々爪民部少輔、野々山新兵衛可被遣之旨被仰付之、兩人御前退去之後、人馬之御朱印并黄金被下之、老中被申渡之、同廿七日、去頃爲上使被遣長崎加々爪民部少輔、野々山新兵衛より、當月十六日之書狀、以次飛脚獻之、今日到着也、所謂今度かれうた船乗來天川人七十四人之内、六十一人彼地において梟首、殘奴族十三人助身命、乘唐船追還彼國云云、右被行死刑之趣は、數年、弘彼國邪法儀堅御制禁之處、密々差渡之、依之向後彼船渡海被停止之事、萬一於渡海者悉可被誅戮之旨、去年重疊合嚴命之上、今度着岸之間如此也、船中積來資財并船等燒沉海底云々、十三人被追返儀者、今度斬罪之子細、爲可令告知彼國也、云々、賦類日記、寛慶秘記、寛永十七年六月、野々山新兵衛儀、加々爪民部少輔

と爲上使、肥前國長崎へ被遣、吉利支丹御成敗被仰付候、眞享野々山新兵衛書上、寛永十七年五月十七日、阿媽港より南蠻船一艘長崎へ來る、此船先年より御制禁の旨被仰渡有之候處、再び來りし故御仕置のため、加々爪民部少輔、野山新兵衛を長崎に差下さる、此時宰臣より忠之へ賜はる奉書に曰、

今度爲訴訟かれうた船至長崎、就令渡海、加々爪民部少輔、野々山新兵衛彼表へ被遣之候、因茲面領内浦々、向後御仕置之覺書差越之候、按ずるに、附錄海防之部、異國船取扱、此覺書は、方南蠻船の條に出す、存其趣、彌入念可申付之旨、被仰出候、爲其如此候、恐惶謹言、

阿部對馬守重次在判
阿部豊後守忠秋在判
松平伊豆守信綱在判

きりしたん宗門は、御制禁之處、數年弘彼法事、對日本惡逆重疊至極候、依之かれうた船渡海堅御停止之上、若無承引於差渡者、破却其船、乘來候輩悉急

覺

松平右衛門佐殿

度可行死罪之旨、去年以條數被仰出候處、令違背今度相渡候事、別而曲事候、其上彼宗旨をひろむる者、向後不可差渡候由、口上に者雖申來、不注書面候、右宗門之儀計に而、かれうた渡海御制禁之處、不書載其趣事、僞謀之至也、然者乘來族悉雖可被行斬罪、破却其船頭、分之者并從類可誅戮之、此趣本國へ爲可告知、下々之輩少々助身命可追戻之、自今已後萬一船を渡すに於ては、いづれの湊たりといふとも見合、可處死罪之旨、可相合之者也、

寛永十七年六月三日

對馬守 豊後守
伊豆守 加賀守
讃岐守 大炊頭
掃部頭

此時より九州海邊島々に番所を立、異舶之來るをうか、ひ望ましめらる、筑前の内姫島、西浦、相島、岩屋あり、右五箇所、兩使の見定にて番所を構られ、定番の士を置候、於呂島、白島、沖島にも番船を遣はして、毎日巡見せしめらる、又島々定番の外にも、家老中老の家人、馬乗分の者を加番として差遣

はし、其上に四月より九月迄の間は、大身の士を毎月三度充差出され、海上を乗廻り島々を巡見せしめらる、自注、後正保二年四之浦の番所を支界島に移さる、又并屋浦に番所を立、大島に番所を立そへ、屋浦沖島に番所を立ら、忠之より、島々番所に出し置る、定書にいはい、

定

一遠見番所に無油斷相詰、沖に船見え申候は、何船と見分不申内に、先福岡へ注進可申越事、

一何船にても參候は、船を出し、先なだめ可申候、左候而隨分あらたて、申不長崎へ差遣はし候様に可仕候、聊かいそぐなと仕儀に而者無之候、故小船計差出、引船を付候へと存候は、可申付候、又長崎へ海上筋案内船計付候へと存候は、其方にも可仕候、何の道にも届次第に可仕候由、可申開候事、

一右之通申付候ても聞わけ不申、沖へかけ出候は、跡をしたひ候て、長崎へ參候は、御奉行衆へ右之通、可申届候、又他國之浦港に參候は、其所のものに右之旨趣申届、可罷戻候事、

附、福岡より誰にても差出候者、其下知に可隨候事、以上續黒田家譜、

寬永十七年、蠻夷我禮宇多船來肥前長崎、請往來本朝、以爲邪法賊徒不聽之、使加加爪民部少輔忠澄、野野山新兵衛兼綱、赴長崎誅賊徒、且書其法令、示諭鎮西國主郡主等、諸執政奉旨寄書於忠利、按、此書は黒田忠之に贈りし、同文なれば略す、於是二十四日忠利、自熊本至肥前島原會兩使、細川家譜。

寬永十七年、誅耶蘇邪徒、諭阿媽港、自注、代加加爪思證。一夫施政安民者、國家之本也、修文懷遠者、主將之德也、及本朝慶長之初源大君之德也、及本朝慶長之初源大君之治也、文武兼備寬嚴相濟、四夷來款、而立市司舶于肥前長崎浦、商賈交易者往來絡繹、阿媽港之蠢蠻、平素尊天主之教、欲弘其邪法于本朝、比年所來之船中或雇唐船、以載耶蘇之徒號伴天連者、至于此、蓋是以此教、唆我里民、竊有覬覦本朝之志、故大君震怒、捕伴天連及其徒、悉斬之、下令禁之、有信其法者、罪及三族爾來先君大相國、今大君幕下三葉之間、最惡階斯之術、制禁益甚、然阿媽港猶寄事于賣買、匿伴天連于所雇唐船之底、來而微服潛行于郡國、以此邪術誣惑庸人、且蠻船密養其衆、是

之丁丑之冬、彼邪徒蟻集蜂起于肥前島原、屢入邑里燒家屋、害人民據舊壘、不急破之絕其根、而使枝葉滋蔓、若有及張魯孫恩之類乎、戊寅之春、凶徒亡滅、斬賊者、殆可四萬人、然我騎兵步卒以下爲彼殺死者亦有之、然則蠻賊其罪最重可憎、而可嫉之至也、由是去歲使節至長崎、諭汝國人、向來必無向于本朝、若有再來悉戮其舟中人、以無子遺云云、而今背其嚴旨、詐乞和平者、重到于此地、官事無監制令何變、某等謹奉鈞命、不知其他、不敢赦之、即壞其舟、執其徒若干人、梟首長狗于市、其餘者無少長皆誅之、但船子及醫師者、准彼則其罪輕、且欲令汝國覺知此事、故免其死刑、別造小船放還之、使此狀告于本國也、凡阿媽港近鄉首長聞之者、宜仰本朝之德、以察武威之嚴也、

寬永十七年月日 加加爪民部少輔藤原忠澄

禁耶蘇狀諭大明商船自注、代井上筑後守

日本國欽差使井上筑後守政重、告諭大明國諸商船主狀、

一頃年阿媽港蠻船、託于商賈來於長崎、竊張耶蘇道、勾引蚩々之氓、我大君聰明英武早察之、制禁嚴肅

闔國畏服、若有信彼邪法者、發覺則罪夷三族、然彼船中匿載號伴天連者、來誣民掠人、故去歲降鈞命、絕阿媽港曰、無再赴于本朝、若有重到則破其船、誅其人無噍類、今茲彼蠻賊不順嚴旨、伴爲乞和者來款、大君震怒遣使節、到長崎縛其徒七十人、悉皆梟首、燒其船并器財沈于海、是汝曹之所親見也、自今以往守我法、商船往來多交易則彼此之利也、

一蠻之自阿媽港來者、既伏其罪、耶蘇之禁彌嚴、然則彼必不得來、然猶欲弘其法、則邪師妖僧、或爲有髮、或爲無髮、或裝唐人之形、或衣日本之服、隱汝曹船底、到于本朝、竊惑愚民亦不可知也、然其貓眼亢鼻赤鬚、缺舌則焉庾哉、欲庾之則大愚也大罪也、且又先是我民之入蠻、而習彼法爲妖師者、蓋可有之、他後爲日本人或爲大明人潛載來乎、是又不可掩也、如此則汝合船無老弱、皆殺而無赦、且燒沈其船者必矣、問國大禁而後入者中華之制、而汝曹所可遵也、謹守嚴制、勿騙于蠻、

一仄聞蠻賊、以重賄附汝曹、而後竊匿耶蘇妖人于船底、到於我地、而放置之于海岸、僞爲不知所由來者、其然乎、若果然則早到長崎司、當申告之、以汝曹爲

忠款而其恩賜於汝、須多於彼重賄若干也、勿疑焉、若隱而不告、則必誅之、急急如律令、

寬永十七年仲秋日

日本國欽差使井上筑後守政重羅山文集、寬永十七年

黑船禁止ありていまた三年を経るに、寬永十七庚辰五月にや、あまかはの黒船一艘、長崎の津に來りて商賣を願ふ、堅き停止の事、既に先年おはせわたりたされしをかるんし、押て入津致せる事、其罪科甚深しと、關東よりの御下知にて、則人數七十四人の内、六十一人誅罰ありて、船は湊内すれ浦といふ所にて、荷物共に燒沈められ、殘る十三人は日本へ來る事同意せざるを、僞り欺かれて來れるよし聞えければ、御ゆるされを得て、唐船の乗捨一艘ありけるを賜はり、本國へかへりて此よしを語り、二度日本に來る事なかれとて歸したまひぬ、長崎夜話、此書助命せられし十三人は、日本に來る事同意せざりしを欺かれて來れるゆゑなりと記し、次の諸記或は聞たりにて、死活を分たさるゝひ、または助命のものを七人とするの類、みな異、たるへけれとも、存して參考に備ふ、

寬永十七年五月十七日、耶蘇宗門之出家、按、此に、渡來御免の願は、御制禁の出家を來たす、唐作りの船に而乘渡り、告

る所之意趣は、先年黒船渡海仕、心儘に商賣仕、其後
 かれうた船にて往來仕候處に、堅く御制戒により
 て渡海之儀御停止、哀れ蒙御赦免、此後爲商賣、渡
 海仕度旨いひしかは、馬場三郎左衛門此趣江戸へ
 言上す、是に因て爲上使加々爪民部少輔、六月六日
 下着、江戸に着せしは、六月二日なれば、民部少輔の目下着す
 へきやうなし、長崎覺書に、十日速耶蘇宗門之者共に、上
 四日とするものはなるへし、早速耶蘇宗門之者共に、上
 意之趣申聞候は、先年渡海之事堅令停止、重て於來
 者、日本之控罪科に行ふへしと申渡候處に、其後及
 違背、今又渡海之事大罪之至り、不殘雖可誅戮、本國
 に歸り右之趣告知せんため、人數を分て歸すへし、
 因是圖を取、其死に相當る者を誅すへしとて、七十
 四人之内六十一人西坂に而死罪に行はれけり、則
 塚を築き、蠻塚とて于今有之、殘十三人之者共は、唐
 船一艘、代二貫目に御調下し給はり、重て日本之内
 何れの浦へも着船する事なかれ、若於違亂は猶其
 告戒もおもかるへしといひ聞せ、船中之飯米水薪
 等まで被下、同年七月十九日に、按するに、長崎覺書
 には十七日あり、歸帆
 せり、彼宗門乘來候所之船すれ沖にて、終に燒沈
 にせられけり、右一艘に乗來るもの共七十四人、御

吟味之内者出島に被籠置、其節出島は南蠻人御追
 放之跡に而、明屋敷にて有之候故、俄に圍御修覆に
 て、右之もの共被籠置候也、此時蠻船爲警固、大村丹
 後守より番船を被附置、但し先例也、耶蘇之唐船に
 銀六十貫目餘、并金道具端物品々其儘燒沈て、廿四
 年之間海底にありしを、寛文三年癸卯十月に、町年
 寄、常行司、内町外町乙名、并御物目利に賜はる、是
 により、翌辰五年よりあげ、同九月までに、銀高四十
 五貫目餘揚る也、爐粕町にて内町之乙名一人充罷
 出、灰吹して銀座に兩替し、割付るといへり、于時奉
 行黒川與兵衛、長崎拾芥集、
 寛永十六年、南蠻船三艘入津し、前々之通渡海御免
 被成下たき願申上たり、則江戸言上之處、井上筑後
 守當表に被差越、去年渡海御制禁之趣、急度被仰出
 之處、今度押て渡り來事、甚以不法至極なり、此節迄
 被差免之間、君重て令渡海は、急度御仕置可被仰付
 旨にて、直に歸帆せしめらる、按するに、寛永十六年渡來
 他に所見なし、此書前に渡來禁制ありしを、十五年の事
 したれば、さもに誤れるもの歟、次の紀年録また同し、
 同年四月十七日南蠻船一艘、七十四人乗組入津す、
 此船又々渡海御免の願として渡來る由、即利江戸

言上有之處、同六月六日上使加々爪民部少輔被差
 越、去々年已來渡海御制禁之旨、稠敷被仰渡之處、又
 又今年も渡來り、日本の御國法を蔑如するの仕方、
 其罪科甚以輕からず、不殘死罪可被仰付るいへと
 も、日本の御國法御法度を、本國者共に告知しむへ
 しとて、圖を取せ六十一人切捨、十三人助命あり、
 本船の積荷物金銀等其儘にて西泊前す、れの海上
 にて燒沈らる、彼十三人は、唐船造りの小船一艘下
 し給はり、飯米薪水等相添、七月十九日歸帆せしめ
 らる、寛文三癸卯年、去る寛永十七年西泊す、れの
 海上にて燒沈有し南蠻船の銀道具等、取上度旨願
 之通御免に付、仕掛之方術を以銀六十貫目程、其外
 金道具の品取揚る、石火矢四挺取上しを、藥師寺又
 三郎方に御預け置る、長崎志、
 寛永十七年夏、娥流陀船着岸于肥州長崎湊、彼地奉
 行注進之、先年島原耶蘇宗門一揆蜂起已後、彼船日
 本渡海被停止之、是以去年彼船着岸之時、以通事雖
 傳其旨、又今度渡海、依之加爪民部少輔忠澄、野々
 山新兵衛兼綱奉仰赴長崎、六月十六日乘船之南蠻
 人七十四人、其内六十一人被斬罪、即彼船及荷物等

燒捨之、案仁醫師各一人船頭雜人等以上十三人助
 命、乘別船而返本國、此度之子細於彼國可傳説也、云
 云、紀年録、

寛永十七年、黒船參候を、御誼使に加々爪民部殿、長
 崎へ御下候て、船を海へやきこみ、唐人をも皆々御
 成敗被成候、其内七人御たすけ候て唐へ御遣候、是
 はさりしたんゆる、去年船付申候を御歸し被成候
 に、又々御わびここのため參候間、被仰付候、重ても
 參候は、如此に可被仰付こと也、慶長寛文間記、
 寛永十七年六月七日、天川人六十餘人、於長崎被梟
 首、去月被放風長崎表へ雖爲漂着、皆耶蘇宗旨也、
 殊に彼者盜船之由、依有其開被誅、今年筑紫に有虫
 其形如牛、頭に有劔、大さ如墓、世説曰是耶蘇之亡靈
 歟と云々、元寛日記、氏家記、慶延略記○按するに、これま
 た異記なれども、類説多きにより姑く存す、
 紺地に赤き三筋經の奥島を一統に黒手島と云、寛
 文中長崎へ黒船着岸す、制外の蠻船故燒討被仰
 付、火をかけ燒沈しと也、其時初て舶來せし縞ゆ
 る、黒船手といへるを略して黒手といへり、落穂雜
 集○按するに、寛文中船舶入津及び燒討等の事所見なし、もしくは
 寛文は寛永の誤字にて、此時の事なるにや、またしはらく存す、
 寛永十七年、薩摩より、伴天連五人、邪宗門の日本人

二人、領内下甌島洞穴の内に隠れ居たるを、其所の役人搦捕し由、當表に被差送、稠しく被遂御穿鑿之處、先年日本より追返されし伴天連共阿媽港に居住し、今度爲謝禮銀二貫目唐船に差遣し、乞使薩摩地方に船をよせ、彼島に卸し置、唐船は行方不知なる由白狀す、則江戸言上有之處、不殘斬罪仰付らる、長崎實錄大成、

論大明商船三章

一吉利支丹、以罪惡深重故、其駕舶所來者悉皆斬戮、且其徒自阿媽港發船渡海之事、既停止訖、自今以後、唐船若有載彼徒來、則速斬其身、而同船者亦當伏誅、但縱雖同船者、告而不匿則赦之、可褒賞事、一吉利支丹之書札、并贈寄之物潛藏、齎來於日本、則必須誅之、若有違犯而來者、速可告訴焉、猶有匿而不言者、其罪同前條事、一以重賄密載吉利支丹之徒于船底而來、即可早告之、然則宥其咎、且其賞賜可倍於彼重賄事、右所定三章如此、唐船諸商客皆宜承知、必勿違失、
寛永十八年月日

右三章遣于長崎港、以徧告戒之、羅山文集

通航一覽卷之百八十三終

通航一覽卷之百八十四

南蠻阿媽港國部三止

○放流并漂流

慶長十九甲寅年九月廿四日、邪宗門の徒百餘人、高山右近大夫長房大久保家記別集、外國入津記、大三川志等には、入道南坊、内藤飛驒守忠俊、關難問記、外國入津記等には、如安を國にいたりて、改めし名なるよし、なれば、姑く六本長崎記による、入道道順も其妻子と共に阿媽港國に放流せらる、時に彼國より迎として百餘人入津せり、寛永十三丙子年長崎に在る蠻人の遺子男女二百八十七人、契利斯實記には、三百人ともまた流さる、慶長十九甲寅年三月七日、加賀中納言内高山南之坊と申者、吉利支丹の伴天連になる間、様々宗旨を改可申旨上意の間、加賀殿より被申付候得共、改申間敷と申切候間、御成敗可被仰付候得共、高山随分の者にて御座候間、命を御助被成、南蠻國へ御渡被成候、南蠻より迎の唐人百餘人、肥前長崎迄参り取歸り申候、高山娘は横山山城守娶にて御座候、按ず、山城守は前田氏、是をも召連参度由申候間、令同道南蠻

へ渡り申候、慶長見聞書○按ずるに、三月七日は放流を命ぜられし日にして、此書前後の事を總記せしなり、慶長十九年十月十三日に、從長崎飛脚到來す、長谷川左兵衛注進して曰、去月廿四日に伴天連の徒黨共を百餘輩并に大旦那南之坊、高山右近大夫、内藤飛驒守、其外長崎中の伴天連共を船に乗せ、天河へ流し遣すの由言上す、御喜色の旨可申遣の由上意と、云々、駿府政事録、

慶長十九年、伴天連の大旦那高山右近大夫友祥、自注、異本長房、後號南坊茶道の連人と云、内藤飛驒守と共に、長崎中の伴天連百餘人乗船して、西洋國天の川に流し遣さる、自注、吉利支丹國といふ、十月十三日、長崎支配長谷川左兵衛より御注進申上るごぞ、大久保家記別集、慶長十九年十月十三日、肥前長崎奉行、長谷川左兵衛藤廣か羽書到來す、高山右近友祥入道南坊、内藤飛驒守如安并其妻子ともに、長崎表の獄舎に入置、藤廣謀を運らし、鎮西の伴天連等を捕へ、同じく禁錮せしむ、時に高山か娘は、加州の長臣横山山城守長知か妻なりけるを、父頻りに乞て是も長崎に送り獄に下す、彼宗門の法には死を専とし、未來の冥福を欲するかゆるなり、此者天媽港國へ聞えけれ

は、彼國の異人百餘人迎として長崎へ入津す。藤廣則高山内藤を始、邪徒百餘人を彼船に乗らしめ、是を放流し、平戸の松浦肥前守隆信が士卒を以て、長崎表并高木郡有馬邊の、耶蘇宗に疑かはしき民屋を破り、其畫像を證據として、厚く信仰する輩悉く召捕へて獄舎に下し、其信薄き證據を糺して、其族を佛宗に歸らしめ、松浦を長崎に留置して堅く守らしむる旨注進す、外國入津記、

慶長十九年九月、鈞命に依て上使間宮權左衛門長崎に下向、高山南坊、内藤飛驒守忠俊、邪宗門に傾きしにより、南蠻西洋國に遠流仰付られ、長崎に下向す、高山南坊は申は俗名右近大夫長房、攝州高槻の城主七萬石を領す、元來信長公御取立の士にて、數度軍功あり、太閤の御時代より、切支丹に歸依せし事露見して、加賀大納言殿へ預け置賜ひしに、武勇の外茶湯連歌俳諧等にも達せしゆゑ、利家卿折會談御懇情にて、賀州において三萬石を下し置れ、利家卿卒去の時遺言にも、南坊は正直者なり、今の通りにて召置候様に中納言利長卿にも仰置れけるごなり、内藤忠俊は志摩國鳥羽の城主なり、關ヶ

原合戦にも高名ありて、天下平均の後御取立二萬七千二百石、從五位下飛驒守を受領す、扱南坊は子息娘乳母上下五人にて下向、出船迄の間は東上町鳥の羽屋敷に置て、數多の番人を附らる、飛驒守は下人一人にて下向、出船迄は高島四郎兵衛長屋に置て番を附らる、右の外諸國の伴天連、長崎の伴天連も百餘人、慶長十九年十一月上旬に、按ずるに、駿府政事録に、十一月廿二日、唐船造の船一艘に乗組せ、浦五島町波戸口より出帆ありしは、淺ましき次第なり、飛驒守は彼土に到り、久からずして死去のよし、南坊は長命にて憂年月を送りしか、杳の後松倉豊後守より申付、萬屋町糸屋隨右衛門と申もの、故ありて西洋國に渡り、南坊に對面し、茶の湯等をいたしけるに、邪宗門に落入し事かへすも無念なりと、懊悔せしま、隨右衛門歸朝して物語いたせし、七十餘歳迄存命なりしとかや、南蠻西洋國と申は呂宋アマカハの邊なり、
同年十一月廿四日、間宮權左衛門上着して、南坊内藤其外之伴天連共、無滯西洋國へ追放いたし候趣言上す、其翌日池田越前守を以て、今度長崎之仕方

無油斷神妙之至と御賞美に預りしなり、此砌は前將軍大坂城を攻られんか爲、茶臼山に御在陣なり、
六本長崎記、

慶長十九年十一月廿四日、間宮權左衛門出御前、是者奇利支丹追放故、先度被遣長崎、高山南坊、内藤飛驒、其外彼宗旨徒黨、乘一船流其蠻、有馬口津等不改其宗者四十餘人皆殺之由申上、云々、同年十一月廿七日、長谷川左兵衛藤廣、同弟忠兵衛自長崎歸參、申奇利支丹徒黨追放之事、仍令問南蠻唐船商賈之事給、云々、大坂冬陣記、

慶長十九年三月七日、間宮權左衛門伴治に按ずるに、誤り、命せられ、彼門徒の粹一内藤飛驒守如安、高山右近入道南坊、自注、前田利光の家人、加賀山隼人佐自注、細川忠興の家人、行はれし加賀山隼人の家人、呂宋に存在す載せられたは、こは其家人の事なるを始、當宗の骨張百餘人、大船一艘に乗らしめ、南蠻國へ放逐せらる、十一月廿四日間宮大坂表の御陣營に歸り來り、件の凶賊肥前長崎の港より西洋の地へ流し遣すの旨言上に及ぶ、關難問記、
慶長十九年九月、伴天連邪宗門の張本百餘人、并高

山右近、内藤飛驒守も伴天連同前に、天川の流罪被仰付候、其節南蠻人の出家又者黒船にて乗渡る事御停止ごなり、商賈一偏の小船にて可渡海由被仰付候、奉行長谷川左兵衛なり、古集記、
慶長十八癸丑年、大久保相摸守に被仰付、五畿内中國西海諸所にて、邪宗門の黨類共を搦捕り、其地領主地頭に預け置、翌十九年間宮權左衛門を長崎に被差越、前年以來諸國に預置れし、邪宗門の者共百餘人、其中に高山右近、自注、攝津高槻之城主、内藤飛驒守、自注、志摩國鳥羽之城主、兩人武門之人々たりといへども、深く邪宗門を信敬ありし故、正法に歸すへき旨數度上意有之といへども、惡執に染着し、忠義の道を忘却し、遂に歸正の志無之、下賤之囚人同前に、阿媽港に流刑仰付らる、長崎實錄大成、

安積澹泊與新井白石書、按ずるに、澹泊俗稱を覺兵衛といふ、水戸殿の家人なり、
イタアリヤ國之事は往年承及候、西南夷之地に相心得能な候處、誠に井蛙の見にて御座候、天正年中攝州高槻之城主高山右近、後には剃髮南坊太虚と申候、山崎合戦七大將之一にて御座候、寶寺之合戦

太閤記にも相見申候、其後加州利長卿之手に屬し、淺井繩手合戰四大將之一人にて御座候、此人耶蘇宗にて御座候故、慶長年中御制禁之時、願に依てイタアリヤ國へ被處遠流候と申事承覺、何やらん書にて見覺候様被存候迄に御座候、

同返書

高山南坊事被仰下候、其時に内藤飛騨入道如安も被參候と承候き、古き人の申候ひしは、此衆中彼國へ被參候て、後悔せられたる其故は、こなたにても大身の衆故に、それより先きには、あなたよりの付届も丁寧候處、被參候へは殊之外輕くあひしらひ候ゆる、くやししく被存候、其故は先年逢申候還媽ボイマ人ボイマ 按するに、こは寛永五年渡來し小日向山屋敷に置しれも、此國のにて、其事意大利亞之國部渡來并坂方の條にあり、乃言語に通し、殊に刀をも帶し齋來りし品の中に、奈良晒布の印しを老拙初て見出し、其ことをこや角と尋候へし、南坊如安などは還媽へ參られたるにて無之候、こゝよりわつかの海を隔候て、南海の島に呂宋と申有之候、いか様島の大いさ本邦にさのみ劣ましく候歟、此島を百數十年伊西巴爾亞の

國より借り候様にて取候て、其後つゝに官人を以て、其島を治候、自治、ナランダ、ジャカタラン、を此呂宋に日本町と申て、大山を隔候て、打開き候所に、此國の人かた三千人計住居し候、よき人馬に乗り、鍵をもたせ、日本の風俗のまゝに有之候、日本の詞、風俗をもよく承合候ひき、殊更に十四年以前、自治、但し、違候年より、漂流の舟に乗り來候者も有之候、十四年さきの事なり、漂流の舟に乗り來候者も有之候か、御法度の國より歸り候ては、一生獄中に入られ候ゆる、無是非彼島に止りて居住候、十六七人いまだ生残り候、その者の持候布、又殘金銀を受候て齋來候など申候ひき、此衆中いつれも歴々に候處に、それらの島中に子孫を遺され候事、李陵衛律の事おもひ合せられ、不及是非候、按するに、駿府政事録をばありて、此還媽人の言さ、願語す、想ふに、はしめ阿媽港に放流さかり、後に呂宋にうつりしもの、大の契利斯督記にもまた呂宋とあり、今其實を究め、たし、石叢書、新安手簡、栗岡漫抄、

果候、契利斯督記、

寛永十三丙子年五月十九日、土井大炊頭利勝、酒井讚岐守忠勝、松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋、堀田加賀守正盛より長崎奉行榊原飛騨守、馬場三郎左衛門に遺す下知狀の内、

南蠻人長崎に而持候子并母、右之子共之内、養子に仕族之父子等悉雖可爲死罪、身命を助け、南蠻人へ被遣候間、自然彼者共之内重て日本へ來候歟、書通之道於有之者、日本人者勿論死罪、親類以下者隨科之輕重可申付事、令條記、長崎拾芥集、

寛永十三年、蠻人の子孫長崎にありしを、二百八十七人阿媽港へ遠流なり、阿媽港は父を本として母には構なし、たとへば母は日本種子にて父蠻人の血脈なれば勿論なり、父日本種にて母蠻人の血脈なれば、則母のみ遺はして子はこゝむ、或は父放されて子留り、兄行て弟留り、弟行て兄止まり、夫妻相分れ姉妹相離るゝありさま、町々戸々悲みあへり、長崎集、西川如見説、寛永十三年、南蠻人はまで長崎在留の内、出生したる血脈の種子共、御穿鑿の上男女二百八十七人、阿媽港に被相渡、但親子兄弟相離れて、市中可及騒動

も難計由にて、大村家に被仰遣、彼地より數十人被差越、警固有て乗船せしめらる、長崎御用書物、長崎實錄大成、寛永十三年、南蠻人日本にて持候種子、二百八十七人西洋國へ被追却、此節大村より長崎海陸警固相勤、大村家歴代、

寛永十三年、榊原飛騨守、馬場三郎左衛門長崎奉行の時分、兩人共に長崎へ被遣、南蠻人長崎にて持候女房子男女三百人、長崎の湊にて船に乗せ、天川へ被遣候、吉利支丹御政道被成始にて候、三百人の者を流罪不被仰付候は、有馬一揆の時分、長崎も一所に一揆を起し可申を、加様之御仕置御名譽成御事と、下々迄取沙汰いたし候由、契利斯督記、

寛永十九年壬午平戸町人數改帳
一年十
いよ屋千松
母生所者長崎のもの、前廉よりきりしたんにて御座候得共、竹中采女正様御代に、當町にてころび、法華宗に罷成、本蓮寺を頼申候、二十五年以前になんばんに寄合、子一人もち申候に付、寛永十三年年に天川に被遣候、
池本小四郎

生所母共に長崎之者、元來禪宗にて洪泰寺を頼申候、母前廉よりきりしたんにて御座候得共、竹中采女正様御代に當町にてころび、同宗同寺を頼申候、十年以前に同町にて病死仕候、父生國高麗之者、幼少より長崎當町に參、則きりしたんに相成、其年天川へ參、慶長二年に長崎當町に歸宅仕、竹中采女様御代に同町にてころび、同宗同寺を頼申候、爰本にてなんばん人之子やしなひ申候に付、寛永十三年のこし天川へ被遣候、諸家隨筆、亞媽港紀略、一語一言

貞享二乙丑年六月二日、阿媽港船一艘長崎に入津、頭人よりの書牘を添、漂流の日本人十二人送來る、すなはち奉行川口源左衛門、江戸に注進せるに、其處置御沙汰の旨ありて、漂流人を受取、糶米三十俵を授け、八月朔日歸帆せしむ、

貞享二乙丑年六月十八日、當月二日、長崎へ南蠻船一艘入津之處、從政所詮議仕候得者、去年勢州神社村之者十二人、風にはなたれ天川之内へ流入候付、今度送届候由にて、南蠻人四十七人乗船仕、賣物等も無之、兵具も無御座由、按ずるに、奉行よりの注進狀に、是、兵具なしといへり、見文たれば、兵具ありなり、松平右衛門佐殿より注進、長崎出眼

貞享二年六月二日南蠻船入津の事
ジュワンバツテレス マニヤルキヤル

右兩人口上書

一日本人アマカワのうち、マカレイラと申島へ、當二月七日にひやうちやく仕候由、アマカワかしら分のものうけたまはり、此たひ乘來り候、せん頭をマカレイラへつかはし、きんみいたし候の處に、アマカワ住宅のもの日本人の由申候に付、アマカワかしら分のもの、日本の御儀を大せつにそんしたてまつり、此たひわざとふねをしたて、此二人を相そへ、すなわち日本人十二人おくり差上もふすに付、アマカワかしら分のもの、書つけ一通に、唐人にやわらけいたさせ相そへ、さし上申候、商賣のそんしいれ御座なく候ゆる、荷物少も積み來りもふさす候、もつとも今度の渡海いつ方へも、よせもふさす候、こんど日本人十二人、日本へつれこし上候、御うけ取あそはされ、御せうもん拜領なさせられ下さるへき旨、アマカワかしら分のもの、申わたし候、

一日本人に南ばん宗門申聞候やご、御尋遊され候、

双方共にここ葉通しもふさす、ここさら日本御さはうの段かねて、つふさにうけたまはり、かつて宗門もふしきけす候、その上日本人、アマカワごうりう中別宿を申付、召置候ゆる、いさゝか宗門の義なと申きけす候、以上、

丑六月二日

兩 人

入津の日本人十二人口上書

一わたくし共儀、伊勢國わたらひの郡、神社むらのもの共にて御座候、たき木商賣のため、われ／＼手船十八反帆に乗り、去子八月十八日國元出せん、同日くまの、内三うらと申處へちやくせん、九月三日三うら出せん、そのうち、伊勢國さゝらと申處へ着、同月廿三日に出せん、伊豆國こうらと申所に着、十月七日伊豆下田御はん所につき、御あらためにあひ、同十五日に、しもたうら出船、同日三うらの地、ゑの木と申うらに着船、同廿三日江戸しな川へ着、同廿九日川入、江戸みなと町大こくや與平次ともふすとひ屋に着、商賣しまい、霜月十五日に江戸出船、同日三うらのうち、浦河と申所に四日ごうりう仕、夫よりしもた御番所にて、御あらためにあ

ひ、十二月廿五日までごうりう仕、同日七つじぶん出船、あくる廿六日のはん、いせ大山と申沖より北風に吹流され、三十二日の間、山一ゑん見えもふさす、當正月廿六日アマカワの沖のしまにどりつき申候、廿九日ごうせん見掛申候て、私船よりはし船ををろし、ごうせんにつかわし、米三斗はごらひ申候、すなはち此ごうせんにたすけられ、二月五日天川より二里ほど下にかゝり申候處に、天川よりけんしを遣し、私共連參り候、同六日引ふね參り候てアマ川と申所へ引つけ申候、同八日九日兩日船道具こごごくあらため、のこらすくかへ上申候、同十日よりせん中人數をかへ上り、やしなはれ申候、その上かたひら帶天川かしら分よりたまはり候、いろ／＼しんしやく仕候へとも、たつて遣し申候につき申受候、しんしやく仕候段、言葉通しかね候へとも、とし頃七十はかりの日本人女出あひ、せう／＼日本こごごは通し申候ゆる、右の段申候、

一私共船にはたばこ五十五箇、江戸より積み參り申候、アマカワにて捨おき申べきと仕候處に、アマ

カワかしらぶんのもの、一るんせういんこれなく、銀八百二十五匁に賣はらひたまはり候、船をも賣に遣し申され候へども、買手御座なく、かしら分より大工遣しとかせもふされ、船いたのこらす、銀六百匁に賣給わり候、右の銀の内より百五十匁、大工ちに、はらひに致し候、残りて綱いかり帆あさ道具買手御座なく、此船に積み参り候、

一我々天川とうりう中、右のば、をもつて、宗門の義申聞候やと、御尋なさせられ候へども、かねてさやうのき、一言もうけたまはらす候、もつとも船中において、言葉通しもうさす候ゆる、猶もつてうけたまはり申さす候、

右之通、偽申上さるしやうこは、御さき下廻兩御番所の手かた持参仕さし上申候、以上、

丑六月二日

一昨日御けんしをもつて、御尋なされ候、今度アマカワへ漂着に付、かの地とうりう中、または船中すから、四十七人の南ばん人、一人にても此十二人の日本人に南ばんのしうもんおしへ申候や、また

は日本人のうち一人にても、宗門の儀ならひ申候や、ありていに申上へく候、昨日日本人御うけ取なされ候間、御せんさくの上、白狀致し候へは、われわれ共申ぶんさうゐに罷成り候間、船中したくををく詮議致し、かくれなく申上へき旨、仰せ聞られ、せうち仕候、一昨日御出の御けんしへ申上候通り、われく二人のものは、もうすにをよはす、船中したく一人にても、かつてしうしす、め申さす候上は、宗門をしへ申さす候、其上日本御停止の段、かねてうけたまはりおよひ、宗門傳へ申志ぞんしよりも御座なく候、そのためかくの如くに御座候、以上、

丑六月四日
右漂着十二人名

は、一人あね一人 太兵衛五こ廿三 さいしこ
れあり 與兵衛四十四あね一人 せん八三十四
父一人あね一人 利右衛門二十八 兩おや兄弟三人
人 治右衛門二十四は、兄弟二人 三四郎二十
兄弟三人 治郎十七一 此分神社むら〇は、兄
弟四人 庄三郎四十一 父兄弟三人 甚三郎三十一

南ばん人二人判

兩親兄弟五人 庄五郎二十五 おや兄弟四人 十
兵衛三十八 二親兄弟妻子 太郎兵衛三十八 此
分ふちはら村、

右藤堂和泉守殿領分

アマカワかしらぶんより、日本人に遣し候ゐんぶつ かねてびら十二い、あさぎかねてびら同い、しまのたび同い、しま小ぎれ二つ、金四十兩一分、銀二十一匁七分、唐銀三十八匁 右船頭太郎兵衛方へ
〇米六俵、干うを三からげ、ばん十六俵、銀八匁、金五兩三分 右者理右衛門方へ、長崎虫眼鏡、貞享二年六月廿三日、南蠻船渡來に付奉書、

當月五日之別紙逐披見候、

一南蠻船附置候番船之儀、大村因幡守方に申遣、船差廻候内者、松平右衛門佐相勤渡様申候候旨、先日注進候得共、

按するに、此注進狀所見なし、

三十九年以前亥年南蠻

船二艘來朝之節、按するに、こは正保四年波爾杜瓦爾の使船渡來の事なり、松平

筑前守、其地當番に而、歸帆迄警固船差出候に付而、此度も從右衛門佐方勤度之旨、當番所之番頭共願候、依之舊例之通歸帆迄、從右衛門佐方勤候様申

渡候由承届候、且又當月三日南蠻船の檢使差遣、武具玉藥等之儀、船之楫迄陸に取上、船底悉相改候處、疑敷儀無之、商賣物も一切不持渡候由、翌五日にも檢使遣之、再三穿鑿有之候得共、邪宗門之儀聊不申聞候由、委細之口書宮城監物方迄遣候由、得其意候事、

一十二人之日本人、是又陸に揚之、衣類等迄改候處、別條無之候、籠之揚り屋に差置、一人充踏繪等申付色々せんさく候得共、天川逗留中又者於船中も邪法之儀一言も不承、言語通用無之故、何様之儀も一同不存之由、是又口書監物方まで遣候由承届候事、右之趣及言上候處、南蠻人歸帆可申付之旨、被仰出候間、存其趣可被申渡候、勿論日本渡海之儀彌堅爲御停止之間、以來通用不仕様、入念可被申合候、次於船中飯米見計、其方心得之様に而、とらせ可被遣哉候、委細之儀者、宮城監物方より可申越候、且又日本人之事者、其儘籠之揚り屋に可被差置候、此段者追而可相達候、以上、

六月廿三日

松 日向守
戸 山城守

大 加賀守
川口源右衛門殿

以別紙申入候

一今度入津之南蠻人之儀、先達而被申越候之通、彌替事無之候は、早々歸帆可被申付由、昨廿二日戸山城守殿被仰渡候、南蠻人の口上申渡候趣、相伺候處、跡々之例杯考、可申渡由被仰候、兼而左様可有之與存拙者存寄之通、二通認致懷中能出候、右之趣被仰渡候間、此通口上にて可申開哉與掛御目候處、御讀せ御開、書面之通可然由被仰候、天川にて從南蠻人衣類食物等あたへ申候、此段も書入候而又一通認掛御目候得者、此儀者不入物に候間、右之書付之通可申渡由、被仰候之條別紙認進候事、
一今度南蠻船歸帆に付、浦觸之儀先年もエゲレス船歸帆之節相伺、浦觸遣之候間、此度も相伺候得者、彌跡々之通、出船前相觸可然由被仰候事、
一南蠻人方の通事共より證文之事、不入儀と思召候、乍然本國の罷歸、日本迄送届候證據無之事に候得者、證文申候段尤思召候、是非と相願候は、通詞共方より、證文遣候様に可被申付候、同者夫も不

入物と思召候由被仰候間、可被得其意候事、
一南蠻人の御褒美之儀、米三十俵被下之候由、被仰渡候、是も能程に相計爲取候様に被仰候間、跡々朝鮮人對州の送歸候時之例、一日一人に七合五勺之積、相渡候、此積相考候得者、二十俵にては船中廿日之日積に致し、少不足仕候、三十俵にては船中廿八日之日積仕候ては、少餘候由申候得者、多分者可然候、三十俵遣候様に被仰候、朝鮮人扶持方難用金者、高木作右衛門御預り金之内を以相渡之候、此度如何可仕哉與申上候處、先規之通可仕之申被仰候間、作右衛門方より相渡様に可致申付事、
一天川にて船板、又者たばこ拂候代銀、切支丹極印有之事候間、南蠻人方返可申哉之由、是又不入物候間、御手前可被取上置候、且又天川にて爲取候帷子單物帶之儀者、船中致若歸帆申事候間、返し候に及間敷候、以後者燒捨候共、先御手前は是又可被取上置由、山城守殿被仰候間、左様可被相心得事、
一於其地野菜酒肴薪等、其外諸道具望候は、爲賣渡可申候哉、又者無用に可申付哉と相伺候處、野菜酒肴等之儀者望次第可相渡候、其外之諸色者致無

用可然由被仰候事、

一今度歸朝申候二十人之日本人之儀、重て御下知有之迄者、籠屋揚屋に可被差置之由、山城守殿被仰渡候間、可被得其意候事、以上、
六月廿三日 宮城 監物

川口源左衛門殿
別紙南蠻人の申渡口上之覺

一當春天川の日本人令漂着付而、爲可差送、態船を仕立送越之候、十二人共無恙至長崎合着岸、請取之候、南蠻人日本渡海之儀、兼々雖爲御制禁、此度者漂着之者共送來り、其上宗門之儀曾而不相勸之由申候間令用捨、奉行爲心得歸帆申付候、向後堅渡海仕間敷候、於致歸唐者頭分之者右之趣可申開候、此度日本人送届候段者、追而老中迄可相達候、船中爲扶持方米三十俵遣之候、早々出船可仕候事、以上、

六月廿二日
同年九月、覺
一貞享二年六月二日、南蠻船一艘入津、南蠻人四十七人、日本人十二人、乘組來朝之事、

一右之日本人は伊勢之者、被放風、丑二月七日天川へ漂着、依之彼地頭分之者より態船仕立送越候由、及暮當湊の碇を入候付、即刻檢使を以様子相尋、則南蠻人日本人に爲致口書候事、
一番船之儀、エゲレス船來津之任例、大村因幡守方へ申渡候、船被差廻候内者、當番從松平右衛門佐方、先被相勤候様に申渡候、然處先年南蠻人着岸之節、親筑前守當番にて、歸帆まで番船相勤候由、右衛門佐番所之家來共願候に付、今度も南蠻船に候間、於然者准舊例、歸帆迄右衛門佐より被相勤候様に申渡候、尤此方よりも番船三艘差加へ爲相勤候事、
一日本御掟之段爲申開、船中武道具悉取上候事、
一日本人十二人、南蠻船より請取之、籠屋揚り屋に差置、漂流之様子、又者滞留之内切支丹宗門之儀、不相勤候哉と蹈繪をも申付、段々遂穿鑿、江戸へ及注進候之事、
一船中野菜者不足に付、相調度之由雖願之候、御停止國之者に候故、爲請取候事如何と、年行司方之御關所銀を以爲調、滞船中爲取之候事、
一彼船歸帆之儀、六月廿三日之御奉書、七月六日夜

到來、則翌日七日檢使にて、口上書之趣通詞を以南蠻人の申渡之候、畏入順風次第早々歸帆可仕之旨、及請答候得共、逆風吹續當湊に滞船、八月初日依順風出船、風並能直に歸帆、翌二日帆影見隠候由、野母遠見番所より注進之事、

一日日本人十二人之儀者、追而御下知可有之旨、被仰下候事、

但、十二人所持之金銀諸道具品々、別紙目錄有之候、以上、

丑九月

川口源左衛門法金雜錄、憲教類典、

貞享二年六月二日、アマカワ船一艘入津す、すはや事出来にけりと、諸人おそろきあやしめる處に、日本人の手して、伊勢國渡會郡神社村の者十二人と大文字に書たる旗を立たるをみて、人々いよく怪しみ見居たるに、則刺史川口源左衛門の命にて、通事番士のごもから、小船に押よせ、いかなる舟にやと問侍りけるに、船主十二人の日本人を連出て子細を答へ、則十二人一同に申けるは、われは伊勢國渡會神社の者にて、廻船一艘に乘り、去年十二月、江戸へ商賣に行しか、歸帆の時節灘にて

大風に逢、ゆるもしらす漂ひ流され、夜晝數日か程漂ひて、一ツの島に流れつきぬ、いづくも知らざるに、其島人の中に日本の詞少し知たる者ありて、日本へおくりつかはすへしとねんころに言て、則數日の後此船にのせられて、つれ参りたりといへは、此ありさま關東へ仰せおくられ、船をは津口にかゝらせ、十二人の者をは受とり、獄屋におかれぬ、八月初江府の飛脚到來有て、日本漂流の人を送り來れる船なれば、復來の罪を御赦宥ありて、八月歸帆す、向後漂流の者ありといふとも、かさねては送り來る事なかれと、仰事ありしとかや、是もいまだ日本に貪欲の執心残りて、日本の時勢を試みんため、智謀にやといふ人もありし、伊勢國の人は十二人、共に故郷にかへされ侍りぬ、長崎夜話草、貞享二年六月二日、南蠻船一艘入津せり、即刻檢使を出され御吟味有之處、蠻人ジュアンバツテレス、マニャルキヤル二人を始四十七人乗組、日本人十二人送來る、阿媽港頭人より蠻文字の書付一通、眞文字の譯文相添持參す、蠻國年號千六百八十五年とあり、仍て唐通事譯文和解被仰付處、其趣當二月

七日、阿媽港の内マルレイラといふ島に、日本船一艘漂着す、依て日本を大切に存し奉り、態と船を仕立送進せし由、勿論此船商船の存念無之故、荷物は少も不積來由、先日本人共滞留の内、切支丹の法義は教へざるやと、御僉議有之、蠻人共本より雙方の詞通し不申、殊に切支丹宗門の儀、於日本嚴しく御制禁之段、具に存し居申す事故、決して授け不申旨述之、仍て十二人の者御役所へ被召、漂着の始末被遂御僉議の處、我々伊勢國渡會郡の者、去子八月十八日、端帆船にて江戸表へ薪爲商賣、十月廿三日品川に着船し、商賣相遂げ、十一月中旬江戸より出船し、豆州浦川滞留仕、十二月廿五日出船せし處、其日暮方より伊勢大山沖にて、北風烈く吹出、三十二日の間山も見えざる大海に吹流され、當巳正月廿六日一つの島に流れ寄しに、阿媽港といふ所なるよし、二月五日其地より引舟來り、同七日陸地に上りたる所に、年頃七十餘の女蠻人、長崎の者にて、先年蠻人の種子、此地に渡されし時の者なる由、少少日本詞を覺居て、此女始終戀に通辯せし由、仍て彼地宗門の事は不習やと御尋有しに、雙方詞不通

なれば、何事も承りし事無之由、且又船中に多葉粉五十俵有之處、彼地にて代銀八百廿五匁に賣拂くれ、船は解放し、船板を銀六百匁に賣拂、其内より百五十目大工解賃に遣せし由、網碇帆道具は此船に積來れり、右之段委細江府言上有之處、七月下旬御下知有之、南蠻人日本渡海御制禁の上は、漂着の者送遣すには及ましき事なり、若重て日本人蠻國に漂着せば、其地に差置くと成とも、如何様とも其方共心儘に計ふへし、向後共に決して、此方に蠻船を差遣ましき旨、稠しく仰渡され、糧米薪水を與へられ、八月初日令歸帆らる、其間近國大名諸家より人數を差越警固有之、右十二人之内、七人は神社村の者にて、五人は藤原村の者、御下知に依て藤堂和泉守に被相渡、各本所に歸らしめらる、長崎實錄大成、貞享二年六月二日に南蠻船一艘長崎に入津、此船に日本人を乗せ來る、彼日本人共野母之番所を招故、番船を押寄之處、十二人の日本人曰、我等伊勢國渡會郡神社村之者なり、去年十一月に風に放たれ、天川に致漂着、然者南蠻人共日本人を大切に存知召連渡之由申、同日湊に乘入させ、先玉藥、武具

等を取上、御奉行川口源左衛門段々吟味有之處、勢州之ものに無紛、其上南蠻人方より漢文にて、書翰を調したるあり、通詞に云付和らけさせ候之處、天川沖の島へ漂着仕たる處、助を乞申に付、即助送進候、船は天川にて解、荷物にたばこ十九有之を買取、銀にて遣候南蠻之年號千六百八十五年と書翰に有之、然者漂着之日本人を送來ために、南蠻人來朝する事、其紛なきに付、八月朔日に彼船の飯米薪等を被下、歸帆被仰付、右之伊勢國之者は、あかり籠に召置、其後勢州に被相渡候、長崎集、
寛政六甲寅年十一月、陸奥國仙臺の舟人等、安南國に漂流せしか、同七乙卯年五月阿媽港に送られ、七月また廣東に送られ、乍浦船に便りて、十二月十四日長崎に歸着す、證は安南國之部、漂流の條にあり、

通航一覽卷之百八十四終

○入津并渡來停止

慶長の頃より、伊斯把備亞人渡來せり、其後中絶せしか、寛永元年甲子年、使船薩摩國に着岸して、拜禮の事を請ふ、されども邪教の國たるにより、許されずして、歸帆を命せらる、これ本國船の來りし始めなり、慶長の頃渡國仕出しの船にはあるへからず、外番通書に此來船直に伊須波の使者と稱す、これ本國仕出しかと思へども、論文を以て慶長の御復書中、弘法の條に參攷すれば、必ずこれ新伊斯把備亞ならむと、へり、されども他に其證なく、采覽異言、外國通信事略みな本國船の事としたりし、信

慶長之初、伊斯把備亞始通、自是其來不絶、其後官禁沮之、以其挾天教之徒而來故也、采覽異言、
慶長の頃より寛永の頃迄、伊斯把備亞より聘を通すといへども、天教の徒を挾んで來るを以て、これを禁し沮め、遂に絶して通せずといふ、萬國夢物語、
寛永元年甲子三月廿四日、土井大炊頭殿より、御用候間可登城由使者來、即午刻出仕、大炊殿、主計殿、信濃殿對談、上意の趣は、伊須波より使者來朝、薩摩へ着岸、長崎の代官長谷川權六所勢にて在京故、右の使者三百人の内七八十人、京へ御禮申上度由望申由注進候、彼國伴天連の本國にて、邪法を

通航一覽卷之百八十五

南蠻伊斯把備亞國部

按するに、此國の稱呼、采覽異言にイスバニヤ、和呼イスバンヤ、又スバンヤと記す、其文字異國日記には、伊須波二屋に作り、清一統志に、以西把泥亞と書し、多くは伊斯把泥亞と記す、今采覽異言に據る、こは歐羅巴洲西方の大國にて、又エスバリネ或はヘスベリヤとも稱し、マトリヤに都し、これに屬するもの十八國、民物豊饒にして貨殖を善くし、海外に歷市す、我永正中、北亞墨利加の地を得て、新に國をひらき、新伊斯把備亞、又我元龜三年、南海呂宋の諸島を攻略して、所領とせしよし、采覽異言及び鳴蘭新譯地球圖說等に見ゆ、正保黒船來朝記によれば、寛永十五年までは、波爾杜瓦爾も其屬國たり、産物は穀物、良馬、上好酒、木綿、烟草、黄橙、佛子相等なるよし、近代翻譯の西書に見え、慶長十三年七月十三日呂宋より此國の酒を獻せし事、官本當代記に載せたり、

可弘内存有之歟、日本に彼門徒を御制禁嚴重の上は、御對面不入儀歟、可分別由仰出の旨、三人被仰聞候、一段御尤と申上、然は權六迄其趣紙面に御年寄衆より可被仰遣候間、案文調へ御右筆に書せ可申由、大炊殿被仰候間、即席に案文調へ、武部傳内に書せ、按するに、武部は建部の誤りなり、傳内、昌興、書を善くして御右筆を勤む、大炊殿へ渡す、案如左、

今度自伊須波差遣使節、欲修聘禮、以實註之來、即相議而達上聞、往年彼國所懇求者、商船往來兩國之珍産相互市易賣買之一件耳、然以邪法頻欲誑風俗、所制止先已畢、強及其企者非彼國之僞謀乎、不收聘禮也、云々、
此奥書留少々在之、扱後日に書留候故、奥を略す、次日の廿五日又登城、大炊殿、主計殿、信濃殿對談、昨日の下書叶上意、奥の書留不收聘禮也迄にて能候と上意の旨也、爲後の覺記之、異國日記、
寛永元年、伊斯把備亞より使を奉る、都て三百人、此國は天主の法を貴ふによりて、其使をおし返さる、外國通信事略、如官日簿抄、

南蠻新伊把部

按するに、國名の字、御書には濃毘數般と書せられ、或は濃毘須、濃比須、または能比須蠻に作れるものあり、異國日記には、新須波二屋と記す、また噶蘭新譯地球圖説には、新意斯巴尼亞に作り、其人多くは新伊把泥亞とあり、今また采覽異言に據る、本邦にてノビスパンと稱呼せしは、ノールハスバンヤの訛言なるへし、此國北亞墨利加の極南に在りて、大國なり、赤道の地下より、二十六七度北へ倚りたる地にして、外國通信事略には、日本の下に於たる地にて殊の外遠き事なりと記す、氣候、瀕海の地は濕熱、内地は融和、民物蕃庶なり、本邦より海路八九千里或は一萬餘里と、往古は土豪ありて所々に獨立割據せしか、我永正十六年の頃、西洋の伊把泥亞國、一軍を渡して、此地を取り、小王を置てこれを治む、其小王五年にして交代せしとぞ、部中に三大鎮あり、一を墨是可といふ、二國の首府たり、二をギユアダラヤラ、三をギユアテイマラといふ、此國原名墨是可といひしか、伊把泥亞人新たに取得しといへる義にて、新伊把

把泥亞とも稱せしなり、産物極めて多し、就中白銀を上とす、其他穀物及びハルセムといふ絹の類を出せるよし、これ采覽異言及び増譯ならひに萬國物語、噶蘭新譯地球圖説、異國和解、近代翻譯の西書等に載する所なり、

○漂着入津并御書

慶長十五庚戌年、新伊把泥亞國の船、東國に漂着せしか、元船破損により、船を造り賜はりて歸國せしめらる、これより先、慶長六年十月、東照宮より呂宋への御復書に、敝邦與濃毘數般、欲修締好、非貴國年年往來之人、則海路難通、見之、同七年八月の御復書に、本朝與濃毘數般、欲作商船往來者、必、不爲本邦、貴邦之人曾曰、敝邦之東國有所止宿、則呂宋之舟、可通風難、自關東出舟者兩國之嘉慶也、故自貴國、告彼國者期之、と見ゆ、これ此國の事慶長六年の頃より高懸に達し、かく通信を望ませ給ひし、今年に至りて、この事あり、同十七壬子年、使札を奉りて之を謝し、時計等の物を獻す、彼、來書傳はらず、時計のしめさず、この器は西洋撒馬兒揮島の人、始て造り出せしものにて、支那には明の永樂中、意大里亞國の人、利瑪竇始て持渡りしよし、和漢要説談、落穂雜談、一同年六月、東照宮より御返簡をなされ、た、商船來往して、其國の法は弘むへからざる旨仰遣はさる、七月十日、台徳院殿より御返簡を出され、物を贈り給ふ、台徳院殿の御書は、古今消息集に載て、異國日記等には載せず、外蕃通商に、

の御書恐らくは、當時江戸より賜はるべきの儀ありて、他人に命ぜられ、草制したれども、故ありて御不用になりしものならむか、崇傳か録する所は、薩摩の南浦草する所に及ぶ、豈此御書を遺すへけんやと記せり、或はそれ然らむ、されども、御諱の係れることの輕々しく翻るべきにあらず、はらく後證を俟つ、

新伊把泥亞、この國より呂宋へ交替の番船、我國に漂着せしに、船を造り賜はりて、其國に返されしより通路あり、外國通信事略、

慶長十五年庚戌秋、新伊把泥亞、商船過洋遇風、漂至我東地、船艙盡碎、官命繕治、乃給資糧而還、十七年壬子夏、其國遣使來聘以謝、其禮物、有自鳴鐘一口、我有此制實自是始、采覽異言、無題隨筆、

慶長十七年、新伊把泥亞貢す、如官日簿抄、柳營年表秘錄、慶長十七年六月廿日、駿府御城へ出仕申、但傳也、按するに、金地、院崇傳なり、於上方所勞本復、十九日に下府、則翌日出仕申、大御所様御機嫌能御對面、則濃毘數般へ御書を可被遣候、佛法を日本に弘候事無用、只商買計に船往來可有之候由、御書可相認旨被仰出候也、向井兵庫當面へ被來對面、兵庫被申候は、此御書は御返書也、去々年濃毘數般の船損、日本へ來る時、上様より御船被仰付歸國、其御禮に船を渡して、御音

物を上り、書を捧候由、具に被語候也、本多上野殿添狀あり、

覺

一ノビスパンヤへ 御朱印一通
一ルスンへ 御朱印一通

此二通の御朱印は、年々異國に渡海の時、御朱印被下候、大形其文言にあそはされへ候、以上、一ノビスパンヤの國王、ペイズロイに按するに、こはリ置所の小王にして、眞御返事あそはされへ候、ペイズロイよりの御進物の注文、上野所に御座候間、明日可遣候、又大御所様より、ノビスパンヤ國王へイスロイにも御音信の物可有之候間、其御心得有へく候、委細は向井兵庫殿可被仰候、御相談尤候、以上、

六月廿日 本上野判
金地院

私の覺に、ノビスパンヤ、ルスンへの日本船渡る、右の二通の御朱印は、不被遣候間、不書なり、日本國源家康、復章濃毘數般國主麾下、來翰驚閱、再三問措、況又方物如目錄領之、惠意衰衰、喜氣津津、

去年貴國之商士羅暴風難、舟揖摧損、不意適來吾邦、不堪惠遠之思、修整一巨船歸之、幸無恙而着岸之告報、滿懷不淺、貴國與吾邦、彌結鄰交、而每歲商船往來互可通國寶者、爲世爲人何善政如焉哉、抑吾邦者神國也、自開闢以來、敬神尊佛、佛與神垂跡同而無別矣、堅君臣忠義之道、霸國交盟之約無渝變者、誓以神爲信之證、能守正者必得賞、叨成邪者必得罰、靈驗新、如指其掌、仁義禮智信之道、豈不在於茲乎、貴國之所用法其趣甚異也、於吾邦無其緣歟、釋典曰、無緣衆生難度、於弘法志者、可思而止不可用之、只商舶來往而賣買之利潤偏可專之、貴國之商舶來朝之時、雖到着何之國國浦浦、聊不可有異議、兼日域中益加嚴命、宜安心莫訝、吾國土宜備別幅投贈之、采納惟希、炎暑已酷、順序保齋、

慶長十七龍集壬子夏六月日

御朱印

右の下書を六月廿二日、御城持參、直に備上覽、文言叶御氣色、則可清書旨被仰也、廿三日自上州下繪の間に合鳥子二枚、向井兵庫に被持下候、廿四日の朝清書仕候、廿二行也、一行に十八字、口奥の來紙

三四寸計、殘奥の年號を一行をきて書也、御朱印は年號の奥に、年號より上て被爲押候也、右清書廿四日御城に持參、直に備上覽、相叶御氣色、頓て被爲押御印旨御誼也、右の御書、七月朔日に御印被爲押、自上州持せ給ひ、音信物は押金の屏風五雙、被遣候由被仰越候、則別幅を調、

別幅 一押金屏風五雙

慶長十七壬子年六月日

此別幅間に合鳥子奥口を切捨、常の鳥子よりも少しは、廣くきりて書之、御書と一ツに加籠に入、加籠は鳥子にて、上に付目あり、上書は、

日本國 源家康 復章

濃毘數般國主 麾下

同自上野殿被遣書、是はノビスパンより信物請取狀也、

方物到來之目錄

一斗景一箇 一蓑衣一對上下 一卷物一端 一南

蠻酒兩樽 一鷹具二色 一沓二足 一同緒金筋一

條 一碟二具 一南蠻圖像三枚

右

奏吾日本國主源君、裁書見謝丹忱、且副以愚筆、宜有吐露貴國賢主者、惟幸、

慶長龍集壬子夏六月日

日本國臣上野介藤原正純

拜進 濃毘數般國執事

右上州の書、間に合鳥子、奥口を切除之書之、書判被居候、是も加籠して上書して認、上書に、

日本國 臣上野介藤原正純

拜進 濃毘數般國 執事

如此相認、七月朔日に上州へ持せ遣候、向井兵庫へも其通申渡也、右の御書別紙に書、假名を付て向井兵庫所望被申候間、則廣西堂に鳥子にか、せて、かな付て兵庫へ渡候、將軍様へ可掛御自由也、

奧國日記

慶長十七年六月廿日傳長老、大御所様に出仕申、濃毘數般への御書の儀、直に仰出候、則相認候也、別冊に記置之也、但右は上州より書付有り、口二通の御朱印は、今度彼國の法御拂候間、按するに、こまじ三命ありて、諸國の切支丹寺を破却せらる、其切支丹禁制の嚴事南蠻邊境の部、切支丹禁制の條に詳なり、意趣可有之に付、先船を渡候事、無用の由被仰出候故、不相認也、與

一通の御書計認之候也、別冊に見えたり、異國渡海御するに、別冊あるは、前の異國日記をさす、口二通の御朱印とあるも、前の本多正純の添狀に載る御朱印をいふ、奥一通の御書といへるは、即前の御復書の事なり、

慶長十七年七月

日本國征夷將軍源秀忠、報章濃毘數般國主幕下、信書入手、細覽薰讀、特贈數般之奇産、如別錄受之、誠至情也、地已雖隔遠、其志親、則不異鄰境、二國之商船往來、每歲互可通之、時々欲聞國風耳、雖是薄物、本邦之兵器鎧三領、具、寄贈之、以表寸志、餘事正信按するに、本多佐渡守正信なり、可傳說焉、敢不能縷陳也、不備、

慶長十七年七月十日

御朱印 古今消息集○按するに、太平雜記、外國通覽に此御書及び其時の記事を載せて、慶長十七年七月十日を、十六餘五秋中院に作り、報章を載章に作り、薰讀の下特贈の二字なく、誠至情也の誠を實に作る、疑ふらくは皆非ならず、されども姑く左に存して考異す、

慶長十六辛亥年、江戸將軍家より、濃毘數般國の使者に御書并諸具をたまふ、

日本國征夷大將軍秀忠、裁章濃毘須般國主幕下、信書入手、細覽薰讀、數般之奇産、如別錄受之、實至情也、地已雖隔遠、其志親、則不異鄰境、二國之商船往

來、每歲互可通之、時々欲開國風耳、雖是薄物、本國之兵器鎧三領、具、寄贈之、以表寸志、餘事正信可傳說焉、敢不能縷陳也、不備、

慶長十六稔孟秋中浣 御朱印

是故は、先年公より黒船の便宜に、田中庄次郎等を遣はされて、彼國主に御書を贈られ、并土産を賜はりしかは、今度も南蠻船に便りして、使者を以て、先年の謝禮を申に因て、右の御書ありとかや、太平、外國通覽

慶長十七年、新伊西把備亞より書を奉り、御返書をなさる、其後は通路絶えぬ、外國通信事略○按ずるに、彼し、本邦より慶長十八年及び元和二年、伊達少將政宗の家人を渡せし事、下條に載するが如し、

○渡海

慶長十五庚戌年、洛商田中勝助、東遷某業には、勝成に作らざり、また官本當代記、慶長年録等には米屋リウセイと記し、武備編年集成、外國入津記には、洛の朱座隆成として、泉州堺の産、小田助左衛門と注す、今、新伊西把備に渡海せしか、同十六辛亥年歸朝して、産物多く持來る、自後日本人渡海すへからざる旨、彼國人諭せしよし言上す、此條駿府記、官本當代記等、采覽異言には、十七年彼國の使歸朝の時、我商船これに渡海し、明年歸朝せしよし記したるも、前條に載る異國渡海御朱

印帳にノビスパンへの御朱印は、今度彼國の法御拂候間、意趣可有之に付、先船を渡し候事無用の由被仰出候故不相認されは、恐らくは誤りなるへし、また太平雜記載る所は詳なるに似たりとも、年代も記さずして、畢竟其記事不審なり、姑く考證の末に附贅して、參考に備ふ、

慶長十六辛亥年、東海之中有濃毘須般國、自古未通、去年京都町人田中勝助就後藤庄三郎而望渡海、今夏歸朝、數色之羅紗并葡萄酒持來、云々、駿府記、慶長十五庚戌年、東海中、有濃毘須般、自古來不通、京町人田中勝助望て渡る、同十六年夏歸朝、數多羅紗葡萄酒持來獻駿府、海上八九千里と云々、重て渡海無用の由、日本人へ示之、如官日簿抄、柳營年表秘錄、

慶長十六年四月、去年京師の商人田中勝成といふもの、後藤庄三郎に就て言上しけるは、東海の小がし八九千里、濃毘須國といふ有、古より日本に通せず、願くは其國を覓むへしとなり、神君許し遣はされしかは、此月五色の羅紗葡萄酒を獻して云、其國金銀多し、日本人再び來るへからすと戒めけるよしなり、東遷某業、

慶長十五庚戌年四月下旬、此頃京都町人米屋のリウセイといふ者、以大御所御意、ノビスパンの渡海、賣買任心歸朝、狸々皮多く持來、但金銀は及聞

し程はなし、雖然他の島より多し、重て日本人渡海無用の由、ノビスパンの者堅く日本人へしめす、官本當代記、慶長年録○按ずるに、此書慶長十五年、渡海せし事を主として記し、歸朝の事はこれに連記せしなるへし、然るに、日記摘要、外國入津記等に歸朝を十五年と定めしは、甚だ疎漏なり、

慶長十五年四月廿八日、此頃京都の米屋立清といふもの、ノビスパンより歸り、狸々皮多く齎し來る、是より先き命ありて、彼國に赴きしなり、彼國へ再び渡海あるへからざるよし、禁すといふ、日記摘要、

慶長十五年四月、洛の朱座隆成、自注、泉州堺の産、小田記みな米屋につくる、外國通信事略に、此者の子孫、今堺居作の朱座となりとありは、子孫朱座となりしを、此書追書して誤りしにや、先達て仰を蒙り、能比須蠻へ渡海し、商買交易して歸朝し、狸々皮多く持來る、金銀乏しきといへとも、他の島に准すれば、尙富有なるかことし、二再び渡海すへからざるよし、堅く制止する旨言上す、外國入津記、武備編年集成、

日本よりも米屋三成との誤寫なるへし、いふもの船を、新伊西把備亞に遣はされし事あり、三成か子孫は、唯今堺に居住の朱座則是なり、外國通信事略、

慶長十七年壬子夏、新伊西把備亞國遣使來、爾時我國商亦與彼使俱去、明年得還、說其民物蕃庶、且說彼人謝曰、兩地懸隔萬里艱險、請勿復來、是後遂絕、采覽異言、

先年肥前國長崎の町人桃庵といふ者、駿府に參候し、異國の物語を申上る序に、大御所の上意に、外國の者の年久しく渡海して、日本の言語に能通しける者あらは、召連れ來れよかし、珍らしき物語させて聞召し、御慰の伽に遊はされむとなり、桃庵畏て、翌年に及て南蠻國の商人耶楊子といふ者を伴て參る、此者を御前に召れて、種々御物語を申、御機嫌に相叶ふ、此もの彼國にては、然るへき者に、萬才覺ありて、諸般つきくしきに因て、暫御留なされ、江戸大樹公へも謁し奉て、居宅を拜領して居れり、今の江戸の耶楊子河岸といふ所是也、或時大御所御夜話に、日本は世界の東にて、是より東に國ある事を不聞と仰ありしに、耶楊子申上る様は、承候に、日本の東に當て三大世界有て、其廣大明天竺を合せたるより大に候よし、三界の名一は濃婆佛郎察、一は亞墨利加、一は宇諾と申候、

其亞墨利加の内、濃婆以西巴爾亞國の西に、濃比須般國あり、日本より千里にたらぬ道程にて、此國へは南蕃の黒船往來仕り、交易をなし候と申、大御所驚かせ給ひ、其國へ通路させ見るへしと宣へば、幸彼國へ往く黒船、長崎へ入津したるに、案内致さすへしと、即ち上總國まで、件の船を廻させられて、公より田中庄次郎等を遣はされて、彼國主に御書を贈られ、并土産を賜て、珍奇諸物と貿易させる、其船二年目に歸朝し、種々の珍寶數を盡して持來る、名酒、紫羅紗、鳥毛の天鷲絨等、又桑の板厚さ一尺餘、幅九尺、長さ二十間なるを、數十枚持參仕、此板を以て御風呂屋を造らせらる、皆申上候やう、彼土地常に温にして、春季の天氣に似たり、風俗寛弱にして、遊興を好み、五穀、果菜多く、鳥、獸、魚、鱉の類品々夥しく、金銀多けれども、是を甚た愛せず、諸人鳥の羽を以て、巧に山水、人物、花鳥等を織る事、其微妙なる、漢土の及ぶ所にあらざるよしなり、太平雜記。

慶長十八癸丑年、松平伊達、少將政宗、御船手向井將監と相議し、政宗及び將監家人を、南蠻人と同船せし

め、すべて百八十餘人、新伊斯把爾亞に渡海せしむ、其船八月十五日、政宗領分陸奥國月浦より出帆す、元和二丙辰年八月廿日、政宗また家人横澤將監を使者として、向井將監家人と共に、和泉國堺の津よりこの國に渡す、貞享書上には、南蠻とのみありて、其國名を日條に、向井將監に賜はるへき、濃比須般渡海の御書印を書せし事見えたるは、今推考して、この國の事と定む。

慶長十八年癸丑年、陸奥守政宗方より、南蠻へ船を渡候に付、在江戸中より向井將監申合、於國元船仕立、八月十五日領分鹿郡月浦迄出船仕候、支倉六右衛門并侍十人計、向井將監内の者十人程、南蠻人四十人程、總人數百八十人餘乘申候由、同月廿一日、南蠻人ソテロと申者、城中に於て政宗對面仕候、右は船を渡申候に付、國元に罷在候と相見申候、南蠻へ渡船候儀は、彼國の様子承言上仕、攻取度内存にて候由申傳候得共不慥候、元和二丙辰年八月廿日、政宗家來横澤將監、堺の津より又南蠻に使船にて遣之候、貞享松平陸奥守書上、

元和二年六月十四日、爲御使會我又左衛門被來、濃比須般渡海の御朱印、認様如何と御尋候、大御所様の時、濃比須般へは、御音信の書簡の御朱印は

通航一覽卷之百八十六

南蠻波爾社部

按するに、國名を或は波羅多伽兒、蒲麗都家流、または布留都葛兒に作る、今普通の字面を用ふ、噶蘭新譯地球圖説に、此國歐羅巴洲の極西にあり、エヌテマジユラのリスボンに都し、六州を統轄して、イスマニヤ伊斯把爾亞と疆を接す、海をアトランチセゼエといふ、此際すべて大西洋なり云々、また泰西輿地圖説に、此國往古は伊斯把爾亞の屬國たりしか、數年の後、自立の王國となれりと、正保黒船來朝記に載る、波爾社五爾人の演説書によれば、其自立國となりしは、我寛永十六年なり、近年翻譯の西書に、其府里斯波は、得苦河に臨む、城門三十九、樓櫓七十四あり、四達繁庶旅客多く聚る、土人性溫柔にして、體格軟弱、他の歐羅巴人の健康に如す、昔時より廣く四方に通販し、アラビヤ亞細亞洲の交易は、此國に權與す、後世に至りては、和蘭、佛蘭西、イギリス英吉利、伊斯把爾亞等の爲に、アラビヤ亞細亞洲諸州の交易場を奪掠せられ、近世は南

被遣候、渡海の御朱印は不參と覺申候と申渡候、然は今度、向井將監を渡し候間、自餘の國への並に御朱印可被遣候間、認様を書付てと被申候間、則自筆にて紀州大奉書一枚に、自日本到濃比須般船也、右年號月日、御朱印と五行に書付て、曾文に渡候、年寄衆より使の由也、國師日記。

通航一覽卷之百八十五終

亞墨利加洲の地方、伯西兒國に於て、僅に利益を得るのみ、土産、米、酒、鹽、金、礦、水晶、夜光、瑪瑙なりと記す、華夷通商考に、是即ち切支丹國にて、長崎より海路一萬二千餘里、歐亞、阿媽港の二國、昔時は此國の所屬たりしとあり、采覽異言に、西蕃の來る此國より始る、天文十年七月、大船一艘直ちに豊後國神宮浦に着岸す、其乘來るもの二百八十人、同十二年八月、其人六、大船に乘來りしか、其中一艘、大隅國種子島に泊る、此時鐵砲始りて渡る、其事附録に略す、爾來我西蕃に來れる事、年々絶えず、元龜元年春、肥前國に來りて互市せん事を請ふに於て、其場を彼杵郡の河口に置、然るにかれ商賣に托して、其教法を弘む、今の長崎港是なり、天正十二年春、豊後國主大友宗麟、使者を渡海せしめて、其聘に報ゆ、同十五年春、豊臣太閤西征の時、彼教師の無禮を怒りて、本國に追還し、た、其通市のみをゆるしたり、我俗此國の人を呼て、南蠻といへるは、其來路多くは南海、呂宋を歴て來れる故なりと、云々、また六本長崎記、外國入津記には、彼船の始て來りしを、享祿三年、豊後國府内の津とし、其時領主大

友宗麟に、鐵砲二挺を授くといふ、されども諸記多半、天文十二年種子島に來りしを始なりとし、かつ鎮西要略に、天文十年神宮浦に來りしものは、明朝の船なりしとあれば、享祿三年といふも、天文十年とあるも、ともにうけかたきにや、但し、其はしめ渡來せしは、此國の船なるへけれど、南蠻といへるは、意太里亞、伊斯把爾亞、呂宋、阿媽港等の總稱にして、此國のみをいへるにはあらざるへし、猶其辨南蠻總括の部にあり、併せ見るへし、

○入津并渡來停止

慶長十四己酉年、波爾杜瓦爾人來貢す、官本當代記に、六月黒船二艘、長崎に着船あり、此船も其内なるへし、但し、こゝに國よりの入貢、國朝舊章録等の外、他に所見なし、想ふに異國日記に、こゝし阿媽港船入津し、其類によて、七月廿五日、向後日本入阿媽港に渡海停止の御朱印を出されし事を載せ、彼阿媽港は波爾杜瓦爾の國なり、國朝舊章録等載る所、又これを載せしも知るへからず、姑く原書のみを記して後説を俟つ、

慶長十四己酉年、波羅多伽兒貢す、同朝舊章録、如百日、寛永十六己卯年、太田備中守資宗上使として、肥前國長崎に到り、八月五日在留の阿媽港人を、奉行所に招き、前にいへるこゝし、阿媽港は、南蠻人日本の禁制を守らず、密に吉利支丹の徒を渡來せしめ、また所々

に潜居せし、彼宗門の輩に物を送り與へしにより、自後渡來を禁せらる、自然來らば其船を破却し、其人を誅すへき旨、嚴命を諭して、悉く歸航せしむ、證は南蠻阿媽港國の部、御誅伐并渡來停止の條にあり、

正保四丁亥年六月廿四日、異國の軍艦二艘船の間尺及石火矢の員數等、諸記異同あり、長崎に渡來し、硫黃島と松島との間に繋れり、長崎奉行馬場三郎左衛門、檢使を出して、渡來の故を尋るに、波爾杜瓦爾國より使船のよしを申す、同廿六日、港内身投岩の前に入津せしめ、其後高力攝津守忠房、日根野織部正吉明、忠房は、肥前島原の城主、吉明は豊後府内の城主にして、長崎に近きなもて、兼て此地の御目付を命ぜらる、時に吉明は來りて此地にあり、忠房は其注進を聞て不日に來りしなり、三郎左衛門と相議して、再び使を遣はし、御國法により、滯船中武器等を渡すへき旨命すれども肯はず、此事、正保黒船來朝記には、廿六日ありて、是非まよて江戸に注進し、到着せしは、廿七日決したし、よて江戸に注進し、續黒田家譜には、廿七日前、肥前をばしめ、近國の人数を招く、時に筑前は御備堪當番たるにより、まづ番船等の事を命す、彼國主松平黒田、筑前守忠之は、同廿八日長崎に着して、奉行等に會談して、もし黒船乗取へしとの台命

下らば、一手にて乗取らんと其備をなす、

正保四丁亥年、南蠻ホルトガルより使船二艘、六月廿四日、いわう迄着岸、同廿六日に長崎湊に令入津候覺、

一右の使者口上に申候は、數年イスバンヤと申國の旗下に成罷在候得共、イスバンヤの仕置惡候に付、仕置仕候奉行人を殺し、イスバンヤの國と申惡罷成候、就夫度々之及合戰候、唯今は南蠻人、日本渡海御停止被成候得共、先年日本に入津御赦免の時分は、イスバンヤの旗下に罷成居申時の儀に御座候、唯今は本國を、此方の仕置の儘に仕候付、大慶に存、前廉被懸御目候國々には、爲悅使者を遣申候、就夫日本にも前廉御目を懸被下候付、御一禮爲可申上、使者を差上申候、遠國に罷在候得とも、御家人一人御持被爲成候と被思召上候は、別て忝可奉存候、爲其乍慮外具足一領、其身の姿を繪像に仕差上申候、御前可然様被爲仰上被下候は、別て忝奉存候よし、長崎奉行迄申上くれ候得と、通事とも右の段申候、

一右の節は、馬場三郎左衛門被爲在留候、長崎の儀

其時分は高力攝津守、日根野織部諸事相談可仕旨、兼て被仰付置候、織部は南蠻船不參候一兩日前に、長崎に爲見廻被相越候、高力攝津守は、右の船來候段、承知付て、早速長崎へ被相越、右三人相談にて、かりうた船に被申越候は、かりうた船湊へ入來候得は、御仕置にて、武道具を船より指上候間、其通可仕旨被申渡候、此時の使馬場三郎左衛門家來内藤儀太夫、石川又右衛門、通事には西吉兵衛、猪股傳兵衛、名村八左衛門罷越候、ホルトガルの使者申候は、前々より參候かりうた船の儀は、商賣船にて有之候、今度罷越候は、侍分の者にて、其上禮儀の爲計に、使者指上申候處、武道具を揚候様にと被仰開候儀、迷惑仕候よし申候て、武具は不差上候、依之自然不斗致出船候ては、江戸に被申上候段も相違の由にて、隣國の領主より、人數を被招呼可然と、右三人被爲相談、隣國に被申越候、

一松平筑前守は當番故、早速長崎に被相越候、西鎮、要覽、長崎開書、

正保四年六月廿四日、黒船二艘硫黃ヶ島の沖に來て碇をおろす、遠見番所より、早速此旨注進す、依

て阿蘭陀人に、檢使通詞差添旗台に遣す處に、二艘の黒船南蠻の印旗を指居、はた不合故に、阿蘭陀人其旨を言上す、依之再ひ檢使通詞を遣して、御禁制の輩何ゆるに來朝致せし哉と問ふに、彼か曰、我等共先年より日本渡海致せし處、御制禁と相成、難儀不過之、御赦免を蒙るへき訴訟の爲、ゴバ國の主より、使者船のよし申上る、按するに、波爾社、彼國より守護を置て治るよしなり、五附の國にして、國主は國仕出しの船、まづ此國にいたり、それより阿蘭陀を経て來りしなるへし、然れば、臥亞の主といへるし、また波爾社五附王をさせしならん、下再ひ辨せず、依之、先早々湊に可入津旨被仰付、同廿六日、湊の内身なげ岩の前にて、右船二艘共に碇をおろす、時に番船を附置是を守る、船中の石火矢、玉藥武具類等此方へ相渡し可置旨申渡すの處に、使者返答には、今度日本へ渡海の事、訴訟のため來朝仕事に付、御赦免有哉否を承り、早速歸帆仕度候間、右の類差卸す事難成よし申に付、此旨江戸へ注進し、又近國にも相觸られ候故、近國の大名より、家老物頭を追々に差越る、右黒船二艘人數四百五十餘人、内使者二人、一人の名コンサアルホウテシケイラデンウツサ、此者はゴハ國主の親類といへり、又一人の名トゥル

トデコスタアポフレイと云り、黒船長さ廿六間、按するに、長崎志には、横七間、深さ八間の船一艘、又長二十八間とあり、廿四間、横六間、深さ四間の船一艘、但、一艘に石火矢二十挺宛有之、按するに、また長崎志には、大船に二十四挺、小船に二十二挺とあり、外より見ゆる分なり、六本長崎志、長崎志、

細川氏藩士留書の内、

一正保四丁亥年六月廿四日、肥前國長崎の沖に、黒船二艘見え申候、右船二艘ガリアン、アルマタといふ、

一六月廿六日、黒船二艘共に、長崎の入口イワウ島より入津仕候に付、長崎政所より使者を被遣、何れの國より、如何程の儀にて渡海仕候哉、委細可申上の旨被仰遣候、彼船より返事には、其地に着船の上様子可申上の由、

一同日、政所より重て使者被遣、鐵砲の玉藥上候て、カピタンも上り候様にと、被仰遣候得は、御返事には、様子御座候間、カピタン上り申儀も不成成、尤玉藥上げ申儀も不成成候由、御返事申上候事、一右の通、御返事申上候に付、然る上は兎角合戦可仕心得と、何も御推量に付、江戸にも言上、左候得

は江戸より御一左右無之内に、彼船歸帆の時は如何との御詮議にて、近國の諸勢被召寄候事、

一黒田筑前守忠之長崎に着、直に政所に御出被仰候は、當年長崎當番の儀に御座候に付、願申候黒船御討果被成候に付、近國の軍勢杯被仰遣候儀は、御無用に被成可被下候、彼船乗取申分は、手前にて仕廻申儀に御座候、若差支申儀も御座候は、鍋島信濃守儀は、連々相役の事にて候間、無停止可申談候、然れども私當番の儀に御座候間、鍋島人數も私裁判に付候様に、前以被仰渡被下候様に被申入候得は、高力攝津守殿被申候は、何も諱談仕、重て様子可申入の由、日根野織部正殿、御町奉行馬場三郎左衛門殿は、兎角の儀不被仰候事、

同斷長崎表の御沙汰荒増の内、

一ガリアン船二艘、長崎の津口まで參候時、政馬所場三郎左衛門殿より、如何様の子細にて參候哉と御尋被成候、

一ガリアン船より申上候は、南蠻より訴訟爲申上、使者船を差上候由申上候、

一馬場殿より御申候は、御訴訟申上候は、津中の船

を入可申上候由被仰遣候、船を入申候は、日本の作法に候間、帆石火矢採差上可申由、申候得と被仰遣候、

一 返答に船を入可申上由、奉畏候由にて、則津中へ入申候、帆石火矢の儀、賣買船杯は御作法にて上可申候得共、使者船の道具上候例無御座候由申候て、道具一つも上不申候、

一二艘共に兵船作の由、右の通、色々くつを申に付、三郎左衛門殿御驚被成候由、

一 西國の御目付、豊後府内の城主二萬石日根野織部正殿、西國の御目付、肥前島原の城主四萬石高力攝津守殿、三千石馬場三郎左衛門殿、萬事此三人にて御相談の由、

同斷追加、自注、今度來朝の蠻人、申上候趣

一 今度南蠻人は、ホルトガルヤと申國より使者に渡申候子細は、ホルトガルヤと申國、六十年以前より、イスバンヤと申國の旗下に成居候得共、九年此方前の如く、ホルトガルヤ本國我儘に成申通を披露爲可申上、渡申候事、

一 四代目ホルトガルヤ王の名は、ドンジュアノク

ワアルと申候、其かたち繪に寫具足甲を添、今度持渡り申候子細は、日本御如在に不存候間、向後兄弟一分に思召被下候様に存、爲證據渡申候事、

右の船、ホルトガルヤを出申候て、四年目に参り申候、去年琉球表迄参候得共、大風に逢、天川へ懸り戻り、當年六月五日に天川を出し、六月廿四日、長崎口迄参、同廿六日、津口に入申候、舟の長さ大形廿四五間、胴の間に七尋程御座候、船の厚さ上に一尺、中にて二尺程御座候、上の廣さかんばんより、中の段まで深さ二尋、上のかんばんより、船の底まで七尋程御座候、水際より胴の間高さ二間半、表にて長さ二間、艦にて高さ五間、

二艘の船具

一大船に石火矢廿六挺、内兩方にて廿挺、表に二挺、艦に二挺、かくし石火矢二挺、

一大船に人數二百人餘、一小船に人數百五十人餘、
右小船の石火矢數同前、大きさあまり違ひ無御座候由、船の名ガツアノと申候、二艘類船にて参候事を、アルマタと申候由に御座候、以上、正保黒船來朝記、正保四年六月廿四日、南蠻ゴハの國より、大なる黒

船二艘來り、長崎の沖、伊王島と松島の間にかゝり居る、其船一艘は長さ十八丈、横五丈餘、高さ水際より上一丈五六尺計り、一艘の長さ十六丈、横四丈、二艘の人數合四百五六十人、外より見ゆる所の石火矢數、一艘に二十挺、三段に矢窓を開きて仕懸置たり、ゴハの國主よりの使者とて書翰を持來り、日本へ通路せんことを、言上の爲差越候由、通事を以申す、右の旨、長崎奉行所より早速江戸へ言上せらる、今年忠之長崎の守禦當番たるによつて、家臣大與力頭桐山作兵衛、足輕の大頭飯田覺兵衛、自注、後、號高伯、組の士卒を引具し、兼て長崎に在番す、長崎の奉行馬場三郎左衛門より、飯田覺兵衛を招寄せられ、番船を出し、異船に少隔たりて、ひそかに付置、島々へも番船を遣し置、黒船の近所へ何船にても、よせさるやうにすへきよし命せらる、覺兵衛承り、番船に輕きもの計遣し置候事如何に候、自身與の士召速相務可申候、筑前守番所へ御用候は、桐山作兵衛に仰付られ候様にとて歸り、戸町の番所に立寄、右の旨作兵衛に談し置、早速黒船來るよしを、福島へ注進し、夫より與の士卒を引

連、并船手の頭宮崎彦右衛門を召具し、松島の沖口へ出、船を繋ぎて異船を守りける、又沖の島には石川平左衛門、勝野長勝、上の島の沖の口には平野十兵衛、竹森新右衛門、香燒島には後藤十左衛門、馬杉十郎番を勤む、翌廿五日、奉行所より番船を出し、篠田八郎右衛門と言士差遣はさる、此時此方よりも足輕頭柏原新左衛門、船曳久之丞、おのゝく、小早船に乗て、同前に沖に出番を勤む、福岡へは同廿六日辰の刻、注進の使來る、忠之其日晝後、手廻の士はかり召連、福岡を出船し、自注、長崎奉行所より、艦飛脚も、一時、海路より長崎へ發向し給ふ、若變あり福岡へ來る、黒船來着を告來る、國主より命し置る、同廿六日の朝、二艘の黒船長崎に入、みなげに自注、西泊番所より十町餘、長崎の方あり、碇をおろす、同廿七日、奉行所より黒船へ使を立、日本の式法なれば、花、石火矢、鐵砲の玉藥など、此方に相渡し候へと、申し遣はされけれども、國主よりの使者にて候間、商人の如くその品々おろす事なるまじきよしにて渡さず、此日覺兵衛奉行所へ召され、馬場三郎左衛門、日根野織部正、高力攝津守同座にて、右の

黒船と問答の旨、覺兵衛に仰られ、黒船二艘とも其方に相渡すへし、柁、石火矢等の事うけがはざる上は、いかやうの異變に及ふへきとも計り難し、筑前守殿、いまた御越なければ、心元なき事にて候よし申されければ、覺兵衛答申けるは、かねて筑前守申附置候趣有之候故、かくの如くなる船數艘に及候とても、少も御氣遣なざるましく候、此黒船いかにも慥に請取申し答へければ、馬場、日根野、高力も安堵せられける、自注、此時より番船として、早船ともづなにもやひ、二艘、小早船二艘を出し、黒船のこゝれをまもる。

此事、後日に忠之聞給ひ、當座の答さもあるへき事ながら、此度の二艘若公命をまたず、港を乗出し歸帆に及び、又は石火矢を放ち異變せば、此時迄は、番所在合の人数はかりにては、たやすく押へかたき事もあるへし、いかやうに意得して、三人衆へ右の通答へけるそと尋られしに、覺兵衛日頃思慮を極め居たりし趣を、詳かに申ければ、忠之も甚感し給へり、
黒船柁、鐵砲等を上ざるゆゑ、江戸より台命下らさるうち、異議に及ふことあらは、乗取へきこの談

儀にて、長崎奉行所より、忠之へ人数差越さるへきよし告來る、其書に曰、
猶以貴様路次御出被成候半と存、福岡に次飛脚にて申遣候、
一筆申入候、然は爰元様子に依て、人数入申候事可有之と存候間、早々被仰付、此表へ參候様可被成候、何も期面上候、恐惶謹言、
六月廿七日
馬場三郎左衛門判
日根野織部正吉明判
高力攝津守忠房判

松平筑前守殿人々御中

右の書狀、飯田覺兵衛方より忠之に相達すへきよしにて、奉行衆より渡しければ、覺兵衛若道にて行違ふこともあるへきかとおもひ、右の案紙をこひとりて數通に寫し、本書を唐津路へ差遣はし、案紙の寫をば、忠之の長崎へ來り給ふへき道海陸方方へ、手わけをしてそつかはしける、其使針尾瀬戸にて、六月廿八日忠之の船に參り合、右の書をさし上げる、忠之披見し給ひ、此所より四宮六之進を使として福岡へ返し、人数悉く長崎へ馳參るへき

よし仰出さる、六之進廿九日午の刻、福岡に着、又長崎奉行衆より、忠之留守の家老中へ賜りたる書狀は、先達て廿九日の朝、福岡へ到着す、其詞に曰、

一筆申上候、爰元様子により人数入申事、可有之候間、人数早々此表に可被差越候、筑前守殿へも、右の通以書狀申入候得共、定て路次に可有御出候、左候得は、路次にて違申事可有之存候間、各迄如斯に候、恐惶謹言、
六月廿七日
馬場三郎左衛門
日根野織部正
高力攝津守

松平筑前守殿家老中

是に依て、同日未の刻、士卒残らす海陸より長崎へ向ふ、筑前人数七月二日まで、追々長崎に着す、此時留守の家老には、小河平右衛門をおかれ、并浦上三郎兵衛を殘し置て、其外城番所々の代官、市町郷村、島と浦との諸奉行番人相殘し置れ、島廻りをも念を入候様にと命し置る、其後七月二日、甲斐守按ずるに、甲斐守長興は、忠之の弟にして筑前國秋月五萬石を領す。人数をも差出さるべき

よし、奉行衆より告來る、秋月よりも士卒多く長崎へ發向す、忠之は廿八日の晩、時津に着船、それより陸路にあがり、同夜長崎に着、奉行衆に對面し給ふ、

筑前人数一萬千七百三十人、内六百人は侍、大身小身共、二百人は又、内兵馬乘、三十人は步行士、百人は傍の足輕、千人は足輕、五十六人は船頭士分、二千九百五十四人は船子、此外六千七百九十人は又若黨、合一萬千七百三十人、内千二百二人は西泊戸町、兩所の番に參居候士卒なり、

筑前人数、海陸より長崎に發向する時、黒田市兵衛唐津路を通り、時津の海を渡り、途中より便を以て、追々大勢馳集るよし、忠之の供に侍る家臣黒田三左衛門、田中五郎兵衛、津田市之丞迄注進しければ、忠之き、給ひ、黒船の者とも、多數の來るを見及候は、色を立る事有へし、先長崎へは入來らす、途中にひかへて然るへきよし、追々來る人数に申遣すへしと仰ければ、三左衛門等承りて、永野彌右衛門と言士に、途中において、右の旨市兵衛に申聞、人数差留置へき由申付ける、彌右衛門申ける

は、輕き拙者參り、右の趣申傳候とても、諸勢多く押來候は、承引仕らざるにて可有之候、御證文を賜り候へかしと申せば、則三右衛門、五郎兵衛、市兵衛に對面し書狀を調へ、孫右衛門に渡しける、其書狀を以て途中に出、市兵衛に見せ人數をこゝめければ、筑前より來る人數、こゝく途中の在家に舍りてひかへ居たり、然る處大勢途中に滞り居候も如何に候、西泊番所手寄に候間、俄に山越して彼地に來るへし、夜中とても松明をともすへからすと、忠之より被仰越、依之西泊の方へ夜中に來り、豆島の中に一宿し、それより西泊りへ打入ける、忠之の本陣は、黒船のかゝり居る所より十町餘出口、西泊の入江に船をつなかる、晝夜船に居給ひ、夜は自身小船に乗、供人二三人の間にて、ひそかに黒船のあたりを巡見し給ふ、惣人數は西泊戸町兩所に分て船を繋ぎ陣を取、先手足輕頭の船は、黒船に乗入へき足筏をつけて、黒船より五六町の間の山の入江々々に乗る浮へたり、又大砲は黒船かゝり居る近所の山々にしかけ置、其外火器品々用意の船にのせて、燒打の術をせられける、自注、忠之の人數多く

は船に居、或は西泊りの山上にも小屋を付けて在陣す、加藤彌太之丞此時直に長崎に來りしに、折節西泊り番所へ渡海の船なかりしかば、長崎に知人ありけるに、是を頼みてはやく小船を買、材木をのせ西泊へ渡り、山上に小屋をかけたなり、忠之船より見給ひ、海老七郎左衛門を遣し、何某なるそ尋られ、早々小屋をかけたる忠事を稱美し給ふ、其後追々小屋に來てのくこれに居る、忠之は當番なれば、若黒船を乗取へきよし江戸より公命あらは、我ひと手にて乗取へしとの内意にて、士卒の備を定めたまふ、

一番先手 下郡金左衛門與共、高橋忠左衛門與共、左 喜多村太郎兵衛與共、飯田覺兵衛與共、右 桐山作兵衛與共、久世半三郎與共、
二之目 野村勘左衛門與、齋藤甚衛門、黒田半左衛門、池田清太夫與、黒田惣左衛門與、左 野村市右衛門與、前田源右衛門與、齋藤三郎助與、楠崎七兵衛與、黒田市兵衛與、水野主殿、竹中友右衛門、肥塚十左衛門與、山内權之丞與、
二番先手 右 黒田三左衛門 左 黒田市之丞 二之目 右 甲斐守家人、國友仁右衛門與 傍筒 神吉三八、大塚七左衛門與、
右衛門佐附屬之士 左 黒田官兵衛、長濱九郎右衛門與、傍筒 湯淺七郎兵衛、大音彦右衛

門與、明石四郎兵衛、

本陣 野村新右衛門、田中五郎兵衛 使者右
山本彌八郎、西村五郎三郎 使者左 小林四郎三郎、喜多村市四郎、蟹江七郎右衛門
跡備 大音六左衛門、大塚權兵衛、肥後次郎兵衛、岡村市郎兵衛、丹安左衛門、喜多村安右衛門、近松四郎左衛門、吉田金之助、川端四兵衛、傍歩行士四人、松本能登、

忠之一手は、法令を定め、大音六左衛門、大塚權兵衛を以軍中に命し給ふ、其詞に曰、
軍法 一爲御意申觸候、各中船渡候間、銘々請取の船に乗繼可申事、一船かゝり様、備かゝりに可仕事、一備の儀堅不相背、被仰付備頭のざい次第可仕候事、但し、ぬけかけ仕、下知聞不申者於有之は、縦如何様の高名仕候とも、切腹可被仰付事、一餘人の船かゝりの内、かゝり居不申様に堅可申付事、一船中むざとさはぎ難説不申様、銘々可申付事、一下々喧嘩高聲猥りかましき儀無之様、其主人可被申付候事、一こやかかけ被申候衆、竹木入候は、長崎領の内にて切取可被申事、

右の旨堅可被相守候、組付の衆各判形可有之候、

七月六日
其後又出し給へる法令にいはいはく、
一跡備より鐵砲打申間敷候、先手鐵砲頭迄、可打申旨被仰出候也、
七月八日
又其後定め給ふ條目にいはいはく、
一一番備の内二手の方、二の目間二十間程間を置、備頭ざい次第船をよせ可申事、一二番備と一番備の間、二十間程間を置、一番備の勝利を見定め、一番手にて備廻候は、二番手の船よせ候儀堅法度の事、一さし物は備頭并組頭迄、船にたて可申、其外組に付候分はたて申間敷事、
右の旨、堅可相守候、若軍法やぶり先かけ仕もの於有之は、切腹可申付候事、
七月九日續黒田家譜、

正保四年七月十日、長崎船の儀申來、十二日の朝承る、六月廿八日晚に鍋島肥前守人數も出船の由、黒田、鍋島、立花等なり、六月廿六日長崎表へ南蠻船二艘來、隣國取候て祝儀に參るとなり、御徒頭無名、氏の記

七月朔日、肥後國主細川肥後守光尚か老臣長岡勘解由左衛門、人數を率ゐて長崎に參着す、同五日近國の人數も稍到着せるにより、馬場三郎左衛門等、彼老臣物頭を奉行所に會して、黒船を羈すへき術を問ひ、寺澤兵庫頭賢高か老臣並河太左衛門か策によりて、瀬戸口に大綱を張る事を令す、細川氏藩士留書の説なり、其には、肥前の老臣鍋島七左衛門の策なりとす、姑く前説を用ふ。附録長崎表御沙汰荒増といへる内

正保四丁亥年六月、耶蘇宗門變舶入肥前長崎浦、二十七日、長崎町奉行馬場三郎左衛門利重告之熊本、及夜四更、光尙家臣長岡勘解由左衛門延之將雜兵二千十五人船頭水手千七百二十人、發熊本、二十八日卯刻、出船川尻、七月朔至長崎深堀、細川家讀、細川氏藩士留書の内、
一正保四年六月廿四日、肥前國長崎の沖に黒船二艘見え申候由、長崎より申來候に付、清田組按ずるに、物頭清田石見が組なり。御弓二十張頭續平右衛門、奥田藤左門兩人早速罷越、諸事の注進可仕旨、御家老中被仰付、兩人合渡海事、
一肥後國勢六月廿七日夜に入、可差出の旨、從長崎書狀到來、則夜丑の刻、長岡勘解由組を召連熊本を

出陣、肥前茂木浦に着岸、夫より陸地を行、七月朔日辰刻に長崎へ着、則政所へ罷出候得は、早速一番に着仕候由にて首尾罷歸候、此勢二千十五人船頭水主千七百廿六人合三千七百四十一人、
一七月三日、辰刻に諸手の船懸場繪圖出來、三四日兩日夜にかけ舟懸り直り候事、
或説云、此時從公儀船數御改有之處に、肥後の船數は大形一倍に御帳に付申由、其時之船奉行加賀見善右衛門、村上七左衛門、手段仕候由申傳候也、

同五日、近國の諸勢長崎へ大形馳集り候て、馬場三郎左衛門殿被仰聞候は、今度黒船御乗とり被成候に付、各存寄の奉行も候は、無遠慮可申上の旨被仰渡候、何も御請には、何の存寄も無御座候由被申上候、然る處に寺澤兵庫頭殿家老並河太左衛門進出申上候は、無遠慮愚存の旨をも可申上の由御意候得は、憚を不顧乍恐申上候、彼黒船走出候瀬戸口に、大綱を幾筋も爲御張候ては、如何可有御座候哉、黒船走り罷出候時、此綱に帆など懸り候は、其内に乗取申ため、便りにも成可申哉と申上候得は、立花

左近將監殿家老十時三彌申上候は、太左衛門申上分尤に奉存候と被申上、其外は兎角を申人無御座候、織部殿被仰候は、一段尤の様に被存候、とくと遂讚談、重て可申入之由被仰、何も退出仕候事、

一同六日、長崎瀬戸口に大綱を爲御張可被成由、御觸有之候事、
一同日被仰渡候は、土用も過候間、風替候は、黒船走出候儀も可有之候、成程急き大綱出來次第爲張候様に被仰渡候事、
一黒船楫帆を直し候は、肥後守船塲近所にて候間、左様に相心得候様に被仰聞候、勘解由御請申上候は、晝夜油斷不仕罷在候由申上候事、
一同七日、大綱出來に付、川口高鋒に大綱張せ申由、平野彌次右衛門政所を罷出申上候事、
一同日、跡より被差出候人數着船仕候は、最前勘解由船懸り仕候様に沙汰可仕旨、被仰渡候事、
一同八日、渡邊作之丞拵上げ候木形二つ水巻揚げ申道具、續平右衛門、奥田藤左衛門持參仕、差上申候事、
一同九日、長岡勘解由政所を被召寄、織部殿被仰渡

候は、舩に寄黒船燒討之被成儀も可有之候、燒草の用意潛に可仕置の旨、被仰渡候事、
同斷長崎表御沙汰荒増の内、
一細川肥後殿家來續平右衛門、奥田藤左衛門兩人、兼々長崎に差出置申候に付、黒田殿御番勢手うすく候間、肥後守殿人數加勢可仕由六月廿七日の曉に、御三人衆より被仰下候に付、同廿八日、長岡勘解由二千餘召連渡海仕候得き、則江戸に右の段言上の由、黒田殿右の趣を御聞届られ、御三人衆に御立腹の由、依之御評定の時も終に出仕無之由、此段舉申候由、
一鍋島殿家老鍋島七左衛門、大綱を張申候奉行申上候由にて、繪圖にて見せ申候様に被仰付候、以上、
正保黒船來朝記、

七月七日、御目代松平久松隠岐守定行長崎に到着し、松平黒田筑前守忠之と、黒船乗取へき事を論ず、家譜に、行十三日來着し、翌十四日此事を論ずとあり、今細川藩士留書によりて七日とす。同十日細川肥後守光尙か老臣長岡監物、また人數を率ゐて參着し、奉行所にいたり、黒船を羈すの備船橋に如くへからすといふ、よき大綱を廢して船橋を布き、諸手に分配して黒

船を守らしむ、續黒田家譜には、船橋は黒船帆こしらへの跡見ゆ
るによりて設けしとあり、また細川氏藩士留書に
従ふ。

伊豫國松山の城主松平隠岐守、かねて長崎異船の
變あらん時の御名代に仰付置れし故、此度子息美
作守、同河内守を召連、定房、河内守定頼の來着を、十九日
定行の弟にして、子息記せしは誤りなり。七月三日に本國
を立て、同月十三日長崎に來着せらる、翌十四日、
忠之の船に來り對面し給ふ、異船打果し候に台
命下り候は、我等人數を出可申由、隠岐守申され
ければ、忠之答に、貴殿は御名代として御越の事
に候得は、御下知はかり仰付然るへく候、拙者事は
當番にて候間、何時も御下知次第、一手にて討果可
申候よし申されける、隠岐守聞て、拙者事三ヶ年以
前御前に於て仰付置れ候事に候間、只居は成申ま
しき由重て申されける、忠之扱は上意にて候上は、
我等としてとかう可申様無之候間、各御談合候て
然るへきよし答へられける、其後忠之馬場三郎左
衛門のもとへ行て、右の趣いひ談せられ、隠岐守殿
人數出候は、人込になり手もつれ仕るへきと存
候、只今までは二艘共に拙者一手にて乗取可申と

存、段々に備を定め置候へとも、上意にて隠岐守
殿より人數出る上は、船分けになされ、一艘宛乗取
候様に仕度候、隠岐守人不足候は、拙者人數さ
し加へ申すへきよし申置れける、かくて黒船帆こ
しらへの體見えければ、もし台命下らざるに邊歸
る事あらんかどて、各評議し、七月十四日異船のか
かりたる所より、十二三町沖の神崎といふ所の出
口、幅四町餘の所を船にて仕切ける、細川肥後守、鍋
島信濃守、寺澤兵庫頭、立花左近將監、小笠原信濃
守より、船數合て百五十艘を出し、先大綱にて二通
りはり切、一方は山の根をまごひ、一方は大岩に巻
付、其後を船いかだにて仕切けり、自注、この時、かくて
忠之一手にて、神崎
の出口を船筏を以て仕切らんために、其用意早く仕置れり、筑
前守、當番にて異船謀伐の主將なれば、船筏の仕切は諸手へ被仰付
へきよしにて、此度忠之よりは仕切船を出されず、依之忠之より
右の用意に仕懸たる荷船五艘、からす綱二百筋、大葛綱以て、筋と
し、綱四百五十尋、材木千五百本、右の品々奉行所へ差出されけ
れども、是は入用無之よしにて、うけさらす、續黒田家譜。

細川氏藩士留書の内、
一七月七日、松平隠岐守定行公爲上使、國本去る三
日罷立、只今到着仕候由、使者を以被仰談候事、
一長岡監物儀、去七日熊本出陣、夜前樺島迄着船の

由にて、同九日宇野五郎左衛門を船場萬事爲繕、先
へ差越候事、此勢三千三百七十九人、水主二千四百
二十四人、合五千八百三人、都合一萬千三百一人、
自注、先後の人數、都合九千五百四十四人歟、○按するに、萬千三
百一人とあるは、前條に載る長岡勘解由左衛門、及續平右衛門、奥
田藤左衛門、率のし人數をもす、へいふ
なり、次の細川家譜の總人數同し。

一同十日、監物儀長崎に着船、政所を罷出候、此間他
家の家老共罷出候は、陣羽折にて罷出候處、監物儀
は柿帷子に柿の戻子、肩衣に小手差にて、いかにも
ひやしたる様子共にて罷出候、御三人衆も内々被
聞及たる監物なれば、他に異なる御挨拶共にて、攝
津守殿被仰候は、今度黒船の儀、從江戸も無御下知
内、若自由を働候時、此方より心儘に支配仕得候時
儀、此間諸家の家老中、備頭衆迄寄合、何卒存寄も候
は被申聞候様に、申渡候處に、何も存寄無之由、然
る處寺澤兵庫頭殿家老並河太左衛門、川口に大綱
を爲張候は、彼黒船走出候時帆杯にかかり、其支
配遲滯可有之候様に被存候、其内に乗取可申たよ
りにも、成可申哉と申分有之、何も尤と一決し大綱
を張申候、此外には何の不行も申人無之候、今度の
事に候得は、何とぞ可然手行も候は、少にても益

多方に決定仕度候事共に候、必無腹藏被申聞候得
と、御三人衆御無隔心被仰懸候に付、其時監物申上
候は、人ヶ間敷御尋に付御請に當惑仕候、然とも漢
朝に對し御爲づくの儀と申、再三御意の上は、是非
憚は不顧愚存の旨申上候、此間船橋杯の御談な
とは無御座候哉と申上ければ、三郎左衛門被仰候
は、船橋と申儀聞及は仕候得とも、終に見申たる儀
無之、如何様に拵候も不存、如何とあれば、監物申上
候は、大船をひしとならへ、其上に角木を鋪並へ其
上に大板をならへ、かすがるにて堅め申候得は、此
上を馬を乗通り候ても不苦、又は船栖樓を揚げ、彼
船を見下し候様に仕候、是を船橋とも船積とも申
候、土用も過候得は風替り、彼船順風に任せ走出候
を、大綱杯にて止め申儀成可申哉、右船橋にては黒
船何程走出度存候とも、通り申儀成間敷旨申上候
得は、御三人衆被仰候は、扱も儘成手行哉、此上の手
行有之間鋪、尤至極成儀と御感不大大形、然其船橋拵
候大船材木等、俄には當所に有之間鋪候、此障如何
とあれば、監物申上候は、肥後守一手へ被仰付候と
ても成儀にて候、然れども歴々是に被相詰候事に

候間、高に應し間敷町場割に被仰付候は、如御好一日にも調可申候、若ク様の御用も可有之哉と、肥後守存寄、大船材木等も差越置候得は、只今被仰付候ても少しも滞申儀無御座候、若又肥後守一手へ被仰付候御事は候は、少々不足も可有御座候哉、左候得は其不足の分、國元より取寄申間時日被差延被下候は、是以て差支無御座候、御急用の事に候得は近國の船を寄せ、材木は當町海邊の町家を崩し用ひ、御埒相濟候上にて、町家作事は如前肥後守方より新敷申付遣可申候、大國を被下置候は、ケ様の時節、御奉公を相勤申事こそ大事成儀と、悅勇んで申上ければ、御三人衆、扱々尤至極成申分、心地能こそ候へと御感不斜、然は爲上使松平隱岐守殿在陣の儀に候間、一往讀談の上にて、重て可被仰開候旨にて首尾能監物退出、其節立花殿家老十時三彌も其座に有合、右の様子一々承候、續平右衛門は原の城以來、三彌別て入魂故、平右衛門に三彌申候は、内々監物儀は承及候得共、今日初て逢申候、船橋の儀尤至極成儀と感し申候、平右衛門申候は、監物儀御開及も可有之候、大阪御陣の節大軍をつかひ、

其外度々の合戦になれ申者故、ケ様の小事などにあぐみ申儀にては無之由申候得は、三彌も尤の儀と感申候事、
 一同日政所より、普請に馴たる足輕頭兩人可差出旨申來、木戸半左衛門、谷忠兵衛罷出候得は、町年寄高木作右衛門所にて、竹木何角の事割符惣中按するに、割符惣中といへるは、長立合讀談仕候事、
 一松平隱岐守定行長崎に御着船、政所の御寄合、二時計御内談の上、其後強船橋被仰付の旨、惣御觸御座候事、
 一同十五日、清田石見備より先の參懸居候事、
 一同十六日未明に、船橋出來、自注、此瀬戸口二百二
 一一番備長岡勘解由組共、自注、亥六月廿七日夜に入注進、即夜五の刻出陣、七月朔日辰の刻長、沼田十五郎番頭敷圖書、番頭筑紫左近藏三時着、
 十挺頭山田新九郎、同添役竹原庄太夫、同二十挺頭木戸半左衛門、同添頭野田安之丞、同二十挺頭横井平右衛門、同齋藤又太夫、弓二十張頭中路内藏之助、丸山左京、一尾喜内、後藤市十郎、平野彌次右衛門、石見組氏家志摩、外科石川松庵、監物組頭谷内藏丞、右同斷藪中正、藪小吉

右の分は勘解由下知仕旨、御印、

一二番備 長岡監物組共、自注、亥七月七日出陣、同日長崎着、米田與七郎、人持志水新之丞、番頭谷内藏允、鐵砲二十挺頭谷忠兵衛、同陣佐左衛門、同神西金右衛門、同山路太郎兵衛、小崎五郎右衛門、尾池傳右衛門、三宅藤右衛門、西山八郎兵衛
 一三番備 清田石見組共、自注、亥七月十日出陣、清田味左衛門、南條大膳、番頭氏家志摩、番頭松山權兵衛、番頭牧平右衛門、鐵砲二十挺頭長尾伊織、同二十挺頭都甲太兵衛、同井關左近右衛門、同松山兵左衛門、同的場勘平、同清成武右衛門、同十挺頭寺尾求馬、同中川梶右衛門、土田左兵衛、清田角左衛門、續平右衛門、澤村權次、醫師竹原道印、小原宗雲、鐵砲五十挺頭奧田權左衛門、伊丹治左衛門、朽木内匠、長岡玄要、三池善太夫
 一四番備 細川刑部、小笠原備前組共、自注、亥七月九日出陣、松野右京、佐久間半之允、番頭小笠原民部、番頭横島半之允、鐵砲三十挺頭益田彌一右衛門、同白木定右衛門、同二十挺頭牧五太夫、同平野太左衛門、同添役上田大郎右衛門、鐵砲十挺頭岡部庄之助、同池永

源太夫、同添役矢野勘右衛門、同十挺頭小笠原又右衛門、尾池藤左衛門、齋藤勘助、齋藤彌八郎、
 一御船手頭、村上七左衛門、同左平太、人數合五千三百九十四人、船數合二百三十八艘、船頭水主四一長崎の遣候衆、石見組故寺本に替り戻、續平右衛門、奥田藤左衛門、此兩人最、使番早水助兵衛、使番服部武右衛門、同宇野五郎右衛門、同林孫助、同明石權太夫、同鎌田彌五左衛門、側足經組續平右衛門に替る、寺本久太郎、同斷長崎表御沙汰荒増の内、
 一一番黒田殿、二番鍋島殿、三番肥後守と被仰渡候通を、勘解由手前より、國本家老とも方ね申越候に付、家老とも三人衆に使者を差上申候、三番と被仰付は、肥後守身代相應の人數を、相渡候様に思召被仰付候哉、最前被仰付候は、唐船急に掛出可申様に被思召、黒田様、鍋島様御人數手薄く可有御座との儀に付、御番勢手薄き御加番のために小勢相渡申候、國元の人數相拵罷居申候間、御返事次第渡海可仕由申上候得は、肥後守人數入申間敷候得とも、先被渡可然由、被仰下候に付、長岡監物惣大將にて八九千人數召連罷越候き、七月七日に、右の使者

罷歸、八日、九日、十日段々頭々召連渡海仕候、
一諸手の入敷に付、船數從公儀被仰付候寫、則相添
進し申候、

一監物長崎に罷上り、三郎左衛門殿に御見廻申上
候得は、三郎左衛門殿被仰候は、若唐船懸出可申哉
と、手段御評定被成候得とも、可然様なる事も無御
座候、鍋島七左衛門大繩の儀迄に候、繩の儀は大海
に蜘蛛の巢爲張たる様なる儀にて、御安堵不被成候
由被仰候て、監物に存寄も有之候は可申上候由に
御座候得とも、御辭退申上候得は、若船かけ出候得
は日本の名をり、松平の御家に疵を付、三人の横目
共の大事只今に極候間可申上候由被仰候處、監物
申上候は、大綱の儀も御心休に御尤に奉存候、體に
かけ出不申手段可有御座と奉存候、大船を御寄被
成、五重せきを被仰付、帆柱二本横に渡し、其上に
大角木を渡しかすがゐにてつけ、其上に大板打付
申候は、大船の長さを大形八間の積りに仕候得
は、五艘にて五八四十間は、平地の如く可罷成由申
上候、三郎左衛門殿仰候は、材木足り候間敷候間、
長崎脇茂木山と申山有之候、夫へ山入被仰付候由

被仰候、監物申上候は、從公儀被仰付御普請に御座
候間、材木足り不申候は、長崎の町家澤山なる儀
に候間、御崩させ被成、以後は普請被仰付被遣候は
は、結句忝かり可申と奉存候由、申上候得は、段々
尋明申候間、右の趣を攝津守殿、織部殿にも、監物申
上候よし被仰候、監物申上候は、八九千人數召連參
候間、人數の儀に仕出し入の儀杯は、乍慮外罷出可
申上候得共、手行の儀は三郎左衛門様は、肥後守無
御如在御間がらにて御座候間、乍慮外つれ迄御心
安奉存、右の通申上候、三郎左衛門様の御工夫に被
成、御相談可被遊候、其上にて普請難調様に被仰衆
御座候は、船と材木御渡被成候は、肥後守一手
にても可申付候間、左様御心得可被遊候の段申上
候と申由、

一右の段御三人御評定相極、船せき被仰付候處、廣
さ二百四十間の内百二十間は肥後守、百二十間鍋
島殿、立花殿、寺澤殿、小笠原殿に被仰付候、黒田殿
は御かまひ不被成候由、船數寄り不申候て三重に
懸り申候、右船橋の跡に肥後守内々申付置候、せ
いろう船四艘付申候を、何も御威被成候よし、二階

通航一覽卷之百八十七

南蠻 波爾社 五爾國部 一止

○入津并渡來停止

正保四丁亥年七月十二日、江戸において、今度長崎に
渡來の黒船使船の事にして、御誅伐に及はざるによ
り、卒爾のはからひあるまじきよし、彼地出張の老臣
等に申遣すへき旨、細川肥後守光尙等に令せらる、同
十三日細川光尙、鍋島信濃守勝茂、黒田右衛門佐長
之、筑前守忠之、立花左近將監忠茂等を營中に召て、先
各長崎に赴くへきよし望みしかども、其事に及はず、
志す所は御喜悅の旨仰渡さる、立花忠茂は、彼地の
人數に糧米賜はり一事を謝し奉る、此日井上筑後守
政重 大目付にして、宗門奉行兼帶、 及ひ山崎權八郎 在府の長崎奉行なり、 上使とし
て長崎奉行、同御目付、ならひに松平黒田筑前守忠之
等に贈る老中の奉書下知狀を携へ、江戸を發す、上使は、下に

正保四丁亥年七月十二日、長崎船之儀に付、大名
衆留守居共御城へ呼れ、此度南蠻の者代替の御禮

通航一覽卷之百八十六終

栖櫻にて御座候故、殊外見事に御座候由、船橋は七
月十四日の夜に入取懸り、夜明迄に仕舞申候由也、
一諸手の人數、船數加子杯の相違仕候を、非を入申
候由に御座候、肥後守儀は天草定被仰仕候故、天草
に小人數遣置、其上國元にて手當の人數申付、八
代、宇土郡、細川帶刀人數佐敷の遣置、熊本に留守
居、江戸に召連候人數澤山に御座候て、其上にて殘
る人數を遣し申候、
一船懸り様、諸手の懸り様は、體付にて候、肥後守
船懸様、一手切にふり懸りにて御座候、御横目衆よ
りかすへに被遣候時も、諸手のはしれ申候へとも、
肥後守船數はかすへ申事成不申候由、以上、正保黒船來朝記、
七月七日、長岡監物是秀將兵三千三百七十九人船
頭水手二千四百二十四人、發熊本、十日至深堀、都
合兵一萬千三百一人、細川家計、
かん崎表に船橋をかけ切候節、町中よりも船三十
艘程、板材木等迄出之由、此外馬込に有之東京作の
御船、并左留の唐船も三艘出之由、西鎮要覽、長崎開書、

に來り候よし、むさど殺し候者に而無之候間、聊爾に不致様、又人數多集り申事も不仕様に、可申付よし被仰出候、同十三日、鍋島肥前守按するに、信濃守の誤りなり召候而、今度の儀に付、主にも罷出度由申候、尤に思召候、雖然此度之者御成敗も不被成之儀候、何も存候通は御満足之由被仰渡候事、御徒頭無名氏之記、正保四年七月十二日、細川肥後守、鍋島信濃守、立花左近、有馬中務、寺澤兵庫頭、此五人より長崎に有之面々家老共方、以飛脚書狀可遣旨被仰出、則認差遣之云々、八月十三日立花左近將監登城、是長崎表に黒船着岸付而、人數彼表の出之、依之、御扶持方被下候御禮也、飯田日記

右衛門佐長之は、在江戸なりしか、黒船長崎に來りたるよしを聞、彼地へ罷越度よし御願申上られける處に、七月十三日阿部對馬守奉りて、御城へ被爲召、今度長崎へ黒船來り候に付、心元なく存彼地へ罷越度よし上聞に達し、尤に思召候、去ながら異國より、商賣の御わび言に參りたる船にて、別條無之事に候人數の儀は、用心の爲はかりに遣しおかれたる事にて候、罷越に及はざるよし被仰出ける、

此日、鍋島信濃守、細川越中守、立花左近將監、高力左近、按するに、左近大夫隆長は、攝津守忠房の嫡男なり、黒田甲斐守、寺澤兵庫頭、有馬中務大輔をも御城へ被爲召、長崎表別條なき事に候間、何れも彼地へ罷越に及はざるよし、仰渡されける、續黒田家譜

七月十四日、黒船出帆のさま見えしかば、奉行より使をもて尋問へるに、さる事あらすと答ふ、されども松平黒田忠之等、いよく猶其守備を堅くす、同十五日、高力攝津守忠房、日根野織部正吉明、馬場三郎左衛門三人連名の法令を諸手に達す、同十六日、また忠之より彼船に使を遣はし、奉行よりも別使を添へ、江戸より御下知の品によりて、合戦に及ふへきよしを申入る、船主許諾の返答あり、此事、續黒田家譜に載せざるは、不審なり、また肥後の老臣長岡監物等奉行所にいたり、黒船手當の事によりて申出る旨あり、

黒船帆こしらへの體見えければ、七月十四日沖の出口を船にて仕切り、斯て奉行所より黒船に使を立、帆こしらへ仕候は、逃歸るへき事の事に候哉、夫に付番船をいよく堅く備へ置候よし、いひ遣されければ、帆こしらへは、破損所を常につくろい

申事につけ候、歸り候事にては無之候、公命を相待居申よし答へける、然れども、番船いよく油斷なく、相守るへきよしを命せられける、此時諸手の番船は、皆神崎の仕切の外に備へ、仕切の内には忠之一手の船と、公儀御目代として松平隠岐守、御目付高力攝津守兩手計備へられける、

黒船の番に、忠之より船四艘足輕頭を乗附置る、自注、黒船一艘、桐山市兵衛、蒲池十左衛門當番の時、兩に二艘宛なり、人黒船に乗り移り、船中を見廻りて歸りける、其時歩行目付上村彌三左衛門、傍筒目付小野三郎右衛門といふものも、番船に乘居たりしか、同じく黒船に乗りける、忠之これを聞給ひ、御制禁の船に乘る事不届なる由にて、即刻召こめ切腹可申付由、馬場三郎左衛門へ申遣されける、三郎左衛門より彼船見分仕置候事、自然の時の爲、却て公儀への忠節の事候間、宥免あるへきよし被申越ければ、其まゝ赦されける、

もし黒船を乗取るとき、身分の勢多く乗ては、却て妨げに或、働自由成へからすとて、雜兵は差置、士ばかり其人を撰ひ、二手にわけて三段に備へ置れ、總

勢は西泊戸町の間にひかへ居たり、彼船に乘入者は、刀脇指より外の道具持へからず、徒肌にて乗へきよし兼て定め置れ、又黒船も逃候んとする時、彼船の柁を概にてつめ、働ならざるやうに手立すへきよし定められ、其下知をなすへき役人として、飯田覺兵衛與の足輕頭馬杉十郎、石川平左衛門、細口儀右衛門、小西權平四人小船にのせ、彼か船の舳につけおかる、船もし逃出んこせは、相圖の鐵砲を打へしとて、かねて山上に遠見の番所を置、傍筒の組のものとも替るゝ出し置、黒船逃れ出る體見えて、番船より打相圖の鐵砲きこえ候は、山上に火をあけて、惣勢にしめすへきよし定め置る、又かれか船大にして高ければ、若自由に乘かたくして、遅遅におよはん時、焼沈んためにもや、船二十四艘用意し、火攻の器品々是にのせ、彼船一艘に十二艘宛の手當にて、竹森新右衛門、按するに、自注には清左衛門あり、こは別人か、或いはつれが誤、田中仁助、吉住角右衛門、二宮六兵衛これに乗、指引すへきに定りぬ、自注、忠之黒船をのり取、内になれよらす、申出候へき命せられければ、竹森清左衛門機草船の術を存候よしにて、飯田覺兵衛に具に申けり、其功甚奇なり、則みづから命をすて、その船にのり下知して、黒船を焼打すへきよし申ける、覺兵衛その旨忠之に達しければ、甚よろこひその

謀を用ひ、其役人各々より望むもの有て、是を定め
たまふ、

柁ごりの手立、役人望たる者

衛門 石川十左衛門 今村作右衛門 馬杉小十郎 酒井傳右

衛門 門與小頭 中村作右衛門 細口儀右衛門 高津文左

作右衛門は、鐵くさりにて、黒船の柁をくゝる手立

を申出し、其用意す、

もや船の役望たる者 竹森新右衛門 久野三郎 右衛門、

櫻井勘左衛門、吉田清右衛門、上苦源兵衛、富中九

郎右衛門、田中仁右衛門 吉田宅太夫、溝口茂右衛門、三

木喜左衛門、熊本藤左衛門、小金丸與四左衛門、

船手方、山路仁左衛門、

一番に船手の頭松本能登を以て、もや船の役儀を

勤むへきよしを望む人数多く、もや船に乗る事か

なはず候て、水主の内一人除く、其一人私を御乗せ

候へかし、櫓を取柁をも取り、黒船におしつけ火を

つくへきよしを申す、

小田長三郎

私儀御取立の者、其上先年御船に火災出来し、刑罰
に行はるへき處、御助置れ候御恩深く候へは、此度

一命を捨たきよしを申、

高橋五郎右衛門 上田儀右衛門 用田善左衛門

村上徳右衛門 山中久藏 相場喜之助 右六人

は、我等に似合たる役儀に候間、もや船御のせ被下

候様にこ申、

大天狗三郎右衛門 六挺小徳兵衛 二十挺 立花取七左衛門

丸花取三郎右衛門 早船付徳兵衛 右三人の柁取は、各其船の柁取然るへきものを頼

みかはり、我等もや船にのり働き申度よし申、

片山六郎助右衛門 小島仁右 六兵衛 同人與徳兵衛

左衛門與彌平次 登與 喜三郎 同人與助作 右六

人は、志賀丸の水主なり、何も死後に何の望も無御

座候、此たびいつれの道にも、命を捨働き申へきこ

奉存候よし申、

宮崎彦右 忠兵衛 老親有之候、貧家にて養ひかね

候、私事は命を捨候間、親を御養ひ可被下よしを

申、

石川十左 正三郎 吉田孫右 角助 右者兄弟にて、老

親あるものゆゑ、兄弟あらそひ、一人は留りて親を

やしなひ候様にこ、たがひに申けれとも承引せず、

兩人ごにもや船の役を望む、

宮浦船頭長五郎 若松船頭與次右衛門 小田長三郎

に、刀にても脇差にても借し給りて、同前に働て討

死可仕候よし申、續黒田家譜、

細川氏藩士留書の内、

一七月十五日

條々

一黒船之儀に付、從江戸被仰出無之以前、作法潜に

いたし、かびたん氣遣不仕候様に可相心得事、

一黒田筑前守黒船當番に付、可爲先陣事、

一加勢之人数無下知して、猥に無之様可仕候事、

一不慮に黒船かけ出候は、乗取可申事、

一味方討有之者、物頭可爲越度事、

一喧嘩口論停止之事、

一竹木猥に不可伐採事、

一押買狼藉停止之事、

一宿賃船賃相對之所に、相違有之間敷事、

亥七月十五日

高力攝津守

日根野織部正

馬場三郎左衛門

一同十六日、黒船に黒田筑前守方より使者を遣し、

政所よりも御目付を被添候、使者内藤儀太夫と申

者口上之趣、

筑前守儀先陣に而候、從江戸左右次第乗取可申

候、然其案内を不申入候而者、討果申間敷候、前

以案内を申入候間、其節は互に出合合戦可仕候、

其内は成程安堵仕、船中靜に有之候様に可仕之

旨申遣、

カピタン返事申越候趣、

御口上之通得共意申候、漢朝日本武家之心意同

前之儀と感入候、從江戸御左右次第可被仰聞候、

出合候而合戦可致旨、御返事申上候事、

一船橋出来に付、攝津守殿、織部正殿、三郎左衛門

殿、隠岐守殿被出合、御覽被成候節、監物も罷出候

得者、何も被仰聞候者、船橋と申事終に見申たる事

も無之儀に候、此拵に而者、黒船如何様に存候と

も、走出候儀者成間敷と、大に御感被成候に付、監

物申上候者、何も様御意に叶大安堵仕候、船橋之跡

に栖樓を被仰付候而、彼船之内を見下し候様に被

仰付候而者、如何可有御座候哉と申上候得者、一段

尤に被思召候間、栖樓之儀可被仰付之由に而、何も

御歸、監物首尾克仕廻能歸候事、

一 監物罷歸、勘解由石見彌次右衛門の申候は、黒船之様子見候に、具足杯着申候而者、大海之働成間敷候間、味方の人數は、具足を着不仕候様に可有沙汰候、今度の働者、黒船に早く乗移り、一人にても早く火をつけ候者大功たるへし、尤火桶杯澤山に用意可然よし申談候事、

一 せいたと申候て、幅六寸長さ八寸程有之板、四方に緒を付、帶の所へゆひ付申付候様に、是は海上にて能浮き申物之よし、監物右之通り申付候事、

一 監物、勘解由、石見彌次右衛門一同に、政所へ罷出申上候者、今度黒船御乗取被成候者、御當番に付黒田様、二番鍋島様、三番肥後守と被仰渡候、然とも、肥後守人數備居候陣場を、黒船走り通り候時、一番黒田様に而候間、此方へ被成御座候而、御合戦被遊候様にも、見物は罷成間敷候間、此間陣所を走り通候者、黒田様は不申上踏潰可申候、御軍法之儀大事之御事奉存候間、前以奉窺之由申上候得者、御三人衆被仰は、尤成尋に候、肥後守殿御陣場を黒船走り通り候時者、討果被申可然之由埒明申候、三郎

右衛門に、右御尋之趣御請之様子、一々物語仕候事、正保黒船來朝記、

七月十九日、松平久松 隠岐守定行か弟、伊豫國今治の城主松平久松 美作守定房、及び定行か嫡男河内守定頼も、長崎に参着あり、自餘西國の人數船數夥しく來り、人數船數ともに、諸記異同あり、
りて其是非決し、つたし、

細川氏藩士留書附録、長崎表御沙汰荒増の内、
一 七月十九日、隠岐守殿御舍弟松平美作守殿、御嫡子河内守殿長崎へ御着之事、

一 隠岐守殿早船荷船とも五十五艘参る、其後右御兩所御越之節十艘、都合船數六十五艘参候、人數は五千参候と、家來中申候得とも、船數を以相考候得者、五千までは有之間敷よし申候、尤之由監物も申候、

諸手人數船數之覺

細川肥後守 一 一萬三千三百一人、内、四千八百九十六人加子 一 八艘せき船、二百二十五艘荷船、合二百三十三艘 按するに、長崎志には、船數を三百二十艘と記し、陣所外木鉢船橋の東とあり、
松平筑前守 一 一萬千七百三十八人、内、二千七百三十人加子 一 六十一艘せき船、一五十艘荷船、合

左衛門殿監物へ被仰候は、御用之儀有之間、跡に残候様に被仰候に付、居殘候得者、三郎左衛門殿被仰候は、其體により黒船を燒討に可被成候、乗取に成候は、人數大勢討死可有之候、如何了簡之程承度と被仰候に付、監物申上候は、御懇意に而御尋之上は、推參を不願愚意之趣申上候、先日黒田様へ、彼船より御返事申上候通り承及候得者、かびたん能大將かご被存候、且又異國船も數艘入津仕居候、かびたん日本合戦のため二艘參候處に、日本人合戦成、火攻に仕たるなど、異國に歸帆之唐人とも語り申事も、日本の爲無本意儀に奉存候之由申上候得者、何も尤至極に、御三人被忠召由に而、燒草無用に可被仰付御談談相極候、又監物申上候者、國元に居申候士どもの體、親に懸り居申者共、今度之儀に付皆々勇み申候、船橋より内の船を入候様に御斷申上候は、相叶可申ものをと申、私儀を叱申候、何卒船橋より内へ、船入させ被下候様に申上ければ、攝津守殿被仰候者、若き衆此時勇み申は尤之願に候、致談重而様子可被仰聞よしにて、首尾能退出、申下刻監物罷歸候而、勘解由石見彌次

百十一艘 按するに、長崎志には、陣所西泊戸町立上船之浦とあり、りて、船數を四百五十艘と記し、六本長崎記には、二百三十三艘、東日記、玉露叢には、三百三十三艘と記す、

鍋島信濃守 一 八千三百五十人、内、三千三百五十人加子 一 二十五艘せき船、二百艘荷船、合百二十五艘 按するに、長崎志には、陣所深瀬高鈴香機島とありて、船數を三百二十一艘と記す、東日記には、人數を一萬千三百六十人とし、船數を二百三十五艘と記す、

立花左近將監 一 三千八百七十人、内、八百人加子 一 十四艘せき船、一五十一艘荷船、合六十五艘 按するに、六本長崎記及び長崎志には、陣所香機島の後、船數九十艘とあり、東日記には、三十三艘と記す、

寺澤兵庫頭 一 三千五百五人、内、六百八十五人加子 一 十三艘せき船、一十九艘荷船、合三十二艘 按するに、長崎志及び六本長崎記には、陣所内木鉢、船數九十艘とあり、

大村丹後守 一 二千六百三人、内、千二百三人加子 一 但、陸之御用計故、船者無之候、合九艘 按するに、記及び長崎志に、陣所大浦とあり、船數は三十艘と記したれども、こは誤りなるへし、

小笠原信濃守 一 千六百七十八人、内、六百五十人加子 一 六艘せき船、一十四艘荷船、合二十艘 按するに、長崎志に陣所戸町大浦の間とありて、船數を八十艘と記し、六本長崎記には、六十五艘と記す、

松平隠岐守 一 六千三百一十一人、内、二千六百十五人加子 一 四十八艘せき船、一五十二艘荷船、合百

艘按するに、六本長崎記及び長崎志に、陣所船橋の東西、船數九十三艘あり、また四領要覽及び長崎聞書に、露岐守は長崎表相警備も有之節は、相越候様

に之兼て被仰渡と記す、

松平美作守 一千百九十人、内、五百六十八人加

子 一十艘せき船、一十六艘荷船、合二十六艘なり、

長崎志に陣所船橋の東西、船數八十艘あり、六本長崎記に

は、人數を千二百人とし、船數はまた八十艘と記せり、惣

合七百三十一艘、人數惣合四萬七千九百四十二人

正保黒船來朝記○按するに、長崎聞書には、右之外方より見届之

使、數多有之と記し、長崎志等には、高力攝津守を加へ、陣所戸町

の邊、人數千八百人、船數三十艘とし、六本長崎記には、人數二千、東

日記には、人數二千四百六十三人、船數二十九艘あり、また東日

記、玉露殿には、此外に小笠原右近將監、松平薩摩守、黒田市

正を加へたれども、續黒田家譜等によるに、誤りなるへし、

此時九州の諸勢追々長崎へ發向し、矢船夥しく來

れり、一番備忠之、一萬千七百三十人、船數三百艘、二

番備鍋島信濃守、人數一萬五千餘、自注、鍋島氏は其城

の内なれば、跡に留守の兵多く殘し置る、下長崎に近く、同國

す、故に人數多し、この時信濃守は在江戶なり、船數三百六

十艘、三番備細川筑後守、人數八千餘、自注、肥後守は

在江戶、船數九十三艘、寺澤兵庫頭自注、在江、人數三千、

船數九十艘、松平隱岐守、人數六千三百、船數九十二

艘、子息美作守、人數千二百、船數八十艘、高力攝津

守、人數千、船數三十艘、日根野織部正、人數口口右之

台命これあり、兩使宰臣より長崎奉行衆への奉書

を携へ、七月十三日江戶を立て、同月廿九日長崎に

着、上意之趣を傳へ、奉書を渡さる、奉書の詞に曰、

覺

一日本國數年御制禁之處、從前疊度々伴天連を指

渡し、きりしたん宗門に引入、日本人數多くほろほ

し、其上結徒黨企新儀付、御誅罰之事、

一宗門に事寄、以邪術於異國國を例取有之、對日本

ても其志深候よし、ころひ候南蠻伴天連於此地白

狀付而、彌偽謀至極と被思召候事、

一依此兩條、彼國より渡海船かたく御制禁之事、

一從彼國、萬一船を渡すにおいては、可被行死罪

由、此已前雖被仰出、今度はホルトガル代かほりの

御禮として、使者を相渡候由、其上無異儀港へ船を

入候間、不及被行答事、

一此度彼國より對日本、縱身命を捨候となりとも、

御奉公を可仕候由申候得共、それ程に可奉存筋目

なく候、雖然、第一數年御制禁之きりしたん宗門を

弘候儀、向後仕まじきよし、慥成證據書等有之者各

別候、左様に無之候得者、右宗門之儀はかりにて、

外、松浦肥前守、大村因幡守、五島淡路守は、長崎に來られしかとも、在所河邊なる故、異賊守禦のため歸られ然るへきよしにて、在所に歸らる、有馬中務大輔自注、此時在江戶なり、、人數は、筑後の人數大勢長崎に來りし故、彼國用心のため長崎に來らず、小笠原右近將監、人數は、忠之長崎當番にて、筑前人數長崎に來りし故、在所に召置候へこの事にて長崎に來らず、續黒田家譜、

七月廿九日、井上筑後守政重、及び山崎權八郎來着あり、御目代、奉行、御目付、及び松平黒田、筑前守忠之等に、上意の旨を傳へ、かつ老中よりの奉書下知狀を渡し、其後黒船に使を遣はし、御禁制を犯して渡來すといへども、國王嗣位の謝使たるをもて、其罪を宥めらるゝにより、自後必ず渡來すへからざる旨を諭し、糧米薪水を與へて、八月六日歸帆せしむ、尋て、松平久松、隱岐守定行、松平黒田、忠之等をはしめ、諸家の人數も各國に歸る、是より後、此國の船來る事なし、また肥前國長崎に收む、併、崎黒船渡來之圖といへる、此時の圖ありて別、其後、江戶より井上筑後守、山崎權八郎を上使として長崎へ差下され、異國船を無事に歸すへきよし、

彼舟渡海御停止たるの間、此外は何事を申立候とも、曾て以て御承引あるまじき事、

右之通に候間、自今以後彌從彼國、日本渡海之船御制禁候旨被仰出候、此趣具に相含之、歸帆可被申付者也、

正保四年丁亥七月十三日

對馬守判 豐後守判
伊豆守判 加賀守判
讚岐守判 掃部頭判

高力攝津守殿
日根野織部正殿
馬場三郎左衛門殿

按するに、掃部頭は井伊直孝、讚岐守は酒井忠勝にして大老なり、加賀守は堀田正盛、伊豆守は松平信綱、豐後守は阿部忠秋、對馬守は阿部重次にて、此四人は老中なり、

其後、又奉書あり、

覺

一井上筑後守、其地令到着被仰出候趣申渡候は、

其前廉黒船之輩、彌氣遣不任、上意之旨具に承届候

様に、可申候事、

一其上にて被仰出候通申渡候時、謹て於承之者、別條無之事、

一右之趣申開候て、若上意之趣不承届、無作法の體於有之者、従前廣人數を手あつく申付置、楯石火矢を差上候様に申渡、其上にて致違背手出し致すに於ては、見計ひ急度可申付候旨上意に候、但、此ヶ條は、自然之爲被仰出、被得其意、從此方手出し不仕様尤に候、恐惶謹言、

七月廿日

對馬守判 豐後守判
伊豆守判 讃岐守判

高力攝津守殿 日根野織部正殿
井上筑後守殿 馬場三郎左衛門殿
山崎權八郎殿

是より先、忠之へ賜りたる奉書七月廿三日到着す、その詞に曰、

追而、其元下々人多く可有之候間、申事等不仕候様に、家中之輩可被申付置候、

一筆令啓候、黒船二艘長崎着津付而、六月廿八日之晚、彼表に被相越候由、高力攝津守、日根野織部正、馬場三郎左衛門注進之通及上聞候、然者、彼船爲使者渡海、其上無異儀湊へ入船、旁以不及被行死罪

候、其趣最前長崎奉行中迄相達候間、彌被得其意、松平隠岐守并右三人遂相談、事閑成様仕置可有之旨被仰出候、可被得甚意候、恐惶謹言、

七月十二日

阿部對馬守判
阿部豐後守判
松平伊豆守判

松平筑前守殿

台命に依て、異國船無事に歸帆すへきよし、奉行所より仰付らるへきに定りぬ、此時奉行所よりの法令に、

今度着岸之南蠻黒船二艘ともに、近日歸帆申付候間、自然風惡敷陸ちかく參候は、尤彼舟の者陸へ上り不申候様に、又日本人黒船へ通用無之様に、浦島々わかたく可被申付候、

八月三日

馬場三郎左衛門
山崎權八郎
日根野織部正

右之法令により、同日忠之より齋藤甚右衛門を福岡に返し、筑前の内浦々島々に、堅く可申付候由申越、同五日の暮甚右衛門福岡に着、右之旨申付け

る、八月六日黒船出港すへきに定り、其朝井上筑後守、高力攝津守、馬場三郎左衛門、山崎權八郎、日根野織部正残らす忠之の船に來りて相談して、諸手へ法令を出さる、その詞に曰、

覺

一高ばこ并左右に五六十艘程、但、石火矢船ともに、右之船は、石火矢出し候船より出合せ可置事、大形高割組舟之勝手次第之事、

一自然黒船より石火矢打かけ候は、此方よりも打懸可申事、勿論總人數も取かけ掛留可申候、但、高ばこ過候は、構ひ申間敷候事、

一黒船のものともに、石火矢いわうより内にて打申間敷旨、堅申付候間打申間敷候得とも、爲念如斯候事、

一此方より石火矢之儀者不及申、小鐵砲にても打申間敷候事、

亥八月六日

此時、忠之より船五十艘ばかり、遣し置へきよし申されけれども、それに及はざるにて候、但、二三十艘ばかりも出され然るへきよし、奉行衆申さる、是

に依て、足筏付たる關船三十艘、足輕大頭四人に仰付られ、右之旨申含められ、高ばこの前に出し置れける、かくて八月六日辰の刻、黒船二艘ともに纜をどき碇をくり出す、然れども、風むかひて出かたければ、同日申の刻漸く神崎仕切の外に乘出しける、去程に、此間長崎に集り居たる諸國の兵、追々本國に歸りける、忠之は同月十一日まで於長崎逗留し、同晚長崎を出て木鉢に船をつなぎ、翌十二日木鉢を出船し給ふ、十四日の朝忠之の船松浦に着、それより陸に上り、濱崎にて休息し給ふ、此時、江戸より、忠之へ賜る奉書長崎へ來り、彼地奉行所より此所に達す、奉書に曰、

阿部對馬守重次

阿部豐後守忠秋

松平伊豆守信綱

松平筑後守殿

忠之其夜は前原に止宿し、翌十五日福岡の城に入給ふ、其後、忠之に賜りたる奉書に曰、今度長崎の南蠻之使者船就着岸、彼表の罷越、萬事入念被申付、家來等作法能、入精之趣及上聽候處、一段御機嫌被思召候、此由可相傳之旨、依上意如斯に候、恐惶謹言、

八月廿一日

阿部對馬守重次

阿部豊後守忠秋

松平伊豆守信綱

松平筑前守殿兼黒田家譜

細川藩士留書の内、

一廿二日政所より被仰渡候は、彼黒船宗門勤に者不參候、加勢之儀望に參候に付歸國被仰付候間、左様相心得可申旨被仰付候事、

一同廿四日、彼黒船物音をも不仕静り、常に様子替り候間、不計石火矢打申儀も可有之候間、油斷無之様に御觸之事、

一同廿七日御觸

一番 鐵砲三十挺頭益田彌一右衛門 同二十挺頭谷

忠兵衛〇二番 鐵砲二十挺頭神足少五郎 同二十

挺頭長尾伊織〇三番 鐵砲三十挺頭山田新五郎

同添頭竹原庄太夫〇四番 鐵砲二十挺頭陳佐左衛

門 同二十挺頭的場勘平〇五番 鐵砲二十挺頭松

山兵左衛門 同二十挺頭井關左近右衛門〇六番

鐵砲二十挺頭横井平右衛門 同二十挺頭中路内藏之助

按するに、下文には中路内藏之助号二

十挺頭あり、其是非決したし、

右關船に乗候衆二艘宛、今晚より船橋之内の御番

可被相勤候、前日申之刻より明ル辰之刻迄被相勤、

御番代に參候衆に引渡可被罷歸候、船懸り場之儀

者、最前御番被仕候衆可被相尋候、以上、

七月廿七日

長岡勘解由

一八月朔日、黒船御返し被成候に付、かびたん御使者被遣候間、石火矢打申事可有之候間、騒ぎ中間敷と、從政所被仰觸候事、

一同日夜に入、川口に居申候舟懸直し候事、

一同三日、黒船歸帆被仰付候、浦々へ舟懸り仕候と

も、陸地の上申間敷旨被仰觸候事、

一同四日、黒船へ兵糧水被遣候事、

辱御意難有奉存候由申上、首尾能退出仕候事、

一同十二日之曉、攝津守殿、織部正殿、長崎御立被

成候事、

一同十三日、筑前守殿長崎御立被成候事、

一同十四日、隱岐守殿長崎御立被成候事、

一同十六日、監物船に而何も振舞申候事、

同斷長崎表御沙汰荒増の内、

一監物召連候人數者、船橋懸り申候而頓而御返し

被成候、勘解由は唐船御返し被成候迄居申罷歸候

也、以上、正保黒船來朝記、

後及凶賊被赦歸國、八月二十一日長岡監物は秀、長

岡勘解由左衛門延之、亦歸熊本、細川家譜、

七月朔日八時分、井上筑後守長崎へ參着申候て、馬

場三郎左衛門宅に於て、上意の通申渡、七月晦日申

刻、筑後守家來井上玄蕃を船中へ遣はし、八月朔日

にホルトガル使者の御請を江戸へ遣し、同六日に

歸帆申付候由、契利斯督記、

七月廿一日に長崎を罷立候飛脚、八月四日に着申

日積也、馬場、高力より申來也、御成敗も不被成候

間、長崎人數引取候、然とも船關の御普請のため、

一同五日、早天より黒船出船仕候様に被仰付候

間、船之懸り様先手其心得可有之候、若黒船高鋒よ

り内に而、石火矢を打申候者、御乗取可被成候間、

其心得可仕候由、黒船碇繰候時分は、卯之上刻に而

御座候、申之下刻高鋒迄罷出候事、

一黒田殿西泊戸町より被罷出、間合に船を被備候

事、

一隱岐守殿も舟を備、諸事御支配之事、

一同六日、黒船無異談出船仕候に付、監物、勘解由、

石見彌次右衛門、政所の罷出候事、

一同日、明日木鉢の舟を御入被成候、何も船數之儀

候間、口論無之様に可被相心得之由御觸也、

一同七日、木鉢の船入申候、替儀無之事、

一同九日、黒船長崎より十五里沖の走出候由、政所

の注進有之候事、

一同十日、監物、勘解由政所の罷出候得者、隱岐守

殿、攝津守殿、織部正殿、三郎左衛門殿御列座に而、

隱岐守殿被仰候者、今度被人御精之儀、船橋之御忠

節、筑後守殿の何も具に物語可申由被仰聞に付、監

物御請申上候者、何も仕上候御奉公も無御座候處、

長岡勘解由組下とも居殘、残り者引取候由申來也、
 同十九日、去六日唐船歸朝之事申來、御徒頭無名氏之記
 江戸より上使として、井上筑後守、山崎權八郎長崎
 ね被爲着、井上筑後守南蠻人に被申渡候者、日本切
 支丹宗旨堅御制禁之儀を乍存、密を伴天連を指渡、
 切支丹宗旨之す、めを仕候故、かりうた船日本渡
 海の儀、御停止被爲仰付候、只今本國ホルトガルよ
 り、日本へ使者を差上候得とも、惣て切支丹宗旨の
 者、堅御制禁の事に候故、使者を御請不被成候、以來
 風にはなたれ候ても、日本の地に着仕候は、船人
 ともに悉焼捨候様に可被仰付候條、向後日本の罷
 渡間敷旨被申渡、同年八月六日令歸帆候、西鎮要聞、長崎書聞
 正保四年六月廿一日、長崎より飛脚到來して曰、
 按ずるに、御徒頭無名氏之記によるに、此飛脚江戸に到着せ
 しは、七月十日なれば、六月廿一日と記せしは誤りなり、唐船
 之ホルトガル、ゴフより、按ずるに、波爾社五爾人、臥亞國、
此書ホルトガル、ゴフを、一長崎表へ着岸す、遂會議處
 に、自彼國日本へ使船の由を申す、其注進目錄に
 云、

一船之長さ二十六間、但、楯より一横七間、深さ七
 間、此船三百五十六人一石火矢、二十一間に二十一楯
 程乗組、子共多し、

之高さ八間、一帆柱二抱程、
 右之通之船、兩船に石火矢四十八挺、或は六十挺共
 申候、中へ不入故に不分明、船之水際より中段迄
 に、二段に並て仕懸たり、船之作りは異國の軍船、
 彼國の武士共此船に乗たるよし、阿蘭陀人共申之、
 同供船 一長さ二十二間半、深さ四間半 一楯
 之高さ六間 一帆柱一抱半 以上唐船之分也、
 松平筑前守より出す役船、關船六十一艘、荷船五十
 艘、船數都合百一十一艘、鍋島信濃守より出す役船、
 關船二十五艘、荷船百艘、船數都合百二十五艘、細
 川後筑守より出す役船、關船百八艘、荷船三百二十
 四艘、船數都合四百三十二艘、小笠原信濃守出す
 役船、關船六艘、荷船十四艘、船數都合二十艘、高
 力攝津守出す役船、關船十四艘、荷船五艘、船數都
 合十九艘、松平美作守出す役船、關船十八艘、荷船
 三十四艘、船數都合五拾二艘、松平隠岐守出す役
 船、關船四十八艘、荷船五十二艘、船數都合百艘、
 右大名七人に而出す役船都合八百五十九艘、内關
 船二百八十艘、荷船五百七十九艘、
 人數之覺 松平筑前守人數、雜兵水主兵、一萬千

七百三十人、細川肥後守人數、雜兵水主共、一萬
 千三百一人、鍋島信濃守人數、雜兵水主共、八千
 三百五十人、松平隠岐守人數、雜兵水主共、六千
 三百十一人、立花左近將監人數、雜兵水主共、三
 千八百七十人、小笠原信濃守人數、雜兵水主共、
 千六百七十八人、松平美作守人數、雜兵水主共、
 千九百人、寺澤兵庫頭人數、雜兵水主共、三千三
 十五人、大村丹後守人數、雜兵水主共、二千七十
 九人、右人數、都合四萬九千五百四十四人、
 右書付之船數并人數を以、長崎湊船入之口に船を
 浮へ、其海路を悉く取切て、唐船を出さぬ様に支度
 す、中にも黒田右衛門佐は、人數二萬人を以、責船
 一手に船數八十艘宛にして、大なる鐵の鎖百尋餘
 りに拵へ、百筋計用意して、兩之端に八十貫目之碇
 を付、大木を以てうけとし、鎖を絞にて打付、船路
 を幾重も張切たり、細川肥後守は、唐芋を以て一尺
 八寸廻り芋綱を拵へ、長さ三十尋にして、是も左右
 之端に右之通に大碇を付、うけには厚七八寸、長三
 間計宛之板を拵と付、絞にて打付、幾重も張切た
 り、是皆唐船を湊より沖へ出す間敷との支度也、右

之注進目錄を老中披見して、則入上覽と云々、同廿
 二日、按ずるに、これまた前を承て、同廿二日と記したれば、六月
二日、をさせし、こゝくなれば、七月の誤りなり、また諸記に
れば、廿二日は十二日、唐船の事軍船と云、殊更多人數に
の誤寫なるにや、唐船の事軍船と云、殊更多人數に
して、石火矢多く仕懸置之由、油斷すへきにあら
 す、彌通路を取切て委細に是を穿鑿し、其様子を注
 進仕、可受御下知、若又唐船理不盡に漕戻らんとす
 るならば、一人も不漏可討取旨有上意、依之、彼表
 へ向ひたる大名九人、并長崎奉行、御目付衆之方
 へ、松平伊豆守、阿部豊後守、阿部對馬守連書を以
 申達す、七月十四日、長崎表に而者、今晚景筑紫大
 名等、唐船際迄夜中船橋を懸、上に歩み板を敷ける
 程に、往來其利を得事、恰も三條之大路を歩が如
 し、按ずるに、武門諸説拾遺、蕉雨醉談
には、三條大橋のこゝくに、細川肥後守か先手、
 細川刑部、長岡監物兩大將として、人數雜兵六千餘
 人を遣し、深堀といふ湊口に船營をなす、鍋島信濃
 守か人數二萬人、此外諸大名の人數者不分明、故に
 不注、右唐船者、保流戸古和といふ所より來る、彼
 古和といふ所を、申の年に出船し、今年丁亥迄四
 年を経て、着岸するよしなり、去年中着岸する筈の
 處に、七月十六日に按ずるに、武門諸説拾遺には、海上に
廿六日に作る、誤寫なるへし、

て大風に逢、天川へ吹寄せられ彼地に逗留し、風静り日和を見合せ出船し、漸く此地へ着岸仕の由を申す、其故を相尋るに、古和之帝王代替に付、其子細を日本へ申達し、御禮申上度由也、抑古和といふ所より長崎迄は、一萬六千里の行程也、折節阿蘭陀人船も四艘迄着岸して居たり、右之注進の爲、去る七月に長崎を發し來ることなり、同廿九日、長崎の飛脚到來して申て曰、唐船の儀、西國大名の人數を以て濠口を取切、或は鐵の鎖、或は芋綱を以て其通路を張切、船階を以て幾筋も道を付て仕寄、又竹束搔楯を搔并、其影に石火矢大筒佛郎機等を仕掛、件之船を可責體を相顯す、故に異國人大に驚て、通事を以て様々に申分仕、其趣は古和より韃靼國へ行船なり、然に難風の障に依て、不慮に日本の地へ漂泊したり、全く日本へ敵對之心有て、來たるにあらずと、再往之間答有、其上古和より韃靼國へ參る證文數多出之、願くは船中之輩か命を被助、本國へ返し可給之旨を歎き申候、只今の體に而は中々日本人に對し、敵對可仕體とは不見由を注進す、則達上聞處に、然る上者別儀なし、無罪輩を理不盡に殺さん

事も、不便之至なり、彌打寄て僉議評定を遂て、異議なくは宥免して可歸遣、但、この方よりの御目付衆、其外所の奉行人、唐船に乗移て、諸道具を相改め、異なる兵具等をは此方に留置へし、次に兩船の中に、石火矢多く仕懸たるよし有其聞、然者彼石火矢一艘之船に四挺宛、八挺之外者其船に差置へからず、殘る石火矢悉く取上へし、其外にも見合次第、兵器を抑留し可然、此儀若叶ふましき旨異義に及は、一人も不殘可切捨由有御下知、依之、右之上意之趣を一つ書にして、伊豆守、豊後守、對馬守連判して、長崎奉行并御目付衆之方々遣之、又一通者右之趣を認て、松平筑前守、細川肥後守、鍋島信濃守、松平隱岐守、立花左近將監、小笠原信濃守、松平美作守、寺澤兵庫頭、大村丹後守、以上九人の方へ遣す、若又船中を改めさす事叶ふまじと云、又船中を改めさせても、兵具をは渡すまじと云、難澁する事あらは、時刻を移さす、火急に責て一人も不殘可打殺之旨を載たり、然る故急に西國へ飛脚を遣す、寛明日記、天享吾妻壘、武林珍談集、武門諸辭談には、下文に、然る處異國船の者とも、日本の御威勢に恐れ、萬事御下知之通り從ひ候に付、無事に相濟歸國せしよし、注進あり

ける記せり、これらの書、異説なれども、姑く参考に存す。

八月廿一日、細川肥後守光尚、立花左近將監忠茂、鍋島甲斐守直澄を父信濃守勝茂病に、江城に召て、其身を府たれども、各人數を出せし事、御威の旨を老中より傳ふ、慶安元戊子年十一月、松平黒田、筑前守忠之參觀あり、同廿七日、登營して拜謁せるに、黒船渡來の時、速にかの地にいたり勤勞せし事を御賞美あり、

八月廿一日、細川肥後守、立花左近を召、此度唐船參候刻、留守に而候得とも、早々人數遣し長崎に而行儀能入念段、御老中被仰渡也、御徒頭無名氏之記、

八月廿一日、細川肥後守、立花左近將監、鍋島甲斐守殿中を招之、今度長崎表の南蠻之使者船着岸之節、早速人數出候儀、常々入念仕置等申付候故、作法無殘所之由、彼表之奉行より注之進、御機嫌被思召之旨、於御白書院讀岐守、伊豆守、豊後守、對馬守有列座、傳上意之趣、但、信濃守雖可爲登城、所勞に付名代として甲斐守被招之、鐵廟日記、慶安元戊子年十一月、松平筑前守忠之江戸に參觀、同廿七日登城せられければ、去年長崎へ南蠻船來着之時、早速彼地に至り精を入相務候事、御威に思

召上らるゝよし、御直の上意あり、鐵黒田家譜、

通航一覽卷之百八十七終

通航一覽卷之百八十八

南蠻意大里亞國部一

按するに、噶蘭新譯地球圖説には、伊多利亞に作る、今明史及び清一統志等に據る、こは歐羅巴洲の中部帝國の一なり、噶蘭新譯地球圖説に、此國の地勢獨逸蘭土の正南にあたり、西北より東南に向ひ、斜に地中海に突出す、其北方の海を勿耨茶海チヤキヤキといふ、二十州を統ふ、三大島あり、西齊利亞シヤリヤ、サルシニイ、コルシカ是なり、西齊利亞は其國の南地中海にあり、古昔聖人と稱する伯多祿といふ人、はしめて帝位に即ぐ、これ伊多利亞帝なり、初め羅馬に都し、後に獨逸蘭土のラーステンレイキの内ウエネンに都す、其元年辛酉は、漢平帝元始元年、我垂仁天皇三十年なり、踐祚必しも子孫に傳へず、賢を撰みて嗣しむとあり、また采覽異言、萬國夢物語、及び近代翻譯の西書等に、此國歐羅巴洲の南地中海の北にあり、地方千里、天教の祖國にして、其法皇普く四方に教化し、國民みな其教を尊奉し、國事

は諸部の大人相共に治む、其都城周廻十八里、殿宇宏麗、また土地豊饒、氣候良和にして、建國以來千有餘年國中に災なく、歐羅巴洲中第一の樂土たり、其俗項を露はし、袖長き袍を着す、教導の官人は其製方袍のこきものを兩の肩より下に開きて地を曳き、其長短に隨ひて官の品階を分つ、法皇は兩侍者毎に其裾を執りてこれに隨ふ、其官九等、其學二十科にわかつ、四方の學者みな來會に、其海路本邦よりは一萬二千餘里計にして、凡足合の國なり、産物は天地間生する所の物あらざるはなく、第一五穀金銀其他枚擧すへからず、西齊利亞の海中よりは紅珊瑚を生し、また名酒砂糖上好油蘭鹽等を出せるよしを記す、想ふにこれ邪教の國たりといへども、歐羅巴全洲みな其法を尊信し、外寇の患などなきによつて、かく繁榮せるなるへし、また國人敏捷巧技を研究して、よく巨礮を製す、明の萬曆の頃、此國の教僧利瑪竇なるもの、これを彼土に傳入せしよし、明史に見えたり、

○西齊利亞人渡來并扱方

寛永二十癸未年五月十二日、筑前國大島に宗像郡に屬す小

船一艘着岸あり、其上陸のもの表服等我國に似たれども、容貌尋常ならざるにより、浦番の土村井仁右衛門、これを捕ふ、よて國主松平黒田右衛門佐忠之より肥前國長崎に護送し、奉行所にて糾問するに、西齊利亞人ジョセイフカウロ等伴天連入滿同宿凡十人、契利斯督記に、ジョセイフカウロの外、伴天連イトロフランシスコ、アロンソ三人を載せ、小日向志に、入滿同宿、同宿番及二宮三人を載す、また査賦餘録に、ト意さいふもの見ゆ、宗門を勸むへきたため、陰かに渡りたるよし白狀す、五月廿九日、此事に國大名に書を贈り、海岸の警衛いよく怠るまじき旨を達す、其證海防之部、異國船扱方、南蠻船の條に出す、七月十三日江戸に召れ、同月廿二日堀田加賀守正盛か別墅其地今の淺草堀に渡御ありて、其穿鑿を聽せ給ふ、九月朔日またに田原是なり、渡御ありて、其穿鑿を聽せ給ふ、九月朔日また此事あり、十一月十一日には、酒井謙政守忠勝、牛込の邸にて聽せらる、後正保元年より、慶安二年に至り、忠勝正盛が別墅に於いて聽せらる、事しは、九月八日彼等宗門を轉ひ、かつ其教を弘むる主意を訴へしにより、死刑を宥め、宗門奉行井上筑後守政重に預け給ひて、獄屋に置れ、傳馬町の獄なり、島町に置くある、忠之に御褒詞、家人村井仁右衛門にも御褒美あり、正保三丙戌年、ジョセイフカウロを小日向山屋敷に移し、岡本三右衛門と名乗らせ、妻及び奴婢を附られ月俸を賜ふ、自餘の族も同所に置れて、ま

た妻及び月俸を賜はれり、山屋敷といへるは、彼宗門御制禁事なり、査賦餘録貞享二乙丑年條に、岡本三右衛門、四十三年前未年より當五年まで四十年、園屋敷に罷在とあるを推算して、こゝに移されし事、正保三年たるを知る、同書によれば、其月俸は賜はりしに、寛文十二年の事なるにや、

寛永二十癸未年五月十二日、當國大島の内津背といふ所に、異國船一艘寄り來り、船中の人しはらく陸にあかりて居けるを、此島の神主一の甲斐四郎左衛門か弟仁兵衛といふもの、是をあやしく見て近づき尋ねけるに、其内日本の詞に通し、此あたりの事ともを問ふ、山上にある番所を見て、あれはいかなる家と問ひしに、仁兵衛答て、異國よりもし邪宗を勸めむため忍び渡る事も有へしとて、國主より異國船を遠見の番所なりといへは、異國人ども驚き、銀二枚取出し仁兵衛に與へ、我等船を出し去るへし、帆影見えぬまでは爰に居て、其後里へ歸るへし、必此船を見たるよし今語るへからずと頼置て出船す、仁兵衛早速家に歸り、此事を島番の土村井仁右衛門に告る、仁右衛門浦人共を數多催し、急ぎ船に乗、彼船を追かけしに、や、隔たりしかども、遂に追着、大島へ引寄せ、福岡へ注進す、城下に

召よせ、忠之も是を見給ふ、皆日本の刀脇差衣服の體にこしらへて着帶し、髪なども日本人に似せて結ひたりといへども、形相甚かはれり、耶蘇宗門を進めんため忍び渡れるよし白狀す、

渡海の人數都合十人、内伴天連四人、自注、内一人は六十二、一人は長崎の者なり、吉利支丹五人、自注、此二人有之、○按するに、獻廟日記によれば、二人は三人の誤なるべし。

右の次第、江戸表長崎へも早々注進せられて後、異國人十人に黒田源左衛門自注、號六を使者として差添、彼白狀の旨をも書記して長崎へ送り、時の奉行山崎權八郎に相達す、即江戸へ差越され、江戸より御下知によりて、彼異國人の諸具并船にありし銀七貫目、大島の浦人共に下し賜はる、忠之より村井仁右衛門、次に一の甲斐仁兵衛、其外はたつきありし一島のものともに、賞を賜はりける、江戸老中より奉書を以て、領中制法たしく、異國人早速めしと、御感におほしめすのよし相傳へらる、此時近臣中根壹岐守よりも書を以て、重疊上意のむねをのへらる、其書に曰、
今度領分へ伴天連渡り候處、一人も残らず早速か

らめ長崎へ遣し被申、萬事せいの入候やうに御座候と、御機嫌に被思召候、年寄共方よりも御機嫌に被思召候通、具に可申遣候旨、被成御意候へども、御内談にて可申入旨上意に御座候間、如此に候、恐惶謹言、
六月七日
中根壹岐守

松平右衛門佐殿續黒田家譜、

寛永二十年五月二十七日、南蠻伴天連四人、イルマン一人、宗門之者五人、内異國人二人、日本人三人、今度小船にて、松平右衛門佐領分、筑前の内大島へ着岸、彼浦番之者改之に付、船を可乗出催之處、番船出之、彼族相捕之由、右衛門佐所より注進之趣達御聽、御機嫌不斜之旨依上意、老中より奉書遣之、右衛門佐番之者精を入、右之輩相捕付而、彼宗門持渡財寶、悉く番之者に被下之旨、井上筑後守、馬場三郎左衛門、山崎權八郎所より書狀遣之、伴天連并宗門の者當地へ可差越旨、長崎奉行山崎權八郎所へ次飛脚を以奉書被遣之、九月八日南蠻伴天連イルマン同宿等宗門を替、彼國の様體白狀、所謂連連彼異國日本へ宗門を廣め、日本を可隨南蠻國謀

と云々、獻廟日記、

寛永二十年

一七月二十二日、堀田加賀守下屋敷へ九ツ前御成、筑前より參候南蠻人四人御詮議御聞候、其外四五人日本伴天連出る、

一九月朔日、加賀守へ御成、十人の南蠻人并松平相摸守隣者玄公、南蠻ジュアン、津田道慶息御詮議有之、按するに、玄公もよひ道慶子、みな切支丹の門徒なるべし。

一十月十一日、酒井讃岐守下屋敷へ九ツに御成、筑前にてとらまへ候伴天連之口御聞候、南蠻人は不參候、御徒頭無名氏之記、

寛永二十年九月八日

今度筑前國大島にて捕へ候、南蠻伴天連違留満同宿白狀之覺、

一イタリヤラウマといふ所に、吉利支丹宗門之頭ばつばといふ者按するに、バツバといへるは、衆生教化の總し、契利斯督あり、國々へ伴天連を遣はし、宗門をひろめ、其國ばつばに隨ひ候へは、漸々に奉行を遣はし仕置致候、ノビスパンヤ呂宋其外多く貪り取、

按するに、諸記に、呂宋及び新伊斯坦堡は、伊斯坦堡の所屬なりといふ、こゝに意大利亞の屬國とせしは不善なり、或は伊斯坦堡にて取得し國なれば、かくいへるにや、日本國は軍にては猶々難儀故、後生のため宗門をひろむるとて、伴天連を渡し、宗門大方ひろまりたる時分に、仲間にて軍をいたし、日本の他宗を討平け、ばつばに従へんとの巧に候事、

一吉利支丹宗門にこんばにやと申派、サンフランシスコと申派の伴天連、年來日本へ多く渡り申候かの伴天連、門派門派へ申遣し、ばつば前にて日本をうばひくら致候處、ばつば批判には日本六十箇國を分け、大坂より東はさんふらんす、大坂より西はこんばにや法を弘むべし、日本國ばつばに隨ひ候は、右之通達亂有間敷由申渡候と、異國にて専ら取沙汰仕候事、

一伴天連を日本へ渡し候事數年にて候、此入目の金銀門派に帳を附置候に、數百年過候ても、日本國ばつばに隨ひ候時、右之入目面々門派の旦那より取可申ための儀にて候、世界ある内は、伴天連を渡し宗門を弘め、日本を取可申覺悟にて候事、

一呂宋には日本人の伴天連四人有之、一人は豊後國加賀山隼人親類也、隼人は先年火罪に逢候、右之親類の伴夫連、日本へ渡し可申との儀に候、一人は黒川壽菴と申候、來年日本へ渡し可申由、呂宋にて我等に物語申候、南蠻伴天連イランドと申者も、來年渡り可申由、我等共に物語り申候、按ずるに、此後イランドなるもの、渡來の事所見なし、岡本三右衛門等と同じく渡來せし壽庵は同宿にて、明國廣東の人とあれば、この黒川壽庵とは別人な、其外日本人の子五六人、呂宋にて只今學問致させ申候、天川にても日本人の子十二人學問致させ、何も伴天連に取立、日本へ渡し可申由承候、伴天連多く方々の國にて仕立置申候、此もの共連々に日本へ渡し可申由、専ら沙汰仕候事、一先年日本にて、吉利支丹宗門ひろまり候時分、日本の出家に金銀を出し、吉利支丹の宗門に致し、其外日本のいるまん同宿を、諸寺諸山へ遣はし、學文致させ、佛法神道の極意を習ひ取、ばつば方へ遣はし、南蠻口に引直し板におこし、國々の伴天連共に遣はし、學文爲致申候、何の道にも法を弘め、隨へんどの巧みにて候事、

未九月八日格致累年録、

寛永二十年五月十二日、筑前國梶目の大島に小船一艘十人乗組、陸に上り水をこる、其形月代を剃り、日本風の如き衣類を着したれども、眼さし鼻の高さ常ならざる故、處の役人に告知しむ、仍て捕へむとする内、急ぎ船に乗り、帆を揚げ逸出る、跡より追かけ、同國地の島にて捕之、筑前城下に注進せり、依之松平右衛門佐方より、右の者共長崎に差送らる、御奉行山崎權八郎稠しく被送穿鑿の處、伴天連共邪宗門を勤むべき爲、日本人の形を學ひ相渡る由白狀せり、即刻江府言上有之處、其者とも江府に可差越旨被仰付、則通詞西吉兵衛、名村八左衛門、目明し仲庵を相添差上らる、按ずるに、仲庵は南蠻伴頭渡來せし、邪法を傳ひしにより、此時西國大名中に御切支丹目明を命せられしなり、此時西國大名中に御奉書被成下之、斯て右之者共江府に參着し、委細被送御穿鑿之處、彼等非義を悔み、宗門を轉ふべき旨願訴ふ、依之江戸小日向に切支丹屋敷を被立、彼もの共一生牢下しに仰付らる、長崎志、

に、頭髮を剃衣類に至るまで日本の形を學ひ、誰ごもしらぬせい高く鼻高うして、尋常のものに替りたる故、早速其浦の奉行村井仁左衛門田家語に、續黒は仁右衛門のといふ者に告來る、仁左衛門早速駆出捕むとする氣色を見て、綱を解、沖をさして漕出し、追風に帆を揚げ、七八里颯行ける、仁左衛門小船に櫓數立弓をとり、義により命を輕むし、終に地の島といふ所にて追つき、矢を放つ故、蠻夷共是非なく帆を下け、追來仁左衛門待請たり、仁左衛門蠻船に乘移り、其人數都合十人弼捕、大島に引付、福岡に注進す、則松平右衛門佐寄、詮議に被及候へ共、言詞不通故、長崎へ被送届、長崎奉行山崎權八郎被送詮議候處に、南蠻人都合十人、内伴天連四人、いるまん一人、同宿五人にて、彼者申けるは、南蠻より日本へ、邪宗を廣めん爲に雖合渡海、日本切支丹制禁稠しきに依て、妾を日本人に替、此邊迄渡り候へ共、船中水乏しき故、島に上り候處に被捕候由申候、此段江戸へ注進す、則江戸へ早々可差越候由依上意、與力同心并通詞被相添、同年右之者共江戸へ遣はし、御詮議有之處に、彼等切支丹をころ

ひ候故、江戸小日向といふ所に籠を造り、押籠置る、といふ、其時の通詞名村八左衛門、西吉兵衛、仲庵なり、此時九州大名へ御奉書之廻狀來る、又大島の奉行村井仁左衛門無比類働なりとて、於江戸御褒美有之由、依て右衛門佐方にても加増有之、長崎拾芥集、

寛永二十年七月十三日、ジョセイフカウロ等江戸戸着にて、宗門奉行井上筑後守へ御預、傳馬町の牢に差置、其後筑後守屋敷へ引取、遂穿鑿候て、山屋敷へ被差置、毎年銀一貫目十人扶持被下置候、其比御徒の内に岡本三右衛門と申者、如何の御科に候哉御仕置に相成候由上意にて、其姓名并其者の刀脇差被下置、妻をも被仰付、召仕の男女長助はるといふ者も御附被成候、右の妻は豆州三崎西町の者にて、御仕置に相成候者の妻之由、外國通信事略、

寛永二十年五月、黒田右衛門佐領分筑前大島へ漂着のジョセイフカウロといへるは、南蠻シ、リヤの内ハレルノセといふ所の人にて、伴天連なり、頼て領主より尋問けるに、吉利支丹宗門勤めの爲めに來れりといひしにより、長崎奉行山崎權八郎へ

送り渡し、同七月十三日江戸に着す、また南浦といへるはイルマン也、筑前國長崎茂木村の人なりしか、いつのころにか渡海し、南蠻へ行てアンテレヒエラと改名し、ジョセイフカウロと俱に來れり、二官といへるは、天竺安南の内交趾の人にて、是は同宿なり、名をトナトといふ、これも同時に舶來せしにや、小日向志、
 壽庵は明國廣東の人にて同宿なり、是も岡本三右衛門と申し、舶來せしにや、日本にては名を三郎右衛門と呼り、開宮筆記、
 午の年筑前にてヘイトロ 按ずるに、則ち次の島原記にフ いふ、義平十呂なるへし、 ラシスコ、アロンヅ、デョセイフ 按ずるに、即ちジョセイ フカウロの誤りなるへ し、いづれも南蠻伴天連入滿一人、是は長崎近所茂木と申所の者にて御座候、異國へ渡り入滿に罷成候、其外同宿五人、内唐人二人、筑後守代に捕へ差上候に付て、長崎へ被遣、籠舎被仰付、翌年末の年、十人の者長崎より候召寄、筑後守に御預け、色々穿鑿仕候由、噉問の上にて、兩度に四人なからころび、念佛を申、ころび申候儀偽にて無之由、手形仕候由、入滿同宿共は、伴天連より前に一人二人つゝこ

ろび、日本の宗旨に罷成候由、筑後守屋敷に籠を作り、パテレン四人入置、度々召出し、日本へ伴天連渡候南蠻并呂宋にての手段船吉利支丹法の事度々相尋、牧野佐渡守久世大和守など筑後守所へ参り、色々御尋にて、致言上候由、デョセイフは三右衛門と申、女房被下、于今存命にて罷在候、入滿同宿宗門の者二十人計り、小日向屋敷に御普請被仰付、筑後守に御預被成候、契利斯督記、按ずるに、此書渡來ん寛永 二十二年江戸に召れて、井上政重に預け らるる記せしは、こゝに誤りなるへし、 かつ一旦長崎に遣はされ 家光公の御時、南蠻伴天連義平土呂、同壽庵、同二官此外、先年南蠻へ放流せし日本人來る、御糺明の上起請文指出す、依て還俗させ、女を嫁はせ、御扶持被下、飯田町に屋敷を賜ふ、按ずるに、飯田町の事明證なし、恐らくは誤りならん、 後小日向に住居す、島原記、
 正保元甲申年
 二月八日、堀田加賀守下屋敷へ九ツ半に被爲成、吉利支丹御詮議、
 十一月十四日、酒井讃岐守下屋敷へ御成、伴天連御開被成候、

同乙酉年

一八月二十七日、酒井讃岐守下屋敷へ御成、吉利支丹御開被成候、
 一十月廿三日、讃岐守下屋敷へ御成、吉利支丹御開被成候、
 一十二月二日、讃岐守下屋敷へ御成、吉利支丹御開被成候、
 同三丙戌年
 一四月八日、吉利支丹御開に酒井讃岐守下屋敷へ御成、讃岐守には参候儀無用と被仰付候、
 慶安二己丑年
 一九月十二日、吉利支丹御開に岐讃守へ御成、讃州は煩故不參、御徒頭無名氏之記、
 寛文十二壬子年、此頃十人扶持岡本三右衛門、七人扶持ツ、ト意壽庵南浦二官、查録餘録
 明曆三丁酉年五月朔日、ヘイトロ歿す、アロンヅはまた邪法に歸宗せるをもて禁獄せられしか、幾程なく死せり、フランシスコは是より先妻を下され、井上政重か許に置しに、また病て死す、
 明曆三丁酉年五月朔日、ヘイトロ八十餘にて病死

仕候、アロンヅは立あかり候に付て、上意にて女藏へ御入候へは、廿日程存命にて病死致し候、ゼジュンと申、自害に成申さぬやうに、食を少し充いたし、身弱り相果候掟御座候由、其通にいたし相果申由、フランシスコ一人女一人籠に入置候へは、籠屋にて女と心を合せ候て、兩人ともに白狀いたし候に付、籠中の者に見せ候て、伴天連之祝言珍敷候間、見候への由申付、夫婦盃を取かはせ、筑後守屋敷へ召寄置候處に、病死いたし候由、契利斯督記、
 萬治元戊戌年、宗門奉行井上筑後守政重、岡本三右衛門等に宗門の事を詰問し、遂に屈服せしめて證狀を出さしむ、寛文十二壬子年閏六月十七日、三右衛門、ト意、壽庵、南浦二官より、その親戚及び奴僕の書付を奉行青木遠江守に達す、延寶元癸丑年十二月九日壽庵死す、小石川無量院に葬る、
 萬治元戊戌年、宗門奉行井上筑後守伴天連へ不審を掛申詰、ころばせ申候論議、
 一デウスホイヤツアレといふ一聲にて、世界言葉の下よりふつと出現はるより、吉利支丹の宗門は、天地の作者あることを肝要に勧め、後生をも天地

の作者を頼み候へは、無疑上天いたし候と勧め申候、甚不審、

一百年以前、フランシスコ、シャヘエル、初て日本へ渡り、大友を勧め、夫より明暦四年まで、伴天連百五人渡し、日本に吉利支丹宗門廣まり、バツバに隨ひ候様に存候へとも、或は火あふり又はころばせ、或はあなつるし斬罪に被仰付、御法度つよく候故廣まる事なし、デウス天地の作者ならば、何そかやうに力に不及國を作りおきたるや、

一デウスは、天地の作者名譽あるよし、吉利支丹一揆をおこし、有馬の城に三萬七千餘り籠城いたし候處に責落、不殘被討亡、天川船長崎へ商賣に參候事御停止被成候、其翌年、卯年御訴訟に參候處に、按するに、カレタ船渡來停止は寛永十六己卯年、通商再願に來りしは同十七庚辰年なれば、卯年は即ち辰年の誤りなり、七十人斬罪被仰付、長崎の死罪場に右の屍塚に築込有之候、此趣天川へ御告させ可有ため、五六人御たすけ小船に乗せ、長崎より天川へ被遣候、デウス天地の作者たらは、簡様の時名譽あるへき事に候、然るに名譽かましき事少し無之候、自由自在ならば、如是の儀も有之間敷儀に候處に、如此なる上

は、デウス天地の作者たるへき子細もなく候處に、作者といひて立て偽を申廣め、人を迷はし候は邪法疑なく候事、

一世界にはだかなる國多し、墨にて塗候様に黒き人、また薄墨の人有之、墨にてぬり候やうなる人の國には、主といふ事もなく、猿の如く山の木の實を食ひ、稀に里へ出てはぶた鶏を食するなり、海川へ入ても熱き故、食事澤山あり、加様の人間は、親子夫婦の分ちもなく最愛するよし、又アフリカの内何さかいふ所にては、くろんぼう牛の糞を總身にぬり、穴を掘栖とし、人の肉を食ひ、畜生の如くさいあいし、生つき畜生の如く、きん一ツあるよし、毎年ヲランダ船を着、たはこのやうなるもの商賣仕よし、ヲランダ申候、デウス天地の作者たらは、如此の國を作り候事何の爲なるや、君臣、親子、夫婦、朋友の道なき國は畜生國にて、後生の道をも知まじ、加様の人間を作り候は、大悪人無慈悲の族なるへし、如此の儀にて考る時は、デウスを天地の作者と申、萬物のあるしと申事虚説にて、大いなる偽なること明白なるへし、

一デウスにも作者ありや又作者なしやと、伴天連共に尋候へは、デウスは無始無終にして、萬徳圓滿自由自在の尊體なるよし申候、左様ならば天地自然の道理にては無之と申候へは、自然の不審晴候こと、何れの伴天連も不罷成候事、
一聖人の如く天下の政道正しくして、堯舜の御代の如く治め、吉利支丹の修行をも、バツバの如くいたし候ても、其人デウスの氣に入らず候へは、上天不罷成候、主を殺し親にそむき大罪の者も、デウスの氣に入候へは、上天いたし候この教にて候由、伴天連とも何れも書上候、
一デウスは無始無終の尊體、萬徳圓滿し、慈悲けんぼうのあるよし、自由自在のものにて、作者もなく出生するスピリツの體の由申は、一々に自然のものなり、若自然にてはなしといは、自然をはなれてデウスを作りたるものを可申由、伴天連共に相尋候處に、自然を離れてデウスと申者有之と申道理なく候事、自然のものならば、彼の愛し是を惡むといふ事はあるましく候、我氣に入たる者をは上天させ、我氣にいらぬ者をはインヘルノへ落す、

一デウス日本へ法を廣め度念願にて、百年以來伴天連百餘人渡し候へとも叶はず、或は火あふり穴つるし、或は水にて嗽問し、木馬に乗せ、不殺して度嗽問致し候ても、いさゝか名譽かましき儀なし、法を廣め候事不叶故に、伴天連宗門の者共に一揆を發させ、色々様々のたばかり事を致し候へとも、デウスの力に及はず候、加様の不自由の大悪人を、日本の病にて加様にたまされ、一命を捨つる儀文旨の族は無是非、佛者儒者學問をいたしたる者、吉利支丹の邪法を穿鑿なしに、伴天連次第に其道へ入事、なげかはしきことなり、日本の禍此宗門よりすくれたるはなし、
一デウス初て人間を作り給ふは、ハラインテレアと申所にて、アタン、エワと申夫婦のものを作り

候由、右のハラインテリアルは萬事自由なる所に
て、世界の極樂のよし、然る所にデウス誠候は、マ
サンといふ木の實なり、然る處にアタン、エワに天
狗勤め申候は、マサンの木の實を食候へは、デウス
同前となり候は、食可申由勤め申に付て、木の
實を食候、いましめの木の實を、夫婦のもの食し候
故、惡世界へ追出され候、其祟りにて來世の人間辛
苦をいたし候由、木の實をたべす候へは、萬事忒成
を、いましめをやふり候により、デウスに夫婦の者
ハラインテリアルを逐出され候、此もの人間の初
めに候由、此儀を以ていは、只今の人間現在に
てくるしみ、末世はインヘルノへおつる事、皆デウ
スのしわざなり、おのれか作りたる世界の人間を
惡道へ落し、又其人間をたすくへきと、法を弘むる
といふ儀、首尾不合ならずや、又マサンの菓子を食
て、デウスの如くならば、菓子をつくはせ助くる儀
をはせずして、入さる法を弘る事、大惡人大盜賊と
いふべき者也、
同年筑後守伴天連宗門の者共に白狀させ、書付指
上させ候條々、

一萬自由自在たるデウスにて、ヒイアツの一念を
以て、廣大無邊の天地を作り、此上にも天地を造り
度思ひ候へは、いと易く作り、不測なる儀限りなき
由、先目の前に有之事にて、吉利支丹邪法作り成儀
を糺明すへし、早百年に滿へきか、作者シャヒエル
を初て日本へ渡し、吉利支丹宗門を廣め、明曆四年
まで伴天連百五人渡候處に、或は火罪穴つるし斬
罪、近年は伴天連共を殺さすして、名譽有之様に木
馬に乗せ、數日嗽問いたし候へ共、聊も名譽かまし
き事なく、させる當手の伴天連共、木馬の上にて念
佛を申、其のち妻子を持、日本へ法を廣め候而蠻に
ての手段不殘書上、累年申上候書物限りなし、刺主
を殺し、親を殺し候とも、後世の障り無之由、壽庵
マルチイノ市左衛門、デヨセイフ三右衛門手形い
たし判形仕り差上候、伴天連はデウスの使にては
なきや、日本并人間殘らずデウスの作者の由申候、
おのれか作りて、己か心の儘にならざる様なる、不
自由ものを、色々様々に偽を作り勤め候事、第一の
邪法なり、又デウスは諸善源慈悲ケンボウの主の
由申候、是又第一の妄語を述、人を迷はし候邪法甚

しき事なり、世界にはだかなる國あり、四季の分ち
もなく、常に裸にて衣食の恩を受さる故に、主人も
無之、猿の如くにて、君臣の道をしらす、父子の間に
ても其禮義をしらす、形は人間、行禮は畜生なる
國、アフリカの内何とかいふ所の人間は恥を知ず、
黒ぼうにて、牛の糞を總身にぬり、穴を掘て家と
し、人を食ふ、加様の國を作るデウスは、大惡人の
源、世界の人間の惡なる主なり、又長崎にてマルセ
イロを穴つるしの刻、馬場三郎左衛門與力同心申
付、死罪場にてつるし候所に、穴の内にて苦みなき
うめき死候を、色々偽を作り、三郎左衛門與力同
心口こもりすくみ、マルセイロ穴より引出し首を
討候時刀折、長崎番所へくらやみ入、雷地震いたし
候由、天川の寺にて作り立、吉利支丹ひろまり候國
國へ廻し申候、イトロ、フランシスコ、アロンゾ、
デヨセイフ此偽を誠と思、入滿同宿六人召つれ、筑
前の沖にて召捕、長崎へ來り籠舎、加様のたばかり
にあひ、日本へ渡候四人の伴天連同宿共、第一のた
わけ者、異國にても人にもすくられたるたはけ者故、
如此に候儀は、日本御名譽誰か是を論せむや、若

是を偽と申候は、三右衛門をはしめ入滿、壽庵ト
ナア白狀いたさせ可申候、右之條々不審の通、念比
に書付差上可申候、邪なる儀申上候は、四人の者
急度可申付候、
一四人の者返事、
右之通御不審之段承届、乍恐御尤に奉存候、一々御
書付之通相違無御座候、以上、
戊五月十七日 伴天連三右衛門
一デウスの掟に、ゼンチヨにて作者へ敵を成もの
をは、主にても親にても殺候ても科には不罷成候、
上天いたし候、功德に罷成候と、作者の言葉に有之
由、伴天連壽庵マルチイノ市左衛門申上候旨、御意
被成候、就夫私にも彌石之通デウス掟にて候やと
御尋被成候、右兩人申上候通に御座候、爲其如此
候、以上、
明曆四戌年五月十二日 德ヨセイフコウロ事
岡本三右衛門判
井上筑後守様
北條安房守様

右之書物一文言にて、伴天連三右衛門判形いたし候、本書筑後守所にも、我等所にも有之候、按ずるに、北條安房守自らいへるなるへし。

一イタリヤの内ナブリスと申所にて、マルセイロ祝日に壇をかざり候とて、立廻り申候所に、天上より大なるかなづち、マルセイロあたまの上へ落、絶死いたし、廿四日相煩申候、其内デウスより日本へ初て渡り申候、シヤヒエルと申善人を御使として、マルセイロに告給ふは、シヤヒエル右の手に蠟燭を持、左の手に杖を持、何なりとも望み可申由被申候、蠟燭は死の心にて御座候、杖は旅の心にて御座候、其時マルセイロ観念仕候は、シヤヒエルを御使として被下候は、シヤヒエル初めて日本へ渡り申候間、定て我等にも日本へ参候へとの心にて可有御座候と存候て罷在候、如何様ともデウスの御内證次第と申候、シヤヒエル被申候は、何にても心の儘に望み可申候、デウスの御前は、我等如何様にも相叶とらせ可申由被申候に付、マルセイロ申候は、我等行末は何と可罷成候や承度由申候へは、シヤヒエル被申候は、ナブリスの國出不申候さきに

しらせ可申候由被申候、三日過諸出家マルセイロ所へ相詰、死候観念を勧め申所に、其時シヤヒエル、マルセイロ一人に見え被申候は、常に守にかけ申候クルスを撃候疵にあて、可申候由告給ふに付て、あて申候へば、忽に平癒いたし、跡も見え不申候故、諸出家名譽なる儀と申、デウスへ御禮申上候、其後マルセイロ旅の支度いたし出立申候時、シヤヒエル女の善人に被申候は、マルセイロにいさみ旅立いたし可申候、マルセイロに逢可申候、此由マルセイロへ申候へば被申候、其通女の善人マルセイロに申渡し候付て、日本へ渡申候、マルセイロ長崎にて穴つるしに逢申候處に、穴の内へ天人あまくだり、マルセイロ額の汗を拭ひ看病いたし候、其後馬場三郎左衛門與力同心参り穴より引出し、マルセイロか首を討候へは、切不申候て刀もおれ、口こもりすくみ申候、少しの間観念いたし候故、刀切不申候、はや首をうち可申由申候時、首をうち落し候へは、俄に雷いたし、長崎中くらやみに罷成、政所へもくらやみ入申由承候、以上、

二官 ジュアン 南甫 三右衛門

右之通天川にていつはり申を實と存、此方へ渡り承り候へは、右之通にて無之、マルセイロつるされ、穴の内にて泣わめきくるしみ相果候由を承り、伴天連も驚き申候由、契利斯督記、

寛文十二壬子年閏六月十七日青木遠江守へ出す覺
一三右衛門女房從弟深川船大工町清兵衛五十五、
二同人從弟土井大炊頭小遣之者源右衛門五十五、
三同人甥清兵衛一所三之丞、一人人甥るさし町職入庄九郎三十一、一足立權三郎井上筑後守支配之節、ト意細工之弟子之由、一壽庵惣元よし原紙屋仁兵衛、娘一所有之、一壽庵娘伯父甚右衛門河越に罷在候、北條支配之節參逢申候、當子四月廿六日参り、壽庵に逢申候、一二官女房兄宇都宮百姓井野七右衛門、一人女房妹野同所百姓權三郎、一人人姪野同所百姓加兵衛候、

一德左衛門、加州金澤之者、右萬治二年己亥、三右衛門召仕、翌子年暇取、又兩年三右衛門に奉公いたし、戊年壽庵召仕、亥子兩年ト意に奉公、一市兵衛水戸之者、寛文四辰巳午三年は三右衛門召仕、寛文

十二下意召仕、一十三郎近江之者、寛文六年より亥迄ト意召仕、同十二子年南甫召仕、

延寶元癸丑年十二月九日朝六時、ト意病死、檢使御徒目付木村與右衛門、牛田甚五兵衛、御小人目付兩人共來る、與力鶴飼庄左衛門、加用傳右衛門、川瀬惣兵衛、星野源助立合、同心朝倉三郎右衛門、荒川久左衛門、海沼勘右衛門、福田八郎兵衛、一橋又兵衛、無量院へ火葬、戒名向岸清轉禪定門、同心遠藤彦兵衛、同心與頭木高十左衛門、ト意下人德左衛門に道具改踏繪申付下宿申付る、以上、查狀餘錄、

延寶二甲寅年、岡本三右衛門宗門の記録せるにより、宗門奉行青木遠江守組與力これを盪す、同三乙卯年五月廿三日、三右衛門、壽庵二官、南甫四人に金子を賜ふ、同六戊午年十二月十四日、末次平藏か所藏沒收の内、變國の劔ありしを、三右衛門等に鑑定せしめらる、平藏は長崎御代官なり、去々年天和二壬戌年二月三日、青木遠江守、坂本右衛門佐相共に山屋敷に來りて、三右衛門壽庵二官其妻、及奴婢等を覽る、後始めて奉行たりし、貞享二乙丑年七月、三右衛門病に罹り、同廿五日歿す、翌日無量院に葬る、八月三日、壽庵二官及び三右衛門、妻奴婢等願ひて其墓に參詣し、各香花料を納む、同

日故三右衛門、妻及び奴婢に月俸を賜ひ、奴婢其ま、彼妻に附らる、彼妻も元禄八乙亥年正月十五日受せり、葬地詳ならず、其奴婢兩人は猶山屋敷に置かれし、寶永六年よりまたヨア、ハツテイスマシローテに附らる、此事次卷にあり、

延寶二甲寅年

一正月廿日より二月八日迄、岡本三右衛門儀、宗門之書物、相認申候様に、遠江守被申付候、依之鶴飼庄左衛門、加用便右衛門、星野源助御番引、右之用掛り被申付候、
一二月十六日、岡本三右衛門書物仕候に付、加用傳右衛門、河原甚五兵衛被申付、兩人共御番引、三右衛門、宅へ廿八日より三月五日迄立會、
一六月十四日より七月廿四日迄、宗門之書物岡本三右衛門山屋敷於書院爲相認候に付、加用傳右衛門、河原甚五兵衛御番引立會、
同三乙卯年
一五月廿三日、山屋敷へ御頭遠江守被參、岡本三右衛門へ金三兩、壽庵へ金二兩、二官南甫へ金一兩被下候、
一十月十七日、岡本三右衛門書物の訴訟申上候儀、能く途兪議、三右衛門誤り候は、日本之宗旨に可罷成歟か議定仕らせ可申之旨、加用傳右衛門、河原甚

五兵衛に被付候、
同六戊半年

一十二月十四日、巳、晴天、御頭遠江守より御用之儀有之候間、早々與力共之内一人、遠江守方へ罷出候様に、申來候故、河原甚五兵衛罷出候處、末次平藏關所物之内に、モウル劔と申劔有之、柄に角にて佛の樣成人形有之に付、若切支丹之本尊にては無之候哉、御預けの者に相尋候様に、被申付候、依之右之劔請取罷歸、則三右衛門壽庵二官に、於圍番所爲見申候處、右之劔マナヨの國のキリスにて御座候、柄の人形は佛にては無之、マナヨの國にては大方向の柄に如此之人形、又は龍杯を仕候、マナヨと申は國の惣名にて、中天竺の内にて御座候、キリスと申名は、脇指刀と申心にて御座候、尤も刀も御座候、柄は水牛にては無之、犀角にて御座候、大名の指候キリスは、ウニカウロ又は犀角にて柄を拵申候、毒を解す爲にて御座候、モウルと申名は、宗旨の名にて御座候、釋迦宗モウル宗切支丹と申て三つの宗旨にて御座候、則此マナヨの國人共は、皆モウル宗にて御座候、切支丹とは別にて御座候由、右

之趣三人共申候段、書付候て御頭へ差出す、右のもうる劔は山屋敷宗門道具と一所に入置、もうる劔の一件相尋候砌、河原甚五兵衛、加用傳右衛門立合申候、
天和二千戌年

一二月三日、山屋敷へ青木遠江守、坂本右衛門佐同道にて御出、園之内へ御入、岡本三右衛門、壽庵二官并兩人之女房召仕之男女迄御逢候、其後書院にて天地之繪圖之様子、安する、萬治二年、阿蘭陀人天地の圖二鋪献上せし事、承書院に見ゆ、即ちこれな壽庵呼出し相尋申候、遠江守用人久木源右衛門、右衛門佐用人天野與右衛門參る、尤も與力とも不殘立合、
一同七日、岡本三右衛門書申候書物、并切支丹諸道具、阿都豊後守殿見被申度と御申越之由にて、御頭遠江守用人久木源右衛門參り、右之品々致持參候、
貞享二乙丑年
一七月廿五日申下刻、岡本三右衛門儀致病死候、右之段御頭林信濃守へ届に、鶴飼源五左衛門并成瀬次郎左衛門召連罷出候、即刻御頭より用人高原關

之丞、江曲十郎右衛門參る、右三右衛門死骸、同心三人充附可申候、

一岡本三右衛門所持之金子、小粒にて十三兩三分、小判十五兩、都合二十八兩三分有之、其外諸道具は仲間御頭用人共の封印致し置候、御土藏へ廿八日に入置、
一同廿六日、山屋敷へ檢使に御徒目付大村與右衛門、村山覺太夫、并御小人目付下山惣八郎、野村利兵衛、内田勘十郎、古川久左衛門都合六人參る、御頭用人仲間在、右之通口書御徒目付へ渡す、
口上之覺

切支丹屋敷に罷在候伴天連岡本三右衛門儀、南蠻シ、リヤ之者、四十三年以前未年、按するに、即ち寛井永二十年なり、上筑後守へ始而御預、園屋敷に當丑年迄四十年罷在候處、當月初より致不食相煩候に付、半醫師石尾道の藥用申候へ共、段々氣色差重り、昨廿五日晝七ツ半時過相果申候、右三右衛門八十四歳に罷成候、此外相替儀無御座候、以上、
七月廿六日

林信濃守組 奥田治部右衛門

鶴洞源五右衛門 河原 甚五兵衛
川瀬惣兵衛 加用 傳右衛門

右檢使相濟、三右衛門死骸小石川無量院へ葬、無量院より玄秀と申出家參る、三右衛門死骸乗物にて遣す、尤火葬に仕候、無量院より焼場迄、同心小屋頭鈴木七郎右衛門、市川半右衛門、平同心杉山七郎兵衛、竹中平右衛門以上四人附參る、三右衛門戒名入專淨眞信士、弔料金一兩二分、火葬料金百疋差遣候、弔之具入用共、三右衛門所持の金子にて相拂候、

同日、無量院へ日本人の通石塔建候様にと御頭より今朝被申付候、依之仲間相談之上、右塔申付候、右石塔之儀、壽庵二官尤三右衛門後家相願候、九月二日石塔建申候、

同日、圍三人之者共、并家來共親類書相認差出候様にと御頭より被申付候、依之岡本三右衛門女房親之様子、二官女房之親之様子、并長助はる親の様子共相認、翌晦日御頭へ差出す、

長助はる事、兩人共踏繪被申付、親類共へ御渡し可被成候へ共、兩人共奴にて候間、御返し難被成候、

同日、岡本三右衛門所持の金子、并諸道具草木等迄、三右衛門後家へ被下候段、御頭用人江曲十郎右衛門參り申渡候、但金子之儀は、與力方へ領り置、入用次第に可相渡旨被申付候、査証録、

岡本三右衛門山屋敷に四十年餘罷在、貞享二年七月二十五日、林信濃守勤役之節病死仕候、八十歳之由、小石川無量院へ葬申候、三右衛門死後、右後家へ八人扶持、長助へ三人扶持、はるへ二人扶持被下候、元祿八年正月十五日、右後家七十四歳病死仕候、何方へ葬候哉相知不申候、外國通信事略、

貞享二年七月のはしめより、岡本三右衛門病ありて、食事す、まさりしにより、籠獄の醫師石尾道の藥を調して服用せしかと、其驗あらず、同じき廿五日申の下一刻歿せり、年八十四、山屋敷に在し事四十二年、同じき廿六日檢使來り、時の奉行林信濃守より葬式の事ともを命し、小石川無量院の所化玄秀といふもの來りて、屍を輿に乗せ昇行、茶毘して彼寺へ葬れり、同廿七日の朝、奉行よりの申渡にて、日本の俗の如く、石碑營むべきよしなりしかは、ここに在合し、壽庵等か願ひによつて、同じき九月二

候、追付御扶持方御願被申上可被下之由、御頭直に河原甚五兵衛へ被申渡候、

一八月二日、壽庵二官願申候は、不苦候は、三右衛門墓所へ參詣仕度候、尤兩人にて金子一分、三右衛門女房も金子一分、長助はる鳥目三百銅つゝ遣申度旨相願申候、右之趣御頭へ申立候處、勝手次第可仕旨、併右之者共無量院へ參詣仕候節は、與力三人差添參候様可仕候、尤其前に御頭へも相届候様にと被申渡候、

一同八日、無量院へ壽庵二官并兩人の妻長助はる參詣仕候、與力同心差添參候別儀無之、右之者共墓所へ水向候由、

同日、岡本三右衛門後家へ八人扶持被下候間、左様相心得可申候、長助はるをも女房に被下候間、隨分奉公致候様に可申渡候、右後家相果候は、長助はる兩人共御暇可被下と存、後家を殺候事も難計候間、後家花相果候共、御暇不被下候旨、兩人の者へ可申聞候、長助事萬々一欠落等も可仕儀不相知候間、圍當番の者共、隨分油斷不仕候様にと被申付候、

日、石碑を營みけり、今に至て其碑存せり、形狀は尋常にして、蓋石の形笠のごとし、此後は彼か後家へ月俵八口賜はりしか、元祿八乙亥年正月十五日、七十四歳にして歿せり、小日向志、

延寶二甲寅年九月五日、壽庵罪有て詰牢に移さる、同三乙卯年二月廿二日御赦免あり、元祿四辛未年七月十日、また罪ありて再び詰牢に移されしか、同十丁丑年八月十八日病て獄中に死し、無量院に葬る、南浦は是より先、延寶六戊午年五月十六日病死せしか、また無量院に葬る、其妻及び姉は、七月十八日、二官も元祿十三年、同日、各其親族に引渡さる、三庚辰年七月十六日歿す、其妻は同日三日、これに先ちて死せり、其葬地ともに詳ならず、

延寶二甲寅年 一九月五日、壽庵儀牢舎被仰付候、我儘申候に付當分之牢舎也、申渡候節立合塚原六右衛門、鶴洞庄左衛門、川瀬惣兵衛、加用傳右衛門、星野源助、同三乙卯年

一二月二十一日、御用の儀有之、御頭遠江守方へ南浦二官召連、鶴洞庄左衛門、加用傳右衛門參る、一同二十二日、壽庵儀出牢被申付候、直に今日御頭遠江守方へ壽庵召連、鶴洞庄左衛門、星野源助參

る、廿三日にも御頭へ壽庵召連、川瀬惣兵衛、河原甚五兵衛參る、壽庵二官南甫三人共、度々御頭へ罷出候、

同五丁巳年

一壽庵願に付、孫方へ金子十兩渡遣す、尤壽庵聲仁兵衛門受取書取之、

同六戊午年

一五月十六日卯、天氣能、今夜九ツ時、南甫儀病死、此段早々御頭へ申遣候、南甫死骸の番に、同心兩人附置、

一同十八日巳、晴天、山屋敷へ南甫死骸檢使に、御徒目付阿部彌次兵衛、藤井善右衛門、御小人目付兩人參、右死骸相改申候、川瀬惣兵衛、龜井孫兵衛、加用傳右衛門、鶴岡四郎左衛門、御頭より用人笛木六郎兵衛、中垣内權兵衛立合申候以後、死骸小石川無量院へ葬る、但火葬に仕候、火葬場にて同心鈴木七郎左衛門、柏村源兵衛、吉澤伊左衛門、遠藤彦兵衛附遣候、南甫所持の金子一兩無量院へ遣候、且又南甫妻下女當分二官へ御預置被成候、南甫諸道具衣類共預置申候、弔料三分、火葬料二分遣、戒名正譽

順歸禪定門、

一七月十八日、南甫妻下女親類共へ相渡遣候、且又南甫請道具衣類等、三右衛門後家二官に被下候、壽庵儀は請不申候故不遣候、其外道具相拂代金、南甫妻方へ送り申候様に申談候處、御頭にて用人合點不仕、右拂金三分十匁五分を、山屋敷御中間四人并門番久助へ差遣候、

貞享二乙丑年

一八月晦日、林信濃守より先年壽庵二官同道にて、日本へ相渡り候者何人、名何と申候哉、何年以前相渡、何年以前に致病死候哉、委細書付遣候様に信濃守被申候、依之壽庵二官呼出、右之趣相尋、具に書付候而信濃守方へ差遣候、

一十二月八日、御頭中山勘解由方より、用人中村九郎次、大町伊右衛門山屋敷へ參り、書院臺所にて山屋敷付之諸道具帳面請取、圍之内御土藏に有之天地の圖も見分仕候、勿論與力共立會申候、二官壽庵後家方へも用人見廻申候、然處壽庵御忠信申上候由にて、封し候訴狀一通用人共へ差出候、用人兩人共申候は、我々今日山屋敷組屋鋪請取に參候、訴狀

請取には不參由申、訴狀受取不申候、是非御頭様へ御上げ被下候様に、達而申候へ共受取不申候、組屋敷へも用人共相廻り罷歸候以後、壽庵差出候訴狀の儀に付相願候趣も可有之哉と、即刻御頭へ月番奥田治郎右衛門、加用源左衛門罷出候處、則壽庵訴狀の儀御頭へ、用人共申達候而、月番之與力持參候様に被申候に付、早々鶴岡源五右衛門、致持參候處、御頭御披見、直に源左衛門、治郎右衛門、源五右衛門へ爲見被申候、宗門に立あかり相果候て、本望達し可申由にて、立あかり申候由書申候、就夫右訴狀御頭披見不被申分に仕、用人共計披見候處、役に立不申、不届之儀候間、返し候由申候旨にて差戻可申旨被申付候、重而山屋敷へ御頭御出之節、右訴狀差出候は、與力共を以可差出儀と可被申候、與力共之取次成申間敷と壽庵申候は、與力取次無之者は、取上げ申儀不成旨呵可申旨、御頭御申候、一同十一日、山屋敷見分、御頭中山勘解由并戸田又兵衛同道にて被參、圍之内所々被致見分候、壽庵二官并後家二官女房書院へ御呼出し逢被申、壽庵二官へ紬二端充雫子三羽充添賜る、後家と二官女房

へ綿二把充被相送候、與力中へ料理、同心へ赤飯被振廻候、用人高内左内、久保澤戸右衛門、天町伊右衛門參る、組屋敷へは今日不相廻候、未下刻被歸、一同廿四日、御頭より壽庵二官同妹三右衛門後家方へ餅米三斗五升入二俵被相贈候、御中間四人并門番久助へも、三ヶ日給候餅可被下山被申渡候、元祿二己巳年

一六月廿五日、兩御頭藤堂伊豫守、小幡三郎左衛門、山屋敷へ御出被致見分候、勿論壽庵 官并岡本三右衛門後家二官女房へも、於書院御逢候、同四辛未年

一七月十日、壽庵儀入牢被申付候、兩御頭より用人高橋直右衛門、服部金右衛門參、尤雙方與力立合、左之通壽庵へ用人高橋直右衛門申渡す、

壽庵儀、日比我儘仕、今度加用源左衛門へ不届之仕方いたし候段、重疊不届者に被思召候間、つめ牢に被仰付候間、左様に相心得可申候、

壽庵申候は、日比の望にて御座候へは、辱存候由申候に付、則牢前へ遣候處に、さいふ一ツ取出候て、是を御役人衆へ相渡し申候由にて、番所へ差置候、

即刻入牢仕候、右之さいふ御頭之用人與力共立合相改候處、金子小粒にて十七兩一分有之候、其外壽庵諸道具相改、帳面に記し、與力共合封印仕、壽庵長屋へ入置候、

一壽庵所持の内ちりちよ一ツ、りしひりな二ツ、ごんだす二連、星の圖一幅有之、查祿餘録
壽庵は、元祿十丁丑年八月十八日、前田安藝守、小幡三郎左衛門が奉行たりし時歿せり、年八十歳、是も無量院へ葬れり、存在せし内月俸七口賜はり、妻をも命せられて娶りしといへり、二官も元祿十三庚辰年七月十六日、庄田下總守、小幡三郎左衛門奉行たりし時、山屋敷にして歿す、年七十八、是も無量院へ葬れり、曾て月俸七口を賜ひ、妻をも娶りしか、妻女は此年七月三日、二官に先立て歿せり、小日向志、

通航一覽卷之百八十八終

柚木きる山人又は炭焼の翁などに、日本詞にて食物など乞て、其價に金子などせせければ、いさふしきに思ひ、殊に實の日本人のさまに、かはりたれば、其山家の長に告げ、段々聞傳へぬれば、人みな怪しく思ひて、終に國主のもとに聞えて、吏役の士あまた差遣し召捕られて、長崎へ送りやられぬ、其人物毛髪は黒くして、紅毛の如くに赤からず、眼も紅毛人の目のさまにあらず、唐日本の人と同し、鼻のすくれて高きこそ同しからぬ、是イタリヤ、ラウマ國の邪宗の張本にて、世界所々の國に邪宗す、めにめぐりありくものなるか、あまたあるか中に、おのれは日本に来れるなり、日本の詞にてごころごころ自ら答て、通事を頼ますごかや、日本詞をさまへ書付たる横文字の書一冊、常に手を放さず持て、これをひらき見て應對せしと聞ゆ、おそろしき事にあらずや、此異人則長崎より江戸へ送りつかはされ、獄屋に入置る、長崎夜話草、
寶永五戊子年十一月九日、薩摩より異人送來る、則永井氏按するに、選媽錄に載る注進狀によれば、永井讀成守は此頃在府中なれば、駒木根肥後守の誤り也別所氏立會にて、被送穿鑿處、彼者イタリヤ國ロウマの

通航一覽卷之百八十九

南蠻意大里國部二

○選媽人渡來并扱方

寶永五戊子年八月廿九日、松平島津薩摩守吉貴が領内大隅國屋久島取説郡にに異國人一人渡來す、其衣服等我邦の風を似せたれども、形貌いぶかしきにより、吉貴の家人これを捕へて吉貴に告げ、十一月九日、長崎へ護送す、奉行別所播磨守、駒木根肥後守立會、阿蘭陀人をして通辯吟味せしむるに、意大里亞國選媽府のものにて、名をヨアンバツテイスダシローテといひ、ヨアンまたヨアンともいひしよし、名山藏手簡に見ゆ、長崎實録大成には、バツテイスをバツテレスに作る、今外國通信事略に、耶蘇宗門を勤めんか爲來れりと申す、よて其よし江戸に注進す、名山藏手簡によれば、此注進江戸に到着せしは、十二月初旬なり、
寶永の頃にや、選媽國邪法の徒呂宋島に來り居て、彼地の船に乗て、日本薩摩國屋久島に若て、一人船よりおろし置て、船はいつち行けんしる人なし、此一人日本の風俗を似せて、月額を剃、日本の衣服を若て、刀一腰をさし、はじめは山中にかくれ居て、

者、名ヨアンバツテレス、苗字シロウテ、宗旨キリストアンカフトウリコと云、身の長五尺八九寸、鼻筋高く色白く髪黒し、日本風俗の如く月代を剃り、當六月頃より、薩州領屋久島に來居たる由、書籍の如き物八冊持居る、日本詞を書寫したる物と見えたり、日本詞と蠻語取交て云述る、其譯分明に通達し難し、先其身切支丹宗門の由願かましき事もなく、唯宗門を勤め入る様の事而已を云出す、食物は藥物と覺しき丸藥一つを、三十日に一度用て、飢を凌し由也、長崎來着の後は、阿蘭陀人食物の如きを食す、段々御僉議の趣、江府言上有之、長崎實録大成、
寶永五年十一月九日、從薩摩異人送來、立山御屋敷御門前にて籠輿より出し御請取、右の籠輿に乗せ、左右に町使附添、宗門役御立會、籠屋に被召置、其後兩三度も御屋敷へ被召出、其節阿蘭陀人被召寄、然ども對面は不仕、籠屋に被召置候節、晝の間は町使二人、夜は四人宛番相勤、食物其外何事にても好み申儀か、又は相替儀有之候節は、當番の町使書付を以御奉行所へ申上候、阿蘭陀通詞被召出、通詞を仕候得共、初は詞分明に相聞之不申由、江戸へ可被

寶永五年十一月廿六日、長崎奉行よりの書狀、

以別紙申入之候

遣由沙汰有之候、長崎見書、
 寶永五年十一月十二日、長崎より申參候寫、
 今度薩摩より參候異人、阿蘭陀通詞口通し不申候、
 右異人は日本口少々遣ひ申候、書物を扣へ遣ひ申
 候、公方様御事を御所様と申候、其外は殿様と申候
 由、首に懸申候佛の名さんたまりやと申由、印子佛
 懸目九十五匁餘御座候を、三十程所持仕候由御座
 候、生國はイタリヤ、年四十に成候、横文字書物八
 冊、大脇指日本拵遣所ろまんと申由に候、右は爰元
 御書出の通寫候、則今日九日に薩摩より一萬五千
 石取かしらとして、人數二千五百人計參候、右異人
 は籠こしに入、異人せいの高さ七尺二寸、黒裝束頭
 のかつかう髪黒くちみ、角入面白く、鼻筋押通り、
 南蠻國三番程の出家の由、右印子佛箱に入、初終
 首にかけ居申候由、爰元口こま／＼鋪事返しかね
 申候、則さつまより三十五里外、やくの島と申所に
 居申候由、右異人乘参り候船無之、さつまにて御吟
 味有之候所に、右やくの島に阿波の船二三艘かゝ
 り、此ものあけ申由に御座候と申に付、阿波の船頭
 二三人、此度長崎へ參申候、此後異人儀は江戸へ參

候、以上、月堂見聞集、
 寶永五年十一月廿六日、長崎奉行よりの書狀、
 以別紙申入之候
 一先達て申入候、從薩州送越候異國人、度々召出遂
 吟味候處、先書にも如申入候、按ずるに、これより已口
 通兼候、依之阿蘭陀人を以爲致通達度存候得とも、
 先頃も申入候通、異國人殊の外阿蘭陀人を、嫌候體
 に相見候に付、不計阿蘭陀人に出合候は、相さか
 らひ申、口も滯可申と存に付、かびたん阿蘭陀人を
 ものかけに差置爲承候へとも、異國人日本口をも
 ましへ申候に付、彌致混雜難聞届由申候付、異國人
 へ爲申聞、其方口通不申候故、申候儀とも日本人聞
 請かたく候之間、阿蘭陀人を召寄、可致通達と申合
 候へは、異國人疾と納得いたし候付、去十九日南蠻
 口覺申候阿蘭陀人一人、かびたん召連罷出、かびた
 んは物蔭に指置爲承候、
 一阿蘭陀人を以、異國人へ相尋候は、其方事異國の
 内いつれの國のものにて、如何様の心指にて、日本
 へ渡海いたし候哉と問懸候處、異國人答申候は、某
 はイタリヤ國の内、ロウマと申所の、切支丹宗門の

出家にて、ヨワンバツテスタシロウテと申ものにて
 て御座候、ロウマ宗門の總司、ホントヘキスマキス
 モスと申師へ隨身いたし、數年宗門の學文仕、三老
 ほこの出家にて、宗門の師をもいたし候ものにて
 御座候、右師匠より六年以前、相弟子トウマステ
 トルノンと申者と某へ申付候は、一人は日本へ相
 越宗門を弘め候様にと申合、一人は唐國北京へ參、
 是又宗門勸候様申付候間、三年前七月上旬、兩
 人ともに同日ロウマを罷出、ガレイと申小船二艘
 に乘連、ヤネワと申島に寄せ、夫よりカナリヤと申
 所へ參、其所よりフランス國の本船二艘に、一人つ
 つ乗組、水主四十人程つ、乗、呂宋へ參、此所より一
 艘は北京へ乘別、某は日本へ心差、方々と乘廻り、漸
 當八月廿八日、大隅國屋久島の内、湯泊村の沖迄致
 着船候處、船中水拂底に付、橋船に乘移り、其邊を
 乘廻り候處、折節獵船一艘日本人六七人乗組、陸の
 方へ乘行候間、彼獵船を追かけ、十間計に乘寄候
 節、某船より聲を立、水を乞候様子を致候處、日本
 人曾て不致同心體にて手をふり、其上おそれ候哉、
 急に漕退申候故、又々本船に乗り戻、翌廿九日の

朝、右の船より某一人を橋船に乘せ、屋久島へ卸
 置、其外の者共は直に本船へ移り、即刻出船致し、
 本國へ罷歸候、某一人屋久島に、あなたこなたと歩
 行見申候處に、日本人一人木を伐罷在候付、近寄も
 の申かけ候へとも、言葉會て通し不申候ゆゑ、水望
 候手様いたし見せ候へは、水を吞せ申候、其後日本
 人三人參候て、某を人家へ召連、食事等あたへ申
 候、其節食事爲代金子を出候へとも、即座に差戻候
 よし、異國人申之候事、
 一又相尋候は、其方日本人の如くに、さかやきをそ
 り、日本様の着し物致し、日本拵の刀を指罷在候
 は、如何様の心差にて、右の體をいたし候哉、屋久
 島日本人を頼、着し物刀等をも調申候哉、異國人答
 申候は、其節國之姿風俗にて罷越候は、日本人わ
 らい可申と存、呂宋國において、日本人着し物日本
 拵の刀調申候、さかやきは船中にてそり申候、日本
 人へ曾て頼不申候、尤其所の風俗まなひ、不申候へ
 は、其所の者笑ひ申候に付、北京へ參候同門の者
 は、唐の風俗をまなひ候て罷越候よし、異國人答申
 候事、

一又相尋候は、右乗來候船、日本の内外の所々へも
乗行、其方體のもの卸置等に候哉、此以後跡より同
門のもの參候様申合候哉、日本に止り罷在、本國へ
密々に可致通路申合仕候哉と相尋候得は、異國人
答候は、屋久島に某一人卸置、其外何れの所にも卸
候筈の者一人も無御座候、船は直ぐに本國へ罷歸
候、尤此以後跡より參候もの申合不仕候、日本に止
り罷在候とも、本國へ通路の儀、曾て申合不仕候由
答申候事、

一又尋申候は、其方乘來候船は、ロウマの總司より
仕立遣候哉、又便船を頼參り候哉、異國人答候は、
右乗來候船、并北京へ參候船ともに、フランス國の
船にて御座候、フランス國の儀、宗門一派の國にて
御座候に付、ロウマの惣司申付にて、日本北京へ宗
門勤のため參候よし申候故、同宗の者の儀候間、水
主共に賃銀と申儀も無之、送越申候由答申候事、
一又相尋候は、其方より以前にも、日本へ宗門勤の
ために、差越候者も有之候哉、左様の手筋を以此度
其方一人指遣候哉と相尋候には、異國人答申候は、
某より以前に、日本へ渡海いたし候もの、一人も無

御座候、何の手筋も無之、日本の内いつれの所へ成
とも揚り、宗門を弘め候様にと、惣司申付候由答申
候事、

一又相尋申候は、其方江戸へ參度よし、長崎へ參候
儀は嫌申段、如何様のわけに候哉、異國人答申候
は、本國惣司申付候節も、江戸へ罷越候様にも不
申付候、長崎之儀は阿蘭陀人罷在候段及承候、本國
にては、敵國にて御座候、江戸の儀は呂宋に日本人
も罷在、日本の様子書記候書物も御座候に付及承、
江戸と申儀も存候よし答申候事、

一又尋候は、其方日本の言葉を問々に申候、何方に
て日本言葉相習候哉、異國人答申候は、六年以前、
惣司より、日本渡海の儀被申付候、本國の言葉にて
は通用なしかた候故、日本言葉を書記候書物に
て、申習候由申候事、

一又尋候は、其方屋久島へ揚り候刻より以來、日本
人に宗門の咄を致し勸候哉、日本人に何にてもご
らせ候哉、異國人答候は、屋久島より爰元へ參候
までの内、日本人へ宗門の儀も申懸候へとも、言語
曾て通不申候ゆゑ、一言も聞入不申候、屋久島に

て水を吞せ、人家へ召連食事給させ申候付、右の爲
價金子日本人へ遣候へとも取り不申、其儘返し申
候、右の外は何にてもごらせ申候もの無御座候由
答申候事、

一又尋申候は、切支丹宗門の儀は、日本國中堅御制
禁候、其段存知ながら、總司申付爲致渡海候哉、又
は右のわけ不存候て參候哉、異國人答申候は、成程
日本切支丹宗門御制禁の段は、惣司は不及申、人々
不存者は無御座候、勿論某も存罷在候へとも、總司
より被申付相渡候、然上は日本に御留被成候とも、
又は御返被成候とも、如何様の症に被仰付候とも、
御下知次第、少も違背不仕所存のよし答申候事、

一異國人所持致し候、大袋の内には有之候品々、邪宗
門の本尊并書物、其外小道具等も有之候に付、一々
名を爲承申候、尤其外にも宗門の本尊珠數を、首に
かけ、宗門の書物不手離持罷在候、右の品々委細繪
圖に記、此度令進達候事、

一右道具の内に、異國の金子并日本小粒、日本錢有
之候に付、何方にて相求候哉と相尋候得は、異國人
答候は、本國にて其銀子の外通用不仕候、今度日本

へ參候に付、呂宋國にをいて銀子を遣し、金子と取
替、其節日本金并錢も、彼所にて用意いたし持參候
よし答申候、

一右異國人へ通達いたし候趣、阿蘭陀人書付差出
候間、和ヶ一通此度差越之候事、
右之趣御老中へ委細不申上候、各より可被申上旨
申上候間、被得其意、御序の刻可被申上候、以上、
十一月廿六日
駒木根肥後守印判
別所播磨守印判

永井謙岐守殿

佐久間安藝守殿

異人申口之覺

一イタリヤ國の内ロウマの者にて御座候、名はヨ
ワンバツテスタシロウテと申候、歳四十一に罷成
申候、

一私儀ロウマ切支丹宗門の、師仕候出家にて御座
候、

一私國元に母存命に居申候、兄弟も御座候、私同門
の出家にて御座候、妹も御座候、父は死申候、尤私
妻子は無御座候、

一私儀ロウマ切支丹宗門の總司、ホントヘキスマ
 キンモスゴ申者、六年以前より申付、日本へ切支丹
 宗門の法を勤め之ため、渡海仕候様にと申渡候に
 付、其内日本詞等言習、三年以前七月上旬頃、ロウ
 マを出申候、右の刻私同門の出家トゥマステル
 ノンゴ申者一人、是も惣司よりの下知にて、唐北京
 へ遣申候、一同にロウマ出船仕候、カレイゴ申小船
 二艘類船にて、ヤネワゴ申島に寄せ、夫よりカナリ
 ヤゴ申所へ參、其所よりフランス國の、大船二艘に
 私并同門の者一人宛乘組、水主四十餘程宛乘呂宋
 へ參、此所より同門の者一人は唐の内北京へ參申
 候、私儀は日本へ心さし參申處、屋久島へ着岸仕候
 に付、一人陸へ揚申候、
 一船中水拂底候に付、右の沖にて魚取の船を見懸
 候ゆゑ、橋船より七八人乗り、水を貫可申と呼掛申
 候へども聞入不申、陸の方へ漕行申候に付、追ひ付
 不申候、
 一私儀屋久島に揚申候處、日本人家につれ行申候、
 其節日本人四人罷在、食事爲致候間、金子を取出し
 右の爲償遣候へども、早速指戻し申候、尤船にて江

戸へつれ行くれ候様にと申懸候へども、言葉通不
 申候、
 一私乘渡候船は、屋久島より直に本國へ歸り申筈
 に御座候、
 一私の外一人も、日本の地に揚不申候、尤私より以
 前にも、同門の者一人も日本の地へ參不申候、
 一屋久島にて、右の日本人へ宗門の咄仕聞せ候へ
 ども、一切言葉通し不申候に付、聞入不申候、尤薩
 摩より長崎迄の間にも、宗門の咄仕儀も御座候へ
 ども、言葉通し不申候、
 一日本人の風俗に形を替候儀、其所々の風俗をま
 なひ不申候へは、其所の者笑ひ申候に付、日本人の
 姿に替へ申候、私同門の者今度唐へ參候者、唐人の
 風俗に替へ申候、
 一日本衣類并刀は呂宋にて求め申候、月額は船中
 にてそり申候、但呂宋に日本人共居申候、尤日本衣
 類にて居申候、呂宋にては日本人居申候所、岡の如
 くなる處に一所に集り居申候、
 一江戸へ參申度と申候儀は、江戸にて宗門を弘申
 度心さしにて候故奉願候、ロウマの總司申付候は、

日本の内何國にても、隨分法を勤め申候様にと申
 付候、
 一私儀日本に御留置被成候共、又は本國へ御歸し
 被成候とも、又は日本にて如何様の御掟に被仰付
 候共不苦候、ロウマ總司申付候も、日本に御留置被
 候共、又は御歸被成候共、御下知次第仕候様にと申
 渡候、
 一日本にて切支丹宗門御制禁の儀、成程於國元も
 其隠れ無御座候、人々も存、尤私儀も其段存罷在候
 へども、總司より申付候故渡海仕候、
 右之趣ア、デレヤンドウと申阿蘭陀人、ラテンと
 申詞を以異人に尋掛け申候處、右之通返答仕候由
 ドウ申候に付、私共和ヶ差上申候、以上、
 かびたんやすふるはんまんすたある
 あ、てれやんごう
 實永五年戊子十一月 通事目付
 通詞
 異國人致所持候大袋の内諸色之覺
 一四角なるびいごろの鏡の様成物一、異國人に
 相尋候所、さんたまりやと申宗門の本尊の由申候、

堅一尺、横八寸五分、但、裏は皆木にて、かねのくわ
 ん打有之、赤きごんすの袋に入右之候、○圖書略
 一からかねにて拵候人形一、異國人に相尋候
 所、人形はるそきりすと申宗門の本尊にて候、并
 袋はれいすさあきりと申物の由申候、人形并二本
 のかねごもにからかねにて拵候、付置候袋は古き
 金入の様成切にて御座候、但袋ごも、○圖書略
 一びいごろにて拵候十文字の物一組、袋ごもに、右
 のひもにかな物一つ付置候、異國人に相尋候處、
 りんきのんくろすと申物のよし、金物もくろすと
 申ものにて、此十文字宗門の上にて大切のもの、
 由申候、此十文字の物、びいごろにて角にいたし
 候、此内に佛の様成形籠置候様に相見え申候、金の
 はりかねにて包角、并くわんに細き紐付、袋は付置
 申候、○圖書略
 一金の鏡の様成物一組、裏銀革袋に入
 一金にて丸く拵、其内に人形彫候物四十二 右
 の袋に入、此品異國人に相尋候所、鏡の様成物
 はれすさあかれと申物、并金に丸く拵候は、めたあ
 りやと申物にて、是又大切の物の由申候、惣て宗門

の道具尊物は、不依何れすさあかれと申候よし、

一しんちうにて拵候かな物の様成物二ツ、異國人に相尋候處、ぐらくすと申もの、よし申候、○圖省略

一守袋の様に拵紐緒留有之物一ツ、但し、中に横文字之書物有之異國人に相尋候所、是もれすさあかれと申物の由、并中に有之候、書物は大切なる物の由申候、上の方に口有之候、廻りははりかねにてかゝり置申候、○圖省略

一銀にて猪口の様に拵、足を附候物一ツ、異國人に相尋候處、是もれすさあかれと申、宗門の器のよし申候、外銀にて拵、内は金を流し候ものと相見え候、○圖省略

右は赤革の袋に入、其内に金のはりかね二抱入置申候、

一苧繩にて拵候、かなものを入置候物一ツ、異國人に相尋候所、てしひりいなと申ものにて候、惡念起り候時分、此繩を以其身を相痛め申もの、よし申候、苧繩にて三尺程に拵、所々に結目有之候、

一横文字の書物、大小、十二冊、但し、草の異國人不斷致所持身申候、内六冊は、

一 同雙紙、大小、五冊、

一 横文の反故二十四枚、但し、ロツマ總司の方より遣候往來切手のよし一枚有之、

一 宗門の繪、大小、二十四枚、

一 黒玉の珠數一連、但し、りなき

一 白布にて拵候宗門の法衣一包、

一 右同斷一袋、

一 袖無羽折の様成異國着物并帶一通、

一 ふらすこに入候油、但、一箱に入小ふらすこ三ツに入置候、此油異國人に相尋候處、宗門の者大切

成時節爲飲申候油のよし申候、

一 挽物の小香箱一ツ、但し、内にばるさもの油にてねり候薬少々有之候、

一 蒔繪の中香箱一ツ、但し、明きもの、

一 同小香物一ツ、但し、明きもの、

一 鉸一挺、

一 錫の紙入一ツ、

一 鼻目鏡一ツ、但、革の袋に入、

花の様に角立候かなものを入置申候、

一 呂宋國にて取替候金一ツ、此通の金硯墨の様に致し候物、尤裏の方は木自も無之、文字の様成程極印二ヶ所有之候へ共、體難見分候、

一同板かねの様成金、大小百八十一、掛目二匁七分餘、同一匁餘、同一匁五分、此金大小合百八十一枚、

掛目惣合三百八十五匁、

一同小丸金百六十粒、

一同日本小粒十八、但、新金粒大小有之、丸藥の様に致し候、金掛目不同有之、二分三分四分程宛御座候、百六十粒、合惣掛目五十一匁、

一 錢一縷、但、寛永日本錢七十六錢、右の四品取集、うちかひ袋に入有之候、

一 鐵の印判一ツ、

一 びいごろにて二寸四方程の丸き薄板、彩色の佛の様成繪書物、九ツ、異國人に相尋候處、ばしよゑそきりすと申物の由、

一 佛の様成繪、赤地金入の守袋に入、一ツ、異國人に相尋候處、さんたまりやろさありと申もの、よし、

一 日本様に拵候刀一腰、但、身二尺四寸七分、種有、反八之、鋼、しんちう、二枚は、き、切及同しく二枚、柄

買餘の打敷、柄系黒きより糸にて巻卷、線柄頭、赤き雲の目貫金、やき附の様成雨龍の様成生物、赤銅三枚合、しんちうのふくもよふ、金にて焼付け、鏝、りん取、機織雲唐草の様なる形、金にて、鞘、びやくたんぬり、鏝口、下緒もめん平緒

の様成もの付置候、目釘焼附の金目釘、

右の品々銘々相改、阿蘭陀人通達いたさせ、異國人相尋候處、右之通に御座候、以上、

子十一月

以別紙申入之候

先達て申入候、按ずるに、この先書、當八月廿九日、松

平薩摩守領分、大隅國屋久島にて、異國人見出候、百

姓藤兵衛、并其節出合候安兵衛、五次右衛門、喜右

衛門、五右衛門、去る十一日薩摩守方家來共より警

固相添送越候付、一人宛召出遂吟味候所、藤兵衛八

月廿九日、湯泊村松下と申所へ、炭焼に參木を伐候

處、不見馴人刀を指、手まねきいたし、何やらん申

候へども、言葉通不申、怪敷體に候ゆゑ、側へ寄見

合候へは、水を望候仕形いたし見せ候ゆゑ、藤兵衛

持合候器に水を入與へ申、後へ退申候へは、又々招候へども、刀を指罷在候ゆゑ、氣遣に存候間寄付不申候處、右の人刀を鞘ともに差出候に付、近寄刀を請取申候、其節外に一人も無御座候ゆゑ、右の刀を脇の木の根に差置、磯邊へ參見廻り候へども人無御座候ゆゑ、村へ參安兵衛と申者を以、怪敷もの見出候間、何も參候様申遣候處、平内村の百姓五次衛門、喜右衛門と申者、折節荷を持使に通候を參掛り候、按ずるに、此中間異國人村の方へ手を指、草臥候體に相見候間、喜右衛門は大袋を持、五次右衛門は刀を持、藤兵衛は異國人へ手をそへ、藤兵衛家まで召連、五次右衛門、喜右衛門は最前の荷物持、先へ使に參候、其節近村の五右衛門と申者、藤兵衛方へ參候、藤兵衛食を異國人拵に給させ可申と、支度いたし、食事も出來給させ申候へは、少給申、其節黄色の四角成金を差出くれ候へども、怪敷様御座候へは、則返し申候、何角と異國人申候へども、一圓言葉通不申候、其内役人番人共大勢參候由、藤兵衛申之事、

一安兵衛召出承候處、右藤兵衛申口の通相違無之

御座候、右近郷へ異國人の儀申參、直にあなたこなた役人ごもへも申廻り、其跡の儀は不存候、方々觸仕舞、扱又藤兵衛方へ參候へは、最早役人番人等大勢參居申候由申候事、

一喜右衛門、五次右衛門一人宛召出承候處、最前藤兵衛申口の通、少も相違無御座候、右兩人ごも荷物もち先へ參候故、跡の儀不存候由申候事、

一五右衛門呼出承候處、是又藤兵衛申口の通相違無御座候、怪敷人見出候よし承候付、藤兵衛方へ參、異國人に食など給させ候、手傳などいたし申候、其内異國人何やらん申候へども、一圓言葉通不申候、何にても貫候儀は曾て無御座よし申候、

一當八月廿八日、大隅國屋久島の内、湯泊村の沖にて異國船見當候節、阿波國の漁人船頭市兵衛、水主實兵衛、喜兵衛、清左衛門、市十郎、休助右六人、薩摩守方家來ごも、警固相添送越候處、去る廿一日一人宛召出承候處、船頭市兵衛と申もの、八月廿八日、漁獵のため湯泊村の沖へ罷出候所、陸より三里程も可有之か、沖の方に唐船の様に、帆數多き船一艘間切居候付、唐船の儀は近寄不申筈に常々御法

度御座候間、村の方へ乘戻し候處、跡より橋船に乗、異國人追かけ申體に相見え候に付、早々乘退候へは、急き漕來り、間十間計も乗かけ、右橋船より聲を立、水を呑度仕形を致、地方の方へゆひさし候に付、水は法度と申手をふり見せ申候て、船を押切栗生村の方へ罷歸申候、右橋船は本船の方へ乘戻し、其以後の儀は、不存候よし申候事、

一右沖にて追かけ候節、異國人何か申かけ物貰候哉と相尋候へは、何やらん聲を立候へども、言葉通不申、其内に間遠く罷成候ゆゑ、何事も不承候、右の首尾に御座候ゆゑ、物くれ候儀も無御座候由、市兵衛申候事、

一其外實兵衛、清左衛門、喜兵衛、休助、市十郎一人宛召出承候處、市兵衛申口の通、少も相違無御座候事、

右之通、異國人に、たつさはり候藤兵衛、安兵衛、五次衛門、喜右衛門、五右衛門、并湯泊村沖にて異國船見當り申候漁人船頭市兵衛、水主實兵衛、清左衛門、市十郎、休助都合十一人の者ごも召出遂吟味候處、異國人申口の通少も相違無御座候、仍之右の者

ごも勝手次第に在所へ差返候様可申付と存候、右の御序の刻御老中へ可被申上候、以上、

十一月廿六日

駒木根肥後守印判
別所播磨守印判

永井謙岐守殿
佐久間安藝守殿華夷變遷、羅漢録

新井筑後守書牘の内

大西洋人罷越候時、長崎よりの注進状ごものひかへ一々有之候き、寶永五年八月に、大隅の内種ヶ島へ來り候事、ごなたには十二月初に注進有之候か、かのもの死し候は、正徳四年十月廿一日の夜に候き、某へ物語の事ごもを以て推し候へは、四十七歳の積り候き、名はヨハンバツタスタシロータイと申候、ヨハンはごなたにての通り名など申すやうの事にて、祖師の號にて申さは、臨濟宗曹洞宗など申候、ヨハンと申も、また壽庵と申候て、吉利支丹やしきにて死し候ものも、皆同し事にて候、それをニョアンと申も、ジュアンと申も、ヨハンと申もあなたの方音にて、轉訛し候と申候、

シロイテイはこなたにての姓氏のごとく、名はバ
ツテスタが本名にて候、惣して西人姓氏はあとに
申つるのよしに候、囑蘭人も其通の由申候、以上、
名山蔵手簡、

通航一覽卷之百九十

南蠻意大里部部三止

○羅媽人渡來并扱方

寶永六己丑年九月廿五日仰によりて、異人を率與に
乗せ、地役人附添、長崎を發し、頓て江戸に下着す、外國
通信
事略によるに、江戸に着せ、宗門奉行横田備中守、柳澤八郎
は十一月朔日なり、右衛門、及び新井勘解由正徳元年十月十一日、叙しはく、
辭して筑後守と稱す、糾問して、勘解由其御裁斷上中下の三策を獻せしか、
其中策によられて、年々金銀を賜はり、故岡本三右衛
門か奴婢をも附られ、永々山屋敷に置賜ふ、其後勘解
由はく、彼に面して、諸蠻の事を尋問ひ、また參府
の阿蘭陀人にも質問して、これを起草し、正徳三癸巳
年にいたりて稿成る、采覽異言是なり、

通航一覽卷之百八十九終

通詞品川兵次郎、加福喜七郎、其外下役共に上下五
十人罷越、但大村通りなり、長崎覺書、

寶永年中、邏馬人薩州屋久島へ參り、其後江戸へ相
送られ候節、右一件長崎にて取扱有之由にて、譯司
共へ承候處、當時紅毛小通詞并今村源右衛門父、今
村源右衛門附添來り候、依てその家へ問し所、當時
の道中日記一冊あり、日并の記にて、不用言事のみ
なれども、見合のため左に抄し置なり、

一寶永六己丑年九月廿五日長崎出立、同年十一月
朔日江戸着、翌七年庚寅十一月九日長崎歸着、

一寶永五年子、永井讚岐守別所播磨守在勤の節、薩
州屋久島へ漂來致候異人、御當地へ被差越、同十一
月八日到着、翌丑九月廿五日、佐久間安藝守駒木根
肥後守在勤の節、右異人江戸へ被爲召候事、

一十一月朔日卯下刻、品川發足にて、申刻江戸着、
直に小日向切支丹山屋敷に異人召連、身の廻り相
改、并邪宗門道具目錄を以引渡申候、

一呂宋へ里數御尋に付、私共仲々間の帳面の内よ
り相調候處、千三百里と有之候段、備中守殿へ申上
候、

一十一月廿二日、山屋敷へ源右衛門兵次郎喜七郎
罷出候處、備中守様八郎右衛門様御出、今日新井勘
解由様夷人に御對談被成、異國筋其外諸事御尋被
成候に付、隨分心及候程、推量の儀迄も委細に申上
候様、尙又異人にも御尋の儀、何事も不隱有體に申
上候様、前以可申付置旨被仰付候に付、其段異人へ
申聞せ候處、程なく勘解由様御出、異人へ御對談、
異國筋并其外の事共尋處、申中刻御仕舞被成候、

一十二月六日、備中守様より源右衛門御呼被成、其
方逗留の儀、異人の相尋置候様にと御書付、一通御
渡被成候、

一備中守様より異人へ相尋可申事御書付の寫、

一南斗は日本を何程はなれ候て見え申候哉、

一北斗は日本を何千里はなれ候て見え申候哉、

一イタリヤ國は、南蠻國の内にて候哉、尤南蠻國の
都より方角はいつれの方に當り候哉、譬は朝鮮國
と申惣名にて、新羅百濟高麗と申様成譯に候哉、

一切支丹宗門不弘以前は、佛道にても儒道にても
有之たる事に候哉、

一人參は南蠻イタリヤ國などにも、朝鮮人參を

用ひ候哉、但ロウマなどにも人參有之哉、常々病氣の時分、南蠻人も人參用ひ候哉、

一伽蠻は南蠻の内より出候所も有之候哉、尤南蠻にても伽羅を用申候哉、

一本唐と天竺と、南蠻より地續にて候哉、

一イタリヤ國より唐迄何萬里有之候哉、

一渡海の内、天竺の地の内を何千里程乗候哉、唐地の内をも、如何様にのり日本へ渡海候哉、定て日本へ參り候時分は、唐と天竺は左りに當り候哉、右の方にも大國有之候哉、何と申國大國にて候哉、南蠻は日本より北西の間に當り候哉、

一イタリヤ國日本への途程の内、何と申所真中に候哉、

一砂糖は國々より出し候哉、油の類にて拵候よし申候、左様にて候哉、勿論其所々に拵候も違可申と存候、

一日本程の島國も多候哉、何とて日本を上國とは申候哉、

一蒼海荒海にて大魚獸、其外異形の物も有之候哉、右之通宗門に不被懸儀に候間、無急度聞合申度候、

以上、

十二月

一十二月七日、八郎右衛門様御逢被成、被仰渡候は、此間異國人詮議の節申上候、日本へ渡り候趣意、又籠屋の夜番人少々被仰付被下候様、異人願申儀など承り候通書付、今晚明朝にかけ差出候様、今日被仰付候、

異國人口書左之通相認差上

一私儀日本へ渡海仕候儀は、ロウマの切支丹の總司ホンテヘキスマキシモスと申者相談の上日本へ渡り、切支丹宗門の法を勸申候様に申付候故、渡海仕候、曾て以國を望、又は見分仕候心底にては無御座候、

一日本にて切支丹宗門御制禁の儀、成程國元にていて存知罷在、渡海仕候上は、如何様の御仕置被仰付候共、又は御歸し被成候共、御下知次第可仕覺悟にて渡海仕候、若又宗門御用ひ御座候得は、本望至極奉存候、

一寒氣の節に御座候得は、夜に入別て寒申候に付、大勢の御番衆御難儀可有御座候間、晝の内は加何

様に御座候共、夜の間は人すくなく、御番御勤被成候様仕度奉存候、若又御氣遣に被思召候は、くさりを以成共、御つなき可被召置候、私事少も不苦御座候、

右之趣御詮議の節、異國人申上候に付、私共承候通書付差上申候、以上、

丑十二月七日

今村源右衛門 印判

加福喜七郎 印判

品川兵次郎 印判

一十二月十日、就御用山屋敷へ源右衛門參上仕候様、備中守様より被仰付、早速參上、此間御渡被置候御書付の次第、一々相尋候間、又備中守様へ爲御届罷出候、

異國人相答候趣

一南斗は日本より、四十度程南に參り候は、見え可申候、

一北斗は日本より、四十度程南へ參り候は、見え申間敷と奉存候、

一イタリヤ國は、南蠻國の内にて御座候、奥南蠻と申候類の内にて御座候由申傳候、南蠻國の都と

はいつれを差可申哉、國々多御座候得は、名差かた

く御座候、尤南蠻と申國々は、阿蘭陀國より南方にあたり申候ゆゑ、南蠻と申傳候哉、但又日本より南に當り候外國の内咬啣吧、又は呂宋をとり、ホルトガル國スパンヤ國のもの多く住居仕候故、日本より指て南蠻人と申候哉、實說難知御座候、且又南蠻國の方角は、日本より西北の方へあたり申候、尤新羅百濟高麗と申様なる譯にも少は似申候、併一國つ、國主御座候て、勿論詞も違ひ申候、

一切支丹不始以前、先佛法の様なる宗旨にて御座候由に候得共、只今の儒道にても佛道にても無御座候、

一人參は、イタリヤ國の方角には曾て無御座候、尤用申儀も無御座候、

一伽羅の事、右同斷に御座候、

一本唐天竺南蠻、其外餘多の地續大國御座候、

一イタリヤ國より唐迄凡_{按ずるに、以下圖文なり、}

一外國より日本へ渡海の内、天竺唐土の内□□□

尤天竺唐は、左に見え候て參申候、右の方へも遠方アフリカと申候、餘多大國御座候、

一日本より南蠻國は、北西の方に當り申候、
一イタリヤ國より日本の地迄の内にて、カアボボ
ネスフランスと申あたり、大躰真中にて御座候、併
少イタリヤの方近御座候、

一砂糖本唐其外方々の外國、又は咬啗吧國などよ
り出申候、油の類にて拵申候由の説御座候得共、虛
説と奉存候、尤拵様同事と奉存候、その故は咬啗吧
國其外何國にても唐人拵申候由、

一日本程の島國多御座候、日本を上國と申候は、暖
國熱國の黑人抔とは違、知恵もあり禮義等正敷、國
の寒暖も、加減能御座候故申候由、

一蒼海荒海にて鯨様成大魚、又は海犬人魚セロへ
など申候て、ヲットセイのやうなる獸の形の物も
御座候、

以上

一十二月廿九日、山屋敷へ備中守様、八郎右衛門様
御出、異人例の場所へ被召出、八郎右衛門様御役人
を以、右の御書付御讀み被成候通、異國人へ申渡候
處、承知仕候由、且又日本へ渡り候儀、切支丹宗門
勤のため計にて候、外の意趣にて曾て無御座候、尤

候、但右宗門無御赦免、命計御助被置候儀は、差て
御禮可申上様も無御座候由申候、
右之趣、異人申上候に付、私共承候通書付差上申候、
以上、
丑十二月廿九日

今村源右衛門 印
加福喜七郎 印
品川兵次郎 印

一正月十三日、御城へ罷出候處、備中守様八郎右衛
門様、播磨守様、外に御兩所様御立合にて、備中守
様被仰渡候は、其方儀今度異國人に附添太儀候、依
之今日暇被下置、銀拜領被爲仰付方旨被仰渡、則付
紙頂戴被仰付、夫より兵次郎喜七郎被召出、右同前
に被仰付、是又御銀拜領被仰付候、
一正月十七日朝、三人共に山屋敷へ参り候處、舊冬
被仰付候以後、常よりはいぢがましく相見候處、色
色申聞候得共、和き申鉢相見え不申候に付、御兩所
へ参り、昨日歸り候より後の様子、并十五日に食事
も致間敷由申候段、承り候通御届申上、右の様子
故、出立も少相待居申候、正月十九日朝五時江戸發
足、二月廿九日巳上刻、長崎歸着、諸家隨筆、
一話一言、

ロウマ宗門の總司より申付候事、僞無御座候、疑敷
被思召候は、日本人の内歴々の御方御兩人、ロウ
マへか又は唐迄なりとも、被遣御聞可被成候、又は
唐へ書簡被遣候てなりとも御尋可被成候、右の通
御座候上は、如何様の御仕置被仰付候とも、少も
違背仕間敷候、且又日本の像にて渡海仕候儀は、そ
の國の御法度の事に御座候處、日本人の像にまな
ひ申候其故は、唐へは唐人の像、東京へは東京人の
像にて参申候、右少も僞り不申上候、然上は右宗旨
の上にて、如何様とも御仕置に被仰付候は、悦ひ
申候、若又少計構候様被仰付、宗門教候儀、御赦免
被成候は、本望至極可奉存候由、異國人申上候、
ホルトガルフランスなどより参候か、又は日本の
故と被思召上候は、別て難議至極奉存候由申候、
夫より異人は牢屋へ被遣、異人申上候通書付差上
候様被仰付候、則御扣共三通相認差上申候、
異國人申候之覺

一今日被仰付候御書付の趣、委細奉承知候、只今迄
御いたわりの段難有奉存候、併切支丹宗門の法を
教爲申、命御助被差置候は、幾重にも難有奉存

新井勘解由建言

謹而言上

一異人之儀、萬里の外國の人にて、殊に此者と同時
に、本唐へ参候ものも有之由に候得は、本唐の裁斷
も可有之候、旁以此御裁斷は、大切の御事と奉存候
付、愚意の旨不願憚言上、如左、

右異人御裁斷の事に、上中下の三策御座候か、第一
に、かれを本國へ返さる、事は上策也、此事難きに似
て易き
第二に、かれを囚となして、たすけ置る、事は中策
也、此事易きに似
て尤難し
第三、かれを誅せらる、事は下策也、此易くして易
かるべし

謹按、むかし神祖の御時、慶長十九年より彼宗門を
制せらる、といへとも、法禁なほゆるやかなり、そ
の後彼國人來りて、その法をひろむる事は、我國を
奪ふ謀なりと聞えて、其法も正しからずといへとも、我國
申ひらく事難かるべし、其法も正しからずといへとも、我國
申ひらく事難かるべし、猷廟の御時、其禁もつとも嚴
なりて、我國の人其法を轉ふものは、たすけを
かれ、轉はさるものを誅せらる、彼國より來れ
る師といへとも、轉ひしをはたすけをかれ、轉はさ
るものを、凡百餘人まで誅せられたり、彼國の師た
すけをかれ

しもの、某が問及びし、しかれども彼國の人來る事猶や
 所、わつかに五人が、しかれども猶やまされば、猷
 ます、我國人彼法をうくるもの猶やまされば、猷
 廟御末年に及びて、かれらには杖をつかせよと仰
 られたり、杖をつかせよとは、ころふに及、其輩か轉ふ事をゆ
 るさす、皆ことごとくに誅せらる、前後凡二三しかれ
 は、今猷廟の御末年の例によらは、此度の異人をは
 其罪のあるやなしやを問はずして誅すへし、これ
 を御裁斷あらむ事、易くして易しといへども、か
 れ蕃夷の俗に生れそたつ、其習ひその性となり、そ
 の法の邪なるをしらすして、其國の主と其法の師
 どの命をうけて、身をすていのちを顧りみず、六十
 餘歳の老母、并年老たるあねと兄とに、いきなから
 わかれて、萬里の外に使として、六年かうち險阻艱
 難をへて、こゝに來れる事、其志の如きは、尤あは
 れむへし、君のため師のため、一旦に命をすつる事はあるへ
 似、また仰を蒙り、かれと靚面する事已に二度、その
 人蕃夷にして、□□□その蕃夷なれば、道徳のこと
 きは論するに及はず、されど其志の堅きありさま
 をみるに、かれかために心を動かさざる事あたは
 ず、しかるを我國法を守りて、これを誅せられむ事

は、その罪にあらざるに似て、古先聖王の道に遠
 かるへし、此故に臣ひそかにおもふ所は、これを誅
 せむ事、易くして易けれども下策に出つ、又かれを
 たすけて、囚おかれむ事、猷廟初の御法によるに、
 その法は轉ひし上にたすけおかるへし、臣かれか
 志の堅きをみるに、すみやかに首を刎らるゝとも、
 其志を變すへきものとも見えす、なまじむにかれ
 を轉はせむとして、轉はざるをたすけおかれむは、
 我國の祖法をみつから弄はせ給ふに似たり、又轉
 ふと轉はざるを問すして、たすけおかれむは、我
 國の祖法を、みつから守らせ給はざるに似たり、た
 とへ當代仁厚の大徳を以て、一時の權宜をはかり
 給ひて、かれをたすけてとらへおかせ給らむとも、
 かれか命のあらむかきり、獄舎の中に痛み苦まむ
 事もまたあはれむへし、是一つ、猷廟の御末年、杖
 つかせよと仰ありしより此方、彼國の人の來れる
 もの、命たすけられし事一人もなし、しかれども今
 又彼を我國につかはしたり、ましてや此度の使命
 たすけられて、世にあると聞えなは、我國の法すこ
 しくゆるみぬとおもひて、彼國より來らむもの必

らす踵を繼へし、これ又その來る路を開かせ給ふ
 に似たり、是二ツ、譬へかれか事彼國に聞ゆる事
 なからむにも、かれ來りてのちその事なるやな
 らすやを聞く事なからむには、一二年を出すして
 かならず又使をつかはすへし、今もある事なり、はしめ
 もごなくて、かされて又使をつかはすの使の返事なれば、心
 事、これまた人情のつれなりもししからはこれも又
 その來る路を開くなり、是三ツ、かれを獄中に囚む
 には、與力同心を始て、もしかれか、にけうせむ
 事あらは、罪蒙らむ事をおそれて、日夜にこれを守
 るに心をくるしむるものすくなからし、是四ツ、
 此故に臣ひそかにおもふ所、かれをたすけて、囚お
 かれむ事、易きに似て尤難し、これを以て中策と
 す、かれをして我祖宗代々の法をきかじめ、我國は
 しめより此かた、聖子神孫よく祖宗の位をつき、よ
 く祖宗の天下をたもち給ふ事、これたよく祖宗
 の法を遵ひ守り給ふによれり、たとへ汝か訴ふる
 所の事その謂あり、汝か法とする所の理ありと
 も、今はた我祖宗の法をやふり、汝蕃夷の法を行ふ
 事をゆるすへからず、謹て祖宗の法を按するに、汝
 かことくの輩轉ふ時はたすけ、轉はざる時は誅す、

當代仁恩廣大、汝か其主の命をうけて、身をかへり
 みず、萬里に使し來れる事をあはれみ給ふかゆる
 に、その命をたすけて、本國へ歸し給ふ所なり、す
 みやかに汝か國に歸り、その主に申すへし、此の
 ち又汝かことく我國に來らむものを、海邊の國
 主に仰せて、まつ誅してのちに、申さしむへし、か
 ならず汝の國人をして、我誅を試み陥らしむる事
 なるへしと、或は文にしるし、或はことはにのへ
 て、長崎に來る廣東の船、分は琉球より唐へゆく船
 にのせて、呂宋へ歸さるへし、もししからは彼國を
 して我祖宗の法は天地と改るへからずして、當代
 仁恩の廣く、聖度の大なる事をしらしむへし、長崎
 來る時、乗物の外をばみる事、かなはざるやうにせしな
 り、かれ國に歸るとも、我國の風俗をたたるへき様もなし、これ
 その事難きに似たりといへども易くして、殊に古
 先聖王仁厚寛裕の事なれば、こゝを以てこれを上
 策とす、これらの中を以て、よろしくゑらみ給ふ事
 あらむには、臣か愚忠むなしかるへからず、
 此上書すこし、はや過たれども、もし臣かいはゆ
 る上策を取られて、かれを歸されむには、すみや
 かなるにしくへからず、しからは此たひ、付來れ

る與力同心并通詞等に守らせ歸して、來春夏の間、長崎に來る廣東の船にもせ返さるへきかと、まづ言上如右、

此度渡り來候ロウマン人、并御役所書物等の説にて承知候、大略條々、

一彼法にてたつとみつかへ候天主と申候は、天地萬物を造り出し候神靈にて、人間の善惡をかんかみ、善なるものを天堂にのほせ、惡なるものを地獄に墮し候事をつかさどるの主と相聞え候、其法を修し候ものは、十戒を持ち諸惡を斷し、天堂に生をうけて、地獄の苦しみをまぬかれ候事を求め候事と相聞え候、その天主と申すものは、道家に上帝と申すものに似候て、其修行の法ことごとく佛家の法に同じく相見え候事、

堯舜周孔の書に、上帝と申す事有之候は、天地造物の主宰の理をさし候へは、彼法并道家の説のことく、その神人天上に有之候て、時々人間に降り、福を降し禍を降し、種々の奇異有之事のことくには無之候、これにつき此等の法にては、聖人の法をいみきらひ候事に御座候歟、

一彼法を始めて説き出し候人の名を、ゼイズと申候、漢土の字にて耶蘇と云事候はこれにて候、彼徒にてこれを教主とたつとみ候事、たごへは佛家にて釋迦につかへ候事のことく相聞え候事、

彼法に、天堂地獄の説をたて、その教主の像につかへ、灌頂戒律符咒念珠等の事共有之候次第、一佛家と相同しく候、又其像は磔の形にて候、これは、諸惡を斷絶仕らせ候ため、第一入門の所と相みへ候由、其故は人の惡は皆々欲心より出候、凡人の慾さま／＼に候へとも、至りて切なるものは身命に過るもの無之候、その身命をたにす候上は、その外の慾は、かそふるにたらず候歟、こゝを以て、まづ此所より始めて道に入る事と相見え候、是又佛家生死をかるむするの説と相同しく候歟、佛國と彼國とは地つゞき程遠からず候へは、佛氏の説彼國に流れ入り、一變仕りたる法と存せられ候、

一ロウマンと申す所は、彼教主の本地にて候、たごへは我國にて天台の比叡山、眞言の高野山のことくなる地に候て、いにしへ其國王より、其地をあた

へられ、其法の本地となり、其法の師弟子皆々その所にて法を修行候故、奥南蠻の國々、其法をうけ候貴賤ともに、寄進の地多く、布施の物も多く、事の外に繁昌の道場と相聞え候事、

一奥南蠻の國々大半は、彼法をうけ候かと相見え候へとも、又その法をうけ申さぬ國々も有之候、阿蘭陀等も中頃より、彼法をは用ひ申さぬ由、相聞え候事、

阿蘭陀等信向の法は、彼法より出候て、別に法をたてたるものにて候、佛家に禪宗の有之候ことくなるゆきかたと相聞え候、しかれば天主をはたつとみ候へとも、耶蘇をは用ひ申さず候、我國の諸宗、皆々釋迦の説より出候へとも、祖といはし候所はをの／＼同しからず、その法もまたをの／＼かはり候ことくに相聞え候、

一彼法の師諸國に渡り候て、其法をひろめ候事、これ耶蘇の教と相聞え候、其故は天主は天地萬物の父母にて、一世界の人皆これ兄弟にて候、父母の子を見候事は、男女少長をあらはす、皆々同じ心にて、父母の心を以て其子の心とする時は、兄弟の間

は相したしみ、相愛すへき事にて候、又子をやしなひ子を教ゆるは、父母の心にて候、其父母の心をその子の心とする時は、兄弟の間は相やしない、相をしゆへき事、すなはち天主の心、天主の法にて候この儀と相聞え候、これ又佛氏の、摩騰迦竺法蘭等をはしめて、代々の三藏漢土に來り佛敎ひろめ、達磨南海を渡りて梁魏の間に禪法を、ひろめ候心と同じく、皆々蕃夷の風俗と相見え候事、

一彼國の人我國に來り、法ひろめ候事は、我國をうばひごり候謀の由相聞え候事は、阿蘭陀人并彼國の人フランシスジュリアン、并に又我國より彼國へ渡り、法を傳候コンバンヤドウと申すもの申出したる事に御座候歟、その教の本意、并其地勢等をかんかへ候に、謀略の事はゆめ／＼あるまじき事と存せられ候事、

大猷院様御代渡り候、コンバンヤ、シヨセイと申すもの、後には岡本三右衛門と申す名を被下、御扶持方并妻女、從者等被下さしをかれ候もの、三卷の書を作り置候事、叛逆の謀にて無之趣を、一々辨しをき候を、此度見候處に、いかにも／＼其

道理分明に相見候歟、

一彼國の人、其法を諸國にひろめ候事、國をうはひ候謀略にては無之、段々分明に候といへども、其法盛になり候へば、をのつから其國に叛逆の臣子出來候事は、また必然の理勢にて候歟、ちかくは大明三百餘年の、天下ほろひ候事の端は、三ヶ條有之候うち、その一條は此法の行れ候故の由、たしかに其時の書に相見え候、大明ほろひ候事は、大猷院様御他界の比の事に候、大明にては此事の覺悟無之候と相見え候處に、我國にてはさきたち候て、彼法をきひしく御制禁被遊、於今此害一かた斷絶仕候事、御名譽の御事と乍恐奉存候事、白石遺稿、

南蠻イタリヤ之内ロウマ之者

伴天連 ヨアンバツテイスダシロウテ

寶永六年十一月朔日、長崎奉行佐久間安藝守、駒木根肥後守より召捕、宗門奉行横田備中守、柳澤備後守勤役の節、山屋敷へ入牢被仰付、毎年金二十五兩三分銀三匁充被下置候、外國通信事略、
寶永六年九月廿五日、御下知に依て、彼異人牢輿にて、檢使兩人下役四人、通詞今村源右衛門に外に二

人町使六人都合二十六人相添、江府へ差遣さる、於江府小日向に、前々より有之切支丹屋敷に差置る、彼異人、毎日二汁五菜の御料理被仰付、金二十兩五人扶持被下置、按ずるに、外國通信事略に、月俸の事九載せし、扱ふは新井君美の著書なれば、其實を得し事論、扱又附添の人数は、其翌寅三月長崎に歸省す、長崎實錄大成、

ヨアンバツテイスダシロウテは南蠻イタリヤの内羅媽國の人にて、伴天連なり、寶永五年戊子八月廿九日舶來せり、同六年己丑十一月朔日、長崎奉行佐久間安藝守、駒木根肥後守より、かれをこらく送りて、山屋敷へ禁錮す、時に宗門奉行横田備中守柳澤備後守かれか爲に言上して、年々金子二十五兩三分と銀三匁つゝを賜はり、長助はるをも御附なさる、小日向志、

昔天教之來、起自蕃舶通利矣、法本出于大西羅馬、西南諸國鮮有不奉其教者、蓋教之之術、所以感世滯民、其甚如此、我自國初、乃設其禁、而舊染汚俗、弊亦滋甚、及寬永間、嚴申戒、令諸蕃互市一切沮之、嗣後蕃人來獻、以求關市、明正典刑、驅之出境、其費少弭矣、寶永戊子秋、薩州管内多瀾海上忽有大舶一

隻、隱見出沒、已經數日、意指西去、是日島中、見一人被服如我俗而語不可曉者、州即報長崎、尋送到官、有司歷問海商、皆莫能曉其辭、獨和蘭以謂蓋係羅馬人也、及文廟嗣位、初降旨長崎、起送其人于都下、和蘭通事從之、是歲己丑冬十一月、特命臣美按驗事由、初長崎報至時、上居儲副、顧問及此事、臣美不敢對、上復人耳、苟有其言、豈能鳥語牛鳴之比哉、至是上乃謂、且彼亦臣曰、彼人將至、以美前日之言故耳、爾其問焉、先試自傳譯、咨諏方俗、其言侏離、似不可辨、徐而諦之、西人用東語、唯其聲音隨方而轉耳、於是美就而問焉、彼於我言有所不解、輒出懷中小冊、檢閱以答、其書則大西所刻、此方寄語也、他日乃示之以官庫所藏和蘭鑲版萬國輿地全圖、而其中有未盡釋者、使通事翻之以和蘭語、其說靡々可聽也、居未幾、彼稍熟我語、略無滯疑、神領意得、如響應而鏡照、坐使絕域萬里、超然遠覽、歷歷在肩睫間、第如其人、實係羅馬教主使者、不惟陳訴彼冤、求開我禁、蓋亦欲爲諸蕃遊說、以求貢求市也、明年庚寅春、和蘭入貢、美復奉明旨、私其使者、質以舊聞、旁及時事、繇是每貢爲例、續以後

語、筆之於書、ヨアンバツテイスダシロウテ羅馬人也、凡教門ヲ即是其名、懷中二冊子、其一曰ヒイダサトルム、日本紀事也、其一曰テキヨシナアヨム、日本寄語也、コルネンララルテン、キヨテ

ヨムホタン、ウイロシワアガマンス皆和蘭人姓名、ラトルテン頗通天文地理、兼善蕃書、ホタン寓住印度凡六年、習其方俗、二人皆其綱首也、ワアガマンス老子醫者、自少遊學西南諸州、多識草木獸之名、是皆美所遇之人也、西國和蘭、アムステルダム所刻、ヨアンフアラア、即其國都名、若夫職方之氏猶軒之使、辨其邦國、采覽異言、如我鉛槧之餘、亦何足錄焉、正德癸巳春三月、筑後守從五位下源君美叙、采覽異言叙、

正德四甲午年三月朔日、小日向山屋敷に罷在候異人ヨワンへ、按ずるに、長崎實錄大成、外國通信事略に、可申渡旨にて、大目付横田備中守へ、左の書付秋元但馬守相渡之、

ヨワンへ申渡之趣
其方事七年以前、此國へ渡り來る時、すみやかに御國法に行はるへき事に候へども、本國の師より申付候旨を承り候て、渡り來る由を申候に付て、格別の御恩を以て、其ま、被差置候、其節其方申候趣は、本國の師申付候は、いかやうに被仰付候共、御所様の仰に任すべく候由にて候、吉利支丹の教の

事は、まつたく不忠不義をすゝめ候て上にそむき候法にては無之候、何ぞ此旨を申ひらき、御ゆるしを蒙り候て、その法をひろめ申度存候ゆゑにて、最初より江戸へ罷越度よしを望候、然るに願の通に當地へ罷越、食物衣類等迄御大恩を蒙り候事、難有存候由、返々申述候處に、此度ひそかに望み申人有之に付て、クルス等を按ずるに、これ宗さつけ候事は、御國法をそむき候儀は不及申、本國の師いかやうにも仰にそむくまじき由申付候旨とも違ひ、御國恩をも顧みず候段、不忠不義の至、其罪重疊に候、只今迄は本國の師の申付候旨をうけ候由に候へども、自今以後は、其方心よりして重罪を犯し候上は、其科のかゝるへからず候、是によりてまつ此國に於て、大罪のものを沙汰し候にまかせて、急度禁獄せしむるもの也、

午三月御日記、

正徳四年三月、右の異人御答の事有て、詰牢に移さる、その趣前年半番の者兩人に、切支丹宗門を勤め入たるよし御聞に達し、宗門御改、横田備中守警固者數十人引連れられ、通詞名村八左衛門通辯にて、御

書付を以て、只今迄馳走を加へ差置る處、御制禁の邪宗門を授けたる段、不届至極なりとて、此度半詰に移さる、彼異人其年の冬月極寒の砌、凍死せしとなり、長崎實録大成、

正徳四年二月、按ずるに、二月とあるは、宗門を勤めたる時なり、或は三月の誤寫なるも知るべからず、長助はるへ宗門相勤候に付、禁獄被仰付、同年十月廿一日病死、四十七歳の由、山屋敷裏門脇へ埋申候、外國通信事略、

正徳四年二月、長助はるへ宗門を勤めけるによりて禁獄せられけるか、同十月廿一日、四十七歳にして歿せり、紫芝園漫稿に、かれ志を得ざる事を憤り、食を絶て死せりといふ、山屋敷裏門の側へ葬れり、小日向志、

通航一覽卷之百九十終

通航一覽卷之百九十一

南蠻總括部一

按ずるに、采覽異言に、西蕃の來る波爾杜瓦爾より始り、我俗此國を呼て南蠻といへるは、其來路多くは南洋の呂宋島によれるかゆるなりと見え、外國通信事略にも、波爾杜瓦爾より官人を臥亞に置、臥亞阿媽港を兼帯して治む、則ち我邦にて南蠻人といひ、其船を黒船ともいふは是なりとあり、また外蕃通書に、我大永五年、波爾杜瓦爾人始て、阿媽港に舶來寄寓してより以來、海外諸國と貿易互市す、故に我邦に來舶するもの、多くは其本國、波爾杜瓦爾より臥亞に出張り、臥亞よりして、阿媽港を兼治るものにして、則ち我邦にて古來南蠻人といひ、其船を黒船といへるは是なり、但し、南蠻船の大隅種子島に來りしは、天文十二年八月に始り、その後弘治永祿年間、薩摩、肥前、肥後、諸所に來舶し、元龜二年、遂に長崎に商館を構ふ、當時唯南蠻のみ呼傲ひて、未だ阿媽港、臥亞等の名を聞さるなり、

是みな波爾杜瓦爾本國より、仕出しの船なるへしといへり、これらによるときは、其南蠻と稱せしものは、即ち波爾杜瓦爾及ひその屬國臥亞、阿媽港をさせしことくなれども、左にあらす、其故は異國日記に、伊須波二屋を南蠻帝王居住の國といひ、嘆咏餘話に、伊斯把備亞實は南蠻なれども、日本よりは南にあたる、近島の呂宋より船も人も來りしゆゑ、其信徒を南蠻人、また其地を南蠻國と泛稱せしといふ、また元和二年、伊達少將政宗其家人を、向井將監か家人とともに新伊斯把備亞に渡せしを、貞享松平陸奥守書上には、南蠻國とのみ記し、寛永二十年、大隅國屋久島に渡來せし意大里亞人を、長崎拾芥集等にはた、南蠻人と記せり、殊に寛永十六年、カレウタ船渡來停止の事を、阿媽港人に達せられし時、意大里亞、伊斯把備亞等の西洋船は、概して渡來禁制となりしなり、さては我邦にて、南蠻國といへるものは、波爾杜瓦爾、臥亞、阿媽港をはじめ、意大里亞、伊斯把備亞、新伊斯把備亞、呂宋等數國の總稱なるへし、これによりて今た、南蠻船或は南蠻國、南蠻人などありて、いづれの國に

も分附しかたきものは、總括してこゝに收め、其國名の著明なるは、南蠻何國之部と題して、其種類たる事を明す、然れども翻譯の、西書數部をもて考ふるに、西洋の亞細亞諸洲に歷布せしは、波爾杜瓦爾より始り、伊斯波爾亞の諸國は、其跡を躡て來しなれば、天文十二年、大隅國種子島に來りしよりこのかた、永祿の頃にいたり渡來せしものは、采覽異言にいへるかごとく、波爾杜瓦爾なるへけれども、文祿慶長の頃に及びては、其國のみにあらざる事必せり、また此諸國の船を黒船と稱せるは、番瀝青をもて塗りたるかゆなるり、カレウタといへるは蠻呼にして、其商船の事なるよし、猶切支丹宗門の事は次卷に辨し、風俗及び渡來の來歴等は、各國之部に記せるをもて、併せ考ふへし、

○入津通商并扱方

慶長八癸卯年、南蠻船肥前國長崎に入津し、白糸多く持渡る、されども買ふへき商人なかりしにより、奉行小笠原一庵にこれを訴ふ、一庵諸商に令し、各其分限に隨て買とらしむ、明年また白糸數多持渡りしかは、これより糸割賦といふ事始めり、割賦の事は、長崎港異國通商總括之部

商法糸割符の同十乙巳年また入津し、入津の地詳はしめ條に詳なり、同十乙巳年また入津し、ならす、同十四己酉年五月、これを禁せらる、同年七月十四日、同十七壬子令あり、元和元乙卯年五月廿八日、同二丙辰年十月三日、また其禁令を出さる、後いつとなく其禁弛みたり、其品の渡りし年代諸記異國あれども、如官日簿抄、柳營年表秘錄、及び和事始、茅窓漫錄慶長十年とせしもの、官本當代記十三年の條に、此二三ヶ年以前よりあるに符合せるにより、姑くこれに従ふ、

慶長八癸卯年、南蠻船に多くの荷物積渡り、殊に白糸甚た多し、其頃迄は世上質朴にして、糸類買調ふ商人無之に付、右黒船滞留仕事二年、依之蠻人共奉行小笠原一庵方へ訴ふ處に、御意として被仰付候は、異國人積渡る所之白糸商賣不仕、其儘積返し候は、以來定て持渡る間敷候間、諸國之商人共夫々分限に應し、可買取由被仰出、依之京堺又は近國之商人、長崎に居合せ候ものども、分限に應し割符被爲買取、右黒船歸帆せしむ、翌年又白糸大分持渡る、是年より仲間を立、買取割符不仕由、奉行より被仰付候、晴陽記錄、

タバコノ事、世事談及び翁草等に有、慶長十年始て南蠻國より種を傳へ、長崎櫻の馬場に植る、其後山

州花山に作り、花山多葉粉といふ、其より和州吉野に作り、相續て丹波に栽へ、次第に諸國へ廣かりしとなむ、奥州四家合考には、頃年夷狄の傳來とて、煙草といふもの、諸人好むて是を吸、ついに此年奥州の地に流布すといへり、

漢鹽燒海人ならねども煙くさ

なみよる人のしほどこそなれ

又本朝食鑑に云、烟草素自南蠻國來、移種于本邦、不過六七十年、中略、初番舶商夫卷葉作筩、如筆葉狀吹火、夾廣處吸狹處、則烟滿口、欲吞其烟、暫住喉中、而吹出口分鼻孔、合胸膈以通利、合氣以舒暢、而得一時之快、故長崎商客爭者效如流、人人吸之、不經年月、而九州同翫之、後蠻國傳吸管、此號幾世流、茅窓漫錄

慶長十三戊申年十月、此二三ヶ年以前より、タバコといふ物、南蠻船に來朝して、日本の上下專翫之、諸病爲此平愈と云々、然處此頃吸之者、悶絶して頓死多し、又自南蠻醫師來朝して曰く、このタバコ吸もの雖有發病、藥を與ふ事如何と云々、タバコの

事、醫書に依無之如此云ふ、我朝醫師も同し、官本當慶長見聞書漏分、

たばこといふ物、關ヶ原陣の頃より渡り申候よし、某七八歳の頃には、多葉粉一枚か銀三匁程充仕候、長澤開書たばこたねは、大坂陣の頃渡り申候由、長澤開書たばこたねは、大坂に籠城せし長崎九郎兵衛といふもの、彼陣中の事及び世間の取沙汰等、自記せしものなり、文中某とあるは即ち九郎兵衛みふなり、

たばこは、台徳院様の御時節、渡りたるを申せども左にあらす、太閤の時の落書に、「きかぬものたばこ法度に錢法度玉のみこゑにげんたくのいしや」是は正徳四年、八十二歳鎮目正順といふ人の物語なり、又同人の云、丹波の國にて始て植たれば、丹波粉と申傳ふと云々、此説は誤りなり、淡婆姑津州府志にあり、たばこ慶長年中、始て南蠻より種を傳へて、長崎櫻の馬場に植る、其後山城花山に割賣、是を花山たばこといふ、又吉野丹波へ植て、諸國にはびこるといふ、安齋隨筆

天正年中、切支丹宗門と申事の、世上廣かり候時節より、タバコと申もの初り候となり、然らば元來は南蠻の土産の類などにも有之候哉、以前之儀は、

きせるなど張者もまれに候故、直段等も六ヶ敷、末の者は、求め申儀も成兼候付、竹の筒の跡先に節をこめ、夫に穴を明け、先の方を火皿に用ひて、多葉粉をつぎ、吸申如く有之候となり、其本は西國筋よりはやり、中國五畿内にも、我人もてはやし候へども、關東筋に在いてタバコを給候儀は、誰も不存如く有之候處に、いつの程にか、段々とはやり出、させるを作る細工人なども多く來候を以て、竹の筒させるなごすたり候よし、老人物語り仕たる事に候、然れば多葉古のはやり初めと申は、さのみ久しき事のやうには、不被存候なり、タバコ御制禁の儀は、台徳院様御代の儀に有之候よし、多葉古を作り申問敷旨、諸國へ被仰出候を以て、向後御城内においては、諸人タバコを給候儀、堅く御法度と被仰出候よし、其砌の儀に候哉、御城にて御番衆の湯香所へ各被寄集、たばこを吞被居候處へ、土井大炊頭殿老中の節、風と御越候儀有之、何れも仰天いたされ、てんぐにたばこ道具を取隠され候を、大炊頭見給ふに付、御番衆に其御襖を立被申候やうにと御申、若座あり、唯今いつれも御吞候物を、我等

へも御振廻候やうにと、被申候へは、いつれも迷惑いたされ、兎角の挨拶もなく、赤面の體にて居候處に、再三御所望に付、是非なく袖の内懐のうちより、たばこ入、させるなご取出し被差出候を、大炊殿御取候て、二三ふく御吸候て、不存寄珍敷物を給候とて座を御立候か、又立戻り、今日の儀は手前も各同前の事にて候、重てよりはかならず御無用にて候、御上において殊の外御嫌ひ被遊候事に候と、御申あられ候付、其段内々の申送り罷成、其以後湯香所にて、多葉粉はひしと相止め申候となり、江都慶長十四己酉年五月、於京都荆組皮袴組といふ徒者七十餘人擲取、組頭分之徒者四五人御成敗、殘者共は御赦免、因茲烟草御法度被仰付、是は右之徒者共大烟管腰にさし、或は下人に爲持、是を飯ひしよし、組に來るに依てなり、同年七月十四日、烟草彌堅可被禁旨なり、慶長年誌、慶長小説慶長十四年七月、烟草之事彌禁制被觸、先年南蠻人たばこを持來る、其筒をさせるといふ、諸國に時、花くさせるを懐中し、競て烟を吹けるか、無益の物なれば禁制し給ひけれとも不止故、又禁制被仰出し、

駿河巡行記、大三川志、慶長十七壬子年八月六日

條々

一たばこ吸事被禁斷畢、然上は賣買者迄も見付る輩は、雙方家財を可被下也、若又於路次見付に付ては、たばこ并賣主を所に押置可言上、則付たる馬荷物以下見出すものに可被下事、

但、何地にもたばこ作るへからず、

右之趣、御領内へ急度可被相觸、此旨被仰出候者也、仍而執達如件、

慶長十七年八月六日安齋隨筆、

元和元乙卯年五月按するに、温故要略には、六月とあり廿八日、多葉粉禁制被仰出、温故要略、温故要略

同二丙辰年十月三日、被仰出趣、

條々

一たばこ作るもの、町人は五十日、百姓は三十日、自分之兵糧にて籠舎すへき事、

一同賣候もの同前之事、

一同作り候在所は、爲過料百姓一人に付て鳥目百文充可出事、

一作り候所之代官、爲過錢五貫文出すへき事、右之條々堅所被仰出也、仍下知如件、

元和二年辰十月三日

安藤對馬守

土井大炊頭 酒井備後守

本多上野介

板倉伊賀守 東武實錄

烟草の事、あまりに諸人の好むにより、元和三年六月廿八日、天下一統に制禁あり、自注、既に、元和二年作るもの、温故として牢舎たるへし、其所の代官過料五貫文、村中總百姓一人にて、過料錢百文充出すへしとあれば、これより以前にも制禁なり、されども竊に嗜むものあり、罪人多きこと無程宥免あり、最初はさせること、小き竹の節を留め、火皿の大きに作り、筆の軸に似たるものを横に付て、其煙を吸ひしなり、又紙に巻て吞たる事、羅山文集に見えたり、漸々黃銅のさせる出來たる時も、今の如く自身には持す、家々に拵へ置、人の來る時取出し、請取渡しの禮あり、今はその法の廢するのみか、勿體なき金銀銅銀を飾りとし、錦繡綾羅羽毛皮革の類を截して、煙草の具となせり、茅慈漫錄○按するに、タバコの出所諸説異同あり、實に似たれども、姑く左に列載す。タバコは其本は、アロワカスといふ國のうちセントヘンセンといふ島より出たり、采覽異言曰、南亞

墨利加アロワカス地、在伯西兒、西北渴里伯那之西、大水自南流入北海、即亞勒刺西那河是なり、海上の諸島自注、島凡十八、總て名マリカラダ、其中の一島始出煙草之所也、始出煙草島之名は、セントヘンセント、安齋、無願隨筆、

獨眠梧古名ハイチ、中世小伊斯把泥亞といふ、北墨亞利加洲の内に入り、今を距る事、三百五十二年前、按するに、これ弘化元年より、算へしなり、伊斯把泥亞人閣龍氏始て此地の一部に航せしより、其固有の國名を改て、遂に小伊斯把泥亞とし、又其地に新に都城を築き、これを聖獨眠梧府と名づく、佛蘭西の爲に、大に其地を侵蝕せらる、我文化元年、土豪テヌサイネス、キリストホ嘆、人と約して長く不羈の王國となり、其國名を奮に復してハイチといふ、此大島の一部を、タバコといふ、今を距る事三百五十年前、伊斯把泥亞人ロマンバネといふもの、此地にをいて始て、異草を得たり、因てこれをタバコと名づく、本邦の煙草則ち是なり、近代翻譯西書、淡把姑洲は、亞細亞洲の内大宛の東南にある小洲なり、煙草はしめ此州に産す、今萬方に廣まり用ひ

さる所なし、一説に煙草は、南亞墨利加の東北の一島より出つと、恐らくは非ならむ、鳴蘭新譯地球圖説、煙草の事、伊藤長胤が乗燭譚云、タバコは南蠻の産なり、百年前に日本に來る、そのかみは本草の蕘若なりといへり、此は誤りなり、其後沈穆が本草洞詮といふもの新に渡り、その九卷目に煙草を出す、曰煙草一名想思草、言人食之、則時々思想不能離也と、その説甚詳なり、これより世間の人、タバコ煙草たる事を知る、四五十年前先に、朝鮮人之撰する芝峯類説と云ものあり、その十九卷目に曰、淡婆姑草名亦南靈草、近歲始出倭國云云、或傳南蠻國有女人淡婆姑者、患痰疾、積年服此草得瘳故名と、この書は朝鮮にて何人の撰といふ事をしらす、相國寺の白長老の從子松村昌庵といふ老人あり、先子の舊き門人なり、タバコの一段を寫して傳ふ、全部は何程ある事をしらす、對州より携へ來るなるへし、予弱年の時に寫しおけり、これより淡婆姑の名、世に弘り、頃日市唐をみれば、招牌に此字を書置り、近年清人陳漢子か花鏡一套東來す、金絲煙擔不歸等の名、さまざま載せおけり、擔不歸もタバコの唐

音とみえたり、又行厨集をみれば、蕘の字を書けり、是も日本にてマキの木を槓と書、ムロの木を槓と書と書き事にて、煙の音を假りて草冠に從ひ、蕘の字用たると見えたり、此外近年の本草には、種々詳に載置り、又嘗て記す唐詩記の内、李白か詩に、想思如煙草、歷亂無冬冬といへり、想思草と名くるは、これより出るにや、偶然に符合せるにや、李白か詩は本より煙と草とのことなり、無願隨筆、慶長十一丙午年六月、肥前國長崎及び薩摩、紀伊兩國相摸三浦等にも南蠻船着岸す、同十二丁未年は、商賣に不滿の事ありて渡來遅延せり、同十四己酉年六月朔日、長崎に着津せしか、また商賣に掛念する事多くして、此冬糸端物の價貴し、は去歲、有馬修理大夫晴信か、占城に渡せし商船を、蠻人等阿媽港にて燒滅せしにより、其罪を恐れ、また、こし十二月十二日、阿媽港船を燒沈せられしより、ますく掛念せしなるへし、同十六辛亥六月、入津の船多きにより、都鄙糸類乏しからず、同十九甲寅年六月五日、肥前國平戸に入津し、其頃長崎にも着岸す、元和元乙卯年閏六月、また長崎に着津す、慶安二己丑年八月三日、商船三十餘艘同所に着津し、糸藥種類數多積來るよし注進あり、

寛永十六年既に渡來を禁せらる、されは今年の入津不審なり、いかか處置せられしや詳ならず、また引用書に、た、黒船とのみあるも、姑く概してこゝに擧ぐ、こは前に辨せしごとく、南蠻船をカレタタも黒船ともいへるによりてなり、此餘入津の事、拜禮并獻上及び切支丹禁制の條に散見す、併せ見るへし、慶長十一丙午年六月、此頃長崎へ黒船着、三浦へも小黒船着、此船にも糸一萬斤有之、薩摩へも二艘着、紀州へも小黒船着、慶長年録、慶長十二丁未年閏四月廿五日、當年は于今黒船不渡、是は通子去年唐船頭に告て云、船多く渡海之間、糸日本に多し、今年又於着船は、糸可爲下直と云云、依之不來歟、是迄慶長見聞書漏分同、但し廿六日に係り、但、大御所より印子一萬御詔と云々、印子一ツといふは、或は百目或は百五文目有之となり、印子一ツ者銀一貫四百匁程の直となり、然は印子一萬は銀一萬四千貫目之價歟、もとより唐人は銀を吹直し、銅交を皆吹拾、本々の銀迄を取、此度大御所命には、不吹して丁銀を可取よし曰ふ、是唐船の者其不快と云々、官本當代慶長十四己酉年六月九日、黒船并小黒船二艘九州至長崎、當月朔日着船の由、今日京都披露、官本當代見聞書、慶長

慶長十四年十二月、黒船より長崎寺キリシタン國之坊主に預け置物之事、糸三千并小箱自注、五千惣別此度は兼ての賣買と違ひ、少の物も銀子請取、則糸物を渡す、此以前は糸物任通子申條、何程も渡し、歸帆の頃銀を請取しか、如何思ひけむ、代りを不取以前は、少之物も不渡と云々、又去夏黒船數艘着けれども、糸の賣買于今被止間、京都糸同板物甚高直也、この秋糸一つにて、銀子一貫二三百目價なりけるか、黒船滅却後、按するに、黒船沈没は、二月十二日なり、二貫七八百目價なり、官本當代記、

慶長十六辛亥年六月朔日、去年より黒船參候付而、京田舎迄糸澤山有之、慶長年録、慶長見聞書○按するに、去年は慶長十五年をさすなるへし、同年臥亞國より、使者來りし、こは商船にあらざれば、去年といふは誤りなるへし、慶長十六年六月、唐より按するに、唐といふは唐國をさすにあらす、また南蠻をいへるなり、小船共多く來朝、糸澤山に來る、官本當代記、慶長十六年八月廿日、長崎所司長谷川左兵衛尉藤廣着府、大明南蠻異域之商船八十餘艘入津、則快致商買旨言上、有御感、政府政事録、慶長十九甲寅年六月五日、黒船至九州平戸着、官本

南蠻人商賣に日本へ來朝之刻、持渡り申候貨物、通詞共覺申候通書付、按するに、書中年代を記さし、れこ其頃書出せしものなるへし、

- 一 白糸 一 金入色々 一 しゆす色々
- 一 たびい 一 しゆちん色々 一 ちやう島色々
- 一 どんす色々 一 かべちよろ 一 しや色々
- 一 けんどん 一 ころごらん 一 さや色々
- 一 りんす色々 一 ちりめん色々 一 じやかふ
- 一 山歸來 一 鮫 一 水銀
- 一 木香 一 ざたん 一 さんごじゆ
- 一 はな目鏡 一 いんでや唐皮 一 しゆ

慶長十六辛亥年九月十五日、南蠻船着岸の時、其心得方を海岸の面々に令せらる、南蠻人日本に着岸せば、速に申出へし、蠻人に對し下々狼藉すへからず、領分に着岸の時は、海陸とも案内者を添へ、次國まで送るへし、船繋りの湊見たきよしにて、小船乞ふにおいては、借し遣すへしとの趣なり、證は附録海防之部、異國船、坂方南蠻船の條にあり、慶長の頃、阿蘭陀船南蠻船と、呂宋の屬島にして砲戦し、阿蘭陀船南蠻船を逐て、肥後國佐敷浦に寄せ來

當代記、

慶長十九年八月十日、此頃自九州長谷川忠兵衛自注、長崎商物糸卷物駿府へ下、此度來朝黒船伴天連遂陀言如此、以前彼宗派九州に、有住居様にこの儀にて、船中の者會而不賣買間、ケ様の事可有言上儀歟、又は長崎有馬家中者共就成敗、爲可得貴意かと云々、官本當代記、創業記、慶長十九年八月廿四日、自長崎長谷川忠兵衛藤繼、茶屋又四郎清次來、南蠻唐人商船來朝之由云々、吉利支丹追放之儀、被成御尋云々、元和元乙卯年閏六月廿九日、黒船着岸之由、自長崎注進、後藤庄三郎言上之、駿府記、

慶長二己丑年八月三日、長崎表へ南蠻の商船三十餘艘着岸致し、糸類藥種澤山に積たる由注進す、寛明日記、黒船長崎に入津仕候儀、八十年程に相成候由申候、其以前は豊後、又は高木之内口の津、大村之内横瀬浦福田村、平戸之内に入津仕候由承候、大形右之通御座候、右者延寶年中、馬場三郎左衛門奉行之時、新町白石與左衛門と申者書出候由、延寶長崎記、

る、長崎奉行長谷川權六、松浦式部卿法印鎮信と議して、阿蘭陀船を肥前國平戸に入津せしめ、南蠻船は長るならかつ後來を戒む、

慶長の頃、阿蘭陀船と南蠻と、呂宋之番島にて砲戦して、南蠻船は阿蘭陀船に迫れて、肥後國佐志岐の浦に逃込しとぞ、阿蘭陀船瀬戸に詰寄せ、右之所を出さりしによつて、長崎奉行長谷川權六方より飛船を以て、おのれくか入津の處へ、急度入津致し候様に申越され候得とも、阿蘭陀人申は、我々は長崎之下知には、隨はずとの事ゆゑ、平戸松浦法印に申談し、平戸より扱ひを入られ、阿蘭陀人は平戸へ入津致せしなり、此時に到りて阿蘭陀人と、南蠻人兩方より和熟致させ、以後口論等致さず、尙又日本之地にて、砲戦等致さぬやうに、稠敷申渡されしなり、六本長崎記、

寛永十三丙子年、長崎在灣の南蠻人、市中止宿の事よろしからすとて、去々年より港中に島を築き、商館を建られ、ことし落成により、蠻人悉く館内に移さる、これ諸人の邪教に陥る事を避けしめたる事なるへし、寛永十一甲戌年、出島屋敷を修造あり、その根元全

く阿蘭陀人所住の爲にあらす、是まで南蠻人長崎町宿に居て、諸人と會合するゆゑ、邪宗門之餘類止みかたし、依之市中を離れ、海中に出島屋敷を立、蠻人を在任致させ、無用之者は決而出入致間敷旨嚴敷被仰付、其節當表町人廿五人之者、普請料を出し家宅土藏等を拵へ、蠻人方より宿代を受用すへき旨、願の通被差免、寛永十三年普請成就し、蠻人も在任せしめられ、宿代銀八十貫目を、町人廿五人にて配分せり、仍て大門に定番之者二人充相詰、蠻船在津中は、町使二人充加番相勤しむ、長崎紀事、寛永十一年より、海中に出島地形を築立しむ、但是迄南蠻人當表町宿にて、諸人と會合する事、甚不可然とて、今年より三年を経て、寛永十三丙子年、出島屋敷成就す、仍て蠻人共不殘、出島内に在留せしめ、表門に番人を附置、商賣向の所用にて往來する者の外、一切出入を禁止せらる、長崎實錄大成、寛永十三年、蠻人町屋に宿を致し、徘徊する事停止之由被仰出、出島を以築き稠敷被圍、出島にて商賣仕る、子年より翌丑寅三ヶ年、出島に居商賣す、長崎集、

寛永十三年、奉行榊原飛騨守、馬場三郎左衛門支配之節、南蠻人町屋に徘徊停止被仰付、湊之内にて島をつきたて可押込由、俄に築島を申付、其節手前宜町人共二十五人より、差圖之通つきたて、家藏を建、南蠻人宿、彼者共に被申付、左候て島の惣堀并表裏の門、及儀よりの作事、子丑寅之年まで二年、南蠻人被召置、町人どもは南蠻人と相對を以て宿賃を取、此地にて商賣等致候、古集記、

○拜禮并献上

慶長十三戊申年十一月十六日、同十六辛亥年九月、蠻人より獻物あり、同十九甲寅年八月十一日、向井將監相摸國浦賀港に三浦郡に、蠻船着岸の事を、言上せしにより、將監相摸國浦賀港を知行、此日年寄衆より駿府參着の期日等を達す、同月十三日、蠻人駿府城に登り、物を獻して拜謁す、元和元乙卯年八月朔日、寛永十癸酉年五月初日、また拜謁して物を獻す、

慶長十三戊申年十一月十六日、南蠻人献上物、
一卷、びろうごう 伴天連、
一卷、錦 同人、
一面、鏡南蠻 同人、
一四十五挺、赤唐紙 同人、
一五十挺、南蠻ラウソク 同人

以上

奏者番 石川主殿頭本當

家康公駿河に御座のとき、南蠻より日を見る眼鏡と月を見る眼鏡を上る、日をみれば、火炎のこころめかねにうつり熱し、又月をみれば、大波濤めかねのさきへうち着て、冷氣侵身となり、嘉長喜隨筆○按す記さ、れども、姑く因に存す、姑

慶長十六辛亥年九月廿日、南蠻所獻世界圖屏風按るに、これ輿地圖の事、記録に見ゆるはしめなり、有御覽而、又異域國々之御沙汰、後藤庄三郎、長谷川左兵衛、奉行なり、長崎候御前云云、編年集成、武徳

慶長十九甲寅年八月十一日
以上

御札令拜見候、仍浦川へ着岸之南蠻船之加飛丹、御禮被申上度之由蒙仰候、何も預示候通懇に申上候處に、御仕合共候間、可御心安候、然者當月廿七八日之時分、駿府へ參着被申候様に、被罷上可然存候、猶期後音之時候間不能具候、恐々謹言、
八月十一日

本多上野介 松平右衛門佐

成瀬隼人正 安藤帶刀

向井將監 殿貞享向井將監書上、

慶長十九年八月十三日、黒船之加飛丹詣于駿城、賀禮捧方物、書札無之、異國日記、

慶長十九年八月十三日、南蠻人來獻絲帛等方物、御年譜、創業記考異、家忠日記

慶長十九年八月十三日、南蠻之黒船船頭御目見、白糸卷物獻之云々、駿府記、

慶長十九年八月十三日、南蠻人來金鶏金糸帛等獻之、慶長見聞書、

慶長之末頃、三代目茶屋四郎次郎儀、南蠻人御禮之儀、取次候由及承候、貞享茶屋四郎次郎書上、

元和元乙卯年七月晦日、南蠻人爲御禮罷出、黒船來之由也、種々進物無比類也、鑑書記、

元和元年八月初日、黒船南蠻人御目見、駿府記○按するに、七月晦日、八月初日連日の御禮不審なり、もしくは晦日は獻物を納めしのみにて、拜謁は朔日なりしにや、其詳なる事知れり、

元和元年八月初日、南蠻商客長崎より、上京して拜謁す、武徳編年集成、

寛永十癸酉年五月初日、南蠻人御禮御縁類、獻物品あり、其内タビイ十端、マガイ二十斤、人見私記、

○漂着

慶長十四年己酉年六月、長崎に入津せし南蠻船の内、小船二艘八月十日の暴風に漂流して、上總國大野浦に夷隅郡に着船す、船中の荷物船主心の儘に商賣すへき旨命せらる、同十六辛亥年四月、また相模國三崎に三浦郡に漂着す、

慶長十四己酉年、去六月九州へ按するに、外國入津記には、長崎につくる。

黒船着之砌、小黒船二艘着けるか、八月十日の大風に、船少々破損して風に被放、行方不知成けるか、

九月上總國大野浦へ按するに、耶蘇天誅記に、吹寄、則駿府へ右之旨有注進間、被下奉行、船中の荷物船主其心之儘に商可致曰ふ、
國入津記、耶蘇天誅記、外

慶長十六辛亥年四月、此頃小黒船鎌倉の三浦へ着、官本當代記、

慶長十六年四月、西戎の黒船相州三浦三崎に漂着す、大三川志、

通航一覽卷之百九十一終

ふと、また僧官にはバツバ、バツレン、イルマン等あり、契利斯督記に、バツバは衆生教化の總司にして、世界に一人ならてはなしといふ、バツレン、イルマンは、島原記に禪家に長老東堂といふか如しと、これ住持後僧の類なるへし、東西洋考に、バツレンは中國文吏のこしと見え、異國日記に、伊須波二箇のバツレンをフラテといひ、ホルトガルのバツレンをコンパニヤといふとあり、また吉利支丹始末記等に、其念珠をゴングツと唱へ、またクルスといふものあり、黄金をもて造り、其形圓扁に似て柄あり、四邊に釘を植たり、これにて入宗するもの、春を振むしり、其血の滴りを雙手に塗らしめ、合掌して咒文を念誦せしむるのよし、秘事隨筆に、一たび此宗門に入れば、殺され死する事を願ふとぞ、其法はしめめた高く説き、後終に父をなみし、君を慕はするに至る、眞に恐るべきの邪法なり云々、抑南蠻船の渡來は、天文十二年、大隅國種子島に來りしをばしめとす、尋て弘治永祿年間、薩摩肥後肥前豊後豊前處々に渡來し、事を商賣に託して宗門を勧めし、豊後國主大友入道宗麟これを尊信し、城下臼杵の地に彼船を滞留せしめ、領内の神社佛寺を没倒して、切支丹寺を擬建せしは、國中の臣民及び近國此法に傾くもの、枚舉すべからず、永祿十年の比は、ウルガンバレンといふ蠻僧、肥前國唐津に渡來し、それより同國長崎に來りて弘法したり、其事京師に聞え、同十一年織田信長彼僧を召上せ、九月六日江國安土城にて、これを覽る、其僧長九尺餘、頭は雄のこましく、而赤く眼黄に、鼻高く耳長く、口廣く齒長くして、言語通せず、其音聲鷓に似たり、數種の進物を捧げ、通詞をもて、其宗門を弘めん事を請ふ、時に信長の儒官好文院法橋道仙なるもの、其邪教たるを察して諫めしかども、信長聽ずして遂にこれを免し、京師四條坊門に四町四方の地を與へ、伽藍を造立して、永祿寺と號す、然るに年號をもて寺號せしは、延暦寺に限りし事とて、彼山僧懸訴の旨あるにより、改めて南蠻寺と稱す、其後フラテバレン及ひイルマン同宿なと稱するもの渡來し、南蠻寺にて毎日に說法し、施物を受すして却て參詣の輩に金銀諸物を與へ、また病人

通航一覽卷之百九十二

南蠻總括部二

○切支丹禁制

按するに、切支丹といへるは、其はしめ本邦に渡來せし蠻僧、西洋切支丹國の人たるをもて、かく稱せしよし、吉利支丹濠洲記に見ゆ、其文字はしめば、吉利支丹なりしが、延寶八年より、常靈院殿の御諱を避て、切支丹と書改めしよし、柳營秘鑑及び大草氏漫筆に紀す、故に今本文延寶八年以前は、吉利支丹の文字を用ふ、抑彼法にて尊む天主といへるものは、蠻呼テウスといひ、天地萬物を造り出したる神靈にて、人間の善惡をかんかみ、善なるものを天堂にのほせ、惡なるものを地獄に墮す事を司るの主にして、其法を修するものは十戒を持ち、諸惡を斷し、天堂に生を受て、地獄の苦みを受れん事を求む、また彼法を始めて説出したる人の名を、セイブスといひ、漢土の字にて、耶蘇といふは此事なるよし、新井筑後守の運婦人坂方の上書中に見ゆ、天主また天帝と書し、耶蘇また從斯と記し、或はゼウスと書すともあり、其學を天教、天學なといへり、吉利支丹始末記、吉利支丹物語、切支丹來朝實記、契利斯督記等に、彼天帝は衆生濟度のために、ベルセンサンタマリヤと稱し、一生不犯の女人の胎内にやどりて、ジュテア國ナザレトといふ地にて生誕せしが、三十三歳の時、國王セルマレンといへる地にて、クルスといふものにかかり横死せり、故に彼寺院には、先秘密の間といふありて、天帝の瘞木にかかりたる、難行の體を安置し、其次を對面の間といひて、天帝の母サンタマリヤ、二三の兒を懷きたる畫像をかけて、其次懺悔の間といへるにて、勤行せしむるよしを記せり、島原記に、彼宗門には、十の字を重んじて紋所にこれを用

實者を救護せしかば、宗門の繁榮日を逐て甚し、元龜元年、彼船また長崎港に渡來す、其比は大村民部入道理事が領地たるにより、理事に請ふて、自後入津の地を定め、かつ宗門を弘め、また神社佛宇を破壊して、所々に切支丹寺を擬建し、刺へ市街村里を寺務となして、其所爲放恣横行なり、信長つら／＼南蠻寺の沙汰をき、諸宗事あり、門徒の施物を受すして、却て物を與ふる事甚た不審なりとて、追却すへしと思ひしか、天正二年、攝津荒木攝津守村重反逆の時、彼僧を遣はして、村重が旗下同國高槻の城主高山右近大夫長房を招かしめしに、長房遂に味方となり、尋て村重滅びしは、これらの事によりて、信長の世を終るまでこれを禁するに及ばず、天正十三年、南蠻寺の同宿ハビヤンといふもの、豊臣家の大工棟梁中井修理が宅に於いて、京師の隱者白翁なるものと論議し、白翁がために説破せられし事、太閤の聽に達し、さらば其宗門を却くへしとて、増山右衛門長盛、長東大藏大輔正家に命し、南蠻寺を破却せしめ、ウルガン、フラテ等の蠻僧を本國に追還して、門徒の輩には改宗を命し、改めざるものは罪に處す、されども猶其宗を奉ずるもの少からず、東國にては陸奥國、諸苗代の城主岡野越後、西國にては肥後國宇土の城主小西攝津守行長、肥前國日野江の城主有馬修理大夫晴信、其宗門たりしかば、其邊門徒甚た多し、同十五年、太閤島津を征して歸陣の時、筑前國博多に滞留し、長崎に於いて、蠻僧の放恣なるよしをき、薩堂佐渡守高虎を遣はし、また蠻僧を本國に追却して、商船のみの入津を免許ありしか、猶斷絶にいたらず、これ長崎志、采覽異言、外國入津記、吉利支丹來朝實記、契利斯督記等に散見する所なり、東照宮世をしるしめされて、慶長十七年より此宗門を禁絶し給ひ、大猷院殿御代にいたり、概して蠻船の渡來を停められ、其禁甚た嚴厲なり、爾來御奕世其禁令を振行せられ、今にいたりて漸く斷根枯葉に及ひしかども、猶これに類せし事ありて、希に刑に陥るものあり、凡禁制ありしよりこのかた、其禁を犯して誅戮せられしもの、前後二三十萬人に及ひしとぞ、其福極めて慘なり、今此條を起して、本邦中の事

さいへとも致てもらさず、これ此宗門禁制の事、御代々痛く御心を勞させ給ひ、かつ蠻夷の國を毒する、實に近づくへからざる所以を知らしめむるためなり、猶南蠻諸國の部に、此事散見し、就て見るべし。

慶長十六辛亥年、肥後國八代より

八代は郡名にして、其地此頃加藤肥後守清正の所領なり、 吉利支丹寺の蠻僧駿府に來り、宗門の主意は法を弘むるにあらず、國家を傾くへきためなりと訴ふるにより、是より吉利支丹の御穿鑿あり、

外國入津記、大三川志には、此訴人を蠻夷伴天連耶揚子とす、されども長崎志等によるに、彼耶揚子は、慶長五年和泉國堺浦に渡來せし阿蘭陀人の事なり、今其是非を決し、たれば、姑く長崎志により、外國入津記、大三川志も參考に存す。同十七壬子年三月廿一日、彼宗門天下禁制たるへき旨令せられ、畿内は京都所司代板倉伊賀守勝重、西國は長崎奉行長谷川左兵衛及び有馬左衛門佐直純に、直純は交修理大罪ありて誅せられしが、直純は其連坐を救され、特に此命ありしなり、こは此日の事と定め、たげれども、姑く長谷川左兵衛が因に連記す、命して搜索せしめ給ふ、是より先肥前國長崎の地は、邪法なかりしにより、慶長八年、小笠原一庵奉行となりて彼地に下着し、正法の寺院を創建せむとて、一向宗正覺寺を造立し、通知と云ふ僧を住持としたりしが、同十一年、長谷川左兵衛が奉行たりし時、船津村さんじゆ庵といへる切支丹寺の住持田原兼都と宗論して、通知これに勝ら、兼都逐電せしにより、さんじゆ庵を破却して、正覺寺をここに移せしよし、六木長崎記に載せたり、さては其頃より邪宗追却の聲慮あらせられしなるべけれども、たゞ其禁いま嚴ならざるのみ。

慶長十六辛亥年、肥後國八代より僧一人駿府に參上し、訴訟を願ふものあり、某は前の肥後國主小西攝津守造立有し切支丹寺の住僧なり、然るに當任の僧某に無體の難題を申掛、寺を追出せり、仍て彼僧を召れ、是非を御糺明被成下、なほ爲御忠節切支丹宗門の主意を言上可仕由、依之相手の僧を駿府に召れ、委しく御詮議ありしに、相手の僧非分なる故、御裁判之上追討せしめらる、件の僧御尊慮を有難く奉存、切支丹邪教の根源を言上仕けるは、抑彼南蠻國王、己か領地五箇國の物成を其料に當て、毎年商船と名付て、金銀、珍寶、織物、器物等を日本に渡し、諸人に邪宗門を勧め入へきむね、年々伴天連入滿方より大帳を作り、何の年には何千何百人を勧め入たる由、其人數に應じて褒美の諸品を與ふ、昔年より此方術にて、南海に有之呂宋國ノビスパニヤ國も、南蠻人方より珍器、財物等を贈り、初は僅はかりの地を借寺を立、密々に切支丹の法を勧めしかば、其國の愚民ども彼宗門を信用して、遂に南蠻人に一味同心し、我國を輒く蠻人方に奪ひとらしめたり、扱其後は奪取し國々に、蠻人方より

守護人を居へ置、其地出產の諸物、金銀一切己か得分とし、三年めに其諸品を本國に運送せしめし由

言上す、猶又畿内西國諸所に隠れ居たる僧徒ども、數多駿府に被召、稠しく御穿鑿を遂られしに、件の僧言上の趣一々明白なり、於是切支丹の御制度、天下一統爲嚴厲之旨、被仰出たり、則五畿内の御改には、板倉伊賀守に被仰付、西國方の御改には山崎長門守に被仰付、按ずるに、山崎長門守は山口駿河守の誤りなる事なり、○長崎志、吉利支丹物語、

慶長十七壬子年三月廿一日、召板倉伊賀守、按ずる

大成記に、倭寇是より先、京師の諸務を言南蠻記利志且之法、天下可停止之旨被仰出、於京都彼宗之寺院可破却云々、是夷狄之邪法、而亂佛之正理故也、大八、修理傾此宗、故今及此儀云々、是まて武徳大成記、東日記、關大八及び有馬修理、大八、晴信、細問記同し、○按ずるに、關本 長谷川左兵衛賜御暇、下向長崎云々、駿府記、

慶長十七年三月廿一日、切支丹法天下可停止之旨、京都彼宗寺院破却之事、板倉勝重奉大御所命、日録抄、御祭年表、御祭年

慶長十七年三月廿一日、長谷川左兵衛藤廣暇賜は

り長崎に歸り、彼宗門を制禁すへき由嚴旨を蒙る、武徳、年集成、大三川志、 慶長十七年、キリシタンの宗門御制禁のとき、肥前高來郡のうちに、彼宗門のものこれあるよしを、台聽に達す、仰によりて有馬左衛門佐直純、淨土宗の沙門萬隨意を、高來の郡にまねきて、その法をひろめしむ、かるかゆるにキリシタンの邪徒皆變ず、猶宗旨を變せざるものあれば、これを誅す、寛永有馬直純、武徳、大成記、

慶長十七年、有馬左衛門佐直純領地肥前高來は、切支丹宗門多く候に付、宗門爲御仕置、幡隨上人被仰付候間、致相談制禁可仕旨、家康公被仰付、幡隨上人高來へ下向有之、家中下々并民百姓等迄稠敷吟味仕、切支丹宗門を轉候者は不及其儀、轉不及候者は様々之糺明仕、其上にて死罪火罪に成、有馬傳記、耶蘇宗門、自注、或、號切支丹、按ずるに、大三川志には、耶蘇宗門、或は吉利支丹と稱す、故ありて今切支丹と唱ふことあり、 秀吉治世の以後、神君の時に至て尙世に弘むる、時に一人の伴天連耶揚子と號するもの回忠し、畢竟彼教は、宗門を弘むるにあらず、國土を傾くへ

き爲なる趣、委曲に上聽を歷るゆゑ、慶長十七年より、切支丹制禁の嚴令を施さる、彼回忠の蠻夷耶楊子は、同十八癸丑年、西の丸下に居館を賜はり、厚く賞せらるるといふ、此時の居館の跡、今のヤヨフス河岸なり、外國入津記、大三川志

慶長十八癸丑年、肥前國大村城主大村丹後守喜前を駿府に召て、邪宗門を禁すへき方術を問はせらる、喜前伴天連を罰し、彼寺院を破却せらるへきむね、言上す、こは大村領内早くより此宗門を禁して、寺院悉く破却せしよし、聞し召るゝによりてなり、同年十二月十九日、大久保相摸守忠鄰に畿内及び西國の邪宗門搜索すへき旨命せらる、同月廿二日、關西日記廿四日とす、二書ともに同人の筆記にして、異同あり、異國日記今日とす、不審なり、姑く異國日記による、金地院崇傳して伴天連追放の文を作らしめ給ふ、本邦に引むる所の吉利支丹宗門を破り、かれか佛閣を燒失し、伴天連等を死罪に行ふ事は大村に始り、終に天下の大禁に及ふ、其故に慶長十八丑年、大村丹後守江府に在勤致すの處、駿府より本多上野介様御奉書を以て被召寄、

一書申入候、仍吉利支丹御仕置之儀に付而、御用之儀御座候條、御暇被仰上、此地御越可有之候、右之

通最前兩度申入候得共、自然不相屆儀も可有之と存、重而如此候、恐々謹言、

卯月十六日

本多上野介正純御判

大村丹後守殿

右之通に就て御暇被下、駿府へ參上仕候處、丹後守領分吉利支丹寺致燒失、彼宗門禁止仕候旨趣依御尋、委曲言上仕候趣者、丹後守親民部大輔純忠法名理專、石火矢鐵砲を大望に存、彼宗門に入、南蠻より石火矢等を取付候處、自然と家中宗門に傾き申候、數年の間伴天連共か教を考候に、國家を奪ひ取の方便の様に心附候により、家士千々石清左衛門と申もの、實は丹後守甥を、吉利支丹本國イタリヤ國の内ロウマへ若年より遣し、十二箇年彼宗門勤學致し、伴天連になし令歸朝、宗門之奥意を相尋候處、後世菩提に事寄せ、怪しき方便をもつて、日本國中を宗門に引入れ、終には奪ひ取へき、謀の相傳を得候よしを申、雖然一應に難究事、再清左衛門に家士嬉野半右衛門と申ものを差添、呂宋國へ遣し、彌奥意を相窺ふに、最前清左衛門か傳ふる處に無異、於是宗門を可轉所存に候處、文祿元年朝鮮に相

越、事延申候、在陣の中伴天連共郷民をすゝめ込、次第に領主の掟を背き、伴天連か下知にしたかひ、禮法をみたり候に付、歸陣以後、密に家士に談し、かれか佛閣揚屋等悉く一時に致燒失、伴天連等を攘斥して宗門を轉ひ、男山八幡宮に參詣し改先非、且また加藤清正に相議し、家士一同に日蓮の宗門に入の段、委細に言上仕候處、遠謀御感在之由、猶又被仰出は、邪宗門奥意顯然の上は、彌以彼宗門御制禁を可被堅候、何等を以御仕置を被爲始可然哉、年來の思慮可在之間、所存を不殘可言上旨依上意、丹後守申上候は、宗旨を廣め候伴天連等を悉く死罪に行はれ、彼か佛を打碎き、長崎に建置處の佛閣を破却被仰付儀、第一の御仕置と奉存のよしを申上る、尤に被思召の上意にて、則御暇被下、長崎吉利支丹寺可破却被仰出、尤鍋島、有馬、寺澤、平戸、大村へ被仰付、丹後守府より直に在所へ罷下、翌十九年破却仕候、丹後守遠謀により、邪宗門の奥意致顯然、及御制禁に付、伴天連共本望をこげかたく、丹後守に悶を含み、リアンと申南蠻人かはからひにて、丹後守に毒藥を用申候、夫に惱み病氣つき候

により、嫡子民部大輔相繼て、長崎彼か佛閣を破却仕候、民部大輔にも又其後毒を與へ候由、此儀相知、常の病氣と致居候處、吉利支丹其本國へ右の旨趣を、一々書簡に書ふくみ遣候、其船破損荷物流奇ゆゑに相知の由、右の趣は家譜に相記置候得共、此方控無御座候、覺候通を書付申候、相違も可有御座候、家傳史料載大村家歴代○按するに、寺院破却の事は、次條に收むへけれども、其顛末を見るへき、ため姑くこゝに併せて存す、

慶長十八癸丑年十二月十九日、伴天連門徒爲可有御追拂、大久保相摸守于京都可被遣之旨、被仰出云々、駿府記

慶長十八年十二月廿六日、按するに、此日は忠鄰小田原歸城の日にして、仰を蒙りし日にあらず、下再將軍家より大久保相摸守に被仰付、上方の辨せず、將軍家より大久保相摸守に被仰付、上方畿内西國幾利支丹之宗門御法度に被成候間、相摸守罷上り、委細相改、穿鑿可仕旨被仰付、坂氏慶長古日記、家忠日記追加、

慶長十八年十二月廿四日、金地院崇傳より板倉伊賀守勝重に贈る書中、
ばてれん被成御拂に付而、大久保相摸守殿御奉行被仰付候、就右其書を可被遣旨被仰出、今日下書相

調中候、

同十九甲寅年二月十四日、同齋書中、

吉利支丹御法度之御朱印、周防守殿被成御持參、御頂戴之旨尤に存候、其文體江戸に而被仰出儀に下書仕上申候、其元にて各御寫之由承候、文言貴様も可然被思召之由、大慶に存候、國師日記、

慶長十八年十二月廿二日之夜、於江戸新城、按す、今の四城是大御所様被仰出、伴天連追放之文製之、其夜從雞鳴至于曙天、文成矣、同廿三日獻御前、厥文云、乾爲父坤爲母、人生於其中間、三才於是定矣、夫日本者元是神國也、陰陽不測、名之謂神、聖之爲聖、靈之爲靈、誰不尊崇、況人之得生、悉陰陽之所感也、五體六塵、起居動靜、須臾不離神、神非求于他、人々具足、箇々圓成、迺是神之體也、又稱佛國者、不無據、文云、惟神明應迹國而大日之本國矣、法華曰、諸佛救世者、住於大神通、爲悅衆生故、現無量神力、此金口妙文、神與佛其名異、而其趣一者、恰如合符節、上古經素、各蒙神助、航大洋而遠人震旦、求佛家之法、求仁道之教、孜孜吃々、而内外之典籍負將來、後來之末學、師々相承、的々傳受、佛法之昌盛、超越於異

朝、豈是非佛法東漸乎、爰吉利支丹之徒黨、適來於日本、非當渡商船而通資財、叨欲弘邪法惑正宗、以改域中之政號作己有、是大禍之萌也、不可有不可有不制矣、日本者神國佛國、而尊神敬佛、專仁義之道、匡善惡之法、有過犯之輩、隨其輕重、行墨劊刑宮大辟之五刑、禮云、喪多而服五、罪多而刑五、有罪之疑者、乃以神爲證、誓定罪罰之條目、犯不犯之區別、纖毫不差、五逆十惡之罪人者、是佛神三寶人天大衆之所棄也、積惡之餘殃難逃、或斬罪、或炮烙、獲罪如是、勸善懲惡之道也、欲制惡惡易積、欲進善善難保、豈不加炳誠乎、現世猶如此、後世冥道閻老之呵責、三世諸佛難救、歷代列祖不奈、可畏可畏、彼伴天連徒黨、皆反件政令、嫌疑正道、誹謗正法、殘義損善、見有刑人、載欣載奔、自拜自禮、以是爲宗之本懷、非邪法何哉、實神敵佛敵也、急不禁、後世必有國家之患、殊司號令不制之、却蒙天譴矣、日本國之内、寸土尺地、無所措手足、速掃攘之、強有違命者、可刑罰之、今幸受天詔命、主于日域、秉國相者有年於茲、外顯五常之至德、內歸一大之藏教、是故國豐民安、經曰、現世安穩、後生善處、孔夫子亦曰、身體

髮膚受于父母、不敢毀傷孝之始也、全其身、乃是敬神也、早斥彼邪法、彌昌吾正法、世既難及澆李、益神道佛法紹隆之善政也、一天四海宜承知、莫違失矣、慶長十八龍集癸丑臘月日

御朱印

右清書者大鷹也、將軍秀忠様之御印也、日本國中諸人可存此旨之御誼也、異日記、嘉長喜隨筆、但し嘉長平送于吉利支丹而將、斷之文あり、喜隨筆には此文のはしめに、從將

慶長十九甲寅年正月五日、大久保相摸守忠鄰居城相摸國小田原を發して、同十七日京都に着し、板倉伊賀守勝重と共に吉利支丹寺を燒滅し、邪徒を捕へて改宗を命し、改宗するを轉、ひこ名く、改めざるものは、陸奥國外濱に流謫す、同年三月七日、彼徒高山右近大夫長房、或は友詳、今除色録等、入道南坊、内藤飛騨守忠俊、或は如安に作る、名山に、流以後の名なるよし記したれ、入道常順等を、阿媽港國に流さるへしとて、高山、内藤は是より先、加賀國より、御使番間宮權左衛門して、肥前國長崎に送らしめらる、山口駿河守も、七月廿二日長崎に下着して、奉行長谷川左兵衛等と會談し、先同國高來にいたりて、有馬左衛門佐直統の領地な

り、邪徒を捕へ長崎に送りてこれを誅し、九月にいたり鍋島信濃守勝茂等の人數をして、長崎の吉利支丹寺を燒拂はしめ、かつ高山南坊を放流し、此事は、南蠻阿流之條に、蠻僧も追却せり、此年京師にまた邪徒起りしかは、其魁十人許を獄に下さる、慶長十九甲寅年正月五日、大久保相摸守小田原を立て相上る、これ京大坂に伴天連門徒、年々に倍増して締起たり、是を爲退治被差上、依事之體、九州長崎迄可被下との御誨なり、同十七日相摸守入洛、藤堂和泉守屋敷に罷在、京大坂に伴天連宗迷惑此事也、伴天連師匠寺二箇所あり、右之内西京之寺は被燒拂、四條町中に有之寺は、類火を厭ひこぼらて火を付被成、師匠兩人は無構西國へ退く、三月七日伴天連門派之者とも、京大坂に有之分、此間大方ころふ、相殘る七十人餘ころはさるもの有之、奥州外濱へ可有流罪と相定、今日出京東に下る、加州居住高山南坊、去頃より坂本へ參居す、是も妻子以下十人計、九州長崎へ下る、此高山は元來荒木攝津守臣下、荒木謀叛之砌信長へ致忠節者なり、近頃前田肥前守を頼み加州にあり、知行三萬石令私領、是

は初より吉利支丹伴天連宗なり、官本當代記、創業記
慶長十九年二月十四日、金地院崇傳より板倉伊賀守勝重に贈る書中、

一吉利支丹御拂に付而、御法度急度被仰渡故、宗旨をかへ候衆をば、其寺より□□御届申候由、其上依上意、津輕へ可被遣旨承尤に存候、大坂邊之儀は、片市正へ被仰談、是又可被差下之旨、御書中之通、具に御前へ可申上候、

一賀州に在之高山南坊、内藤飛騨入道、吉利支丹妻子家來共に百人計、松平筑前守殿より御穿鑿候而、被指上候に付而、落着候様子、可被得上意ため、御年寄衆へ次飛脚にて、先日被仰越之由、左様に候は、定而は可立御耳候、上様昨日も御鷹野に被成出御候、今日は御鷹野に不被爲成由候條、晝時分出仕可仕候、御書中之旨御年寄衆相談仕、則可申上候、

同年同月十七日、同斷、
一件天連拂之御法度之儀に付而、貴様五日之御書中之趣、十四日於御城、上野殿へ令相談候、上野殿御申候は、最前貴様よりの次飛脚にての御注進、則

得上意、南坊飛騨入道をは、長崎へ可被遣旨、其外上意共、御報に申入候、彼家來共之儀は、未不被得上意候間、重而急度得上意可被仰出之由候、可被成其御心得候、宗旨を替不申者は、津輕へ可被差下之趣、是も上意之趣、最前被仰登候由に候、何も可被得其意と存候、國師日記

慶長十九年正月十七日、大久保相摸守入浴、デイウス之徒按するに、デイウスはテウスの誤なり、天帝と書す、拂候奉行と、同十八日晚に北野邊に在之寺を被焼捨候、西洞院時慶刺記

慶長十九年正月五日、京大坂伴天連門徒年々増長、爲穿鑿大久保相摸守今日小田原出立、十七日京着、邪徒之寺二箇寺焼拂、伴天連西國へ退く、如官日簿抄、柳登

文祿の頃、秀吉の御代にフラデといふ伴天連按するに、フラデは、伊勢波羅の伴天連なり、數多渡す、大坂堺長崎、周防の山口、安藝の廣島、備前の岡山、播磨の姫路方々に寺を建、京は五條堀川一條油の小路に大寺をたつ、曲事とももれて、秀吉逆鱗斜ならず、根元を切て日本を拂はるへきに極まる處に、長崎よりさま／＼御詫言申に依て、按するに、長崎市中より、拂はるゝ事はゆるさ

るゝと、云々、

慶長十九年、江戸より大久保相摸守御奉行として、洛中、大坂、堺、奈良開付次第召捕儀に入れ給ふ、俵二枚にて巻、五所結にして首はかり出し、四條五條の河原に算積にしてひしと並へ置れたり、見物夥し、晝時分まではゼンズマルゼンズマルと唱へ、はやく打殺し候へとつふやさけるか、未の時頃にいなりて、いさ轉ばむと同音に申ければ、雑色衆町々へ人をはしらし、請人手形をさせ、皆己か家々に歸さる、さて五六十人残て、卑怯々々と言ひければ、雑色衆惡みて、薪四五駄取寄せて、跡より柴割木二三百駄來るへし、晩は一度に火あふりにしてくれんといふを聞て、雑色の頭松尾、松村、荻野、五十嵐を呼て、一旦の義理にこそはかく申候へ、ころばせて下され候へとくごき申に依て、俵より出しけるとなり、吉利支丹物語、

慶長十九年五月廿二日、泉州の堺は、商客長崎へ往返の湊なり、耶蘇宗門の徒彼津に、潛居するの聞えあり、依之當時切支丹檢斷として、在京せし山口但馬守、按するに、駿河守の誤り、間宮權左衛門堺に到り、彼

黨若干なるに在いては、近國諸將の兵を率て是を殲すへし、且有馬左衛門佐康純、按するに、直純日州縣の城地を賜はり、父の舊領肥前高來郡原の城より引移らんとす、所々の奴隸多く切支丹たるゆゑ、日州に往く事難澁するのつげあり、山口間宮津津の邪徒を悉く平治せは、長崎へ渡海する始めに、原の城に着し、其黨類を戮して長崎へ赴くへき旨御詔の趣、執事の族奉書を出す云々、外國入津記
慶長十九年六月、九州長崎古有馬修理子息左衛門佐、日向國縣高橋右近跡を被下、彼領地へ相移候處に、按するに、有馬傳記によるに、直純縣家中之者一人も不隨之、是伴天連衆故如此、依之大御所様より彼等を御誅罰爲可被成、山口駿河守に被仰付、人數は島津陸奥守以手勢可打果との御意なり、慶長年録、官本當代記、創業記
慶長十九年六月廿一日、山口駿河守被仰付、肥前長崎へ被遣候て、吉利支丹御禁制あり、吉利支丹大に起申候、山口と長谷川左兵衛退治仕候、慶長見聞書、慶長十九年六月廿一日、山口駿河守直友仰に依て、肥前長崎に到て、耶蘇禁制の事を沙汰せんごせし折節、大坂陣起るに依て、急き長崎より歸て大坂に

224

赴く、寛永山口直友講、貞享

山口勤兵衛書上

慶長十九年、松浦壹岐守按するに、此頃は肥前守と稱す、壹岐守に改めしは、寛永十四年なり。隆信儀、於駿府權現様御前へ被召出、切支丹宗門公儀御禁制以前より、法印領分は切支丹宗門堅制禁仕候之由、被爲及開召候之間、今度長崎切支丹寺破却之儀、壹岐守被仰付候之よし、委細難有上意共奉承知、則長崎へ罷越、九月彼寺を破却致し候、貞享松浦肥前守書上、

慶長十六年、切支丹の訴人ありて、其御制度被仰出、板倉伊賀守等に被仰付、京、大坂、堺、奈良、伏見其外諸所に於て、改出せし邪宗門の者ども、悉く五條河原にて斬罪せらる、尤彼徒の内にも、邪心を離し、正道に歸誠し、改宗を願ふものを、轉々名付て助命し給ふ、按するに、此書これを十六年に係たるは、訴人らる、の事と總記せしにて、其實は十九年の事と知らる。

同十九年、山口駿河守を被差越、長崎地内に建置し切支丹寺十一箇所、近國諸家に被仰付、寺内の佛像を破裂し、堂塔諸具共に悉く打碎て焼捨らる、

鍋島信濃守 西御役所境内に二箇所○寺澤志摩守 春徳寺地内に一箇所、爐粕町に一箇所、

勝山町に一箇所○有馬左衛門佐 桶屋町に一箇所、十善寺村に一箇所○松浦壹岐守 本博多町に一箇所、今町に一箇所○大村民部少輔立山御役所境内に一箇所、本蓮寺地内に一箇所右十一箇所被焼捨、其後駿河守は、茂木より乗船にて島原に渡り、諸處餘黨の者稠しく穿鑿ありて、直に歸府せらる、長崎志、

慶長十九年、山口駿河守重弘按するに、直友の誤りなり。蒙台命、上使として六月廿一日伏見を發足し、七日廿二日長崎に下着あり、奉行所は長谷川左兵衛なり、長崎切支丹の魁首共を追放し、其寺觀を破却せらる、其頃は家康公は駿府に御座の時なり、大坂秀頼公と出入ありて、伏見に御逗留の折柄、右之旨被仰付候御上意なり、下向の上切支丹魁首ども追放は、先寺觀を退治しての後、呂宋國に遣はさるべきこの事なり、按するに、呂宋といへるは、異説なり、其依て十一箇所の辨南蠻阿媽港國之部、放流の條にあり、依て十一箇所の切支丹寺を破却致せしなり、此内大寺といふは、先年正覺寺に被下、焼亡して今は無之なり、其頃當地に五人の僧ありけるを召出され、彼寺觀を退け、各所用致すへき旨、仰を蒙りける、五人の僧は道知、

傳譽、教了、教西、泰雲なり、上使山口駿河守、奉行

長谷川左兵衛、則檢使并町使奥山七右衛門、さつまつ兵衛、大工川上新助、西郷與右衛門、其外人夫大勢にて寺觀を破却し、其跡地迄も掘退て、駿河守は島原へ押渡り、段々吉利支丹どもを相改め歸國せり、彼本尊多くは金佛、赤銅佛なり、是を五箇寺の土中に埋め置、其形今の踏繪に別而相替らす、夫より遙に後に掘出し、踏繪と成せしもの是なり、其節御立合の大名にて、有馬修理大輔、按するに、左衛門大村肥後守、松浦壹岐守、佐の誤りなり。重て於御奉行所、右五人の僧を召て仰ありけるは、各此間切支丹共の妨難に逢て、長々辛苦して當地に居こらへ佛法廣むる事、偏に奉對天下忠義の至りと、御褒美なり、又別して正覺寺には、半弓二帳、鑓二筋拜領す、則大坂御陣所より、御上意に依て被下所なり、切支丹殘黨も道知を第一に意恨におもふ所有ゆるに、如何成妨難かあらんとて、兼て言上致せしに依て、如此の御上意なり、切支丹魁首の南蠻人どもは、呂宋へ追歸さるゝなり、

其砌天草の伴天連共も御退治なり、是は四郎よ

り以前の者どものよし、此時分四郎は幼少にして、其後伴天連の法をば再興せしものなり、

同年九月に、長崎に罷置所の伴天連、方々より捕ふる邪宗門の張本百人餘、其中高山右近、内藤飛騨守兩人は、武家大名として耶蘇宗に深く立入、何分にも不轉して、囚人と成長崎へ送られ、餘の伴天連同前に天川へ流罪被仰付けり、此時尙又南蠻出家、又は黒船にて乗渡る事、堅く停止と成、商賣一偏に小船にて渡海すへき段被仰渡、奉行長谷川左兵衛在勤也、以上六本長崎記、古集記。

慶長十九年、南蠻人之出家悉く追放、黒船渡海之事停止と成、其後カリウタ作にて、一箇年に五六艘宛令渡海、崎陽記録、

家康公耶蘇宗門御制禁被仰出、耶蘇を本國へ追還し、歸宗せざる日本人を俵ね入、鐵杖を以こるべし、按するに、こは京着の日に、慶長十九年正月十七日、按するに、こは京着の日に、大久保相摸守忠雄按するに、忠雄の事を總記せしなり、耶蘇宗門禁遏すへきの要用を奉て京師に赴く、彼表に到て板倉伊賀守勝重に會談し、天主教の門徒を

改め正し、制戒を加ふべきの旨、舊臘廿六日兩御所の台命を蒙るに依て、發足すと云々、是歳の春、板倉伊賀守鈞命を承て、五畿七道に所在耶蘇宗門の伴黨を搜索して、或は改宗、或は改めざる族逐一に記して、本多佐渡守父子を以て台聽に達す、是に依り、三月七日、御使番間宮權左衛門伴治按ずるに、伊治の誤りなりに命せられ、彼門徒の粹一内藤飛驒守如安、高山入道南坊自注、前田利光の家人、加賀山隼人佐自注、細川忠興家人、按ずるに、寛永二十年渡來せし西齊利亞人の白狀覺書に、先年火罪に行はれしと、のせられたは、こは家人の事にして、隼人にはあらずるべし、始、當宗の骨張、百餘人を大船一艘に乘らしめ、南蠻國へ放逐せらる、同年六月廿一日、山口但馬守重政長崎に赴き、天主教の凶徒を改むべき旨、台命を蒙り、伏見を首途す、然して彼地に到り、吉利支丹の等類等悉く召捕へ、間宮權左衛門に胥議し、内藤高山以下の族徒、悉く外國に放し遣し、夫より高來郡有馬の地へ立越、邪宗の徒を改め糺し、是を捕へて長崎へ送り、西坂に於て斬罪に行ひ、其首を坑にす、今の頸塚是なり、又此砌佃又右衛門といふ覺えの者、最前蒲生氏郷に仕へ、當時福島正則か家にあ

り是も伴天連の骨張にて、改宗せざる故、右の族同罪に處せらるべき、御沙汰たりしか、大神君其武勇を惜せられ、一旦御宥免を蒙る、其後福島異見を加ふること、度々也といへども、更に承伏せざるを以て、竟に死刑に行はると云々、關難問記、慶長十九年三月七日、板倉伊賀守の羽書到來し、邪蘇宗の制禁嚴密なるゆゑ、當春加賀利常卿より伴天連高山右近友祥、入道南坊、内藤飛驒守如安等を禁錮して洛陽へ送る、以後細川忠興朝臣よりも加賀山隼人を捕へ遣す、是を始邪徒百七十餘人獄舎に入置、山口但馬守重弘に胥議し、糺斷の罪決定の趣委細に注進す、依之重て間宮權左衛門伊治を差登するの間、熟計して右の内高山か族をはしめ、重科の男女百餘人を、山口、間宮相携へ長崎へ遣し、西洋國へ放流すへし、殘黨七十餘人を、奥州津輕の外濱に謫流すへき旨鈞命の趣、老臣より板倉方へ奉書を呈す、武徳編年集成、慶長十九年三月七日、高山南坊内藤休庵、自注、一に、二千石、内藤飛驒入道如安、甥あり、宇喜多久閑、五百石、品川右京、兵衛とあり、柴山權兵衛、百石、天主を信するの魁た

るを以て、東都へ送り板倉伊賀守へ渡す、其後阿媽港へ放送す、越登賀三州志、

慶長十九年六月、此頃伴天連京都に蜂起、寺を立、憚る氣色なく行之、町々の訴人多く有之といへども、餘り大勢なる故、しらぬ體にて打置、先十人被行籠舎、其妻を傾城亭主に被預、官本當代記、創業記、

通航一覽卷之百九十三

南蠻總括部三

○切支丹禁制

元和二丙辰年八月八日、伴天連門徒いよ、禁制の旨令せらる、其頃肥前國長崎には門徒猶多かりしか、同四戊午年町年寄高木作右衛門、早く改宗せるにより、時服銀子を賜はり、奉行長谷川權六よりも褒美の證狀を授く、證狀に、午十月とのみありて、年號をのせされども、權六が奉行たりしうち、午に當れるは、今年のみなれば、決斷して、權六また地下人を諭して歸正せしめ、寛永二乙丑年、諏訪の神社を造立し、鎮守となして諸人に崇敬せしむ、同三丙寅年、水野河内守奉行となりて、またよく邪徒を糺明す、此年上方にても彼徒を捕へ、轉へるものは助け、轉はざるものは焼殺す、同六己巳年、竹中采女正重次奉行の時、轉はざるものは島原に遣して、温泉に投し、或は審中に釣下げ折檻して、終に悉く轉はしむ、此年踏繪の事はしまる、同十一甲戌年、柳原飛驒守、神尾内記奉行のとき、猶密に彼法を奉するものありて、諏訪社參の輩も稀なるに

通航一覽卷之百九十二終

より、所詮地下の人民を殲して一掃すへしと令せしかは、地下人悔み歎きて、其罪を謝するにより赦免あり、

元和二丙辰年八月八日、老中酒井雅樂頭忠世、本多上野介正純、酒井備後守忠利、土井大炊助利勝、安藤對馬守重信より、諸大名に贈る奉書の内、急度申入候、仍伴天連門徒の儀、堅御停止之旨、先年按ずるに、慶長十七年なり、相國様被仰出候上は、彌被得其意、下百姓以下に至迄、彼宗門無之様に可被入御念候、
令條錄、

古作右衛門養父高木作右衛門後宗順と申候、私祖祖父にて御座候、此者先年長崎中の者、切支丹宗門にて御座候付、宗順儀も邪宗門にて御座候、切支丹御制禁被仰出候得共、長崎中の者共、其節御法度不相守、邪宗門にて罷在候處、宗順儀者、於江戸邪門を替り可申由申上、一番に宗門を替り申候、依之於江戸爲御褒美時服御銀拜領被仰付、其以後當地於外浦町、伴天連いるまん寺屋敷御座候を、則家屋敷共被下之候、宗順末次平藏兩人才覺を以、伴天連いるまんなどの有所を穿鑿仕出し申上之候、其外長

崎の者共段々邪宗門を替り候之様に仕なし候、就夫其節の御奏行長谷川權六様より、右の御忠節仕候儀、後の爲御證文御狀被下置候由、親共申傳候、右の御狀于今私所持仕候、

御公儀へたいしられ、長崎中にて、貴殿御一人のみ、御公儀へたいしられ、長崎中にて、貴殿御一人のみ、んで、きりしたんのしうもん御かへ候事、殊外御忠不過之候、其上御法度をそむき、かくれ居申候、ばてれんいるまんもの有所迄、貴殿平藏兩人のさい覺を以聞出し、すみやかに被申出付て召取置候、此儀に付長崎諸人よりうごみ候とも、御忠節の事に候間、此以後も猶以被入御精、伴天連いるまん其外す、めなご仕者候は、開出し可被申上候、右之通江戸にて、御奉行衆へ急度御披露可申候、恐々謹言、

午十月廿九日

長谷川 權六 印

高木作右衛門殿眞高木作右衛門書上

慶長十九年の頃、地下人とも邪を改め、正法に歸せし趣に候へとも、今にをいて正法の僧共には、石礫を打悪をなす族多く有之よし、然らば我朝のいまいめのため、一向に四方より火を付、善惡ともに焼

亡し、他邦の者を新しく入替候様にこの上意なり、是則台徳院様の御代、元和二丙辰年、長崎御奉行長谷川權六の時なり、然るを御上意の趣奉畏候、乍恐長崎表の儀、私に被仰付被下候は、一三ヶ年の内には、自然と不殘正法に歸せしめ、相治め可申候條、御免被下度旨相願はれ候處、左候は、權六任せに致すへき由なり、誠に智仁勇備りし人にて、次第に思召の通に相成けり、其後右の趣を聞、地下人ともは、慈悲權六様と崇め奉りし也、此時宗門張始り、寺十ヶ寺餘造營あり、此時延命寺權六建立なり、當地内町外町と相分り、惣人數二萬四千六百九十三人とあり、尤京、大坂、堺其他諸國の者とも來り集りければ、人數日々に彌増けり、

寛永二乙丑年、御奉行長谷川權六思召には、寺々は段々建立すといへとも、神社なし、依之古來は神宮寺を以て、當地の宗廟と仰きし由なれば、明神を勸請し、神宮寺と合鉢して祭るへしとて、伊良林村の内、今の諏訪町の上の邊り山下と云所に、諏訪の社を建て、諸人神祇を拜禮す、其後寛永四年に丸山に移す、丸山と云は今の松森社の所なり、夫より諸

人願の旨趣有之、正保四年より、今の諏訪の社の地を修造有て、慶安二年に遷宮あり、右寛永二年の頃迄は、邪宗門の族ともまた轉はさるもの多し、依之寛永三寅年、御奉行水野河内守下り給ひ、専ら邪宗門穿鑿有て、不轉ものは急度曲たるへき旨、在々所々に相觸られ、伴天連を訴人する者には、銀百枚可被下との制札、今の櫻町札の辻に建、また町々には町使二三人宛出して、切支丹を改らる、轉ひ候ものは、帳面に判形を取、轉さるものは召捕て糺明せらる、に、山林に逃れ隠れ、小屋懸して居る者ともをば焼拂ひ、又は乞食流浪して、爰かしこにのみ兼たるもの多し、是邪宗の妄執深く、愚痴に迷ひしゆゑなり、然れとも河内守は慈悲深き仁にて、少しは御吟味もゆるやかなりし所に、同六年竹中采女正次按ずるに、重次の誤りなり、御奉行として下りたまふ、注、豊後高田、知近隣なれば島原、松倉豊後守重政立越、俱に申談し、切支丹斷絶政し候様に計ひ申せこの上意となり、依之稠敷吟味有之、轉さる者とも召捕へ、島原温泉に遣し、脊中を割て熱湯を入れ、夫にても轉さる者は、又八萬地獄と名付し湯につき込

み、色々の糺明ありしに、ころふものも多く、不轉ものは責殺しけり、長崎にても西坂に、深く穴を掘て、逆様に二日も三日も、轉ふといふ迄穴釣して責られし、是又轉ぬ族はつり殺させしとなり、轉ひしものどもの咄しには、往來の人の足音、耳にこたへし、其じゆつなさ言語に、逃かたきよし申せしなり、寛永六年七月十四日、十五日迄には、不殘轉ひて釋門に入、宗旨を改め、三寶を尊敬す、此時に至ては、元來正法の者と申ては、結句先祖書等六ヶ敷かりければ、地下人又旅人住宅等の者も、ころひと申出候へは、早く落着いたしけり、當歳子迄も轉ひと云しにより、東西轉ひと云事此時なり、采女正思召には、寺參りと申ては致すまじきもの多く有へければ、先祖の墓參りを朝暮に兩度宛可致旨申付くる、一ヶ月に六十度なり、此通の儀相背候者は、又々穴釣可致との仰付にて、毎日兩度宛墓參り致せしなり、此因縁にて、長崎は盆には他國よりは仰山に燈籠とほし、賑しき事なり、右同年には踏繪と云事も始る、今の踏繪の形成物を、紙に書き踏せしとなり、邪宗の者ども、或時は稠敷呵責し、又或

時は候慈悲を以和順させ、不殘正法に歸せし事、誠には東照大権現の御威光と云つへし、以上、六本、長崎記
 寛永三丙寅年より、此邪門に歸服の輩一人宛、倭へ入れ、京三條、大坂御城内の馬場、堺七道の濱に五十俵宛積重て、改宗せぬものを柴薪にて焼殺す、改宗する輩は轉ふといへは、助くへしと、申渡しありし故に、差當り下積になりしもの、くるしさに、ころふへしといふに、轉はんといふものは、これを引おろし、何宗になるやと尋て、其願の宗門の住持に引合せ、當寺旦那に仕候との寺請文取渡し、助りけるとなり、夫よりして寺手形一札といふ事始りぬ、吉利支丹始末記、吉利支丹物語、切支丹來朝實記、按ずるに、長崎志によるに、寺證文は慶長、元和の頃より有し事にて、此時より始りなるへし
 寛永二年に、先年没倒せし諏訪社再造有しかども、參詣の者稀なり、依之同十一甲戌年、榊原飛騨守、神尾内記在勤の節、市中に被相觸は、是迄諸人國禁に隨て表向改宗すといへども、内心邪執を離さる故、神社參詣の者稀なり、然とも人々心底の虚實分れ難ければ、所詮町外に柵を振り、外廻りを堅め、地下人とも不殘追込て焼殺し、當表には近國の人

民を招き、我朝の神徳を崇め奉り、鎮守の神社祭禮等を、令執行旨被相觸の處、地下人大に悔み歎き、何卒御赦免にて、助命被成下なは、自今以後神社を尊敬し奉り、御祭禮等の節、諸人皆々供奉仕りたき旨願訴ふ、依之七月廿六日、地下人共是迄の罪科を宥免可有之條、向後専ら神徳を尊信し奉るへき旨相觸らる、長崎志、

寛永十癸酉年二月廿八日、邪宗門改方及訴人御褒美等の事を仰出る、同十一年五月、同十二年五月、同十三年五月、同十五年九月、御褒美銀員數の御書、是より後、この事にて令せらるるもの、しは、沿革あり、享保の頃に及びて、彼門徒漸く斷絶す、耶穌の事記せし書籍、數部ありて、これを西洋禁書と稱す、末に附載す、
 寛永十癸酉年二月廿八日、老中より長崎奉行に下知狀之内、

一 伴天連宗旨有之所へは、從兩人可申遣之事、
 一 伴天連訴人褒美之事、
 附、上の訴人には銀百枚、夫より下は其忠にしたかひ可被取計之事、
 一 伴天連の宗旨弘候南蠻人、其外惡名の者有之時は、如前々大村方の籠に可入置之事、按ずるに、大村領内は、官禁より前

早く此宗門を嚴禁して、其牢獄あるにより、長崎にて捕へし邪徒も、此獄に下さる、例なり、
 一 伴天連の儀、船中迄改、入念可申付事、
 右條々可被守此旨者也、仍執達如件、
 寛永十年酉二月廿八日

讚 岐
 大 炊

曾我又左衛門殿
 今村傳四郎殿

慶長記○按ずるに、信濃は板倉伊賀守勝重なり、寛永十一年五月廿八日、西井雅樂頭忠世、土井大炊助利勝、酒井謙政守忠勝、松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋、堀田加賀守正盛より、榊原飛騨守、神尾内記に、同十二乙亥年五月廿八日、土井利勝、酒井忠勝、松平信綱、阿部忠秋、堀田正盛より、榊原飛騨守、仙石大和守に贈る下知狀共に同じければ略す、

寛永十二乙亥年九月七日
 一 伴天連并切支丹宗旨、從此以前御制禁候得共、今に斷絶無之様被聞召候、依之堅御法度被仰出候間、領分能々穿鑿候て、自然右之宗門於有之は、擲置、急度可申上候、以上、
 一如此諸國の大名、小名へ奉書被遣候、御近所之衆も、不殘石之通御年寄より被仰渡候、其心得にて御知行所并被召遣候者共、能々御穿鑿尤候、諸法度○按ずるに、此文書誰に贈りしにや、詳ならず、今年より宗旨證文の事はしまれり、

寛永十三丙子年五月十九日、被仰出御條目之内、
一吉利支丹之宗旨有之所へは、從兩人申遣可遂穿
擊事、

一吉利支丹之宗門訴人褒美之事、

伴天連之訴人には、其品に寄或は銀三百枚、或は
可爲二百枚、其外は此以前之如く、相計可被申付
事、

一伴天連之宗旨弘候南蠻人、其外惡名之者有之時
は、如前々大村之籠に可入置事、

一伴天連之儀、船中 改造入念可申付事、

一南蠻人子孫、日本に残し不置様に堅可申付候、若
令違背殘置族有之は、其身は死罪、一類は科之輕重
により可申付事、

一南蠻人長崎にて持候子并母、右之子共之内養子
に仕族之父子等、悉雖可爲死罪、身命を助け南蠻人
に被遣候間、自然彼者共之内、重て日本へ來共、又
は書通の道於有之は、日本人は勿論死罪、親類以下
は科の隨輕重可申付事、
以上、
寛永十三年五月十九日 加 賀 守

豐 後 守
伊 豆 守
讚 岐 守
大 炊 頭

柳原飛驒守殿

馬場三郎左衛門殿長崎拾芥集、

寛永十五戊寅年九月十三日

覺

一ばてれんの訴人 銀子二百枚、一いるまんの訴
人 同百枚、一きりしたんの訴人 同五十枚、又
は三十枚訴人によるへし、

右致訴人候輩は、縦同宗門たりといふ共、宗旨をこ
ろひ申出においては、其咎をゆるし、御褒美如御書
付可被下候旨被仰出候者也、

寛永十五年九月十三日雜話燭談附錄、

寛永十八辛巳年五月、在江戸の諸大名爲御馳走御
能被仰出付、出御以前尾張紀伊兩亞相兩宰相、水戸
中納言殿、同中將殿、并國持大名、其外惣大名へ、掃
部頭、讚岐守、加賀守、伊豆守、豊後守、對馬守傳上
意之趣、所謂、

口上之覺

一吉利支丹改之儀、彌念入可申付候、然其所々に番
を置、往還之者不自由成様に仕候儀は、今程の御仕
置に入儀候間、常々人改の儀は、先規より如有來
申付、往還の者不自由無之様可仕候、以來さしあた
り御改の時分は、御下知次第番をも置、急度相改可
申候、他領の者を領内にて、改出差上候にをいて
は、猶以御奉公たるへき事、

同年五月十九日、近習の面々其外惣物頭殿中へ集、
豊後守、對馬守、志摩守、按するに、若老中三、被傳上意之
浦志摩守正次なり、趣、讚岐守、加賀守其席に在之、所謂、

一きりしたん宗門之儀、面々領内入念、彌無油斷様
に可申付之、并面々領分之者他所へ行、其所に數年
在付、妻子をも持有之候を、無料して召返事不可
然、但重科之者は各別候、因茲知行堺人を留候様に
相聞候間、往還之者自由に候様可申付候事、

同十九壬午年五月朔日、今度御暇被下大小名に被
仰出之趣、

一於領分、きりしたんの宗門、彌入念可相改事、
一領分中、きりしたん宗門改と號し、所々に番を付

置、往反不合期云々、向後往還可爲自由事、大成令、
承應三甲午年二月廿日御觸

覺

一吉利支丹宗門、累年御制禁たりといへども、御代
替に付、彌以無斷絶、急度相守るへきの旨被仰出所
也、自今不審成者有之は可申出、此以前は伴天連の
訴人銀二百枚、いるまん百枚雖被下之、自今以後
は、

一伴天連之訴人 銀子三百枚、一いるまんの訴人
銀子二百枚、一同宿并宗門之訴人 銀子五十枚、
又は三十枚、品に寄、右の通御はうひとして可被下
之、隱置顯るゝにおいては、急度曲事に可行もの
也、仍執達如件、

承應三年二月廿二日正寶事錄、

明曆元乙未年八月二日

定

一きりしたん宗門之事、累年雖爲御制禁、御代替に
付て、彌以無斷絶急度相守之旨番所被仰出也、自
然不審成者有之は可申出之、此以前は伴天連の訴
人銀二百枚、伊留末無百枚雖被下之、自今以後は、

一件天連之訴人 銀三百枚、一伊留末無之訴人 銀二百枚、一同宿并宗門之訴 銀五十枚、又は三十枚、品に寄るべし、
右之通、爲御褒美可被下之、若隱置他所よりあらはるゝにをいては、其五人組まで可被行曲事者也、仍て執達如件、

明暦元年八月二日 武家殿制録、先例政典集成、令條記○按の令條これに同じ、但、御代替に付ての文なく、また、未文可被行曲事の旨、依御當領中下知如件とあり、

萬治二己亥年六月廿三日、今朝評定所へ一萬石以上の大小名在國在府共、家來の者一人宛召寄、伊豆守出座、被仰出之越被相傳之、北條安房守、按するに、て、宗門奉、御目付森川小左衛門列座にて、書付一通宛相渡之、

覺

一きりしたん宗門の儀、密々今以可在之間、家中の輩中間小者に至るて、常々無油斷可被申付候、勿論奉公人出替之刻は、請人に念を入、宗旨をあらため可相抱事、
一百姓町人は五人組、且那寺を彌相改之、不審なる宗旨於有之は、可被遂穿鑿事、

一きりしたん御制禁の高札、明暦元年八月相立候、經年序文言見えかね可申候、あたら敷書直可被立之事、

以上

六月廿二日大成令、

萬治二年六月廿五日町觸

覺

一吉利支丹宗門の儀、密々今以可有之間、家中の輩中間小者に至迄、常々無油斷可被申付候、勿論奉行人出替の刻は、請人に念を入、宗旨を改可被相抱事、
一百姓町人は五人組且那寺を彌相改、不審成宗旨於有之は、可被遂穿鑿事、

如斯被仰出候間、町中店借り下々の者に至迄、請人名主月行事五人組立合、宗門吟味仕、且那寺の手形を可取置、自然不審成宗門於有之者、早々兩番所へ可申來、若隱置、脇より訴人於有之は、其身は不及申、名主月行事五人組迄、急度曲事に可申付者也、
亥六年

右は六月廿五日御觸、町中連判、

同年八月二日

定

一きりしたん宗門の事、累年御制禁たりといふども、彌以無斷絶急度可相改、自然不審成者有之上は申出へし、御褒美として、

一件天連の訴人 銀三百枚、一いるまんの訴人 銀二百枚、一同宿并宗門の訴人 銀五十枚、又は三十枚、品によるへし、

右之通可被下之、若隱置、他所よりあらはるゝににおいては、其五人組迄可爲曲事の旨、堅所被仰出也、仍下知如件、

萬治二年八月二日

奉

行正實事録

寛文辛巳年六月十二日

一きりしたん宗門之事、累年雖爲御制禁、彌以無斷絶可相改之、若不審成もの有之者申出へし、

一件天連の訴人 銀三百枚、一いるまんの訴人 銀二百枚、一同宿并宗門の訴人 銀五十枚、又は三十枚、品により急度御褒美可被下之、自然かくし

置、他所よりあらはるゝににおいては、その所の五人組迄可被行曲事之旨、堅所被仰出也、仍下知如件、

寛文元年六月十二日

奉

行

同年七月四日、式日の寄合松平伊豆守出座、一萬石以上の諸大名の留守居へ、年號改元に付、吉利支丹御法度制札高札書立直、彌念入可相改之旨相渡之、

覺

一吉利支丹宗門御制禁之高札、今度年號改元候間、書直し可被相立事、

一吉利支丹宗門の者、今以所々より密々あらはれ捕之候、何方にかくれ可有之も難計候間、家中并領内彌入念相改之、不審成者於有之は、可有穿鑿事、

一町人百姓五人組を定、庄屋町年寄無油斷改之候様に、領分堅可被申付候、自今以後他所よりあらはれ於捕之は、其所の庄屋町年寄手前遂穿鑿、油斷仕相改さる儀無紛候者、科の輕重にしたかひ、可被行曲事之事、

以上、御製日記、大成令、

寛文二壬寅年六月廿三日

覺

キリシタン宗門の事、累年雖爲御制禁、今以斷絶無之、自所々とらへ來候間、御藏入給人方寺社の輩、

在々所々町中五人組、又は宗門の檀那寺等、彌入念相改へし、自然不審成者於有之は、其所々給人御代官か不然是、於江戸北條安房守、保田若狹守按ずる事奉行にて、宗門奉行兼帶所へ急度可申出候、若かくし置、他所よりあらはるゝにおいては、其所の名主五人組まで御穿鑿の上、可被行罪科之旨、兼々申さかせ、無油斷可遂僉議者也、

寛文二年六月日

右之通三奉行へ達之、御日記、大成令、

寛文四甲辰年二月朔日

覺

一 耶蘇宗門雖爲御制禁、密々弘之族有之と相見え、于今無斷絶之條、向後は遂穿鑿候役人を定、常々無油斷、家中并領内改之、不審成もの無之様可被申付候、若此上幾里志丹宗門領内に有之を、他所より顯るゝにおいては、可爲不念事、

一 幾里志丹宗門其所に在之儀は、名主五人組可存之處、此以前より高札に書載候旨趣、令違背不申出候、以來脇より顯るゝにおいては、穿鑿之上、存なから不申出候は、可被行死罪旨、急度申聞之、無

油斷相改候様可被申付事、

一 幾里志丹宗門、近年輕き者共令露顯、法をも弘め候よき幾里志丹は不出候、すゝめもいたし候程の者は、深く隱可有之間、入精遂穿鑿捕候様に、急度可被申付事、

附、耶蘇宗門訴人之輩は、從此已前御定之通、御褒美可被下候事、

以上

口上之覺

一 幾里支丹穿鑿之儀、一萬石以上之面々は、今度如被仰出候、役人を定、家中領内毎年無斷絶可被相改事、

一 九千石以下之輩は、役人定候儀可難成之間、家中之者は不及申、知行名主年寄百姓巨細に致吟味、今度書付之通申合之、其上毎年五人組手形を取置、何時によらず、從公儀御尋之砌、其手形を出し候様、番頭組頭支配方より、入念急度可被申渡事、

一 御代官所の儀、其手代の内役人を定、無油斷書付之通可遂僉議事、

一 此以前幾里志丹にて、ころび有之候は、書注之、

るにおいては、新敷可被立替候事、以上、
二月日大成令、

寛文十一年三月五日、京大坂長崎奈良駿府日光へ、

耶蘇宗門御制禁之覺書、次飛脚を以被遣之、御日記の條令なるへし、

延寶元癸丑年四月

覺

一 從先年被預置候耶蘇宗門之者、不殘書注之、國所其者之年、ちかき親類縁者可被書付事、

一 耶蘇宗門御預之内、年々死候者年月、又は出生之子共於有之は、其歳をも可被書注之事、

一 御預の内、耶蘇宗門不分明者、ころび候もの、并訴人何人いたし、御赦免之者、又さし候者妻子等迄、委細可被書分事、

一 耶蘇宗門にさゝれ、親死候其子御預之者、國所其者の年、ちかき親類縁者可被書付事、

一 從此以前如被仰出之、家來領分之輩、年々宗門被改之、自今以後隔年に證文可被差上事、

右條々、以此趣奥書注之、渡邊大隅守、按ずるに、大目付を、青木遠江守所迄可被差越候 以上、

北條安房守、保田若狹守迄可相達候事、

一 寺社領門前之町等は、其住持神主より委細遂穿鑿候様に、從寺社奉行所急度可被申付事、

一 幾里支丹御制禁之高札ふるく成、文字見兼候は、書直可被立之事、

寛文四年十一月廿五日御日記、大成令、

寛文十一年辛亥年二月

一 一季居出替之時節たるの間、宗門之儀入念改之、

耶蘇宗門にて無之旨、請人を立可被相抱事、

一 耶蘇宗門今以密々有之て、所々より捕來之間、不審成者不有之様に、面々領内をも無油斷、入念可被申付事、

一 領中被相改之、不審成者不可差置候、若耶蘇宗門隱置、他所よりあらはるゝに於ては、庄屋五人組可爲曲事旨、手形被取置之、毎年改之旨趣、具被書注之、保田若狹守、青木遠江守へ按ずるに、遠江守は御作事奉行にて、宗門奉行兼帶

可被相渡之、此外頭々支配人有之面々は改之、書付頭々支配方迄可差上之、いづれも相違無之旨注一紙、是又毎年若狹守遠江守へ可被渡之事、

附、耶蘇宗門御制禁之高札歴年序、文字見えかぬ

四月日

右書付は從光年、耶蘇宗門之もの、領内に預り置候面々へ計被遣之、大成令、

延寶二甲寅年二月

定

一きり支丹宗門の儀、累年御制禁たりといへども、彌以斷絶なく、急度相改へし、自然不審なるもの有之は申出へし、御ほうびとして、

一件天連の訴人 銀五百枚、一いるまんの訴人 銀三百枚、一同宿并宗門の訴人 銀五十枚、又は百枚品によるへし、

右之通可被下之候、若隱置、他所より顯るゝに於ては、其五人組迄可爲曲事旨、堅所被仰出也、仍下知如件、

延寶二年二月日 大成令、雜話 燭談附錄

延寶六戊午年

定

一きり支丹宗門之儀、累年御制禁たりといへども、彌以斷絶なく相改へし、自然不審なるもの有之は可申出、御ほうびとして、

一件天連の訴人 銀三百枚、一いるまんの訴人 銀二百枚、一同宿并宗門の訴人 銀五十枚、又は三十枚、品によるへし、かくし置、他所よりあらはるるにおいてはその五人組まで可爲曲事、

右之通、囑託可被下之、若於令違犯は、急度可被處嚴科旨、所被仰出也、仍而下知如件、

延寶六年月日

奉

武家禁制錄、令條

天和二年五月日

定

一きりしたん宗門は、累年御制禁たり、自然不審成もの有之は申出へし、御褒美として、

一ばてれんの訴人 銀五百枚、一いるまんの訴人 銀三百枚、一立かへりもの、訴人 同斷、一同宿并宗門の訴人 銀百枚、

右之通可被下之、たとひ同宿宗門の内たりといふども、訴人に出る品により、銀五百枚可被下之、かくし置、他所よりあらはるゝに於ては、其所之名主并五人組迄、一類ともに可被處嚴科者也、

天和二年五月日

奉

武家禁制錄、諸事扣大帳○按するに、正徳元年五月の高札同しければ略すまた貞享四年より、蝦族改さいふ事はしまれり、こは其部

に出

正徳元辛卯年五月

定

一きりしたん宗門は、累年御制禁たり、自然不審成者これあらは申出へし、御ほうびとして、

一ばてれんの訴人 銀五百枚、一いるまんの訴人 銀三百枚、一立かへり者の訴人 同斷、一同宿并宗門の訴人 銀百枚、

右之通下さるへし、たとひ同宿宗門の内たりといふども、申出る品により、銀五百枚下さるへし、かくし置、他所よりあらはるゝにおいては、其所の名主并五人組迄、一類共に可被行罪科者也、

正徳元年五月日

奉 行月堂見聞集

正徳享保の頃は、宗門の徒も遠さかりて、繫囚のものも絶えにけるにそ、此後は宗門奉行方にて司る事は、延寶九年仰出されし、諸家より奉れる切支丹宗門改の證書、及び轉び切支丹類族帳等を預り奉れるのみなり、小日向志、

覺

一天學初函 一部二套十六本 按するに、此書安永元年また持渡りしにより、耶蘇教化の所塗抹して、歸帆の時積戻さしむ、其事唐國總括の部、唐商御谷并御褒美の條にあり、
種目 西學凡 唐景教碑 崎人 交友論 二十五言 辨學遺牘 七克 靈言彙句 圓容較義 測量法義 測量法異同 勾股義 泰西水法 渾益通憲圖說 幾何原本 簡平儀記 同文算指前編 同文算指通編 以上
內 圓容較義 渾益通憲圖說 測量法義 測量法義異同 簡平儀記 勾股義 幾何原本 同文算指前編 同文算指通編 交友論 泰西水法 右は享保五年より、西洋人著述之書たりとも、邪法教化の儀さへ不記書は、御構無之旨被仰出、其以來、右之十一種追々持渡、邪法教化之文會て無御座に付、商賣に出申候書にて御座候、
西學凡 唐景教碑 崎人 二十五言 辨學遺牘 七克 靈言彙句 右は天學初函之内 三山論 學記 教要解略 聖記百言 萬物真原 十尉 濼罪正記 彌撒祭義 代疑篇 天主實義同續編 況

義 右の十八種は、御制禁被仰渡候、
 一 實有詮 右者貞享二乙丑年、十五番唐船持渡
 燒捨、
 一天經或問後集 右は貞享四丁卯年、廿一番唐
 船持渡塗抹、
 一 福建通志 右は貞享三丙寅年、十二番十五番
 唐船持渡燒捨、
 一地緯 右は貞享三丙寅年持渡燒捨、
 一 帝京景物客 右は元祿八乙亥年、十六番船持
 渡塗抹、按ずるに、寛政十一年、同書一部一巻また持渡りしに、
 塗抹積戻命せらる、其事唐國總括の部、唐商御答并
 御褒美の條
 に載す。
 一 譚友夏合集 右は元祿八乙亥年持渡、一部六
 本二十三卷、七言律有過利西秦慕而吊之詩一首破、
 一 願學集 右は元祿十二己卯年、廿三番唐船持
 渡塗抹、
 一 禪真逸史 右は元祿十三庚辰年、六番唐船持
 渡、同六月廿五日御返、但俗話小説也、雖有天主之
 事非耶蘇、所謂天主惡其名却之而已、
 一 方程論 右は元祿十四辛巳年、四十二番唐船

持渡、同十一月廿五日墨消、但、算學書也、序及餘論
 存古序、中載西學算法之題名、及蠻徒之名號、并禁
 書題號、
 一 増定廣輿記 右は寶永七庚寅年、十六番唐船持
 渡、同九月四日墨消、
 一 名家詩觀 右は元祿十五壬午年持渡、一部十
 二本十四卷、第六卷、有贈西洋湯若望詩七言律一首
 墨消、
 一 増補山海經廣註 右者元祿十五壬午年持渡墨
 消、
 一 檀雪齋集 右は元祿十六癸未年持渡墨消、
 以上四十九種、内十一種持渡御免、三十八種御制
 禁、
 右は於聖堂吟味仕候處、書面之通書記に相見申候、
 以上、
 寅十三月 祝職草○按ずるに、此書付寅十二月のみありて、
 其年代を記さず、想ふに享保以後のものなるべし、

通航一覽卷之百九十三終

通航一覽卷之百九十四

南蠻總括部四

○切支丹禁制 刑罰并渡
來停止

慶長十七壬子年三月十一日、駿府にて吉利支丹の徒、
 小笠原權之丞、榊原加兵衛、原主水を改宗せられ、
主水は此時亡命し、同十九年九
 月十三日、捕はれて刑せらる、同廿一日、また岡本大八を火
 罪、有馬修理大夫晴信は、肥前國日野
 江の城主大久保石見守長安
 に預けられ、慶長記に、長安は武藏國八王子瀧山在城、左渡國五
 金銀山の奉行あり、其銀三萬五千石なり、
 月七日甲斐國にて死を賜ふ、同十八癸丑年、大久保長
 安卒せしか、其生前宗教を信じ、南蠻に密通せし事
 發覺して、其子に死を賜ひ、族類連座甚多し、元和年中
 和泉國堺の常珍といふもの、呂宋國に渡海し、歸朝の
 時密に伴天連三人載來る、洋中にして阿蘭陀人に捕
 へられ、後肥前國長崎においてみな火罪に行はる、寛
 永十四丁丑年十月、肥前國島原に邪徒蜂起せしか、明
 年三月族滅せらる、すへて三萬七千人、此前後彼禁
 令を犯して刑せらる、もの、凡二三十萬人に及へり、
 慶長十七壬子年三月十一日、此頃伴天連宗に日本

人成事被禁、小笠原權之丞、榊原加兵衛、原主水、此
 外右の輩被改易、至自今以後は、十人組に諸奉公人
 をなして、若其中の者於成彼派は、則可申出この儀
 也、官本當代記、
 創業記、
 慶長十七年三月十一日、此頃吉利支丹御法度きひ
 しく被仰付、小笠原權之丞、榊原加兵衛、原主水御
 改易、右の宗門たるによつてなり、この頃候は、
 御免可被成候由御意候得共、承引不致候て如此、慶
 長年錄、
 慶長十七年三月十一日、小笠原權之丞、榊原加兵衛
 以下御旗本の輩五六人改易せらる、伴天連の宗門
 に歸依するの族なり、原主水正も同罪の者たる處、
 逐電して行方を知らず、此時大神君上意有て、向後
 旗本の面々各十人與になし、相互に吟味を遂て、若
 其中に彼宗門の徒あらは言上すへき旨、仰亘さる
 と云々、關難問記、
 慶長十七年三月、幕下の士五人充組を分て、按ずる
 には十人組あり、五人
 は十人の誤りにや、耶蘇宗門の改めあり、原主水は
 逐電す、榊原嘉兵衛は代々淨土宗門たる處、其女死
 歿する時、切支丹宗の封札を張るときは、其家に災

難なきの由の惑説に謀られ、一旦彼宗門と成處、兄
 柳原内記清久自注、後改照久大に怒り是を諫むるゆゑ、改
 宗する證據歴然にして、罪せらるに及はずといへ
 ども、其祿を沒收せられ、同國久能寺に蟄居す、
自注、遂に免許なく、上州館林に於て死し、其骸を同州藤澤寺に葬る云々、小笠原權之丞も、一
 旦彼邪徒に誣られ、志を傾くるといへども、改宗の
 證據あるに依て、是又放逐せらる、自注、後大坂に籠城す、武徳二年集成
 御當家、亥年按するに、子年初めて耶蘇宗旨を制禁被
 仰付、柳原加兵衛、御鷹師須賀久兵衛、御歩頭原主
 水、奥方の御物仕御タアなどを遠島へ流さる、武功、
○按するに、諸記によるに、柳原加兵衛、原主水は改易なり、遠流にあらず、
 慶長十七年二月廿三日、本多上野介與力岡本大八、
 與肥前國有馬修理大夫交通、或時密謂修理云、先年
 被討捕黒船爲褒美、可被遣領知之旨、上野介承御
 誑之由申之、則修理舊領、當時鍋島信濃守領内、肥
 前國某郡三郡可下賜之由、偽書御朱印之案文遣之、
 修理不知其偽、爲實而喜之、其間金銀錦繡等之賄
 賂不知其數、又大八語云、此事自江戸幕下可御下
 知、爲其禮謝、江戸御家老可遣之旨稱之、白銀六百
 枚大八取之、以其銀爲商賈、如此及歲餘、修理訝之

直贈書於上野介、按するに、武徳大成記に、晴信實事と思ひ悦其書を解し、たくして、高懸に達せしと記し、關難問記には、去冬晴信書を上野介に投せりとあり、上野介讀之
 不得其意、呼大八詰之、大八不知之由陳之、此事達
 上聞、因修理召寄之及對決、修理出數通之證文、是
 以大八不能陳之、則爲白狀、今日駿府町奉行彦坂
 九兵衛光正奉行之、打羈禁獄、如此罪人古今未聞之
 由、諸人申云々、修理因此若輩被誑誑、自是蒙御氣
 色云々、三月十八日岡本大八申云、日比有馬修理
 可殺長谷川左兵衛之由、有其企云々、因茲自獄出大
 八、而於大八保石見守宅、與修理遂決、大八其企之
 一一申之、修理閉口而不能答之、是以彼召籠修理
 畢、大八又入獄云々、按するに、官本當代記、創業記、慶長年錄
時之事とす、其廿一日、岡本大八自獄中立之、按するに、關
文下に出す、府内渡之、於阿倍川原火罪、見
 人如堵、廿二日、有馬修理大夫配流甲斐國、按するに、
内とす、大八保石見守奉之云々、五月七日、依幕
 府仰、於甲斐國郡内、有馬修理大夫自害之由、本多
 上野介言上之、是欲殺長谷川左兵衛罪也云々、駿府
 關難問記、

慶長十七年、岡本大八といふ者あり、親は在江戸
 す、彼大八九州長崎の有馬修理儀を、於駿府取持者
 なり、從修理方金銀を於差越は、各年寄衆并女房衆
 遣之、彼取成を以、九州鍋島知行中を三郡申請可出
 の由、偽て申條眞と心得、金銀を大八方へ渡す、素
 爲謀計間、不及可之汰沙、金銀を大八令私、此旨修
 理令書上聞、三月廿三日、於阿部川原火災に被成、
按するに、駿府記によれば、大八を火罪に處せられしは、大八被
三月廿一日なれば、廿三日とせば誤りなるべし、大八被
 行罪科砌、大八かいふ、從大御所長崎唐船の縁、彼
 是の使に被遣、長谷川左兵衛を、有馬修理閣打に可
 仕のよし、大八へ申合候ひつる由を白狀致し候間、
 修理爲囚人、則被預大久保石見、子息左衛門佐は不
 可懸此科の由宣ふ、本領令安堵如前長崎居住、五
 月七日有馬修理九州長崎主、去月より甲斐國都留
 郡におかる、可致殺害の由大御所命也、官本當代記、慶長
年錄、

賜はる、此時鈞命有て宣はく、父刑ありて其跡をつ
 かしめ給ふ事、例なしといへども、直純幼年より仕
 へ奉り、且父と不和なるよし聞しめすによりて、新
 に采地を賜ふ、父か遺跡を賜はるにはあらず、寛永
有馬直純譜、
 慶長十七年三月十八日、按するに、此は晴信が召籠られし
あらざる有馬修理領知、其子左衛門佐賜之、急下向而
 國之仕置以下可下知之由、被仰出云々、
 慶長十八癸丑年四月廿五日、大久保石見守長安死
 去、石見守跡之勘定下役共被召、出御改之處、過分
 私曲有之由、殊外御腹立、彌諸國石見守財寶可改
 出之由、可觸之由被仰、按するに、大三川志によるに、此は
は、元長なれ七月九日、石見守息藤十郎、同弟外記、同
 弟權之助、同弟雲十郎、同弟内膳、其外越後播磨居
 住之息男、以上七人切腹可申付之旨、件之預人之許
 被仰遣云々、以上、駿府記、
 慶長十八年四月廿五日、大久保石見守長安死す、臨
 終に愛妾二十四人を呼集、金一萬兩つゝに、和漢の
 織物を添て形見に残す、石見守か嫡子藤十郎、次男
 藤次郎、傍注、異か、る大金は渡しかたければ、先千

兩充與へんといへば、妾も是非に約束のこく受取むと申募り、二十餘人の妾共、駿府に來て直訴に及ふ、神君委く御詮議ありしに、有の儘に申上る、依て俄に檢使を遣はされ、石見守は世帯關所仰付らるゝ處に、藏に貯置たる金七十萬兩、其外の品數いかほごといふ事知れかたしと云々、殊に居間の下に石櫃あり、其内に黒塗の箱一ツあり、封のまゝ、御前へ差上る、神君開かせ御覽あるに、石見守か方より唐の帝王へ、種々の物を渡したる禮式の書、異國王より日本へ品種を送りたる注文、第一日本へ切支丹宗を弘め、宗風を以てこれを攻め、己案内者として異賊を導き、忠輝卿を本邦の帝王とし、をのれ關白職とならんご奸策せし書面、此外一味連判の書付あり、神君驚かせ給ひしか、此書を御懷中あれば、誰ありて其故委しきを知るものなしとかや、さて石見守か死骸を掘出し、同年七月九日、駿河の阿部川にて磔罪に行はる、藤十郎等も死罪に處せられ、妾共は追放となる、石見守か下役人三十餘人、打首獄門等の御仕置あり、大久保家記別集、

慶長十八年、大久保石見守狂亂にて死失せり、死後諸國金山の御勘定ありしに、莫大の私欲あり、所持の金銀財物を點檢有しに、寢間の下より二重なる石櫃の内より、一ツの箱を取らせり、其箱の内、南蠻國に日本の寶物武具等を渡したる目錄、又彼國より責來らしむべき密通の書狀あり、又大名旗本の内、一味連判の誓書、其外年々切支丹宗門弘まりたる趣の書狀數百通あり、此旨御聞に達し、其類族不殘嚴科に處せられ、縁者共斬罪或は流罪追放等被仰付、其後大名旗本の内、何たる子細も定かにしれず、身上滅亡せし人々あり、是皆石見守誓書に有之、連判の衆中なりし由の風聞あり、長崎實錄大成、慶長十九年九月十三日、原主水自關東按するに、文及び官本當代記等を參考するに、はしめ備中國に隠れ、後に武藏國岩槻に潛在せしなり、搦來、則兩手指額當火印、彼者舉用者於有之者、可爲曲事之被添制札被相放、彦坂九兵衛奉之、是者吉利支丹也、數年隱居、唯今尋捕來、三川志、大慶長十九年九月廿九日、吉利支丹清安と云者、籠舎の内、籠に在之罪人二人に宗旨をすゝむ、依之、額に十文字火印あて、十の指を截て被追放云々、駿府

政事録

元和九癸亥年十月三日、於芝火罪吉利支丹、萬年記、元和中中に、阿蘭陀日本に渡海の時節、堺の常珍といふもの、呂宋に到り日本に歸帆の時、沖中にて阿蘭陀人を見つけ、此船呂宋より出、日本に赴く事不審に思ひ、船をばせ着け常珍か船に乘移り、船中を見れば伴天連三人あり、此故に彌船中を改めければ、南蠻よりの書翰數通あり、依之、阿蘭陀人共常珍か船平戸迄挽來り、此所に伴天連乘來の由、松浦壹岐守に訴、早速詮議に及ごいへとも、常珍并伴天連の者共種々に陳謝す、是故長崎奉行長谷川權六に告、權六不移時平戸に來り、糺明雖不輕、猶以陳謝す、于時森助左衛門といふ者、此者元來南蠻の種子にて、日本に生れたり、能南蠻種共持渡りし數通の書翰を、逐一に是を譯する所に、南蠻のものともより、日本に隱居る耶蘇宗門の者共へ送る所の書翰に紛れなし、其文曰、日本大半耶蘇に歸するものならば、告知らせよこの事分明なるにより、常珍并三人の伴天連は火あふり、其外水主乗組の者共、不殘於長崎死罪に行はれけり、阿蘭陀人は日

本忠節の者なりと、此時いひあへり、六本長崎記、長崎拾芥集、

寛永十一甲戌年九月十日

以上

一筆申入候、從長崎伴天連の訴人有之付て、松平周防守、永井日向守、片桐出雲守知行所にて、伴天連さらへ候由申來候、然は右の黨類上方に可有之候間、大坂町中其外在々所々、堅致穿鑿、急度可相改由被仰出候、此旨御料私領中にも、能々可被相達候、恐々謹言、

九月十日

- 堀田加賀守正盛判
- 阿部豊後守忠秋判
- 松平伊豆守信綱判
- 土井大炊頭利勝判

阿部備中守殿

久貝因幡守殿

曾我又左衛門殿

代、久貝因幡守、曾我又左衛門は、彼地則奉行なり、

古記録○按するに、阿部備中守正次は大坂御城

寛永十二乙亥年、榊原飛騨守、仙石大和守支配の節、長崎古川町に金鑄次兵衛といふもの、切支丹の張本伴天連にて、常に金鑄の脇指をさすを以、金

鏑次兵衛といへり、彼者邪宗をすゝめ、吉利支丹の術を得たり、依之訴人有之故、早速可捕の處、合缺落、近郷を相尋る處、今迄此處にありといへども、即ち見えす、彼所にありといへども、忽ち跡もなし、晝夜を分たす相尋、近國へも此旨被相觸、所を關所を構へ、往來の旅人を被相改、亥年より丑年まで三年、無間斷相尋る處、自注、戸町の岩窟に久敷隠る、丑六月十五日、長崎領片淵村にて捕之、自注、此時百姓數十、一説に六月十八日夜、諏訪の奥にて伴天連次兵衛を捕、當時次兵衛百姓を驚かす事、百人に及ぶといふ、此時に九州に關所を建、往來の人を改め候故、旅人は其所の支配人より手形差出し他國へ遣す、長崎の者他國に出るに、町人行司の手形を出す、崎陽記

寛永十四年十月、天草一揆起る、島原合戦是なり、同十五年二月廿八日落成、大將四郎時貞十八、大矢野村甚兵衛か悴なりしとかや、時貞か首は、細川越中守内神野佐左衛門討取之、徒黨三萬七千餘人誅延略記

伐、皆耶蘇宗門の徒といへり、吉利支丹始末記、吉利支丹物語寛永年中島原一揆御追伐に付て、大坂御城より御出し被成候金子、二十九萬八千兩餘といふ、濠洲記島原一揆の節、長崎奉行柳原飛騨守、馬場三郎左衛門出陣、在陣中の用銀長崎關所銀より出之、銀高百十一貫六百九十三匁二分三厘、拂方石火鐵砲の修復、并玉藥、楯板、苦繩、薦、細引、大工、鍛冶、飛脚等也、賊の大將益田四郎并賊徒の首、長崎へ渡さる、張本人益田四郎首、四郎姉の首、四郎姉婿大矢野小左衛門首、監物の首、已上首數四ツ、江戸町出島の前にて獄門に掛る、四郎の徒、首三千三百、右は長崎西坂に埋之、于今首塚有之、崎陽記

先年島原にて切支丹の徒峰起の節、板倉周防守より時付の飛脚を以て、江戸表へ言上有りしに付、御老中方何も被仰合、朝五ツ時登城有、七ツ時過退出の節、下乗橋において土井大炊頭殿、松平伊豆守殿に被申候は、各には定て明朝も早く御登城可有之候、手前儀は明朝宅にて相達し不申候ては、不叶御用向有之候間、ちと遅き儀も可有之候、先程申談候通、奉書等の事も御申付ありて、各の御判形被調

置、手前罷上り次第判形いたし、早々奉書の相渡候様に可然この儀にて歸宿あり、翌朝大炊頭殿登城有之候處、残りの御老中は先達て登城あり、伊豆守殿被申候は、昨晚御申聞の通奉書も出來候に付、何も判形を致置しとて被指出候得は、大炊頭殿披見あり、何とやらん思案顔にて見えし故、伊豆守殿申候は、恩召も有之候は、可有御申聞、奉書は認直させ可申と有之候得は、大炊頭殿被申しは、文中殘る所も無之、各中御判も相濟候上には候得とも、加様の節の奉書は、諸大名方の手前に於て、後々までも相残り可申儀に候、一揆蜂起と有之ては、いささか御仕置にも障り候氣味相も有之様にて候、唯有舛に切支丹蜂起と有之ては、如何可有之やと被申候得は、伊豆守殿はしめ、外の御老中方にも、實に仰の通りに候、其段は何れも心付不申候とて、書直させられ候となり、賢相野史、按するに、此島原一揆の事、普く人の知れる所なれば略す、

ん妻子とも十四人首をさられ申候、此跡は五十人、柴口にて火あふりになり申候、此度は水つけに罷成候、夫ゆる彌きりしたん御法度つよく御座候に付て、江戸總町より御訴訟狀あけ申候、夫故町人共極月中に寺々へ参り候て、きりしたんにて無之候由の手形一札ども取申事、遠國なごより参り候者、皆々迷滅の事、慶長寛文間記寛永十七庚辰年に、四谷の宿外百姓ども、其外の者ども相加はり、穴を探り棲として年月を送りけり、是は皆提字子天帝、バブラス野天連、イブレン印留慢等の邪宗ともなりしか、四谷明地の處を、江戸傳馬町の公儀御役勤むる者どもの下屋敷に被下候に付、地割衆より右の屋敷割渡されし時、彼穴の中に住居ならされは、立退たる其跡の穴には、牛の角何やかや、肉食仕候様々の物ありし故、其儀に付て御穿鑿ありしかは、九人召捕られ梟首に懸られけり、其後所々方々より追々捕へ來りて、同罪に被行畢、同年に品川において、賣人其外諸浪人ども、吉利支丹宗門の族を七十餘召捕へられ、品川の沖にして逆につるされ、水磔に掛られけり、汐の満たる時は、首より下

肩を越て沙水にひたる、息もつき上ず苦しむ、中々目もあてられぬ有様なり、又汐の引し時は、顔夥しく腫て人相替りしかは、此世の人とも思はれず、いといふせく貌悉く替りて、七八日か間に皆々死失せり、玉滴集見、談海集見。

内藤石見守信廣は、豊前守信成か次男なり、初め主税介といひ、五千石を領す、大番頭を被命、慶安元戊子年二月三日、加賜一萬石大坂御城番を被命、與力二十五騎、同心百人被預、然るに信廣召抱へし與力に、椎名七兵衛といふもの吉利支丹宗門の由、訴人するもの有て達上聞、椎名を江戸へ搦參り、糺明有に邪宗に紛なし、依之、信廣不吟味に被思召由にて、御役被召放、領知一萬石被召上、逼塞被仰付、自注、此時岡田淡路守、椎名七兵衛、與力に推舉せしむる、通塞す、○文元、文結録。

明曆三丁酉年、大村より出候切支丹、翌四戊戌成年刑罪の覺、
一男女都合六百三人 内一四百九人死罪、此内百十九人於長崎死罪行之、百三十一人於大村死罪行之、五十六人島原預置斬罪之、三十七人佐賀預置斬罪之、六十六人平戸預置斬罪之、六十九人籠死、百

人御助、十五人大村籠内之、五人長崎籠内殘置有之、五人大村預置之、延寶長崎記、西鎮要覽。
明曆三年、當地酒屋町に利左衛門といふ者あり、此者大村に知るものなり、按するに、慶延略記に載る兵助者、夜中、利左衛門宅に來りて密にいへるは、大村領の内、郡村松原村近方に、邪宗門餘黨一揆を催し、近日長崎に押寄、所々に火を掛、金銀糧米等可奪取計略あり、其方心安き者なる故、内意を知しむる間、其節町中に火をかけ、味方の働をなさば、能仕譽に成しめんと私語けるを、利左衛門聞届隨分一味すへしと許諾し、妻子共に申し付酒食等を與へ、懇に饗應致させ、其身は直に酒屋町乙名役の方に於て、右の趣を相達す、乙名即剋御奉行黒川與兵衛に訴出る、時刻を移さず捕手の役人出され、大村者を搦捕、稠しく拷問有しに、邪宗門の殘黨數百人相催すの次第、分明に白狀す、仍て黒川氏より大村因幡守方に被仰越、彼地村々において黨類其數多搦捕、追々長崎に被差送、委細遂御穿鑿、江府言上有之、依御下知百三十餘人穴釣劊首、其外平戸島原佐嘉に被相渡、都合五百餘人刑罰あり、右利左衛門

に爲御褒美銀十二貫目下し賜はる、長崎志、

明曆三年十二月、大村因幡守領分兵助と申者吉利支丹、長崎姉賀有之、此者に宗門勸め申、然處、彼者奉行所より訴出、長崎より大村方へ申遣、同類九十人程出申候由、慶延略記、
萬治元戊戌年八月十三日、從長崎奉行甲斐莊喜右衛門、黒川與兵衛注進曰、大村因幡守純長采地之土民、爲邪蘇者六百三人、悉捕之令糺問、依其輕重、或梟首、或下獄云々、萬年記、慶延略記、慶安元條問記○出し、慶八月十四日記す、いつれは是なるを知らず、
萬治三庚子年、豊後中川内膳、松平將蓋領内、肥後細川越中守領内鶴崎に、邪宗門の者出來、於長崎奉行所十年餘被逐吟味、邪宗門の者數人段々被行死罪、人數不分明、長崎御用書物、
寛文七丁未年七月、大村籠内之切支丹書付、從大村因幡守被差候覺、
一男女合十五人 内一男四人、内一人は南蠻人、一女二人、内一人寛文八申八月廿四日籠死の由申來、右は、三郎左衛門權八郎按するに、長崎奉行馬場三郎左衛門、山崎權八郎なり、時に預の由、一男六人、一女三人 右は、與兵衛喜

右衛門按するに、黒川與兵衛、時に預の由、西鎮要覽、甲斐莊喜右衛門なり、

延寶八庚申年閏八月廿二日、豊後國桂村勘左衛門と申宗門の者牢死の由、傳馬町石出勘太夫方より申來候に付、檢使に奥田治郎右衛門、龜井孫兵衛按するに、青木道傳馬町に參る、江守組與力なり、傳馬町に參る、
天和二壬戌年三月十四日、傳馬町牢内にて切支丹服部清右衛門兄吉兵衛病死、依之、吉兵衛死骸檢使に、中垣内宇兵衛、并御頭用人天野與右衛門、同心市川半右衛門召連、傳馬町牢屋に參死骸相改候處、別儀無御座候、御頭より囚獄方へ遣候證文、左の通、
井上助之進家來、服部清右衛門兄吉兵衛牢死の由、如例斬罪場へ遣埋置可申候、以上、
戊三月十四日 坂本右衛門印 囚獄
右の證文、吉兵衛死骸相改候以後、石出勘太夫家來齋藤彌五兵衛に相渡す、以上、查祿餘録、
天和三癸亥年十一月、武州府中神明村に城之進と申者、中山勘解由殿に被召捕、吉利支丹籠内入、此者九七寸計の銅の鏡の内、大文字二字有之、星多有

之鏡、是を鳥目百三十五文にて人にあたへ、又一尺餘の鐵の棒一本つゝ、執心の者にとらせ申候、此代二百文充なり、何とも不知本尊持候由、弟子六百程有之、拷問に懸り、駿河責に逢候へとも、彌陀如來來迎と計申、落不申候由、承覽雜錄、享保十六辛亥年二月、武州中野百姓切支丹宗門在之、刑罰云々、享保年錄、

獄廟御末年より、切支丹宗門の輩か轉ぶ事をゆるさず、皆悉くに誅せらる、前後凡二三十萬人、白石遺明和の比、御藏門徒とて切支丹の餘黨行はれ、其門に入もの多し、其中に稻毛屋金右衛門といふ者あり、彼市中には、いとすぐれたる才發のものなるか、遂に一度其門に入たり、其道を聞こなばにして、其邪法なる事をしりたるか、官其徒を穿鑿せらへ給ふに、金右衛門申上げるは、某既に其道に入の非をしれり、然りといへども、いまた其非のよしを知らず、今其非のよしをしらむかため、一たび其門にいれり、其門に入らされは、かれ其道をかたらず、故にはかりことを以てその門には入候なり、

果して、其門に入るに、其法の非なる事をしれり、請ふつぶさに其事を言上することをゆるし給はは、幸甚しからむといふ、官其事をゆるし給ひて、彼かいふ所を御聞濟ありて、金右衛門も遂に其罪をまぬかれぬ、是かれか才あるを以てなり、其後金右衛門、他人に私かに其時の事を語るを再開するに、彼法は其門に入るのはしめは、甚もつとも至極最上の理、なか／＼聖賢の道もおよはぬほどの極意を説き、たごひ其身死すといふともうらみなきはどの事になり、實に其身死したうなるに至る、をのれ其門に入といふ、だん／＼奥の間へ入れ、遂に土藏にいれて、其ありさまをみすれば、自然とありかたう、誠に極樂世界も何そ他にあるへきといふほどに、其身も實に成佛したる心ちにならしどき、遂に一たびころされ、蘇生して此法をゆるさるこそ、其死するや數度の事なりといふ、然れば耶蘇の文字も、よこしまよみかへると訓する字なれば、まことにもあるへきなり、稻毛屋金右衛門其身多才なれば、高位もその才を稱し給ふよし、かれ其時に、御勘定奉行石谷備後守殿へも申上る

よし、諸事隨筆、

寛永十三丙子年、那勿蠟國の王、宗門を弘むとて密に長崎に渡來す、事顯はれて誅に伏す、同十六己卯年、長崎奉行彼徒を捕へてこれを斬しか、こは波羅泥亞國王の姪なりしとぞ、同年太田備中守資宗を上使として長崎に遣はされ、八月五日彼地在留の阿媽港人を奉行所に招き、南蠻人日本の禁令を守らす、密に吉利支丹の徒を渡來せしめ、或は所々に潛居せし宗門の輩に物を送り與へしにより、自後南蠻船の渡來を停止せらる、もし渡來せば其船を破り其人を誅すへき旨、嚴命を諭して悉く歸帆せしむ、然るに明年五月再び通商願のため、長崎に渡來せるにより、七十四人の内六十一人誅せられ、十三人助命して還さる、阿媽港二事の證は、其國の部御、陸伐井渡來停止の條にあり、同年南蠻伴天連二人を火罪に處せらる、新井筑後守が、愈大里亞人殺斷の上書に、南蠻の教れども、其詳なる、師をも、轉はさるもの百餘人まで誅せられし事所見なし、文政八乙酉年二月十八日、南蠻西洋は御制禁邪教の國たるにより、いつれの浦に乘寄るとも猶豫に及はず、た、ちに打拂ふへき旨、沿海の面々に令せらる、證は、津海防之部、異國船扱方の條に出す、

通航一覽卷之百九十四終

歐邏巴那勿蠟國、一作北際大海、南接伊斯把爾亞、蓋小國也、其王崇信天教、棄國修道、自誓普度四方、路經呂宋來長崎、竟就顯戮、寛永丙子年事也、其名マルセイロ、采覽異言、歐邏巴波羅泥亞、自注、又其國西接爾馬泥亞、人物亦相類、寛永己卯年、長崎市船司捕獲番人天學之徒即斬之、後聞、其人此國王姪、名、其人此國の王なりとあり、姪を姓と見、アルヘル、死時年二十餘、按するに、華譯りしなるへし、この國今は大半魯西亞に屬せり、○采覽異言、萬國夢抄註、

寛永十七庚辰年三月十二日に、なんばん人二人火あふりに罷成候、是はきりしたんの大將にて候、一人はよき男、一人はいかにも年寄たるものにて候、昔はしまり時渡り申候者と申候、長寛文問記、

通航一覽卷之百九十五

南蠻總括部五

○切支丹禁制 宗門奉行、同改役
目付井山屋敷

慶長十七壬子年、京都所司代板倉伊賀守勝重、長崎奉行長谷川左兵衛、同十八癸丑年、大久保相摸守出鄰、同十九甲寅年、山口駿河守、間宮權左衛門等、吉利支丹探索の事を奉はり、其後は長崎奉行専らこれを司る、證は、此條第一卷にあり、寛永十七庚辰年にいたり、大目付井上筑後守政重に、吉利支丹宗門奉行を兼しめらる、此職のはしめ、寛永二十壬寅年二月八日、御作事奉行保田若狹守を此列に加へられ、自後大目付御作事奉行の兼職となれり、

寛永九壬申年、井上筑後守政重大目付となり、同十七庚辰年總州にて一萬石を賜はり、別に仰を蒙りてしばし西國に往還し、肥前長崎に赴き、異國の商船及び耶穌禁制の事を裁許す、井上家譜

井上筑後守政重、大目付にて吉利支丹の支配を被仰付、武家勲略記

萬治二己亥年四月二日、大目付北條安房守氏長切支丹御改被仰付、與力六騎同心三十人御預、慶延略記、萬治二年四月廿九日、北條安房守を御座間へ被爲召、吉利支丹の儀、大猷院様御時分より大切に被思召候御用に候間、念を入穿鑿可仕の由、御直に被仰付、御加増千石被下候、就夫井上筑後守吉利支丹の穿鑿被仰付候、初誓詞仕候やと相尋候へは、筑後守は大目付御役儀の誓詞仕、吉利支丹御改被仰付候誓詞は不仕候由申候へとも、私の儀相應に無之、大分の御役被仰付候間、誓詞被仰付被下候は、彌難有可奉存の由申上に付て、御老中より五月四日被下候起請案文、

起請文前書

一今度吉利支丹穿鑿の儀被仰付候、然は御爲第一奉存、毛頭御後開儀仕間敷候、及心處入精逐穿鑿、不寄誰人無依怙最負、正路可致沙汰事、
附、相役人と申惡敷不仕、萬事途相談不立私申分、御爲能方に就可申候事、
一吉利支丹穿鑿の儀、御尋の剋不殘心底存寄候通言上可仕候、勿論御隱密の儀、聊以佗言仕間敷事、

一以御威光奢申儀、又は非分申懸間敷事、
右條々、雖爲一事於致違背は、按するに、此末年月姓名及び宛名等を脱せり、○契利斯督

寛文二十壬寅年二月八日、保田若狹守御作事奉行被仰付、與力六騎同心三十人御預、切支丹支配、御役人代々記、寛文二年二月十二日、於評定所誓紙、其前書曰、

起請文前書

一今度御作事奉行、并幾利支丹宗門穿鑿の儀、北條安房守相加僉議可仕の旨被仰付候、彌御爲第一奉存、御後開儀不仕、御奉公致油斷間敷事、
一被仰付候御役大切奉存、彌以入精末々迄も猥不成様堅相守可申候、勿論御用の儀、ぬりあい申間敷候事、
一御作事の御用訴訟、幾利支丹宗門穿鑿等の儀、成程入念御後開儀不仕、縦親子兄弟知音の好、又は中惡敷輩たりといふとも、依怙最負なく、正路沙汰可仕候、存寄の儀は不殘心底申出、御爲能方に就、落着附、以御威光奢たる儀不仕、并非儀申掛間敷事、
一跡々より被仰出候御法度の趣、堅相守可申候、自

今以後被仰出候御條目壁書等御座候は、同事違背仕間敷候、相役中は不及申、御一門方を始、諸大名諸傍輩と奉對御爲、以惡心申台一味仕間敷候、於殿中は勿論、宿々にても無用所して切々寄合、入魂たて仕間敷候事、
一御隱密の儀、自然承候其一切他言仕間敷候、幾利支丹宗門穿鑿等の様子御尋の刻、不殘心底存寄候通、有舛可申上候、御爲の儀付て、相役人と申惡敷不仕、諸事途相談可申事、
右の條々、雖爲一事於致違犯者、

寛文二年二月

保田若狹守

阿部豊後守殿

兼松下總守殿 契利斯督記○按するに、兼松下總守は大目付なり

寛文の頃宗門改、大目付北條安房守氏長、御作事奉行保田若狹守宗當勤めたり、此後宗門奉行は、大目付にて一人、御作事奉行にて一人、其事をうけたまはれり、小日向志
慶長の末、洛商茶屋四郎次郎に吉利支丹内見を命せらる、元和二丙辰年、伴天連森都といふもの、其宗門を轉へるにより邪宗門の目明となさる、寛永六己巳

年、伴天連仲菴了伯、了順も邪法を轉ひ、かつ白狀の旨あるにより、また目明役を命せられ、轉書物の奥書等をなさしむ、正保元年申年、唐人林友官、黃五官、周辰官三人邪宗門の訴訟せるにより、また其目明役を命せらる、貞享二乙丑年、長崎聖堂預り向井元成、唐船積渡の内天主教の書籍を改出せるにより、御褒美として新に書物改役を命せられ、子孫相續て勤む、
林友官等三人、及び向井元成等の事は、唐國總括の部、唐商御答并御褒美の條にあり。

慶長の末頃、茶屋四郎次郎儀、長崎に罷越、吉利切丹宗門御改内見も被爲仰付候、其時節長崎本蓮寺と申法華宗門の寺建立仕候、貞享茶屋四郎次郎書上、切支丹伴天連森都といふ座頭、勾當となりて諸國に邪宗門を勧め歩行しものなり、此もの元來豊後の大友宗鄰か家臣、田原紹恩か一家なり、彼紹恩は邪蘇の門徒頭にて、主君大友をも其門に引入けり、此森都は實の盲人にあらず、邪宗門勤めんか爲盲人の姿となりて、慶長十年の比は長崎において、さんじゆ庵といふ大寺に居り、伴天連の頭たりしか、正覺寺道知と問答して其論に負け、何國へか逐電して久しく見えざりしか、元和二年辰五月五日

夜に入、十一ヶ年を隔て、すゝき原正覺寺に來り、よこれたる綿入を着て、琵琶をかたけ、道知に逢たき由申、道知立出て、其方は森都にてはなきやと問ひしに、能は見しり有し事哉と答へけり、道知申は、今迄の仕合如何躰に候哉といひければ、仕合は如此の躰にて候と申、此時道知推察して申されけるは、切支丹は悉く破滅し、正法段々繁昌ありて、簡様に十ヶ寺餘の寺共ありと、神道佛道の教化數剋に移りければ、忽ちにあつといふ聲堂も響くはかりなり、此時目を明て、某は豊後國田原紹恩か一家に、田原源藏と云もの成しか、邪法にくみし、迷ひすきし事、後悔の泪かはくまもなし、我等か命さへ御助け被下候は、天下の御法度を背きたる耶蘇宗のものとも悉く訴人いたすへし、偏に助命の儀奉願と合掌して、尊像に向ひ奉り念佛數遍唱へけり、如此の大切の儀、暫時も猶豫すへからず、夜中なれども御奉行所に同道申へし、先目はふさき、元の旨目にて來るへしとて、則御奉行所本博多町長谷川權六殿御前へ申上候は、夜中ながら大切の儀候故罷出候と、右の趣意言上す、御對面有之甚悅

喜被遊、此者切支丹の棟梁の者と承傳へ候へは、私に詮議すへきにあらず、江府へ注進あるへしとて、即剋に言上ありし處、江府へ召登せられ、正法に轉ひ申段神妙に思召上らる、の由、尙又訴への趣一々上聞に達し、森都は伴天連いるまんの目明しに仰付られけり、正覺寺道知には、隨分無懈息佛法弘め候様にて、御褒美の御奉書被下けり、六本長崎記、寛永六年の比、伴天連仲庵、了伯、了順といふものあり、此者とも糺明の上、邪法を轉ひ、吉利支丹の法一切不實にして、他國を可奪謀の由有躰に白狀し、吉利支丹轉ひの者共、重ねて不立歸誓文を爲致、其奥書我々三人仕候は、違變有間敷由訴之故助置、彼者共存命の内、轉書物の奥書仕候、按するに、長崎志に目明仲庵とあれば、三人とも目明したりし事しるへし。仲庵、了伯は南蠻の者、了順は日本のものなり、古集記、

正保三丙戌年、江戸小日向に牢獄を造られ、寛永二十癸未年渡來の伴天連、シヨセイフカウロ等を助命ありてこゝに移さる、これにて傳馬町自後彼宗門を犯せるもの皆此獄に禁め、或ひは刑せらるへき法場となさる、シヨセイフカウロ後姓名を賜はりて、岡本三右衛門と稱す、其事は南蠻意大里亞國の部、渡來并扱方の條にあり、查該餘錄載貞享

二乙丑年三右衛門死去の時、其檢使に出でし口書に、三右衛門儀四十四年罷在とあるを推算して、寶永の後回祿に罹り、再造に其起立正保三年たるをみる。及はす、番所等は寛政四壬子年十七日廢せらる、

寛永二十癸未年、筑前にて捕へし南蠻人都合十人内、伴天連四人、イルマン一人、同宿五人長崎より江戸へ遣し御詮議有之處に、彼等吉利支丹をころひ候故、江戸小日向といふ所に牢を造り、押籠置るといふ、長崎拾芥集、長崎實錄大成。切支丹御用屋敷跡は、茗荷谷の上にあり、今の大久保志摩守、宮原長門守、久留源三郎等か宅地、及び淺利坂邊七軒屋敷のあたりも、みな御構内なりしといふ、切支丹昔は吉利支丹と書しか、常憲院殿御いみなの字をさけて改められしとぞ、此御用屋敷は、彼宗門御制禁を犯せしものを、いましめ置れし牢獄の地なり、或は山屋敷ともいへり、此地もと井上筑後守か別業なりしか、宗門奉行となりしにより、こゝへ牢獄を作れり、後いつとなく御用屋敷とはなりしとぞ、其比南蠻シシリヤの内、ハレルモの人シヨセイフカウロといふもの、吉利支丹の宗旨勸めむとて舶來せり、時に寛永二十年五月なり、

同年七月十三日、江戸へ召寄せられて、宗門奉行筑後守政重にあつて給ひ、傳馬町の牢獄に置れしを、後筑後守屋敷へ移し、遂に山屋敷へおかること、されは此時當所の牢獄は構へられしにや、正保の比江戸繪圖には、井上筑後守屋敷としるせり、これは山屋敷をおかれていくほどなれば、いまた改正に及はさりしなるへし、とにかくに、寛永正保の間に作らたし事は疑ふへからず、或書云、馬天連本國に風聞のために、江府飯田町に屋敷を賜はり、十人扶持を賜はる、後に小日向屋敷に住居せり、彼等三人自注、ツヨセイフカウロ、及び南甯、齋庵の三人なるへし、御重恩を感せし餘りにや、切支丹の白狀を聞えける、則罪人籠獄は小日向といふ所に、石壁重堂一丈二尺四十三間四方に築立、堀高さ一丈二尺の柱なり、忍ひ返し釘八寸にして、外より内へ刃を揃へてうち、土手廻りに築く、此時板倉内膳正へ守護を命せられ、晝夜塚を守る衛士、足輕、同心、拍子木を打て用心す、是寛永年中の事なりと云々、此頃の事にや、筑後守願ひ上申様、罪人警固せんには、同心の輕卒を預け給はるへし、餘儀なき願なれど、かゝる大事の守りには、

俄に御抱あらむもしかるへからずと、御鐵砲方田付か組の同心を分ちて預けられしとぞ、自注、田付兵長十八年鐵砲に長せしか以召出されしよし、家譜にのせ此筑後守は年經て御役を勤めしか、辭し奉りて後に入道せり、按するに、武家勳德記に、筑後守政重萬治三年七月九日隱居、剃髮して幽山と號すあり、此後宗門奉行は、大目付にて一人、御作事奉行にて一人、其事を承はれり、明曆年中回祿の後、傳馬町牢獄造立せらるゝほどは、此處に罪人をうつされしといひ傳ふ、まさしき證もあらされど、さもありしにや、これよりうちつゝきての事か、當所にて罪人拷問等の事、宗門の事にかゝはらず、其餘の強盜偷盜の類も、こゝにて糺明ありしといへり、後元祿十六年十一月廿九日夜、傳馬町牢獄ふた、ひ焼失せしに、同じき十二月五日、時の奉行小幡上總守、松前伊豆守へ御尋ありしは、當所の獄屋かの牢獄再造のほど、假に罪人繫囚あるへきよとの事により、在つる牢獄及び長屋の家作を用ひ、猶假牢いと名むへき所の事など啓しければ、工人白子屋伊右衛門といふもの造作の事を起し、寄騎の侍長岡金右衛門、満田市左衛門等其事を監し、おなしき廿一日落

成して、石出帯刀へわたしけるにそ、廿三日より囚人をはうつされき、其後傳馬町牢獄再造ありて、又もこのことく彼地へ復しけること、これよりさき、元祿十四年の比迄は、寄騎同心のものども、みな當所の御構内に住居せしか、宅地のせはきを以、奉行北條安房守、己が別業の地を彼等にあたへむと願あけて、宅地を割あたへしもの、これ今の小石川安房町なり、されは假牢を設し時も餘地有しならん、この後寶永年中ロウマ、イタリヤの人、ヨアンパツテイスタシロウテといふ人舶來せし時も、こゝにとらへられて御穿鑿ありけるか、かれもまたいくほどなく身まかりける、其後は宗門の徒も遠さかりて、繫囚の者もたえにけること、獄屋回祿の後も再造には及はれず、此後は宗門方にて司る事は、轉ひ切支丹類族帳、及び延寶九年辛酉二月廿七日に仰出され有しよりこの方、諸家の奉はれる切支丹宗門改の證書等を預り奉れるのみにて、刑措て用ひざる世とはなりけり、かくて寛政の頃、佐橋長門守か奉行たりし頃、御藥園の地となされんあらまして、地形をも檢せられしかと、法場

の跡にて汚穢の地なれば、いかゝあらむと言上しけるにより、其事はやみぬ、いく程なく大目付曲淵甲斐守等か奉行たりし時、寛政四年九月十七日、終に當所を廢せられて、御藏におさめをかれし物どもは、みな竹橋内の御藏へうつされ、與力同心のものどもは、皆然るへき缺あるを待て、他の職にうつされたり、はしめ當所の開けし頃、其坪數はしるへからず、元祿十四年十二月廿五日、北の方若干の地を減せられて御家人の宅地となる、今の七軒屋敷是なり、此とき東の方二間通り往還のために盛まれば、寶永の初に至りて、南の方を減せられて是も宅地に賜はれり、今の淺利坂の邊なり、此のちの坪數もたしかには聞されど、表通り四十八間四尺は、斜に北西のかたへかけいり、北の方は六十間一尺五寸、南の方は八十間三尺、西の奥通りは三十八間五尺ありといへは、其大やうはおもひやるへし、今は大久保志摩守、自注、初めは淺野宮原長門守等か別業と、久留源三郎か宅地、及び鐵砲の角場となりて、むかしのさまは變せり、その廢せらるゝ比まで